

令和 5 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（2 月 27 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（26 日間）	4
1. 日程第 3. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 1 号 名寄市名風聖苑設置及び管理条 例の一部改正について	4
○市民福祉常任委員長報告（高野美枝子委員長）	4
○討論（佐久間 誠議員）	6
○討論（五十嵐千絵議員）	7
○討論（川村幸栄議員）	7
○動議の提出（富岡達彦議員）	8
○動議の提出（山田典幸議員）	8
1. 休憩宣告	8
1. 再開宣告	8
○動議の提出（富岡達彦議員）	11
○動議の提出（山田典幸議員）	11
1. 休憩宣告	11
1. 再開宣告	11
○修正可決	14
1. 日程第 4. 令和 4 年第 4 回定例会付託議案第 2 2 号 名寄市国民健康保険税条例の 一部改正について	14
○市民福祉常任委員長報告（高野美枝子委員長）	14
○原案可決	15
1. 休憩宣告	15
1. 再開宣告	15
1. 日程第 5. 令和 5 年度市政執行方針（加藤市長）	15
1. 休憩宣告	25

○質疑（山崎真由美議員）	4 0
○原案可決	4 2
1. 日程第 1 5. 議案第 1 2 号 令和 4 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	4 2
○提案理由説明（加藤市長）	4 2
○原案可決	4 2
1. 日程第 1 6. 議案第 1 3 号 令和 4 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	4 3
○提案理由説明（加藤市長）	4 3
○原案可決	4 3
1. 日程第 1 7. 議案第 1 4 号 令和 4 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	4 3
○提案理由説明（加藤市長）	4 3
○原案可決	4 4
1. 日程第 1 8. 議案第 1 5 号 令和 4 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 3 号）	4 4
○提案理由説明（加藤市長）	4 4
○原案可決	4 4
1. 日程第 1 9. 議案第 1 6 号 令和 4 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 2 号）	4 5
○提案理由説明（加藤市長）	4 5
○原案可決	4 6
1. 日程第 2 0. 議案第 1 7 号 令和 4 年度名寄市水道事業会計補正予算（第 3 号）	4 6
○提案理由説明（加藤市長）	4 6
○原案可決	4 6
1. 日程第 2 1. 議案第 1 8 号 令和 4 年度名寄市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	4 6
○提案理由説明（加藤市長）	4 6
○原案可決	4 7
1. 日程第 2 2. 議案第 1 9 号 令和 5 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 2 7 号 令和 5 年度名寄市下水道事業会計予算	4 7
○提案理由説明（加藤市長）	4 7
○予算審査特別委員会設置・付託	4 8
1. 休憩宣告	4 8
1. 再開宣告	4 8
1. 休会の決定	4 8
1. 散会宣告	4 8

第 2 号（3 月 1 3 日）

1. 議事日程	4 9
1. 本日の会議に付した事件	4 9
1. 出席議員	4 9
1. 欠席議員	4 9
1. 事務局出席職員	4 9
1. 説明員	4 9
1. 開議宣告	5 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 0
1. 日程第 2. 代表質問	5 0
○質問（山田典幸議員）	5 0
1. 休憩宣告	7 0
1. 再開宣告	7 1
○質問（佐久間 誠議員）	7 1
1. 散会宣告	9 2

第 3 号（3 月 1 4 日）

1. 議事日程	9 3
1. 本日の会議に付した事件	9 3
1. 出席議員	9 3
1. 欠席議員	9 3
1. 事務局出席職員	9 3
1. 説明員	9 3
1. 開議宣告	9 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	9 4
1. 日程第 2. 一般質問	9 4
○質問（東川孝義議員）	9 4
○質問（富岡達彦議員）	1 0 4
1. 休憩宣告	1 1 6
1. 再開宣告	1 1 6
○質問（今村芳彦議員）	1 1 6
1. 休憩宣告	1 2 1
1. 再開宣告	1 2 1
○質問（清水一夫議員）	1 2 8
1. 散会宣告	1 3 3

第 4 号（3 月 1 5 日）

1. 議事日程	1 3 5
1. 本日の会議に付した事件	1 3 5
1. 出席議員	1 3 5
1. 欠席議員	1 3 5
1. 事務局出席職員	1 3 5
1. 説明員	1 3 5
1. 開議宣告	1 3 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 6
1. 日程第 2. 一般質問	1 3 6
○質問（高橋伸典議員）	1 3 6
○質問（塩田昌彦議員）	1 4 7
1. 休憩宣告	1 5 8
1. 再開宣告	1 5 8
○質問（三浦勝秀議員）	1 5 8
○質問（倉澤 宏議員）	1 6 8
1. 散会宣告	1 7 9

第 5 号（3 月 1 6 日）

1. 議事日程	1 8 1
1. 追加議事日程	1 8 1
1. 本日の会議に付した事件	1 8 1
1. 出席議員	1 8 1
1. 欠席議員	1 8 1
1. 事務局出席職員	1 8 1
1. 説明員	1 8 1
1. 開議宣告	1 8 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 8 2
○訂正発言（廣嶋市民部長）	1 8 2
○発言（倉澤 宏議員）	1 8 2
1. 休憩宣告	1 8 2
1. 再開宣告	1 8 2
1. 日程の追加（東議長）	1 8 2
○決定	1 8 2
1. 追加日程第 1. 緊急質問	1 8 3
○質問（倉澤 宏議員）	1 8 3
1. 日程第 2. 一般質問	1 8 6
○質問（川村幸栄議員）	1 8 6
1. 休憩宣告	1 9 8
1. 再開宣告	1 9 8
○質問（山崎真由美議員）	1 9 8
1. 休憩宣告	2 0 8
1. 再開宣告	2 0 8
1. 休会の決定	2 0 9
1. 散会宣告	2 0 9

第 6 号（3 月 2 4 日）

1. 議事日程	2 1 1
1. 本日の会議に付した事件	2 1 1
1. 出席議員	2 1 2
1. 欠席議員	2 1 2
1. 事務局出席職員	2 1 2
1. 説明員	2 1 2
1. 開議宣告	2 1 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 1 4
1. 日程第 2. 議案第 1 9 号 令和 5 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 2 7 号 令和 5 年度名寄市下水道事業会計予算	2 1 4
○予算審査特別委員長報告（倉澤 宏委員長）	2 1 4
○原案可決	2 1 4
1. 日程第 3. 議案第 2 8 号 名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	2 1 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 1 5
○質疑（川村幸栄議員）	2 1 5
○原案可決	2 1 6
1. 日程第 4. 議案第 2 9 号 令和 4 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 2 号）	2 1 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 1 6
○原案可決	2 1 7
1. 日程第 5. 議案第 3 0 号 名寄市副市長の選任について	2 1 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 1 7
○同意	2 1 7
1. 日程第 6. 議案第 3 1 号 名寄市教育委員会委員の任命について	2 1 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 1 7
○同意	2 1 8
1. 日程第 7. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	2 1 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 1 8
○報告済	2 1 8
1. 日程第 8. 議案第 3 2 号 名寄市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	2 1 8
○提案理由説明（塩田昌彦議員）	2 1 8
○原案可決	2 1 8
1. 日程第 9. 議案第 3 3 号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	2 1 9
○提案理由説明（塩田昌彦議員）	2 1 9

○原案可決	2 1 9
1. 日程第 1 0. 議案第 3 4 号 名寄市議会会議規則の一部改正について	2 1 9
○提案理由説明（塩田昌彦議員）	2 1 9
○原案可決	2 1 9
1. 日程第 1 1. 意見書案第 1 号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書	
意見書案第 2 号 不登校の公的対応を求める意見書	2 1 9
○原案可決	2 1 9
1. 日程第 1 2. 報告第 2 号 例月出納検査報告、定期監査報告等について	2 2 0
○報告済	2 2 0
1. 日程第 1 3. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	2 2 0
○決定	2 2 0
1. 日程第 1 4. 委員会所管事務調査報告	2 2 0
○経済建設常任委員長報告（山田典幸委員長）	2 2 0
○報告済	2 2 1
1. 閉会宣告	2 2 1
1. 質問文書表	2 2 3
1. 議決結果表	2 2 9

令和5年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 令和5年2月27日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第12 | 議案第9号 工事請負契約の変更について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第13 | 議案第10号 財産の取得について |
| 日程第3 | 令和4年第4回定例会付託議案第1号
名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第14 | 議案第11号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第4 | 令和4年第4回定例会付託議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第15 | 議案第12号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第5 | 令和5年度市政執行方針・教育行政執行方針 | 日程第16 | 議案第13号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 議案第1号 名寄市営球場条例の一部改正について | 日程第17 | 議案第14号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第2号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第15号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第5号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 日程第19 | 議案第16号 令和4年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について | 日程第20 | 議案第17号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について | 日程第21 | 議員第18号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第8号 新市建設計画の変更について | 日程第22 | 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算
議案第20号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算
議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算
議案第22号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算
議案第24号 令和5年度名寄市立大学特別会計予算
議案第25号 令和5年度名寄市病院 |

事業会計予算
 議案第26号 令和5年度名寄市水道
 事業会計予算
 議案第27号 令和5年度名寄市下水道事業会計予算

いて
 日程第12 議案第9号 工事請負契約の変更について

日程第13 議案第10号 財産の取得について
 日程第14 議案第11号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第11号）

日程第15 議案第12号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第13号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第17 議案第14号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第15号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第16号 令和4年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第17号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第21 議員第18号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算

議案第20号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算

議案第22号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第23号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算

議案第24号 令和5年度名寄市立大学特別会計予算

議案第25号 令和5年度名寄市病院事業会計予算

議案第26号 令和5年度名寄市水道事業会計予算

議案第27号 令和5年度名寄市下水道

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 令和4年第4回定例会付託議案第1号
 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
 日程第4 令和4年第4回定例会付託議案第22号
 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（市民福祉常任委員長報告）
 日程第5 令和5年度市政執行方針・教育行政執行方針
 日程第6 議案第1号 名寄市営球場条例の一部改正について
 日程第7 議案第2号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
 日程第8 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 議案第5号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 日程第9 議案第6号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について
 日程第10 議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
 日程第11 議案第8号 新市建設計画の変更につ

道事業会計予算

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由	美	議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美	枝子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

経済部長	山田	裕治	君
建設水道部長	東	聡男	君
教育部長	木村	睦	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大学事務局長	水間	剛	君
こども・高齢者支援室長	松田	慎司	君
産業振興室長	田畑	次郎	君
上下水道室長	佐藤	美香	君
会計室長	鈴木	寛	君
監査委員	岡川	進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈生
書記	開	恵美
書記	石橋	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
教育長	岸	小夜子	君
総務部長	渡辺	博史	君
総合政策部長	石橋	毅	君
市民部長	廣嶋	淳一	君
健康福祉部長	馬場	義人	君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和5年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山 崎 真由美 議員

7番 五十嵐 千 絵 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月24日までの26日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月24日までの26日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 令和4年第4回定例会付託議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 議長より御指名をいただきましたので、令和4年第4回定例会で市民福祉常任委員会に付託されました議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について、委員会を5回開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告します。

12月27日の委員会では、審査に当たり説明員から条例改正の内容について資料を基に説明を受け、質疑に入りました。

1月16日の委員会では、火葬炉の稼働日数、火葬炉の修繕計画、道内火葬場の使用料などについて資料を基に説明を受け、質疑に入りました。

23日及び30日の委員会では、引き続き質疑を行うとともに、2月3日には委員間協議、採決を行いました。

委員会における主な質疑の概要ですが、4月からの使用料改定の提案が今回急になされた経緯などについて複数の委員から質疑があり、説明員から平成30年度に行われた総合計画中期計画の協議で市の施設使用料の見直しの際は火葬料の見直しを検討しなかったが、検討を行うよう市長から担当課に指示があり、検討を始めた。行政評価での市民意見も含めて見直しの必要性はこれまでも指摘されてきた。長引く新型コロナウイルス感染症に加え、物価上昇の状況もあり、慎重に検討を進めてきたが、日常的に発生する費用ではなく、また生活困窮者を免除することができることから、今後も安定した火葬を市民に提供するため今回見直しを提案するに至ったとの答弁がありました。次に、市の施設使用料の見直しを行った際に火葬場の使用料を見直さなかった理由などについて複数の委員から質疑があり、説明員から市の施設使用料の見直しを行った際は貸し館を行う施設を中心に検討を行っており、火葬場は貸し館とは性質が異なるため、そのタイミングで見直しを行わなかった。今回は火葬に対する使用料であり、別の考え方であるとの答弁がありました。次に、受益者負担の考え方について複数の委員から質疑があり、説明員から行政評価で受益者負担の見直しは必要であるとの市民意見をいただくとともに、最終的な評価もそのような評価となった。受益者負担の原則、そして将来世代に負担を残さないためにも一定程度の負担はしていただくべきと考えている。受益者負担割合25%として計算した場合、

現在の使用料の2.12倍となった。これを最初の参考値として道内他市の状況も参照し、市民と市民外の使用料の検討を行った。市民の負担を抑えるために市民の使用料は2倍とした。また、他市では市民と市民外の差を大きく設定しており、平均で2.5倍となっていることを参考とし、市民外の使用料を検討した。現行本市では1.5倍の差であり、これを他市の水準と合わせると市民外の使用料は現行の3.6倍と試算されたが、3倍に抑えた。施設を今後も安定的に維持管理していくために一定の受益者負担が必要だと考えている。また、受益者負担の参考値を25%とした根拠は、平成2年度開設時の受益者負担割合と平成30年度の公の施設の使用料等に関する設定基準である。これまでも利用される方々に迷惑をかけないように修繕を行ってきた。建て替えになると財政負担がかなり大きくなり、逆に市民の皆様にも迷惑をかけることとなると思うので、そこも含めて長くこの施設を使うためには一定の受益者負担をお願いする必要があり、今回提案をしたとの答弁がありました。次に、市民周知の考えなどについて質疑があり、説明員から広報や電子媒体を通した速やかな周知を図るほか、葬儀や火葬に関わることの多い町内会や高齢者施設、医療施設への郵送による周知、市内葬儀会社への説明、地元新聞やコミュニティーFMの周知協力を行う。また、改正後には町内会連合会の総会の場合でも周知を行う。本市における使用料見直しの際の周知期間については条例や統一の基準はないが、一般としては3か月が目安となっている。一方、火葬場については早い時期から予定して使う施設ではなく、突発的に利用される性格の施設であることから、短期間ではあるが、市民に使用料の情報が行き渡るように周知を行うとの答弁がありました。次に、市民に説明する内容などについて複数の委員から質疑があり、説明員から市で原稿を作成する配布物や記事、ポスターなどについては表形式で現在の使用料と変更後の使用料の変化を分かり

やすく記載するとともに、市民と市民外などの定義についての説明も記載し、読んだ方への伝わりやすさに配慮した内容とするなど丁寧な説明を心がける。市民、市民外の取扱いが分かりづらいとの指摘であるが、現状では住民基本台帳のシステムや介護保険データを夜間、休日でも常時使うことはできないため、死亡診断書の住所を使用して市内、市外の判断をしており、これまでに市内、市民外の取扱いを誤って後でお金を返却したり、逆にいただいているというケースはない。本条例では、市長が特別の理由があると認めるときは使用料を免除することができるので、生活保護と同等かそれに近い高齢者については免除することができる。免除の規定についても周知を行っていきたいとの答弁がありました。その他条例の提案理由、庁内における使用料改定の合意形成、施設の今後の修繕計画、委託料の増加の要因、運営を直営から委託にした経緯、使用料の上げ幅の上限、使用料の改定に伴う利用者のサービス向上、使用料の見直しと施設の維持管理、市外の特別養護老人ホームに入所し、住民票を当該施設の所在地に移した場合の使用料の取扱いなどについて質疑が行われました。

委員間協議の主な概要ですが、受益者負担については一定の受益者負担が必要不可欠ということであれば、しっかり説明をすることが必要である。受益者負担割合を25%に何とか合わせていこうというところしか見えてこない。市民全員が使う施設ではなく、目安として25%は妥当ではないかななどの意見が出されました。周知期間については、周知期間は別の考え方であるとの説明があったが、これではやはり市民理解は得られない。一定の周知期間を設けることが一般的で、特に公共施設の使用料は増える、減るにかかわらず十分な市民説明が必要である。平成30年度からこれまで時間をかけて使用料について検討してきているが、市民に説明するに当たっては一定の周知期間が必要である。周知期間が1か月では最大限の努

力をして短いのではないか。今までの一般的な周知期間という中では、施行日を4月1日から7月1日に修正するほうが望ましい。市民から一定の理解を得るためには最低でもその期間は必要であるなどの意見が出されました。使用料については、使用料が全道各市の平均に近く、そんなに高くないからという理由では市民理解は得られない。市民の使用料が現行の2倍、市民外の使用料が現行の3倍といった改定は、市として明確な基準がなく、また上げ幅の上限もなく、市民感覚と大きくかけ離れている。財政的な議論であったり、近隣の市町村の状況であったり、適切な使用料について時間をかけて議論をしていくべきではないか。他市と比べても極めて法外な使用料ではなく、一定の理解をしていかななくてはいけないなどの意見が出されました。その他現在の社会情勢下でさらなる追い打ちをかけるような市民負担を求める条例が提案されたが、そのタイミングではないなどの意見が出されたほか、東川孝義委員外1名の委員から附則中「令和5年4月1日」を「令和5年7月1日」に改めるとの修正案が出されたので、提出された修正案について提案者から説明を受けました。

本委員会では、まず修正案について採決した結果、賛成多数により修正案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、修正部分を除く原案について採決した結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

よって、令和4年第4回定例会付託議案第1号は修正可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして令和4年第4回定例会付託議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（東 千春議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。なお、本日の討論については会議規則第57条の規定により各議員の発言をそれぞれ5分以内といたします。

初めに、委員会の修正案及び原案に対する反対討論の発言を許します。

佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） 議長より御指名をいただきましたので、委員会の修正案及び原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

今回提案のあった名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正に係る使用料の改定案は、市民が7,500円から1万5,000円と2倍に、市民以外は1万1,000円から3万3,000円と3倍とする内容であり、これまでの公共施設の使用料の改定とは比較ができないほどの増幅額であることは周知の事実です。議案の提案理由にある一定の受益者負担については、施設を使用する人、しない人との公平性を確保する上でその必要性は十分認識しつつも、使用料の算定根拠や改定の緊急性、必要性は委員会概要報告での質疑経過を見ても市民理解を得られるものとは到底考えられる内容ではありません。市内経済は3年に及ぶコロナ禍により疲弊しており、追い打ちをかけるように燃料価格の高止まり、電気料金の高騰、様々な日常生活用品や冬期の除排雪費用等も値上がりし、市民生活に大きな影響を及ぼしています。経済団体でも各種経済支援策、市でも上下水道基本料金の減免、冬の生活応援燃料券等、様々な給付金事業を実施している中で、この時期に公共施設使用料の増額改定の提案はそれら支援策との整合性が取れておらず、全く逆行するような施策であると言わざるを得ません。名寄市に長年住み続け、市内の高齢者施設に入所がかなわず、やむなく市外の施設に入所せざるを得ない方は介護保険等の措置は本市でされているものの、住所はその施設に移転することとなります。その方がお亡く

なりになられ、家や家族のある本市での葬儀、葬斎等を執り行う例も年間数件あり、委員会質疑の中ではそうした方が火葬場を利用する際は市民外の取扱いになるとのやり取りもあったと聞き及んでいるところです。改正案では、3万3,000円の料金が適用となり、現在の市民との差額が3,500円だったものが改正案では1万8,000円の差額となり、実に現在の5倍以上の負担増となります。

委員会では周知期間を担保する意味での原案における施行期日の修正案も出されましたが、使用料の改定にあっては全道都市部との比較だけでなく、近隣自治体町村の料金体系を考慮するとともに、名寄市全体としての財政議論、第三者を含めた施設使用料等の検討委員会等を設置するなど適正な受益者負担も含め十分な議論と市民に理解が得られる説明を尽くした上で提案すべきであり、周知期間や提案時期も含め再度検討が必要と考えます。

火葬場は、人生の最後には必ず使用する施設であり、使用しない選択はほぼできない施設でもあります。そのような施設にもかかわらず、個人や利用者の足元を見るような使用料の改定、ましてや十分な周知期間も取らずに使用料を値上げするような改正は、市民を置き去りにした行政運営の手法にほかなりません。火葬場を利用する遺族や関係者にとって葬儀、葬斎時は何かと金銭面での負担が伴います。コロナ禍になってからは葬儀の形態も以前と大きく変容し、費用を抑えた小さな葬儀が主流になりつつある中で、本市が実施してきた現状の料金で故人を送れることは、名寄市に住み続けていただいた故人に対する市としての敬意と感謝の思いが伝わるものであると考えます。現在全道の35都市の中で高い順から見ると32番目の使用料だから、全道平均まで上げるといった考えではなく、現在の順位は福祉の観点からもむしろ他の自治体に誇れるものであると考えるものであります。

以上で委員会の修正案及び原案に対する反対討論を終わります。

○議長（東 千春議員） 次に、委員会の修正案に対する賛成討論の発言を許可します。

五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 議長から御指名をいただきましたので、令和4年第4回定例会付託議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について、委員会の修正案に対し賛成の立場からの討論を行います。

中でも提案内容における施行期日について私の意見を申し述べます。施行期日については、先ほどの委員長報告のとおり、当初提案の令和5年4月1日から令和5年7月1日に改めるとの修正案の報告がございました。周知期間が1か月では最大限の努力をしても短いのではとの考えで、私も周知期間を改める修正案に賛同いたしました。市民から一定の理解を得るには本会議で議決後、最低でも3か月くらいの周知期間は必要であり、周知方法については市の広報はもとより、市で作成する配布物や記事、ポスターなどあらゆる手段を講じて読んだ方への伝わりやすさに配慮した丁寧な説明を行っていただきたいとの願いから、施行期日の修正案を含めまして名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について委員会の修正案について賛成の立場からの討論といたします。

○議長（東 千春議員） 次に、委員会の修正案及び原案に対する反対討論の発言を許可します。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告どおりに令和4年第4回定例会付託議案第1号 名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正について、付託された市民福祉常任委員会委員長報告にある一部修正案と提出議案に反対の立場で討論を行います。

まず、今回の議案提案理由であります施設の老朽化、火葬場の運営経費が伸びている中で、適正な管理運営を維持するためには一定の受益者負担をしてもらう必要が不可欠であることに対して明

確な根拠が示されず、見直し案の市民負担を2倍、市民外負担を3倍にすることには市民理解は得られないのではないのでしょうか。また、受益者負担の考え方について、平成30年の見直し時に特殊な施設として貸し館等の他の公共施設との違いで別の考えから除外していたとの説明だけでは、一定の受益者負担をしてもらうことが必要不可欠とした提案理由に結びつかないのではないのでしょうか。市民からは、火葬場という特殊な施設に対して受益者負担という考え方に違和感を覚えるとの御指摘が多数寄せられているところであります。そして、なぜこの時期に提案なのか。周知期間もほとんどない中での提案なのか。市民説明も不十分であり、市民理解が得られないのではないのでしょうか。

以上のことから、一部修正案、提出議案に反対であることを申し上げて、発言を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） ただいまの採決につきましては、無記名投票を求めます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） ただいま富岡議員から採決の方法について無記名投票によりたいとの要求がありました。賛成の声がありましたので、会議規則第71条第1項の規定によりこの要求は成立いたしました。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） ただいま無記名投票による採決を求める動議がかかりましたが、無記

名投票による採決は議員個々の賛否が明らかになりません。議会基本条例に定められております情報の積極的な公開、そして開かれた議会運営、市民への説明責任の考えに反するものであります。よって、採決の方法は記名投票による採決を求めますので、議長において取り計らいをよろしくお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） ただいま山田議員から採決の方法について記名投票によりたいとの要求がありました。賛成の声がありましたので、会議規則第71条第1項の規定によりこの要求は成立いたしました。

ただいま採決方法について無記名投票によりたいとの要求と記名投票によりたいとの要求が同時にあります。いずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項の規定により無記名投票により採決をすることになっております。

議会運営委員会を開会いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

これより採決の方法について無記名投票により採決を行います。

まず、無記名投票によるべきとする要求について採決を行います。

議場を閉鎖をいたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は17名であります。

念のため申し上げます。無記名投票によるを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入を願います。

なお、賛否を表明しない投票は、賛否が明らかでない投票については会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（東 千春議員） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（東 千春議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（伊藤慈生君） それでは、ただいまから点呼を行います。

投票の経路につきましては、向かって左側から演壇に上がっていただきまして、投票箱に投票の上、右側から降りていただきます。

それでは、点呼をいたします。塩田昌彦議員、倉澤宏議員、富岡達彦議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、五十嵐千絵議員、遠藤隆男議員、清水一夫議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、山田典幸議員、黒井徹議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（東 千春議員） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

塩 田 昌 彦 議 員

倉 澤 宏 議 員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

開票を行います。

（開 票）

○議長（東 千春議員） 投票結果を報告いたします。

投票数17票、こちらは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛 成 6票

反 対 11票

反対が多数であります。

無記名投票での採決は否決となりました。

続きまして、記名投票によるべきとする要求についての採決を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は17名であります。

念のため申し上げます。記名投票によるを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入を願います。

なお、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票については会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

○議長（東 千春議員） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（東 千春議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（伊藤慈生君） それでは、ただいまから点呼を行います。

塩田昌彦議員、倉澤宏議員、富岡達彦議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今

村芳彦議員、五十嵐千絵議員、遠藤隆男議員、清水一夫議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、山田典幸議員、黒井徹議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（東 千春議員） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

塩田昌彦議員

倉澤宏議員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

開票を行います。

（開 票）

○議長（東 千春議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数17票、こちらは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち賛 成 11票

反 対 6票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件の採決方法は記名投票によることが決定いたしました。

これより本件について記名投票により採決を行います。

本件の委員長報告は修正でありますので、まず委員会の修正案を記名投票により採決いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） 念のため申し上げます。投票用紙に氏名を記入し、委員会の修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入を願います。

なお、氏名無記載、他事記載、白票は無効といたします。

それでは、投票箱点検をお願いします。

（投票箱点検）

○議長（東 千春議員） 異常なしと認めます。

次に、投票用紙の配付をいたします。

（投票用紙配付）

○議長（東 千春議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（伊藤慈生君） それでは、ただいまから点呼を行います。

塩田昌彦議員、倉澤宏議員、富岡達彦議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、五十嵐千絵議員、遠藤隆男議員、清水一夫議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、山田典幸議員、黒井徹議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（東 千春議員） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

塩田昌彦議員

倉澤 宏 議員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

開票を行います。

（開 票）

○議長（東 千春議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数17票、こちらは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛 成 11票

賛成（可）とする議員の氏名

5番 三 浦 勝 秀 議員
 6番 今 村 芳 彦 議員
 7番 五十嵐 千 絵 議員
 8番 遠 藤 隆 男 議員
 9番 清 水 一 夫 議員
 12番 高 野 美 枝子 議員
 13番 高 橋 伸 典 議員
 14番 塩 田 昌 彦 議員
 15番 東 川 孝 義 議員
 16番 山 田 典 幸 議員
 17番 黒 井 徹 議員

反 対 6票

反対（否）とする議員の氏名

1番 富 岡 達 彦 議員
 2番 倉 澤 宏 議員
 3番 山 崎 真由美 議員
 4番 佐久間 誠 議員
 10番 川 村 幸 栄 議員
 11番 佐 藤 靖 議員

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について起立により採決を行います。

修正部分を除く……

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） これについても、この

採決についても無記名投票を求めたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） ただいま富岡達彦議員から採決の方法について無記名投票によりたいとの要求がありました。賛成の声がありましたので、会議規則第71条第1項の規定により要求は成立いたしました。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） ただいま無記名による投票が動議として出されましたが、記名投票による採決をお願いしたく、議長において取り計らいをよろしくお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） ただいま山田典幸議員から採決方法について記名投票によりたいとの要求がありました。賛成の声がありましたので、会議規則第71条第1項の規定によりこの要求は成立をいたしました。

ただいま採決方法について無記名投票によりたいとの要求と記名投票によりたいとの要求が同時にあります。いずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項の規定により無記名投票により採決することになっております。

投票の用意を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

これより採決の方法について無記名投票により採決を行います。

まず、無記名投票によるべきとの要求について採決を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は17名であります。

念のため申し上げます。無記名投票による可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入をお願いします。

なお、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票については会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

○議長（東 千春議員） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（東 千春議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（伊藤慈生君） それでは、点呼を行います。

塩田昌彦議員、倉澤宏議員、富岡達彦議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、五十嵐千絵議員、遠藤隆男議員、清水一夫議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、山田典幸議員、黒井徹議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（東 千春議員） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

塩 田 昌 彦 議 員

倉 澤 宏 議 員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

開票を行います。

（開 票）

○議長（東 千春議員） 投票結果の報告を行います。

投票総数17票、こちらは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛 成 6 票

反 対 11 票

以上より反対が多数であります。

無記名投票での採決は否決となりました。

次に、引き続き記名投票によるべきとの要求について採決を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は17名であります。

念のため申し上げます。記名投票による可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入をお願いします。

なお、賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票については会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（東 千春議員） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（東 千春議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（伊藤慈生君） それでは、ただいまから点呼を行います。

塩田昌彦議員、倉澤宏議員、富岡達彦議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、五十嵐千絵議員、遠藤隆男議員、清水一夫議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、山田典幸議員、黒井徹議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

塩 田 昌 彦 議 員

倉 澤 宏 議 員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

開票を行います。

（開 票）

○議長（東 千春議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数17票、こちらは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛 成 11票

反 対 6票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件の採決方法は記名投票によることが決定いたしました。

これより修正議決した部分を除く原案について記名投票により採決を行います。

ただいまの出席議員数は17名であります。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） 念のため申し上げます。投票用紙に氏名を記入し、修正議決した部分を除くその他の部分を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記入願います。

なお、氏名無記載、他事記載、白票は無効いたします。

それでは、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（東 千春議員） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（東 千春議員） 投票用紙に配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 配付漏れなしと認めます。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（伊藤慈生君） それでは、ただいまから点呼を行います。

塩田昌彦議員、倉澤宏議員、富岡達彦議員、山崎真由美議員、佐久間誠議員、三浦勝秀議員、今村芳彦議員、五十嵐千絵議員、遠藤隆男議員、清水一夫議員、川村幸栄議員、佐藤靖議員、高野美枝子議員、高橋伸典議員、東川孝義議員、山田典幸議員、黒井徹議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（東 千春議員） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、

塩 田 昌 彦 議 員

倉澤 宏 議員

を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

開票を行います。

（開 票）

○議長（東 千春議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数17票、こちらは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛 成 11票

賛成（可）とする議員の氏名

5番 三 浦 勝 秀 議員

6番 今 村 芳 彦 議員

7番 五十嵐 千 絵 議員

8番 遠 藤 隆 男 議員

9番 清 水 一 夫 議員

12番 高 野 美 枝 子 議員

13番 高 橋 伸 典 議員

14番 塩 田 昌 彦 議員

15番 東 川 孝 義 議員

16番 山 田 典 幸 議員

17番 黒 井 徹 議員

反 対 6票

反対（否）とする議員の氏名

1番 富 岡 達 彦 議員

2番 倉 澤 宏 議員

3番 山 崎 真由美 議員

4番 佐久間 誠 議員

10番 川 村 幸 栄 議員

11番 佐 藤 靖 議員

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 令和4年第4回定例会付託議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報

告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 議長より御指名をいただきましたので、令和4年第4回定例会で市民福祉常任委員会に付託されました議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について12月27日、1月16日及び23日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告します。

12月27日の委員会では、審査に当たり説明員から条例改正の内容について資料を基に説明を受け、質疑に入りました。1月16日の委員会では、未就学児に対する国税均等割の減額金額の改正について資料を基に説明を受け、質疑に入るとともに、23日の委員会では委員間協議、採決を行いました。

委員会における主な質疑の概要ですが、北海道への納付金について質疑があり、説明員から納付金は主に所得や加入者などの北海道全体に占める名寄市の割合により算定されるとともに、後期高齢者医療制度のように保険料率を2年ごとに見直すことにもなっておらず、毎年変動する。道から給付金の仮算定結果が示される11月以降に予算編成や税率設定を行うことから、今回の改正については4定での提案とならざるを得ないとの答弁がありました。次に、一般会計からの繰入金について質疑があり、説明員から特別会計への繰入れを複数年度にわたって行うと繰入金が増えていく。国民健康保険運営協議会の委員からは一般会計からの繰入金については被用者保険に加入している方の保険料も含まれており、なるべく繰入金は抑えるべきとの意見が出ていた。今回の改正では、経常赤字が解消されないことから、一般会計から繰入れを行うとともに、今年の秋頃運営協議会と協議をしながらさらなる税率改正を検討していきたいとの答弁がありました。次に、応能割と応益割の比率について質疑があり、説明員から資産割を廃止するなど今回の税率改正により道から示さ

れた標準保険料率に近づいていく。所得水準が全国平均である都道府県では、応能割と応益割との構成割合は50対50になるが、道の場合所得水準が全国平均よりも低くなっており、応能割と応益割との構成割合が全道段階では47対53となる。今回の税率改正により今後47対53に近づけていきたいとの答弁がありました。その他国民健康保険制度に対する市の考え方などについて質疑が行われました。

委員間協議では、今回の国民健康保険税の改正は新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことに加え、物価高騰に直面している市民にとって負担が大きいとの意見が出されました。

その後採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして令和4年第4回定例会付託議案第22号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についての審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（東 千春議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、令和4年第4回定例会付託議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第5 これより令和5年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、令和5年度市政執行方針を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 令和5年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様への御理解と御協力をいただきたいと思います。

私が、市長として4期目の任を担わせていただいてから10カ月が過ぎました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、市民の皆様には大変な御苦労の中、ワクチン接種をはじめ、様々な感染予防対策に御協力いただき感謝申し上げます。

気候変動による地球温暖化防止のゼロカーボンへ向けた取組や、デジタル技術による社会変革（DX）、コロナ後の社会変革（アフターコロナ）など、時代の変革を大きな好機ととらえ、「市民が主体のまちづくり」を基本に施策や事業の着実な推進に努めてまいります。

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

令和5年度は総合計画（第2次）後期計画のスタートとなります。総合計画の基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の三つの理念を基本とし、前期、中期の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化などに伴う諸課題、新たなニーズや現下の情勢への対応を進めてまいります。

また、すべての主要施策と、施策間連携により推進する重点プロジェクトでは、新たに「生涯活躍プロジェクト」を加えた、四つの重点プロジェクトに成果指標（KPI）を定め、取組の方向性を明らかにするとともに、数値目標の検証による

進捗管理を行うことで実効性のある計画として取組を深化させてまいります。

今後、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和5年度の予算編成について申し上げます。

本市の令和5年度各会計予算は、総合計画の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な施策や事業を盛り込み、予算を編成いたしました。

主な事業では、南保育所を改築する認定こども園等整備事業、智恵文小中学校整備事業、給食センター改修事業、北3丁目通道路改良舗装事業などの道路新設改良事業、また、ソフト事業では、公共交通DX導入事業、地域通貨導入事業などを計上いたしました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度の肉付け予算と比べ1.1パーセント減の237億5,572万4千円となりました。

また、5つの特別会計予算は87億9,069万3千円、企業会計予算は170億3,758万1千円、全会計の総額では495億8,399万8千円となりました。

なお、予算編成の主な財源として、財政調整基金で5億3,902万3千円、減債基金から4億円、公共施設整備基金で2億1,700万円を繰入し、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」に基づき、市民と市との情報共有などを通じた、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、総合計画について申し上げます。

名寄市総合計画（第2次）の基本構想に定める基本理念、将来像の実現に向けて、令和5年度から4年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

後期基本計画のダイジェスト版を作成し全戸配布するなど、市民周知にいっそう努めるとともに、重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（KPI）の目標値達成に向けた取組を推進してまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

国においては、総合戦略を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改める方針を示しており、地方においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略の改訂に努めることが求められています。

本市の総合戦略は総合計画に含まれることから、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画策定に併せて、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、国の総合戦略に基づきデジタルの力も活用した取組を加えるとともに、計画期間や成果指標（KPI）などの見直し作業を行い、地方創生の加速化・深化を目指してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

「協働のまちづくり」のための最も基本的なコミュニティである町内会については、継続した財政的支援のほか、課題解決アドバイス事業を実施し、未加入世帯の増加や役員の担い手不足などの課題解決に向けて取り組んでまいります。

さらに、小学校区域を基本に組織されている地域連絡協議会については、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくコミュニティスクールなどの他組織との連携や再編を検討し、地域コミュニティ組織の活性化を推進してまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

多様な媒体を活用した行政情報の発信及び本市のプロモーションについて庁内連携を深め、より

効果的な発信となるよう努めるとともに、本市の認知度向上や郷土愛の醸成にもつながるよう、SNSなどを活用した魅力発信に取り組んでまいります。

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

市民一人ひとりが人権に配慮した行動をとることができるよう、引き続き、関係機関などとの連携による啓発を推進するとともに、相談事業を進めてまいります。

男女共同参画については、本年度スタートの「第3次名寄市男女共同参画推進計画」に基づき、性別にとらわれず、男女が互いに協力し合える社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、現在策定中の名寄市DX推進計画に基づき、庁内におけるDXでは、デジタル技術を活用した業務改善（BPR）を進めるとともに、国が示す標準化システムへの移行や行政手続オンライン化を促進し、DX推進計画登載事業の実装に向けた取組を進めてまいります。

また、地域におけるDXでは、関係機関や関係団体との連携により、地域通貨事業を進めるほか、デジタルディバイド（情報格差）対策として、デジタル弱者向けスマホ相談窓口の開設などに取り組んでまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流において、人的交流や特産品販売など様々な事業を通じて、互いの地域の魅力を発信し、相互交流による地域の活性化を推進してまいります。

ふるさと会については、故郷訪問ツアーや会員拡大への支援、本市の情報提供などを通じ、各会の活動の充実が図られるよう支援してまいります。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイへの交換学生の派遣や国際

理解促進につながる様々な交流活動を支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生の派遣や農業青年の派遣・受入、教育旅行受入のほか、台湾国立中山大学との多様な交流を通じて、異文化理解の促進や国際感覚豊かな青少年の育成、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

名寄市移住促進協議会を中心に、ターゲットを絞った情報発信、移住体験ツアーの受入、移住者同士の交流の場づくりなど関係団体と連携しながら移住及び関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

また、移住前後の幅広いサポート体制を整備するため、移住・定住コーディネーターの配置を進めるほか、東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策を目的とした移住支援事業についても、引き続き国・道と連携し取り組んでまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とした13の市町村で形成する北・北海道中央圏域定住自立圏については、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき医療、介護、産業振興分野をはじめ、防災や物流分野など新たな広域連携事業を推進してまいりました。

人口減少の抑制が難しい中、自治体間連携はさらに重要なものになると考えていることから、施策・事業の成果指標（KPI）の達成状況などを検証し、「定住自立圏共生ビジョン」の必要な見直しを行いながら広域連携事業の着実な推進を図ってまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

平成29年4月に策定した「第2次名寄市行財政改革推進基本計画」及び本計画を具体化する実施計画に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいりました。今後も本計画に基づき、時代に即した行財政改革に取り組んでまいります。

また、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくために、職員の能力を最大限引き出すことができる効果的な人材育成手法の研究に努め、市民サービスの向上と効率的な行政運営の両立に努めてまいります。

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市においては「非核平和都市宣言」の趣旨の通り、これまで平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を図るとともにウクライナ人道危機救援金の募集を行うなど、戦争のない世界平和を求めて取り組んでまいりました。

また、これまで取り組んできた事業の内容や資料などを市ホームページに掲載するなど情報発信を行うことで平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について申し上げます。

本市に所在する陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携し、各種の要望を行ってきたところです。

特に、昨年12月、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の3文書が閣議決定されました。これらの3文書も踏まえ、今後も関係機関との連携を図り、名寄駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共存共栄によるまちづくりの推進など、国の動向を注視しながら、自衛隊の体制維持・強化の推進に努めてまいります。

また、本市における自衛隊の活動を応援する名寄市自衛隊後援会などについても引き続き支援してまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」の目標達成に向け、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、本計画が最終年度となることから、次期計画の策定に向けて作業を進めてまいります。

母子保健対策の推進については、国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、相談支援と経済的支援を一体的に行い、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の拡充を進めてまいります。

感染症対策の推進については、新型コロナウイルスワクチンについて、市内医療機関などと連携のもと、接種を進めています。今後も希望される方が円滑に接種を受けられるよう、適切な体制の整備に努めてまいります。

また、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、国・道の動向を注視し、迅速な対応に努めてまいります。

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、主に市立総合病院では救急及び急性期医療、東病院では慢性期医療を担い、市民はもとより圏域の住民が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられるよう、引き続き、診療体制の維持と経営基盤の安定に努めてまいります。

市立総合病院については、救急や周産期・小児医療機能を維持するほか、手術室の増改修事業の着工、国における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う政策・措置の見直しに対応した医療提供体制の構築、関連医療機関等との連携システムの拡大など、一層の体制強化に取り組んでまいります。

併せて、診療報酬改定への対応による増収策と

ベンチマークを活用した経費節減策などに努める一方、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革の制度化を順次進めてまいります。

東病院については、指定管理者と連携を図りながら、より効率的な経営に努めるとともに、老朽化した施設・設備への対応について検討を進めてまいります。

また、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づいた経営強化プランについては、従来の「新名寄市病院事業改革プラン」をもとに、医療従事者の確保と働き方や新興感染症の感染拡大時の対応の視点も含めた内容とし、必要となる経営強化の取組について策定します。

医療圏内の各医療機関のあり方もさらに変化していくことが予測されるため、地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」による事業推進を強化しつつ、必要な医療スタッフの充実に努め、求められる医療提供体制の実現を目指してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

認定こども園などの整備については、本体工事が本年11月に完成する予定となっています。認定こども園が多くの子民に親しまれる施設となるよう、昨年11月に愛称を公募し、愛称選考委員会において、「あいあい」に決定したところであり、令和6年春のオープンに向けて取り組んでまいります。

また、こどもの遊び場「にこにこらんど」については、昨年12月に大型遊具を増設し、リニューアルオープンをいたしました。小学生の利用促進につながるものと考えており、より一層、安全面に配慮し、気軽に利用していただける施設となるよう委託している事業者と連携を図り運営してまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉については、第3期名寄市地域福祉計画の基本目標である「市民みんなが安心して健や

かに暮らせるまちづくり」に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、すべての市民がお互いに支えあいながら生活していける「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

また、災害対策については、災害の発生に備え防災担当と連携し、福祉関係事業所における災害対策に関する計画や避難行動要支援者に関する個別計画などの取組を進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者福祉の充実については「名寄市第8期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が可能な限り、住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進めてまいります。

また、第8期計画が最終年度となることから、第9期計画の策定に向けて、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係する機関や団体などの協力をいただきながら作業を進めてまいります。

健康づくりと介護予防の推進については、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うため、地域の健康課題を把握しながらフレイル予防の普及啓発活動や生活機能向上に向けた支援などを関係機関と連携して取り組んでまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の人と家族を支えるサポーターの養成に向けた講座を引き続き実施するとともに、「認知症カフェ」などを通じ広く市民全体が認知症について理解を深めることができるよう取り組んでまいります。

喫緊の課題である介護職員の確保・業務の効率化については、介護職員初任者研修及び実務者研修受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続するとともに、介護現場におけるICTの活用をはじめとした業務効率化に取り組むなど、介護職員の定着・確保に向けた対策事業に取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことのできる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、「第3次名寄市障がい者福祉計画」、「第6期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、第6期計画が最終年度となることから、障がい福祉行政及びサービス提供体制に関する検討を行い、第7期計画の策定を行ってまいります。

基幹相談支援センターについては、様々な障がいに関する相談を受け、関係機関と連携を図りながら、子どもから大人まで継続したサービスの利用が受けられるよう、支援体制の推進に努めてまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい児や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、定住自立圏共生ビジョンにおいて広域利用を推進している「地域生活支援拠点等」の仕組みを活用し、様々な支援を切れ目なく提供してまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

国保の財政運営においては、保険税収の減少や基金活用が見込めないため、北海道に納付する納付金の財源が確保できない状況となっています。

今後、国保財政の安定的な運営を図るため、加入者の負担に十分配慮した適正な税率設定について、運営協議会の意見などを踏まえながら、納付金の財源が速やかに確保されるよう検討してまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

深刻さを増す地球温暖化問題に対応するため、市民への啓発とともに、公共施設の省エネルギー化を推進するなど、CO₂削減に向けた取組を進めてまいります。

また、本市のポテンシャルを生かした再生可能エネルギーの導入について、民間事業者と連携し進めてまいります。

霊園、墓地、火葬場などの施設については、利用される方が安らぎを感じる環境空間となるよう努めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成に向け、再生資源集団回収事業をはじめ、段ボールコンポストの普及や適正な分別方法の周知啓発、再資源化などの取組を進めてまいります。

さらには、環境衛生推進員協議会との協働による清掃週間や分別指導のほか、効率的なごみの収集・処理事業を推進してまいります。

名寄地区衛生施設事務組合における次期一般廃棄物中間処理施設整備関係では、本年、実施設計・施工一括での工事発注を予定しています。昨年に引き続き、本年7月までの工期で実施している旧清掃センターの解体工事とともに、進捗状況などについて市民の皆様へ随時周知を図ってまいります。

次に、消防について申し上げます。

近年、全国各地で自然災害が発生しており、北海道内でも地震、水害、暴風雪による停電などの災害が身近に感じられるなか、新型コロナウイルスの感染が国内で初めて確認されてから3年となりますが、市民の不安も依然として高く消防に向けられる期待は、より一層高まっています。

このことから、「市民が安全・安心を実感できるまちづくり」と「持続可能な消防体制」の実現に向け、消防力の強化と組織体制の充実を図るため、導入から26年経過した消防車の更新を行い、消火活動の安定と強化を進めてまいります。

救急・救助体制では、北海道消防学校や各種研修への参加、関係機関との合同訓練などを通じて知識、技術の習得と連携強化を図り充実した体制を構築してまいります。

また、地域防災力の中核となる消防団については、多様な広報手段を用いて新規消防団員の加入を促進するとともに、研修、訓練を通じて人材育成と強化に努めてまいります。

住宅防火安全対策については、住宅用火災警報器の維持管理と設置率向上、防災製品の普及について積極的な広報活動を展開し、人的被害ゼロの実現に向けて地域全体の防火意識の高揚を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、全国各地で甚大な被害をもたらしている自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方にに基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災・減災の取組を推進してまいります。

さらに、自助及び地域の共助力の向上を柱とした取組から、住民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び防災リーダーの育成に努めるとともに、防災資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

本市における昨年の交通事故は、一昨年に比べ微増となっており、引き続き、事故の根絶に向け、関係機関や団体との連携による取組を進めてまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室や夜光反射材の配布など、事故被害防止に向けた取組を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体と、犯罪防止に関する情報の共有を図るとともに、防犯対策の強化や防犯意識の高揚を図ります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害の防止に向け、引き続き積極的な啓発活動を行うとともに、相談員の資質向上に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、瑞生団地は建て替え

工事を、緑丘第1団地は5号棟の長寿命化工事を実施し、そのほか既存団地の住宅設備などは、計画的な修繕により居住環境の維持に努め、安全安心な市営住宅を供給してまいります。

民間住宅の整備については、木造住宅の耐震化への支援として、耐震診断及び耐震改修費用の一部を助成し、地震に対する安全性の向上を図ってまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、魅力ある安全・安心な憩いの場の提供に向け、浅江島公園や大学公園などの老朽化した公園施設の改修・更新に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全・安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として5路線を更新し、併せて給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業、及び浄水場設備の更新を実施してまいります。

また、配水管網整備事業として1路線を整備し、第2期拡張事業については、計画に沿って自衛隊地区への配水管整備を進めてまいります。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を引き続き進めてまいります。

個別排水事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽10基の設置工事を予定しています。

次に、道路整備について申し上げます。

未改良である生活道路整備のため、社会資本整備総合交付金や都市構造再編集集中支援事業費補助により整備を進めている北3丁目通、南10丁目右仲通、西3条仲通及び徳田18線緑丘連絡線のほか、新規路線の事業着手に向け、国への予算要望を進めてまいります。

市単独費による整備については、舗装路面の老朽化が進行している東5号線、風連26線及び風

連東4号線の3路線の舗装改築工事を行い、安全で円滑な道路空間の確保に努めてまいります。

橋梁については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、令和12年度までに修繕を計画している橋梁のうち、「風連駅跨線橋」を含む3橋の修繕工事を実施するほか、「吉岡橋」の実施設計及び25橋の近接目視点検を行い、引き続き利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

市道の除排雪については、令和5年度においても、新雪除雪のほか、積上げ除雪の実施や幹線道路の複数回の排雪とともに交差点のカット排雪を実施し、冬季の安全・安心な道路空間の確保に努めてまいります。

また、除排雪システムの導入により、除雪車両の位置情報や危険箇所などの最新情報を把握し、オペレーター、事業者、市が共有することで、作業の効率化など市民サービスの向上につながるよう努めてまいります。

除排雪助成事業については、除排雪業務の担い手育成・確保に対する支援や排雪ダンプ助成事業、市道及び私道除排雪助成事業の実施など、関係機関と連携を図りながら、引き続き市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、国において、JR北海道への支援が継続されており、道内においては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第2次アクションプランに基づき、宗谷本線など8線区を維持・活性化・利用促進するための取組が進められています。

今後も、持続的な鉄道網の確立に向け、北海道や各沿線自治体などと連携を密にし、宗谷本線活性化推進協議会としての取組を継続してまいります。

路線バスについては、人口減少や交通体系の多様化により利用者が減少傾向であり、名寄市地域

公共交通活性化協議会において、新たな交通モードの形態やあり方の議論を進めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに、「第2次名寄市農業・農村振興計画」については、令和5年度からの後期4年間の実施計画がスタートし、計画に基づき地域の特色を生かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し施策を推進してまいります。

次に、収益性の高い農業経営の確立について申し上げます。

米政策については、水田活用の直接支払交付金制度の要件見直しに対応し、交付対象水田として維持するため田畑輪換体系の確立や、畑地化後の収益性向上を図るため、堆肥連用による土づくりなど地力増進へ向けた取組を推進してまいります。

薬用作物振興では、機械化による作業の負担軽減、栽培技術の確立や培養苗の供給に向けて関係機関・団体や製薬会社と連携し推進してまいります。

食肉センターについては、と畜場の利用増加に伴い残渣処理が増大していることから、焼却処理能力の向上を図るための施設整備を実施し、安定した施設運営を図ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

農業法人化については、引き続き複数戸による法人設立支援や情報提供などに努め、地域における中核的な担い手の確保に取り組みます。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農の育成については、後継者の安定的な経営継承に向け、引き続きJAと協調して支援を行うとともに、省力化に対する支援など、内容を拡充し取り組んでまいります。新規参入の確保については、移住施策と連携し募集活動を行い、自営や雇用就農など多様な形態による新規就農につながるよう取り組んでまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について

申し上げます。

環境にやさしい持続可能な農業・農村の構築については、化学肥料の低減など環境保全効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策では、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、引き続き捕獲による被害防止の取組と担い手の育成に取り組むほか、ヒグマの出没情報提供による注意喚起や電気柵の設置など、予防と安全対策を関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、豊かさや活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進については、本市の特性を活かし地産地消や食への関心を高めていくため第4次名寄市食育推進計画の目標達成に向け、関係機関や団体とともに取り組んでまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、間伐や伐採及び植林を計画的に推進し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

私有林については、国や道の補助制度を有効に活用した森林所有者の負担軽減などにより、関係機関と連携し計画的な森林整備を推進してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、林業機械や人材育成・担い手確保などに対する支援を継続してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商工業の振興を図るため、本市の中小企業振興に係る基本理念や役割などを定めた中小企業振興条例に基づき、市の制度融資や企業活力強化への支援など、地域循環型経済の構築を図る取組を推進するほか、地域経済を牽引する事業者への施策

を継続してまいります。

また、ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済情勢に対応していくと同時に、原油価格・物価高騰の影響を受ける地域経済の再生と活性化を図るため、引き続き、国や道の施策を注視しながら、「産官金連携なよろ経済サポートネットワーク」を通じて市内経済団体や金融機関と連携し、適宜、必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

市民から好評をいただいている住宅改修事業「ずっと住まいる応援事業」については、庁内検討会議における議論や市内住宅関連団体からの要望、さらには名寄市中小企業振興審議会の御意見を踏まえ、要綱に規定する最長4年間の延長をし、現行の加算項目の見直しや新たな加算項目の創設などにより市民が安心して住み続けられる住環境の整備及び住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び人材育成を推進してまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る敷地利活用については、引き続き「再生可能エネルギー」「物流・防災拠点」「IoT」を3つの柱に、事業の具現化へ向けて進めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、あらゆる分野において人材確保は喫緊の課題です。

人材の育成・確保に関して、中小企業振興条例に基づく支援メニューのさらなる周知及び利用促進に努めるほか、国の制度に基づく特定地域づくり事業への支援などにより、安定的な雇用環境と人材の育成・確保に向けた取組を推進してまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る雇用対策については、離職を余儀なくされた従業員が安心して地元で就職し、名寄で暮らし続けられるよう引き続き支援を行います。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や企業説明会などをハローワークをはじめ、関係団体と連携して実施し、新規学卒者の地

元定着につなげるための施策を推進してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

2年目となる「名寄市観光振興計画（第2次）」に基づき、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へと回復の段階に応じて、天塩川でのカヌー体験やさらなるキャンプ需要が見込まれるふうれん望湖台自然公園など自然を生かしたアウトドア観光の推進のほか、冬季スポーツや自転車などNスポーツコミッションと連携したスポーツツーリズムの推進などを重点的に取り組みます。

また、市民の皆様には本市の観光資源の魅力を改めて知っていただき発信していただくなど、市内での観光消費額や市内宿泊者数、名寄市認知度向上の目標達成を目指し、地域経済の活性化を図ってまいります。

ピヤシリスキー場については、今シーズンからツリーランエリアを開放したほか、バックカントリースキーの可能性を図るモニターツアーを実施するなど、来るべきインバウンド需要の回復も見据え、新たな魅力創造に努めています。

また、昨年、温浴施設を改修しリニューアルオープンしたなよろ温泉サンピラーについては、集客力の向上が期待され、ウィンターシーズンの誘客のみならず、夏の合宿やグリーンシーズンの観光需要の掘り起こしに努めてまいります。

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、各施設への支援を充実させ安定した運営のもと、幼児教育の質の向上と保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

今年4月の再編統合により設置される新名寄高校への支援については、北海道教育委員会と連携し、地域一体となって支援体制の構築を図ってまいります。

特に、新名寄高校に導入が予定されている学校運営協議会と連携し、地域とともにある学校づくりの充実を目指してまいります。

また、名寄産業高校については、在校生の卒業に伴いキャンパスの使用が廃止となりますので、今後の利活用について北海道と連携し検討・協議してまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学では、大学設置基準に基づきFD活動（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD活動（スタッフ・ディベロップメント）を推進するためFD・SD委員会を置き、各種研修を実施しています。これは、組織的な研修・研究の実施を通じて、教員の教育及び研究力量の向上を図ること、また、教職員の研修を通じて、能力・資質の向上を目指すとともに、教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を図ることを目的としています。

昨年4月には、新規に配属となった教職員を対象に本学教員が講師となり大学の特色ある教育について新任教職員研修を行い、8月と11月には、学外から講師を招き教育活動を適切で効果的な運営を図るべく、教育方法に関する研修を実施しています。

また、本年2月には、大学教育の質保証と大学組織の評価のあり方について外部講師によるWEB研修を実施しました。

今後とも年次的な研修を実施し、教職員の資質向上に努めてまいります。

令和5年度からの3年間は、将来構想の最終期にあたることから、前期、中間期の検証結果を踏まえ最終年のビジョンを見据えて将来構想を着実に推進してまいります。

また、大学院設置に係る検討を将来構想期間中の設置に向けて取り組んでまいります。

今後、地域に根ざした教育活動の展開、名寄市立大学の特色と専門性を活かした学びの提供と学生確保を継続するべく、各種取組を進めてまい

ります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備では、利用促進を図るため、名寄市スポーツセンターのトレーニング機器整備や、市営テニスコート、ピヤシリシャンツェ、なよろ健康の森の施設整備などを行い、市民に快適なスポーツ・運動環境を提供してまいります。

スポーツ振興事業では、国の調査において、特に20代から50代までの運動実施率が低いことが課題となっていることから、スポーツ・運動による健康づくり事業を推進し、スポーツによるまちづくりを実現していきます。

また、昨年、設置されたスポーツ団体組織統合検討会議で、将来を見据えた持続的なスポーツ振興が図れるよう、市内スポーツ協会とNスポーツコミッションの組織統合に向けた話し合いを、継続的に進めてまいります。

スポーツ合宿推進事業では、引き続き、本市が冬季スポーツの拠点となるべく、関係団体との連携を図りながら、本市スポーツ施設などを有効に活用して、幅広いスポーツ合宿・大会誘致を展開できるよう努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市史編さん事業では、名寄市史（新市版）の発刊に向けて、これからも市民の皆様へ資料の提供をお願いしながら、地域の特徴を客観的視点でとらえた新しい名寄市史の編さんを進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和5年度の市政執行方針といたします。

○議長（東 千春議員） ここで13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時23分

再開 午後 1時30分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年度教育行政執行方針を行います。

岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 令和5年第1回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、令和5年度から、国では新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現に向けた第4期教育振興基本計画がスタートします。

また、北海道教育委員会では、北海道が目指す「自立」と「共生」の基本理念を継承した新たな北海道教育推進計画の下、本道の教育課題の解決に取り組みます。

名寄市教育委員会では、このような国や道の動向を踏まえるとともに、名寄市総合計画後期基本計画の一年目にあたり、改めて教育・文化・スポーツ分野における基本目標である「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」を胸に刻み、その実現に向け、令和5年度の学校教育推進計画、社会教育推進計画の確実な推進に努めてまいります。

以下、令和5年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、令和5年度の学校教育における重点施策について申し上げます。

学校教育では、令和4年度に名寄南小学校が学校力の向上の取組などが評価され、文部科学大臣優秀教職員組織表彰を受賞しました。本市の学校教育の取組が全国的に評価されたことを糧に、令和5年度の学校教育については、名寄市学校教育推進計画に基づき、4つの重点的な取組を進めてまいります。

まず、第一に生きる力を育てる教育の推進についてであります。

これからの複雑で変化の激しい社会においては、子供たちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる生きる力を身に付けられるようにすることが重要です。

そのため、各学校の教育課程については、学習指導要領の社会に開かれた教育課程の理念に基づき、家庭や地域と連携・協働して教育活動の充実が図られるよう適切な編成・実施に努めてまいります。

確かな学力を育てる教育の推進については、各学校が全国学力・学習状況調査などにより把握した児童生徒の実態等を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明確にして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を積み重ねていくことが大切です。

そのため、児童生徒一人一人の資質・能力、興味・関心・意欲などを的確に捉え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実が図られるよう、一人1台端末の効果的な活用や加配教員等による小学校における教科担任制の取組などにより指導方法・指導体制の工夫改善に努めてまいります。

また、引き続き、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に学力向上の取組の検証と改善を組織的・効果的に行うとともに、北海道教育委員会の指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組み、市内の学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や公正な判断力などを育てることが大切です。

そのため、「特別の教科 道徳」を要として、地域教材の効果的な活用や家庭、地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通して道徳性を養う道徳教育の充実が図られてまいります。

生徒指導については、課題解決的な対応にとどまることなく、教師と児童生徒との信頼ある関係の中で、すべての児童生徒の発達を支え、課題の未然防止ができるよう積極的な生徒指導の充実に

努めてまいります。

いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等対策組織」に基づき、すべての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて一層理解を深め、家庭や地域、関係機関と連携して未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、「名寄市小中高いじめ防止サミット」を引き続き実施し、各学校のいじめ防止の取組の交流を通じて、児童生徒の自発的・自治的な活動によるいじめ根絶の取組の活性化を図り、いじめ根絶のための取組をさらに徹底してまいります。

読書活動については、全小学校に配置している学校司書を活用した図書を選定や配置の工夫、市立図書館との連携した取組などにより、児童生徒が図書に興味・関心をもち読書意欲を高めるよう取り組んでまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通じて望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。

そのため、各学校が全国体力・運動能力、運動習慣等調査などにより把握した児童生徒の実態等を踏まえ、体育・保健体育の授業改善に努めるとともに、「1校1実践」の体力づくりや「早寝、早起き、朝ごはん」の取組が充実するよう努めてまいります。

食育については、栄養教諭の専門性を生かし、学校給食を生きた教材として効果的に活用するほか、各学校における食育推進体制の一層の整備、家庭や地域と連携した望ましい食習慣を身に付ける取組の充実などに取り組んでまいります。

学校給食については、使用する食材については安全・安心な食材の選定に細心の注意を払い、生産者や納入業者と連携して地産地消に努め、児童生徒の健康や食育に資する献立の創意工夫に取り

組んでまいります。

第二に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。児童生徒一人一人が資質・能力を最大限に伸ばし、この学校で学んでよかったと認めていただける学校とするためには、各学校が地域社会に開かれ、家庭や地域と信頼し合える関係を構築して、連携・協力して子どもたちをともに育てることが重要です。

そのため、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の一層の推進に努めてまいります。

特に、学校と地域との連絡・調整を図り、連携・協働を推進するために市内の全学校運営協議会に配置した地域コーディネーターが、その役割を発揮できるよう取り組んでまいります。

各学校の学校経営については、児童生徒がよりよい教育活動等を楽しめるよう、学校評価により明らかになった成果と課題を踏まえ、本市共通モデルの学校経営計画及び学級経営案を効果的に活用して、組織的・継続的に改善が図られるよう取り組んでまいります。

小中一貫した教育については、各小中学校が義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、学習指導や生徒指導で協力して児童生徒の資質・能力を伸ばすことが大切です。

そのため、各地区の小中学校において、児童生徒・学校・地域の実態等を踏まえた具体的な取組が進むよう努めてまいります。

とりわけ、智恵文地区と風連地区については、名寄市小中一貫教育校合同連絡会議を計画的に開催し、取組内容の質を高めるよう努めてまいります。

また、令和6年4月に本市初の義務教育学校となる智恵文小中学校開校に向け、地域の特色を生かした社会に開かれた教育課程が編成・実施できるよう準備してまいります。

教職員の資質・能力の向上については、教育の質は直接、児童生徒の教育活動等を担う教職員の

力量に影響されることから、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図っていただけるよう、教職員の研修機会の確保と研修内容・方法の工夫改善に努めてまいります。

特に、北海道教育委員会の指導主事による学校訪問の積極的な活用や、ミドルリーダーを核に名寄市教育改善プロジェクト委員会などの名寄市教育研究所での活動等を通じて、教職員が主体的に学び合えるよう支援に努めてまいります。

学校における働き方改革の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、各学校において教職員の意識改革を進め、短期的な検証改善サイクルを構築するなどして、教職員一人一人が働き方が改善されているという実感をもつことができるよう取り組んでまいります。

第三に、社会の変化や多様な教育ニーズへの対応について申し上げます。

まず、特別支援教育については、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、可能な限りともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要です。

そのため、特別な支援を必要とする児童生徒への就学前から学齢期、社会参加まで、関係機関などとの連携を充実させながら、切れ目ない支援体制の整備を図ってまいります。

また、名寄市立大学と連携し、特別支援教育に関する研修の充実や特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を目指してまいります。

さらに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援に努めることができるよう、名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用や学習支援員、生活支援員を適切に配置してまいります。

不登校児童生徒への対応については、一人一人の実情などに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、学校における児童生徒理解・教育支援シートなどの各種データを有効に活用するとともに、各学校が教育相談センター、こど

も未来課などの関係機関と連携を図りながら、組織的、計画的、継続的に対応できるよう努めてまいります。

また、状況に応じてスクールソーシャルワーカーを学校などに派遣し、効果的な支援について関係者が協議できる機会を設けるとともに、中学校に配置している心の教室相談員による教育相談が、必要に応じて小学校でも実施できるよう取り組んでまいります。

さらに、不登校児童生徒の様々な状況やニーズなどに対応できるよう、適応指導教室の利用や学校における別室登校などの受入体制の工夫、一人1台端末を活用したオンラインによる学習支援やカウンセリングの実施など、多様で効果的な教育や相談の機会・場の確保に努めてまいります。

情報教育については、Society5.0の時代を迎え、これからの未来を創る児童生徒には、情報活用能力の育成が必須であることから、一人1台端末を適切、効果的に活用した教育活動の充実と必要なICT環境の整備を進めてまいります。

また、最近のインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化などの状況を踏まえ、児童生徒に対して「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）」の育成に努めてまいります。

国際理解教育については、各学校において、外国人英語指導助手を効果的に活用し、英語によるコミュニケーション能力の育成や他国の文化や考え方を理解する取組が充実するよう取り組んでまいります。

また、外国語活動・外国語の授業においても、一人1台端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒が英語などの外国語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度が養われるよう取り組んでまいります。

キャリア教育については、学校教育全体を通じて児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意

識させ、社会的・職業的自立に向けて基盤となる資質・能力が育成されるよう努めるとともに、各学校において職場見学や職場体験活動、社会人講話などを実施し、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てる指導が充実するよう努めてまいります。

主権者教育については、児童生徒にとって一番身近な社会である学級や学校において、教科等の連携を図った学習や、学級活動、児童会・生徒会活動などの自発的、自治的な活動の中で、生活上の課題を見出し、課題を解決するための話し合いや合意形成を図る経験が積めるよう取り組んでまいります。

また、児童生徒が身近な地域の魅力や課題などを知り、地域社会の一員として関わることができるといった機会の創出に努めてまいります。

部活動改革については、国が示した「段階的な地域部活動への移行」に向け、地域の競技団体や関係者の方々と協議を進めるとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携し、教職員の負担軽減と生徒の活動機会の確保を両輪とした「NAYOROスタイル部活動改革推進事業」の推進に努めてまいります。

第四に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

まず、未耐震施設で老朽化が著しい名寄中学校については、名寄中学校校舎等改築検討委員会を中心に基本設計で必要事項を検討協議し、基本設計終了後、実施設計を進めてまいります。

智恵文小中学校については、令和6年4月の義務教育学校開校に向けて、小学校棟の改築工事、既存校舎の全面改修工事、グラウンド整備などの外構工事を進めてまいります。

また、市内小中学校の和式トイレについては、計画的に洋式トイレに改修してまいります。

給食センターについては、より安全・安心で安定した学校給食を提供するため、職員休憩室や食材検収室などの増改修及び老朽化した厨房内配管

などの更新を実施してまいります。

危機管理については、学校をはじめ各関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」や「安全マップ」などの適宜見直しと、それに基づく校内や登下校時の安全確保に向けた取組を徹底してまいります。

また、通学路における児童生徒の安全を図るため、名寄市通学路安全推進会議を核に、関係機関と連携し、継続的に安全点検や安全対策に努めてまいります。

さらには、性犯罪・性暴力を根絶するため国が進めている「生命の安全教育」に取り組み、学校における児童生徒がSOSを出せる環境づくりや相談体制の強化を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して生命の尊さを学び生命を大切にす教育や、一人一人を尊重する教育が一層徹底されるよう取り組んでまいります。

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

社会教育では、令和4年度に名寄文化センターがオンラインを活用した取組が評価され、国の第75回優良公民館表彰を受賞しました。本市の社会教育の取組が全国的に評価されたことを糧に、令和5年度の社会教育については、名寄市社会教育推進計画に基づき、次の4つの重点的な取組を進めてまいります。

まず、第一に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

生涯学習活動の推進と学習への支援については、社会教育施設間の情報共有や連携を図り、施設が相互協力できる体制づくりを進めるとともに、学習に関する相談体制の充実として、生涯学習推進アドバイザーを継続して配置してまいります。

また、デジタルを効果的に活用した情報の発信や、オンラインでの講座の実施を通じて、多様な交流やつながりの機会を広げてまいります。

公民館活動については、市民講座など特色ある生涯学習活動を推進し、分館活動を含めた多様で

身近な学習機会の提供に努めてまいります。

特に、名寄市公民館では、体験型の講座「エンレイカレッジ」を実施し、名寄の魅力や歴史に触れるとともに、オンラインでの学習機会の提供に努めてまいります。

智恵文公民館では、小中学校や地区の各種団体との連携のもと、農村地区という地域の歴史や自然などの特性を踏まえ、世代間で交流しながら地域資源を継承する生涯学習活動の推進に努めてまいります。

風連公民館では、ふうれん地域交流センターを拠点とし各種団体と連携・協働した事業を実施するとともに、陶芸センターを活用した公民館講座の開催や地域の伝統芸能活動など生涯学習活動の推進に努めてまいります。

次に、市立図書館については、市民の読書活動と学びを支援する身近な教育施設として、利用者ニーズに即した資料収集および機能の充実に努め、きめ細やかな読書サービスを提供してまいります。

また、「第4次名寄市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域で活動するボランティア団体、幼児施設、学校と連携を図り、各種行事の開催や情報発信、読書環境整備などの具体的な取組を推進してまいります。

北国博物館については、引き続き、地域に根差した視点に立って、地域の歴史や自然、文化を伝える普及事業や各種展示会の充実に取り組み、何度でも来館したくなるような魅力ある施設運営に努めてまいります。

なよろ市立天文台については、観望会やプラネタリウム、映像配信のほかデジタル技術を活用した取組により、市民の皆様に日頃から星空への興味関心を持ってもらえるよう、天文普及に努めてまいります。また、天文台の協力団体と連携を図り、天文普及活動や情報発信に取り組んでまいります。

さらに、移動天文台車を利用し、名寄市内だけでなく近隣地域や東京都杉並区での観望会を行い

交流に努めるとともに、北海道大学や国立天文台・石垣島天文台など観測・研究機関との協力により、研究観測を推進してまいります。

次に、地域連携・協働による社会教育の推進については、地域の人づくり、つながりづくり、地域づくりの一端を担うため、町内会や地域の各種団体との連携を工夫して、社会教育活動を推進してまいります。

また、「学校を核とした地域づくり」を進めるため、地域学校協働活動を推進するとともに、「地域とともにある学校づくり」の充実を図られるよう、地域学校協働活動等人材バンクの登録と活用の推進に努めてまいります。

第二に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭における教育力を向上させるため、子育て中の家庭同士の交流を図るなど、家庭教育支援事業の充実と、家庭教育や子育てに関する学習や相談機会が気軽に得られるよう、情報提供や相談体制の整備に努めてまいります。

また、地域全体で家庭や子どもを支え見守る環境をつくるため、市民への啓発や、北海道教育委員会と協定を締結する家庭教育サポート企業の拡大に努めてまいります。

第三に、青少年の健全育成について申し上げます。

未来をつくる青少年が心の豊かさ、創造性や社会性などを養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、教育環境の整備に努めてまいります。

高校生や青年のリーダーを育成するために、子ども会育成連合会と連携したリーダー育成事業などに取り組んでまいります。

また、学校外での体験活動を推進するために、フットサル大会の開催や、自然を活かした体験活動として、野外体験学習事業「へっちゃらLAND 2023」、東京都杉並区との小学生交流として、夏季の「都会っ子交流」及び冬季の「自然体験交流」に取り組んでまいります。

名寄市二十歳を祝う会については、二十歳を対象とし、実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として、遊びやスポーツ、各種行事や体験活動を通じて児童の健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、放課後における児童の安全・安心な居場所を提供することを通して、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。また、施設運営の充実や環境の整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

民間学童保育所に対しては、児童の安全・安心な居場所となるよう環境整備、運営に対し、必要な支援を行ってまいります。

青少年センターでは、地域や各学校、関係機関などと連携を図り、青少年の問題行動の未然防止や安全確保に努めてまいります。

また、不審者対策や犯罪のない地域づくりのために、市内の巡視活動を行い、子どもたちが安全・安心に学び遊べる環境づくりに努力してまいります。

教育相談センターでは、児童生徒や保護者などからの悩み相談について、職員が電話や面談で相談に応じてまいります。

社会が多様化する中で、不登校などの様々な悩みの受け皿が必要とされていることから、学校や家庭、関係機関との情報交換、連携を強化し、教育相談体制の一層の充実を図ってまいります。

適応指導教室では、不登校児童生徒の心情や悩みを受け止め、生活支援や学習支援を行いながら、学校復帰と社会的な自立に向けた取組を行ってまいります。

放課後子ども教室では、小学4年生から小学6年生までを対象に、勉強やスポーツ、文化活動、地域との交流活動などに取り組み、自ら学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図ってまいります。

第四に、地域文化の継承と創造について申し上げ

げます。

名寄市文化芸術振興条例並びに名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の振興と継承を図り、市民個人や団体による自主的、創造的な文化芸術活動を推進してまいります。

市民文化センター大ホールE N－R A Yやふうれん地域交流センターを核とした鑑賞事業、アウトリーチを含めた文化芸術鑑賞事業を実施するとともに、優れた文化芸術に触れる機会の提供として、文化芸術鑑賞バスツアーを実施してまいります。また、市民が日頃の文化活動の成果を発表する文化祭を実施してまいります。

歴史や文化財の継承については、北国博物館を核として地域に関わる歴史や文化の普及活動に努めるとともに、地域の宝として文化財の保護と伝承活動の支援に努めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

名寄市教育委員会といたしましては、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、いつの時代も人を育む教育は社会の礎であり、発展の原動力であることから、地域全体で名寄の教育をさらに充実させることができるよう、学校・家庭・地域・行政による連携・協力をこれまで以上に強め、本市教育の振興・発展に熱意をもって誠心誠意取り組んでまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で令和5年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第1号 名寄市営球場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市営球場条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、球場として利用されていない名寄市営サブ球場を名寄市営球場の附帯施設として管理するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第2号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額が引き上げられることか

ら、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第3号

名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第5号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第4号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第5号 名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第3号外2件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第3号外2件の一括採決を行います。

議案第3号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号

名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により農地法が改正をされ、農地等の

権利取得に当たっての下限面積の要件が削除をされたことに伴い、条例で定める新規就農者等に対する経営面積に関する条項を農業経営基盤強化促進法に基づき名寄市農業経営基盤強化促進基本構想に規定をする所得水準及び労働時間の目標を達成する計画であるものとするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正により低炭素建築物新築等計画や建築物エネルギー消費性能向上計画等における認定対象や認定基準等が変更されたことから、当該認定に係る審査事務の手数料等を改正するた

めに本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 新市建設計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

平成30年4月25日付で東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に規定する合併特例債の発行可能期間が令和7年度まで延長されましたが、本市においては新市建設計画における財政計画を名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の期間と合わせるために令和4年度までとしておりました。令和5年度から新たに名寄市総合計画（第2次）後期基本計画を策定したことに伴い、新市建設計画の期間を延長するために市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでござい

ます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第9号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

現在施工中の栄町55団地改修工事については、令和3年5月13日に坂下組・吉田組特定建設工事共同企業体と2億4,035万円で工事請負契約を締結したところでありますが、各住戸内装工事等の施工に伴う設計変更及び工事請負契約書第26条第6項のインフレスライド規定の適用により契約金額を変更する必要が生じたために当初の契約金額に1,275万8,020円を加えて、2億5,310万8,020円で当該企業体と変更契約を締結しようとするもので、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求め

るものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公共施設照明LED化事業に伴うLED照明器具の賃貸借を行うものであり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定をし、現地調査を行った結果、三井住友ファイナンス&リース株式会社から5,978万8,800円で提案を受け、これに消費税及び地方消費税597万8,880円を加え6,576万7,680円で契約を締結しようとするものでございます。LED照明器具は、リース期間満了後本市に所有権が移転をされることとなります。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 議案第11号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ4億553万5,000円を減額をし、予算総額を247億1,940万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして地域振興基金積立金2,958万6,000円の追加は、皆様からいただいたふるさと納税寄附金を後年度事業の財源として活用するため基金に積み立てようとするものでございます。

4款衛生費におきまして市立総合病院整備基金

積立金1億円の追加は看護師確保等に要する経費の備えとして積み立てようとするものでございまして、名寄東病院振興基金積立金1億9,575万3,000円の追加は地方交付税の算定結果に基づき積立てをしようとするものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪排雪対策事業費5,770万7,000円の追加は、積雪状況から不足が見込まれる積込み運搬排雪業務委託料を追加しようとするものなどでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、20款繰入金におきまして財政調整基金繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第2表、継続費補正につきましては、認定こども園等整備事業ほか計1件の年割額について補正しようとするものでございます。

第3表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか計2件を繰越ししようとするものでございます。

第4表、債務負担行為補正につきましては、保育所清掃業務委託料ほか計4件を追加し、設備資金利子補給補助金ほか計1件の限度額を変更しようとするものでございます。

第5表、地方債補正につきましては、市営住宅建設事業を追加し、農業農村整備事業ほか計14件の限度額を変更、名寄東中学校整備事業1件を廃止しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。細部につきまして総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、一般会計の補正予算につきまして、市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議

案第11号の32から33ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費における名寄市地域間幹線系統応援給付金678万6,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域間幹線バスの事業者に対し沿線自治体で協議の上、給付金を給付しようとするものであります。同じく企画振興費における燃料高騰対策生活支援事業費685万7,000円の追加は、事業の実施に当たり不足が見込まれる郵便料、取扱手数料について追加しようとするものであります。

44ページ、45ページをお開きください。3款民生費、2項1目児童福祉総務費における出産・子育て応援事業費2,176万4,000円の追加は、妊娠期から出産、子育て期まで一貫した伴走型の相談支援体制を充実させるとともに、妊娠、出産時の経済的支援を実施しようとするものであります。

60ページ、61ページをお開きください。7款商工費、1項3目スキー場費におけるピヤシリスキー場指定管理料追加負担金1,250万円の追加は、なよろ温泉サンピラー改修工事による収支への影響分について追加しようとするものであります。また、同じくスキー場費における名寄振興公社職員派遣負担金278万9,000円の追加は、名寄振興公社に派遣していた職員の人件費相当分について負担しようとするものであります。

64ページ、65ページをお開きください。8款土木費、2項4目道路新設改良費における南10丁目右仲通道路改良舗装事業費1,884万7,000円の追加は、国の物価高克服経済再生実現のための総合経済対策に基づく補正予算により事業量を確保しようとするものであり、当該事業は繰越明許費を設定いたします。

68ページ、69ページをお開きください。8款土木費、5項2目住宅整備費における瑞生団地整備工事1億8,226万5,000円の追加は、国の今年度予算の精査により交付金を先受けし、

次年度に予定している事業の財源を確保するものであり、当該事業におきましても繰越明許費を設定いたします。

10款教育費、1項2目事務局費における教育振興基金積立金1,000万円の追加は、後年度の事業への備えとして残高が少なくなってきた当該基金に積立てを行おうとするものであります。

80ページ、81ページをお開きください。10款教育費、7項10目風連社会教育施設費におけるふうれん地域交流センター指定管理委託料225万円の追加は、オール電化かつ蓄熱式暖房など施設設備の状況により昨今の電気料金高騰の影響を経営努力等で補うことが困難であると認められることから、指定管理委託料を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。10ページ、11ページにお戻りください。1款1項市民税及び1款2項固定資産税の追加は、賦課額の状況から市民税で4,200万円、固定資産税で7,000万円追加しようとするものであります。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 1点だけ確認をさせていただきます。

3款民生費、45ページの出産・子育て応援事業費です。この部分はきっと昨年度予算要望の中に入れさせていただいた部分だと思っておりますけれども、国としても今子供の、また生まれた子供のやはり成長、そしてそれに伴う社会が、また私たちが子供たちを見ていくためのこの事業だというふうに考えております。そして、体制的にはある程度分かっておりますけれども、いつぐらいからこの事業をスタートできるのか。

そして、私が厚生労働省の幹部の方とインターネットで会議をやったときには、昨年4月1日

から子供が生まれた方々に約10万円ずつ支給され、また子供ができて、母子手帳を渡したときに5万円、子供が生まれたときに5万円が支給されるような形になっておりましたけれども、名寄市としてもいろんな使い方あると思うのです。子供を見ていただくための費用にも回せますし、いろんな使い方あると思うのですけれども、名寄市としてはどういうふうを考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま高橋議員から御質問いただきました出産・子育て応援事業についてお答え申し上げたいと存じます。

今議員おっしゃられたように、国が創設しました伴走型相談支援と出産・子育て応援交付金の一体的事業として活用しまして、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない包括的支援を行うということで伴走型相談支援を充実して、なおかつ経済的支援を一体として実施する形となっております。伴走型支援につきましては、従来も一部実施しておりましたが、議員のおっしゃるとおり、妊娠の届出時、それから妊娠の8か月前後、それとこんにちは赤ちゃん訪問時にそれぞれ面談を実施させていただく。また、経済的支援につきましては、令和4年4月1日以降に出産及び妊娠の届出をされた方々につきまして対象にさせていただく予定としておりまして、出産応援ギフトという名前にしてありますが、妊娠届出時に面談を受けた妊婦さん、それから子育て応援ギフトといたしまして、こんにちは赤ちゃん訪問時の面談を受けた養育者の方々にそれぞれ、ギフトという名前をつけてありますが、5万円ずつの現金を給付するというので立てつけをつくらさせていただいて、実施する予定としております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひ早めのスタートをお願いしたい。きっと今回補正で出されてい

ますから、4月1日ぐらいからスタートできるのかなというふうに考えておりますけれども、大体何人ぐらいの方今現状考えているのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 令和4年度の分につきましては、転入を含む出生数につきましては170人ほど予定をしております。令和4年度は4月1日まで遡及するという形になっておりますので、一応その方々にこの議決後速やかに執行していく予定としております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいま総務部長から追加で説明のあった部分について2件ほどお伺いをしたいというふうに思います。

今の説明の中で、施設の指定管理料に関わる部分での説明が2件ございました。1件目ですけれども、議案第11号60ページ、61ページ、7款1項3目スキー場費ですけれども、ピヤシリスキー場指定管理料追加負担金、こちらと議案80ページ、81ページ、10款7項10目、教育費、風連社会教育施設費、ふうれん地域交流センター維持管理事業費の中の指定管理委託料225万円、それぞれ指定管理料の増額に関わる補正予算でございますけれども、これそれぞれ指定管理料に関わる部分になるのですけれども、7款のピヤシリスキー場指定管理料追加負担金、こちらについては、ちょっと細かいところなのですけれども、こちら18節負担金補助及び交付金というところの扱いになっていて、10款教育費については、ふうれん地域交流センター指定管理料については12節、こちら委託料です。そちらの当初の指定管理料に追加といった部分についての取扱いの違い、そちらについて御説明をいただきたいのと、スキー場の指定管理料追加負担金についてはこの1、250万円増額分の積算の内訳、併せてほかの指定管理施設、それぞれ電気使っていると思うので

すけれども、そちらについては当初予算で賄っていた部分なので、今回補正出てきていないのかなと思うのですけれども、ふうれん地域交流センター、こちら当初予算で賄えなくなった部分、当初の積算も含めてどうだったのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） スキー場ですか、指定管理の負担金の増額の部分につきまして後で産業振興室長から答弁があるということで、それ以外の部分について私のほうから答弁したいとします。

最初に、支出科目ですか、ふうれん地域交流センターのほうで指定管理委託料、ピヤシリスキー場については負担金という形であります。指定管理料につきましては、御案内のとおり協定書で定めている指定管理の仕様書、指定業務を行う、それに係る経費、そこから利用料金収入ですとか実費徴収の収入なんかを差し引いた額が実質指定管理料という形で対価として払うという形になるかと思えます。今回のふうれん地域交流センターの部分につきましては電気料の増額分ということで、あそこにつきましてはオール電化で、先ほど申し上げましたけれども、蓄熱式暖房、そういう施設の状況があって、ほかの指定管理の施設と状況が違うものですから、昨今の電気料金の高騰の影響をまろに受けたというところで、先ほども申し上げましたように、経営努力等の中で、いろんな支出科目あるかと思えますけれども、その中でちょっと補うことができなかつたと、困難だったということでありまして、指定管理者からも要望書の提出を受けまして、指定管理料の増額を要望したいという形で要望も受けまして、それを踏まえて判断したというものでございます。当然電気料、光熱水費の取扱いという部分もありまして、維持管理業務の一つでありますから、それは指定管理料の範囲だということで指定管理料の追加で予算措置したというところでございます。

一方、名寄市ピヤシリスキー場の部分につきましては、指定管理業務、指定業務、対価というものではなくて、市が実施した改修工事の影響で本来なら得られるような収入が得られなかったという部分と、改修工事で業務の変化に伴ってそういう経費の状況も踏まえて、市が負担するに相当する影響額について負担金で支出したというものでございます。指定管理施設の大規模改修につきましては、当然市の施設ですから、市の責任で行うということでありまして、指定管理者から見れば本来の収入が減少したということでありまして、いろいろな様々な自助努力ですとか、そういう部分を差し引いて市の負担分について負担金で支出したというところでございます。

あと、電気料の影響部分につきましては、今回先ほど申し上げましたふうれん地域交流センターの電気設備の関係がありまして、今回ふうれん地域交流センターに指定管理の追加という形ですが、基本的にほかの施設からは実は要望がないということもあります。恐らく経営努力も含めてその中で対応していただいたのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは、今回の指定管理料追加負担金の積算内訳ということで御質問いただきました。ただいま総務部長から御説明ありましたとおり、今回研修施設の温泉改修工事に伴う収支影響額を負担するものでございます。この考え方ですが、昨年度対比で温泉改修工事をしておりました期間、4月から10月までの間の利益減少分として売上げの減少、これ約3,200万円程度になりますが、そこから営業しないことによりコストの減少があります。この内訳としましては、売上原価の減少ですとか販管費の減少がございまして、この分約1,700万円を差し引いた部分として1,500万円という、まずその算出をした上で、11月から3月の入浴

料の値上げによる売上げの押し上げ分がありますので、ここを240万円と積算し、これを控除した部分として1,250万円を、60万円になりますが、今回の負担金としては1,250万円ということで算出したところでございます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ありがとうございます。ふうれん地域交流センターの指定管理委託料については、設備的にオール電化だといったところで、ほかの施設と比べると電気代の高騰の部分の影響が大きかったということと当初の指定管理料にその分の料金が追加というところでは理解をさせていただきました。

あと、ピヤシリスキー場の指定管理料追加負担金なのですが、御説明では営業できなかった部分での、市の工事の発注に係る部分での影響の分ということで、売上げが3,200万円減った分、それに当初というか、コストでかかる分の1,700万円プラス入浴料の値上げを差し引いた部分で積算されたという説明だったというふうに思います。要するに本来指定管理者の収入となる宿泊、レストランもそうですけれども、入浴料が入らなかったといった部分、入浴再開してからの値上げ分での増加というところの部分での算出だったというふうに思うのですけれども、今シーズンからピヤシリスキー場のリフト料金、小中学生無料という扱いにされているのかなというふうに思うのですけれども、こちらも本来であれば指定管理者の収入となるべき収入があるにもかかわらず、こちら無料扱いしているといった部分、無料にした理由というか、目的については子供たちが利用することによって、それに伴って両親等家族も含めてスキー場に訪れていただいて、その方たちがレストラン等利用して、スキー場の収入となると。指定管理者の収入が増えるといったような部分での当初の取扱いだったのかなというふうに記憶しておりますけれども、そちらについて、リフト料金、指定管理者の収入となるべき部分を、

言葉適切かどうか分からないですけれども、指定管理者として放棄しておいて、今回市としてお金を入れる。追加負担金、ここは温泉、宿泊に係る部分というような御説明でしたけれども、そちらとの兼ね合い、整合性、リフト料金を無料にすることによってレストラン等の収入が増えて、今回の負担金、どれくらい抑えられたのか、その辺り改めて説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） リフト料金の話が倉澤議員からありましたが、今回この追加負担金というのが、初めに説明しましたとおり、改修工事に伴う収支の影響額ということで、この部分についての影響額を負担するものであります。したがって、この積算については、先ほど申し上げたことの繰り返しになって申し訳ございませんが、4月から10月の間の昨年度対比を利益減少分として売上げの減少、つまりこの期間の間の売上げ、利益の減少分を負担するというものでありますので、この期間についての売上げの減少から営業しないことによるコストの減少を差し引いたというところで、そこに……温泉改修工事に伴う影響額でありますので、これについての値上げによる売上げの押し上げ効果の部分については差し引いた額をとということです、あくまでもこの温泉改修工事に伴う、その期間の工事に伴う影響額を負担するものである、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 質問回数最後になるのかというふうに思うのですけれども、休業部分に対する期間の部分だけというような御説明だったというふうに思うのですけれども、積算で差し引いている入浴料の値上げ部分については改修後の部分のかなというふうに思いますけれども、こちら含んでいるというところでは御説明が整合性取れないのかなというふうに思いますけれども、全体の1,250万円の負担についても、本来企

業、振興公社という株式会社、当然ほかの事業も含めて連結した中での経常利益であったり、売上げであったり、その中でのやり取りが必要なのかなというふうに思いますけれども、ましてやスキー場のリフト料金、同じ条例の中で運営している施設である中で、こちらについては考慮していないといった部分も御回答の中では、答弁の中では受け取れるのですけれども、ちょっとお答えいただきたいのは今回小中学生無料にした部分でどれぐらい公社として、指定管理者として収入、レストラン利用、入浴も含めて効果があったのか。それがなければ、この負担金が増えたのかどうなのか、そちらの辺りも含めて最後御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今御質問いただきました、リフトの無料化によるそれぞれレストラン部門への影響等についてということで御質問でしたが、リフトの利用そのものは一定程度伸びてきているというふうには捉えておりますが、具体的にそこからレストランへの波及効果というところでいきますと、まだ詳細な数字等はつかめていないというのが状況であります。これコロナの影響等も、まだどうしてもいわゆる飲食の部分についてはなかなか利用を控えるような動きも、まだやはり影響があるのかなというふうに受け止めている部分もございますので、ちょっと無料の効果ということにつきまして今の時点でお知らせできる状況にないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 先ほどやり取りがございました7款商工費に関わりまして、加えて1

点確認させていただきたいと思っております。

先ほど山田部長から御発言、御説明いただきましたリフト料金との整合性等につきましては、具体的な検証というところまでは至っていないという御発言だったかと思いますが、今回補正予算として提案されております指定管理料追加負担金の1,250万円、この積算の方法については先ほど室長からも御説明いただきましたが、そこに株式会社振興公社としての営業努力がどのように加味されていたかということについてリフト料金ということでの例を挙げての質疑をさせていただきましたが、その部分、何か具体的な数字示していただけるのでありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 名寄振興公社の営業努力というところでの御質問いただきました。休業といいましょうか、温泉改修工事の間中はまず基本的に宿泊の、シャワールームができるまで営業休止しておりました。その間、まずコロナによりまして宴会が非常に戻っていない状況がありましたので、ここについては待ちの営業だけではなくて、訪問販売というのでしょうか、こちらから積極的に料理を作って持っていくというような、ある意味で事業再構築といったような形になると思うのですけれども、こちらに、販売にも力を入れたことで300万円以上の売上げ増加に寄与した部分がございます。また、シャワールームができたのが、シャワールームの稼働が6月からになります。この6月から10月までのシャワールームができていて、温浴施設がまだ完成していない時期がありますけれども、このシャワールームは男女2室ずつの4室ということになります。このキャパシティでいきますと、20名程度の宿泊ということで保健所からは指導いただいていたところなのですが、ここに対しまして合宿の時期も重なったりもしていたものですから、近隣の温泉施設にまず協力の依頼をし、受け入れ

ていただけることを確認した上で公社の自助努力で無料送迎バスを運行することによりまして特に7月、8月の合宿時期にほぼ満室の状態ですべての団体客を受け入れることにより200万円を超える売上げ増加に寄与したといったところがございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ただいま御説明いただきました訪問販売、努力されている姿も見せていただいておりますし、それぞれ協力されている市民の方の思いも受け止めての営業をされていたと思っています。その300万円と先ほどのシャワールームが使えるようになっての宿泊で増えました金額を加味して、その結果1,250万円ということで受け止めさせていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） そのほかにといひましようか、今営業努力ということで休業期間に公社の努力で売上げを上げた部分になるのですが、一方で、先ほども少し話をさせていただきましたが、市中もそうですけれども、宴会が非常に戻っていない状況が続いています。この部分を考えますと、売上げの部分がこれまで、令和2年、3年含めてですけれども、約5,000万円の利益の喪失が生じている部分がありまして、つまりこういった売上げ努力もしている一方で、宴会が戻らないことによる利益の喪失分も公社は負担をするといった中で、市の施設ということで市が温浴施設を改修したことによって営業できなかった部分についての影響額を負担するというところでこの1,250万円を積算したところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市の施設ということでもありますし、施設の重要性についても認識していますので、大事にしているところでの発言だと受け止めていただきたいのですが、やはりコロナということでの影響は振興公社、サンプラーだけ

ではなく、民間の方たちも同じように強く影響を受けているところでもあります。今回この金額ということについては致し方ないということで御提案であったと思いますけれども、どこまでもこの金額が跳ね上がるということにはならないということで内容について確認をさせていただきました。この点については、できましたら副市長から今回この金額を計上された理由について改めて御発言をお願いできればと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 前段田畑室長からお話ししました公社の自助努力によります金額については加味した上での今回の補正の金額ということで御理解いただければと思います。そのほか、販管費の減少の中では様々な人件費の削減ということで、当然休館時期ありましたので、研修も含めて他の施設へ行っていたら、そこで多少の人件費も浮かすですとか、様々な自助努力はしてきたというふうに考えておりますが、やはり1,250万円という金額は市の会計にとっても非常に大きな金額ということは私も認識しているところです。田畑室長のほうからコロナの関係で売上げの減少、特に宴会の減少ということがあったのですけれども、その状況については市内のほかの民間施設さんも同じようにコロナで減少を受けていることは大変認識しているところでもあります。その中で公社がどこまで努力できるかというのが本当に今大事な時期にかかっておりまして、先般開きました公社の検証委員会の中でもまだいろんな不安定な要素があると。燃料の高騰、電気料の高騰、それからコロナ、これらについては少しずつ落ち着いてきますけれども、やはり令和5年度以降が本当のスタートの年ではないかと。それに向けて、指定管理料そのものはやはり公金から出ているものでありますから、公社の中で様々な一層の努力を図るべきというような御指摘もいただいたところです。令和4年度の決算についてはまだこれからということがありますけれども、もうす

ぐスキーシーズンも終わります。様々な努力については再度公社の社員に、副市長の立場というよりも社長の立場になりますけれども、改めて指示徹底させていただいて、問題点を洗い出して、私個人としては令和5年、令和6年、2年間は必要かなと思いますけれども、ここの期間で立て直しを図っていく。その間には、懸案になっていました裁判のほうも一定の決着がつくものではないかなと思っております。これから正念場ということを改めて決意のほどといたしますか、申し上げまして、この1,250万円を無駄にしないような形の公社経営にさらに進んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第15 議案第12号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ507万4,000円を減額をし、予算総額を28億6,763万8,000円に、また直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ290万8,000円を減額をし、予算総額を2億3,698万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費におきまして療養費、高額療養費でそれぞれ見込まれる過不足額を調整をし、4款保健事業費におきましては会計年度任用職員報酬の減などにより500万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入におきまして、3款道支出金にて特別交付金507万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の補正の内容について歳出から申し上げます。各事業費の確定に伴い、1款総務費におきまして代替医師等派遣負担金等で290万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入については1款診療収入におきまして850万円を追加をし、4款繰入金におきまして一般会計繰入金1,131万4,000円、事業勘定繰入金9万4,000円を減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第16 議案第13号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ2,174万7,000円を追加し、予算総額を28億4,998万8,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ56万円を減額し、予算総額を3億6,521万3,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ54万円を減額をし、予算総額を2億1,693万円にしようとするものであります。

補正の主な内容を保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費5,676万円の減額、3款地域支援事業費741万7,000円の追加におきましては、それぞれ介護サービス等で見込まれる過不足の調整を図ろうとするものであります。

4款基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金に7,104万1,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴い国庫支出金、道支出金、一般会計繰入金などの特定財源の調整を行うほか、基金繰入金4,000万円を減額をし、収支の調整を図るものであり、9款繰越金におきましては令

和3年度決算剰余金の繰越し分として1億1,131万円を追加しようとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について申し上げます。歳出におきましては施設設備工事費の確定に伴い工事請負費96万7,000円の減額を行うほか、一般管理費等で見込まれる過不足額の調整を行おうとするものであり、歳入におきましては一般会計繰入金を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

続きまして、サービス事業勘定・風連におきましても同様に施設設備工事の事業費確定及び一般管理費等で見込まれる過不足額の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第17 議案第14号 令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 令和4年

度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ959万5,000円を減額し、予算総額を4億5,631万4,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして事務費負担金等の確定により959万5,000円を減額しようとするものでございます。

歳入におきまして、2款繰入金にて事務費繰入金90万6,000円、保険基盤安定繰入金832万8,000円を減額をし、3款諸収入では健康診査受託料の減により36万1,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第18 議案第15号 令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 令和4年

度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ1億4,472万5,000円を減額をし、予算総額を18億3,905万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして決算見込みによる人件費の減額や事業費の確定による減額をしようとするほか、いただいた寄附金を積み立てるために名寄市立大学奨学金基金積立金に219万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。5款寄附金におきまして大学に対する寄附金62万2,000円を追加しようとするものであります。

6款繰入金では、一般会計繰入金で1億3,959万9,000円減額をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第19 議案第16号 令和4年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 令和4年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うものであります。

補正の主な内容について収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして新型コロナウイルス感染症による診療制限等に伴い入院及び外来患者数の減少により入院収益で11億6,544万4,000円、外来収益で1億4,511万5,000円、他会計負担金で2,820万5,000円をそれぞれ減額をし、その他医業収益で29万4,000円を追加しようとするものでございます。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金で4,885万7,000円、長期前受金戻入で159万1,000円をそれぞれ減額をし、他会計負担金で6万5,000円、その他医業外収益で2,556万3,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業補助金等の追加により補助金で9,835万6,000円、受託料で312万9,000円、負担金交付金で333万7,000円、保育施設収益で170万1,000円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、特別利益におきまして過年度損益修正益で808万6,000円を追加し、その他特別利益で1,420万3,000円を減額をし、収益の総額を102億6,403万円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では医業費用におきまして給与費で1億6,325万4,000円、新型コロナウイ

ルス感染症による診療制限等に伴う使用材料数の減少により材料費で7億2,726万3,000円、減価償却費で1,147万5,000円、研究研修費で755万3,000円をそれぞれ減額をし、経費で1,002万9,000円、資産減耗費で1,100万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、医業外費用におきまして保育施設費で739万2,000円、雑支出で1億264万3,000円それぞれ減額をし、支払利息及び企業債取扱諸費で2万円、消費税及び地方消費税で515万6,000円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で3,312万3,000円を追加し、費用の総額を106億9,940万7,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。資本的収入におきまして企業債で3億6,750万円、他会計出資金で1,232万9,000円、道補助金で3億1,588万8,000円をそれぞれ減額をし、寄附金で10万円を追加し、総額を9億2,194万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして資産購入費で2,864万8,000円、施設費で5,938万5,000円、手術室増改修事業に係る継続費の年割額の変更に伴い改築費で7億7,000万円、企業債償還金で3,430万9,000円、貸付金で1,283万円それぞれ減額をし、総額を11億4,738万7,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第20 議案第17号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 令和4年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものでございます。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、主に給水収益850万1,000円の減額やその他営業収益150万1,000円、その他特別利益507万4,000円の追加により収益全体で471万2,000円を減額をし、総額を7億3,112万5,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で2,623万1,000円を追加し、総額を7億122万4,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では886万7,000円を減額をし、総額を3億6,989万1,000円に、また4款資本的支出では1,260万5,000円を減額をし、総額6億8,311万4,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第21 議案第18号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の収支を見通し予算の調整を行おうとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款下水道事業収益では、主に下水道使用料852万7,000円の減額や他会計補助金492万6,

000円の減額により収益全体で999万2,000円を減額し、総額を12億937万9,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的支出について申し上げます。2款下水道事業費用では事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で885万円を減額し、総額を11億6,474万円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。事業の確定に伴う調整を行い、3款資本的収入では2,694万4,000円を減額し、総額を4億484万8,000円に、また4款資本的支出では2,920万1,000円を減額し、総額を8億1,897万3,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第22 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算、議案第20号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第22号 令和5年度名寄市食

肉センター事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和5年度名寄市立大学特別会計予算、議案第25号 令和5年度名寄市病院事業会計予算、議案第26号 令和5年度名寄市水道事業会計予算、議案第27号 令和5年度名寄市下水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算及び議案第20号から議案第27号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、令和4年11月1日付市長訓令に基づき、名寄市総合計画や総合戦略の具現化、デジタルトランスフォーメーションに向けた施策の取組、ポストコロナを見据えた事業の推進、持続可能で健全な財政運営の維持といった基本的な考え方にに基づき予算を編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度の肉づけ予算と比較をして1.1%減の237億5,572万4,000円となりました。なよろ温泉整備事業費の減や新型コロナウイルス感染症対策として行った中小企業融資資金の預託金の減などが主な減額要因でございます。なお、収支不足を補う財政調整基金の取崩し額は5億3,902万3,000円を計上してございます。

次に、特別会計について申し上げます。令和5年度国民健康保険特別会計外計4特別会計の予算総額は87億9,069万3,000円となっております。増減の大きなものとして、食肉センター特別会計で焼却施設整備工事の増などによりまして前年度比で202.3%の増、市立大学特別会計で人件費の減、図書館システムの更新完了などによって前年度比9.7%の減となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計では前年度比0.2%減の136億1,4

29万4,000円、水道事業会計では前年度比1.0%減の13億5,565万4,000円、下水道事業会計では前年度比2.3%増の20億6,763万3,000円となりました。

以上によりまして、令和5年度全会計の予算総額は495億8,399万8,000円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第19号外8件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外8件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時29分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に倉澤宏議員、副委員長に清水一夫議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月28日から3月12日までの13日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日2月28日から3月12日までの13日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時30分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 五十嵐 千 絵

令和5年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年3月13日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 学 長 松 田 慎 司 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 岡 川 進 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 遠藤隆男 議員

13番 高橋伸典 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

令和5年度の市政執行について外5件を、山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従いまして、市政クラブを代表いたしまして順次質問してまいります。

初めに、大項目1点目、令和5年度の市政執行について伺います。今定例会初日の令和5年度市政執行方針において、加藤市長から市政推進の基本的な考え方、令和5年度の予算編成など新年度の市政運営の方向性が示されました。それに基づきまして、小項目3点について伺います。

1点目、新年度の重点施策について。令和5年度予算編成に伴い実施予定の各種事業が示されておりますが、新年度における新規事業を含めた重点施策についての概要と基本的な考え方について伺いをいたします。

2点目、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の具現化に向けた取組について。令和5年度は、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画のスタートの年となりますが、特に戦略的かつ重点的な取組である重点プロジェクトの具現化に向けて新年度どのように取り組んでいくのか考え方を伺います。

3点目、アフターコロナ社会を見据えた施策展開について。新型コロナウイルスの感染拡大が社会経済活動はもとより、我々の日常生活にまで影響を及ぼすようになってから約3年が経過いたしました。現在は感染者数も減少傾向にあり、様々な制限なども徐々に緩和されつつあります。今後は、コロナと共生しながら社会活動などを元に戻していくことと同時に、終息後の社会の変化などを見据えた施策展開が求められます。市政執行方針の中でもコロナ後の社会変革、アフターコロナなど時代の変革を大きな好機と捉えと述べられていましたが、どのように施策を展開していくのか、考え方を伺います。

次に、大項目2、各種課題への対応について。小項目1点目、進行する人口減少への対応について伺います。少子高齢化と若年層の都市部への流出などに伴う地方都市の人口減少が大きな問題となっております。本市においても2020年の国勢調査において2015年からの5年間で6.1%減、1,759人が減少するなど人口減少に歯止めがかからず、2015年策定の人口ビジョン推計以上に減少が進行している状況となっております。特に生産年齢人口の減少は、地域の活力に大きな影響を及ぼしかねないことから、人口減少の抑制につながる施策の充実が今後一層求められます。人口減少、特に生産年齢人口の抑制に向けてどのように対応していくのか、考え方を伺います。

小項目2点目、王子マテリア株式会社名寄工場敷地の利活用について。王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に伴う停機後の工場跡地の利活用については、従前より再生可能エネルギー、IoTデータセンター、物流、防災拠点の3つの柱を軸にこの間様々な検討、協議がなされてきていると認識をしておりますが、現在の進捗状況と今後の対応、見通しについて伺いをいたします。

小項目3点目、老朽化する市内公共施設への対応について。現在本市の保有する公共施設全体の

約6割弱が築後30年以上経過しており、施設の老朽化への計画的かつ適切な対応が求められています。名寄市公共施設個別施設計画に基づき、今後どのように老朽化する公共施設の維持補修、建て替え等を進めていくのか、考え方をお伺いいたします。

小項目4点目、名寄市立地適正化計画の具現化に向けた取組について。都市機能や居住機能の集積、公共施設の適切な再配置等によるコンパクトなまちづくりを目的とした名寄市立地適正化計画が令和2年に策定され、計画の具現化に向け関連する計画や施策等との整合性を図りながら様々な検討が進められていると認識をしておりますが、現在の検討の状況と今後の取組の考え方についてお伺いをいたします。

大項目3点目、農業農村振興施策について伺います。本市における基幹産業は言うまでもなく農業であり、基幹産業である農業の振興が地域の活性化に資するところは非常に大きいものがあると言えます。農業をはじめとする産業の活性化なくして地域の活性化はないと言っても過言ではありません。以下、農業農村振興施策に関わり4点についてお伺いをいたします。

小項目1、第2次名寄市農業・農村振興計画（後期実施計画）の具現化に向けた取組について。本市農業の中長期的な指針である第2次名寄市農業・農村振興計画は、新年度より4年間の計画期間による後期実施計画に基づき施策が推進されていくこととなります。後期実施計画の具現化に向けての基本的な考え方、具体的な取組についてお伺いをいたします。

小項目2点目、新年度における主要農業施策についてですが、新年度予算編成に伴う主要農業施策の概要についてお知らせください。

小項目3点目、労働力確保対策についてお伺いいたします。農業分野における労働力不足が恒常化しており、大きな課題となっております。この間、様々な取組も継続的に実施されておりますが、

今後の新たな労働力確保も含めた取組をどのように進めていくのか、考え方について伺います。

小項目4点目、燃料、資材等高騰への対応、対策について伺います。昨今の原油価格高騰などによる燃料、化学肥料、配合飼料、生産資材などの価格高騰が生産コストの増大を招いており、農家経営に大きな影響を与えかねない状況となっております。この間国、道による化学肥料、配合飼料高騰に対する支援策に併せて市としての支援策も実施されてきたところですが、状況が長期化することも予測されており、今後何らかの対策が必要と思われませんが、考え方をお伺いいたします。

小項目5点目、将来の地域農業のあるべき姿について。現在国の農業政策などが目まぐるしく変化し、高齢化による農家戸数の減少など農業を取り巻く環境に多くの課題が山積する中において、地域農業は大きな転換期に差しかかっていると言っても過言ではないでしょう。これからの地域農業をより発展させ、持続可能な産業にしていくためには中長期的視点に立った上で地域農業のあるべき姿、ビジョンをより明確にし、地域全体で目的を共有し、共通の目標に向かって進んでいくことが必要ではないでしょうか。市としての考え方を伺います。

大項目4点目、地域経済の活性化についてお伺いをいたします。小項目1、コロナ禍の影響に対する今後の対策について。長引くコロナ禍により経済活動が停滞し、特に飲食、観光業を中心とする多くの業種に影響を与えております。感染状況も落ち着きを見せている現在、少しずつ経済活動、消費行動ともに回復しつつあるものの、いまだ厳しい状況にあることには変わりありません。この間本市においてはコロナの影響に対する支援策として新たな融資制度の創出や給付金事業、プレミアム商品券事業などを実施してきましたが、今後地域経済の早期回復に向けて特に消費喚起策などの対策が必要と思いますが、考え方を伺います。

小項目2、公共事業における燃料、資機材高騰

の影響について。原油価格、物価高騰による影響は、建設事業における燃料費や資機材高騰などにも現れており、事業者の経営に大きな影響を与えています。このような状況下での現在実施中の公共工事における影響と今後の対応の考え方について伺いをいたします。

小項目3点目、市内中小企業の人材確保について伺います。人口減少、少子高齢化などの影響で市内中小、小規模事業者においては人手不足、人材不足が恒常化してきている状況です。改正された名寄市中小企業振興条例などに基づき今後どのように市内中小企業の人材確保と人材育成につながる施策を推進していくのか、考え方をお伺いいたします。

小項目4点目、アフターコロナにおける観光振興施策について。コロナ禍による行動制限等で観光産業も非常に大きな影響を受けたところですが、今後は様々な制限が緩和されていくことにより観光需要の回復が期待されると同時に、アフターコロナを見据え、本市の特徴や優位性をより生かした観光施策の展開を図っていくことが重要となります。名寄市観光振興計画（第2次）の具現化に向けた取組などを含めた今後の観光振興に向けた取組をどのように進めていくのか、考え方を伺います。

小項目5点目、ピヤシリスキー場の今後の施設整備について伺います。冬季スポーツの拠点化を目指す本市において、ピヤシリスキー場はそのフィールドとして重要な施設であり、今後もスキー場の持つ優位性を生かした施策展開と同時に、計画的な施設整備などが必要とされています。ピヤシリスキー場の設置者である名寄市としての今後の施設整備等の考え方について伺いをいたします。

大項目5点目、名寄市立大学の運営について。小項目1、学生確保対策について伺いをいたします。本市においては、約800名の市立大学生が全道、全国各地からこの地に集い、学業はもと

より、ボランティア活動やアルバイトなど様々な活動を通して市民と深く関わりながら地域に活力と活気を与えてきております。少子化の影響により18歳人口が減少の一途をたどり、大学間競争が激しくなる中において、今後本学の学生確保はより厳しさを増すことが予想されます。今後の安定的な学生確保に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

小項目2点目、大学と地域の連携、協働の取組について。名寄市立大学の大きな特徴の一つとも言える地域との連携、協働による教育研究の発展に資する地域貢献を目的とした様々な取組が推進されておりますが、これらの取組を今まで以上に深化させることで本学の優位性と魅力化、他大学との差別化につながり、ひいては前段申し上げた学生確保にも寄与するものと考えます。今後の取組について伺います。

小項目3点目、新年度における大学院設置に向けた検討について。大学院の設置については、総合計画後期基本計画においても大学院の設置に向けた取組を推進すると明記されたところですが、新年度設置に向けた検討の具体的な内容等についてお知らせを願います。

小項目4点目、独立行政法人化の検討準備等の状況について。昨年の第4回定例会において、名寄市立大学の独立行政法人化について避けられない検討課題であり、大学側ともしっかり相談しながら前に進めるとの御答弁がありました。独立行政法人化についてはこれから検討を進めるという段階と認識をしておりますが、新年度、学内議論等も含めてどこまで想定をされているのかお伺いをいたします。

大項目6点目、教育行政について4点にわたりお伺いいたします。小項目1点目、新年度の教育行政重点施策について。令和5年度予算編成に伴い教育委員会において実施予定の各種事業、施策が示されておりますが、新年度の教育行政における重点施策についてお知らせを願います。

小項目2点目、社会に開かれた教育課程について。今定例会初日に岸教育長就任後初となる令和5年度教育行政執行方針が行われました。その中において、教育長は各学校が社会に開かれ、家庭や地域と信頼し合える関係を構築してや地域の特色を生かした社会に開かれた教育課程が編成、実施できるようなど社会に開かれた学校、教育課程ということを強調して述べられておりました。平成29年に改訂された学習指導要領において、新たに社会に開かれた教育課程が理念として掲げられており、その理念に基づくものであることとは思いますが、教育長のこの言葉に対する思いと同時に、名寄市の教育、そして子供たちへの思いなどについてお伺いをいたしたいと思えます。

小項目3点目、学校施設の整備について伺います。老朽化及び旧耐震基準の学校施設については、現在智恵文小学校が改築工事実施中、名寄中学校は新年度基本設計が予定されており、改築に向け計画が進んでおります。旧耐震基準である名寄東中学校校舎についての検討は現在どのような状況にあるのかお伺いをいたします。

小項目4点目、新名寄高校の魅力化の取組について。名寄高校と名寄産業高校の再編統合による新名寄高校が本年4月、いよいよ開校となります。これまでの間、高校の魅力化に向けて市民が中心となって様々な取組が行われてきましたが、引き続き市内唯一の高校としてより地域住民から愛され、魅力のある学校として発展していくよう名寄市民全体で取り組んでいくことが必要です。今後の魅力ある学校づくりに向け、行政としてどのように関わっていこうとしているのか、考え方を伺います。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。山田議員から大項目で6点にわたり御質問いただきました。大項目1から5までは私から、大項目6

については教育長からの答弁となります。

初めに、大項目1、令和5年度の市政執行について、小項目1、新年度の重点施策についてお答えをいたします。令和5年度の予算については、11月1日付で発出をした訓令のとおり、総合計画や総合戦略の具現化、デジタルトランスフォーメーションに向けた取組、ポストコロナを見据えた事業の推進、持続可能で健全な財政運営の維持、この4つの基本的な考え方に基づいた予算編成となりました。令和5年度予算に計上した新規事業のうち主な重点施策としては、デジタル技術を活用した地域課題解決に向けた事業がございます。公共交通DX導入事業では、人口減少、少子高齢化が進む本市においてこれまでと同様の公共交通を維持していくことは難しい状況になりつつあることから、そのような状況においても運転免許を返納された方や自家用車を所有されていない方などの日常の交通手段を確保するため、市内のバス、タクシー事業者等と協働をし、デジタル技術を活用したオンデマンド型の公共交通システム導入に向けた実証実験を行い、持続可能な公共交通の在り方を検証いたします。地域通貨導入事業では、市内の経済団体と連携をして地域通貨を導入し、地域独自のサービスの構築により地域経済の循環促進を目指すほか、ボランティアや地域活動、スポーツイベントへの参加などに付与する地域ポイントの制度を構築をし、地域コミュニティー活動の活性化を図ります。また、デジタル技術に不慣れな方にスマートフォンの操作方法などを聞く場所を提供するデジタルディバイド対策、保育所や除排雪業務におけるICTシステムの導入などデジタルトランスフォーメーションに向けた事業の予算を計上いたしました。そのほか、街路灯LED化工事やふうれん地域交流センターなどの公共施設における照明設備のLED化に係る予算などゼロカーボン社会の実現に向けた予算、また給食センターやしらかばハイツ、名寄中学校など老朽化した施設への対応に係る予算などのほか、令和

4年度に引き続きコロナ禍における中小企業の事業継続を支援をする利子補給や運転資金の預託金などの予算も計上いたしました。このように新規、継続事業併せて様々な事業の予算を計上いたしましたが、令和5年度より本格的な運用が始まるデジタル田園都市国家構想交付金の活用や経常的経費を中心とした事業の精査、事業の選択と集中の徹底など健全な財政運営の維持にも努めました。新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による先行き不透明な経済情勢、燃料、電気料金の高騰など社会情勢を注視しながら対応していかなければならない課題も多く見られる状況ですが、本市が抱える喫緊の課題に対して力強くスピード感を持って取り組む予算となったものと考えております。

次に、小項目2、名寄市総合計画後期基本計画の具現化に向けた取組についてお答えをいたします。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画における重点プロジェクトは、施策間連携により推進をするとともに、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を重視をし、前期、中期計画に引き続き経済元気化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに加えて、新たに生涯活躍プロジェクトに取り組むことといたしました。重点プロジェクトの具現化に向けた取組といたしまして、後期実施計画台帳に登載をした事業は一部重複はございますが、デジタル技術を行政サービスに活用するDX関連事業や認定こども園等整備事業をはじめとする子育て関連事業など合計85事業に取り組むこととしており、新年度予算案に計上をさせていただいております。また、目標への達成プロセスを完了するために成果指標、KPIを設定するとともに、毎年度ローリングを行い、PDCAサイクルを回して、必要に応じて見直しを行いながら重点プロジェクトの取組を深化してまいります。

次に、小項目3アフターコロナ社会を見据えた施策展開について申し上げます。新型コロナウイ

ルス感染症の拡大は、デジタルトランスフォーメーションの加速、東京一極集中から地方分散への動きなど社会の仕組みや価値観の変化を生み出し、行政を取り巻く状況もこれまでに例を見ないスピードで変化をしているものと認識をしております。一方で、このような状況の変化は自然が豊かで、災害の少ない本市においてチャンスとなる面も大いに期待できるものと考えております。アフターコロナを見据えた事業としては、令和5年度予算では、先ほどの答弁のとおり、デジタル技術を活用した事業など計上いたしましたが、感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立はもとより、コロナ禍というピンチをチャンスに変えるべくスピード感を持って事業を展開していけるよう日々アンテナを張りながら情報を収集し、事業、業務に当たってまいります。

次に、大項目2、名寄市における各種課題についての対応について、小項目1、進行する人口減少への対応についてお答えをいたします。地方創生の取組として、総合計画に包含をされる人口減少対策に主眼を置いた計画と位置づける名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略と併せて、地域の特性、強み、弱みを整理、分析を行い、目指すべき将来人口の推計を示した名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを平成27年度に策定いたしました。本市の人口は、直近10年平均で年間200を超える社会減、100を超える自然減により300を超える人口減少となっており、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計人口と比較をし、令和2年国勢調査人口、本市の住民基本台帳人口に乖離が生じていることから、人口ビジョンの時点修正、改定を議員協議会において報告をさせていただきました。本市は、これまで日本最北の公立大学である名寄市立大学を設置をするとともに、名寄市立総合病院を圏域の高度医療を担う中核医療機関として整備を進めるなど、この圏域にとって必要な生活機能を確保するため独自性のある施策を推進をし、人口流出の抑

制に努めてまいりました。また、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、国の地方創生関係交付金を活用した取組を推進するとともに、幼保連携型認定こども園の整備や、子供の遊び場にこころらんの整備など子育て環境の充実に努めてきております。名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版にもお示しをしたとおり、生産年齢人口の減少により出生率の向上だけでは出生数の大幅な増加は見込めない状況もあることから、これまでの取組に加えて社会減抑制に向けた取組を重視をする必要があると認識をしており、雇用機会の拡大に向けた起業支援や企業誘致など産業創出に向けた取組を推進してまいります。さらに、人口減少に対応するため市町村が単独に必要な都市機能を整備をしていくことが困難となることも想定をされることから、広域連携を促進し、安心して暮らせるまちを目指すとともに、地域の優位性を最大限生かして人口の自然減と社会減双方への対策を進めることで将来にわたって自立的で持続的な地域社会の実現を目指してまいります。

次に、小項目2、王子マテリア株式会社名寄工場敷地の利活用についてお答えをいたします。令和3年12月の工場停機から1年が経過をし、現在工場跡地では一部の建物を除き解体作業が進んでおります。この間広大な敷地の利活用について再生可能エネルギー、物流、防災の拠点化、IoTデータセンターの3本柱を中心に事業の具現化へ向けて取り組んでおります。再生可能エネルギーに関しては、令和3年11月にゼロカーボンシティ宣言を行い、今年度名寄市ゼロカーボン推進再生可能エネルギー導入計画の策定を進めております。再生可能エネルギーの導入には民間企業との連携が不可欠であり、令和3年10月には民間事業者による木質バイオマス発電事業の検討が表明をされ、現在は発電事業の実現に向けて検討をしているところです。物流、防災の拠点化につきましては、これまで北海道開発局による生産空間維持の取組として物流の実証実験が行われており、

本市における地理的優位性などが検証されているところです。物流業界の人手不足や令和6年の労働基準法改正による労働時間の制限など喫緊の課題もあり、道北圏域の物流維持のため民間による事業展開など新たな産業の構築につながるよう取り組んでまいります。IoTデータセンターの取組については、冷涼な気候、再生可能エネルギーの供給のほかに対応する通信線の確保が必要であります。北海道を中心に通信線の整備の要請活動を進めるとともに、本市における気候条件など地理的優位性を強みに引き続き誘致活動を継続してまいります。こうした状況を踏まえ、本市においては工場跡地の利活用を促進するため令和4年2月に緑地面積率等の基準を緩和する名寄市工場立地法準則条例及び名寄市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定いたしました。また、令和4年9月には工場稼働停止による経済損失から早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例を制定をしたところであり、工場跡地にある倉庫を活用した事業など特例条例が早期の事業化へのインセンティブになることを期待しております。

次に、小項目3、老朽化する市内公共施設への対応について、小項目4、名寄市立地適正化計画の具現化に向けた取組についてですが、関連がありますので、一括してお答えをいたします。初めに、老朽化する市内公共施設への対応についてでございますが、名寄市公共施設個別施設計画は施設総量の適正化を実現をするため公共施設の総延べ床面積を平成28年から20年間で13%削減することを目指す名寄市公共施設等総合管理計画及び施設の状況を踏まえ施設の計画的な改修を行い、メンテナンスコストに配慮した施設の長寿命化を目的に令和3年に策定をいたしました。個別の公共施設の安全性、機能性、経済性、社会性、劣化状況の5つの観点から総合的に判断を行い、

令和17年度までの基本的な方針として維持補修、建て替え、除却の3つに分類し、今後の施設の方針を示しております。今後の施設方針において建物の老朽化と劣化により安全性や機能性に支障があり、建て替えの方針が示されたもので、特にまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす公共施設で、町なかのにぎわいづくりに向けて都市機能誘導区域に新たに設置されることが想定される図書館をはじめとする5施設は、名寄市公共施設等再配置計画においてフェーズ1の対象施設としております。

次に、名寄市立地適正化計画の具現化に向けた取組についてですが、名寄市立地適正化計画は名寄市都市計画マスタープランの一部に位置づけをされ、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向け、コンパクトなまちづくりへの転換を目的として、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定めた計画であります。この計画に基づき居住誘導区域外にある保育所を都市機能誘導区域内にある保育所とこども発達支援センターとの統合による幼保連携型認定こども園への再編整備や民間商業施設内に子育て世帯が活動する施設、にこにこらなどの整備をしております。また、個別の公共施設再配置の基本的な方針を示し、立地適正化計画のロードマップとして位置づける名寄市公共施設等再配置計画を昨年度策定をしており、令和8年度までを計画期間とするフェーズ1の対象施設を5施設とし、図書館を軸に配置案をA、B、Cの3パターン示しました。今年度は再配置パターンを絞り込み、必要な機能や規模等を含めて検討するため講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ねてきているところでございます。講演会、タウンミーティングでは、人口減少を見据えたまちづくりや豊かな場所、サードスペース、いわゆる自宅、職場以外の第3の場の重要性などについて議論をするとともに、参加者アンケートでは中心市街地に図書館を中心とした複合施設の新規建て替

えむ回答が最も多く、重視する機能としては過ごしやすい居場所、カフェ、コミュニティスペースの設置、Wi-Fi機能といった御意見が多く寄せられました。また、昨年5月から市民ワークショップを8回開催をし、図書館の複合化、新築のC案が望ましく、求める機能として誰もが集まれるような開かれた多機能な場、第3の居場所となり得るカフェ、コミュニティスペースの設置や広場の併設に加え、学習、ワーケーションスペースの設置などについて利用もされる施設が周辺の活性化につながるのではないかと御意見が出されております。さらに、候補地についてもついで利用や周辺の波及効果を考慮すると駅から市立総合病院の動線、西條周辺の中心市街地が望ましいとしながら、一定面積の公有地がないという問題も指摘をされており、まとめとして今月中に市民ワークショップ報告書をいただく予定となっております。年度内に庁内検討委員会において市民ワークショップ報告書に加え、商工会議所提言書、総務文教常任委員会報告書、森教授講演会来場者アンケートなど様々な状況の整理を行い、有識者にアドバイスもいただきながら名寄市公共施設等再配置計画に示す3つのパターンの絞り込みを行いたいと考えております。次年度は年度内に絞り込むパターンの新図書館の候補地、必要な機能、規模について検討を行うため絞り込まれたパターンに関係する有識者をお招きし、必要な機能、規模、改修のポイントなどについて御講演をいただくとともに、絞り込まれたパターンと同類の先進的な図書館の視察研究を行いたいと考えております。あわせて、再配置計画のフェーズ1で対象となっている図書館以外の施設についても、他の公共施設との優先度や財源なども加味しながら庁内検討委員会で検討、協議を行ってまいりたいと考えております。さらに、今後長く使用されることが想定をされる中高生、大学生といった若者の御意見もお聞きをした上で庁内連携を図り、基本構想の策定に向けた仕様書の検討を行い、計画推進に

向けて丁寧な議論、取組を進めていきたいと考えております。

大項目3、農業農村振興施策について、小項目1、第2次名寄市農業・農村振興計画（後期実施計画）の具現化に向けた取組についてお答えをいたします。第2次名寄市農業・農村振興計画については、平成29年度から令和8年度までを期間とする基本計画を社会情勢や地域農業の変化等に適切に対応するため見直しを行うとともに、令和5年度から4年間の後期実施計画の策定に向けて検討を行ってまいりました。本市を取り巻く農業情勢としては、国際的な原材料価格の上昇による資材の高騰や食料安全保障上の懸念により国内においては生産コスト上昇への対応や食料供給体制の強化に向けた期待の高まりなどの変化が起きてきております。また、地域農業の状況については、依然として農家戸数は減少傾向にあり、経営規模の拡大が進む状況でございます。また、国の農業政策においては、水田活用の直接支払交付金の制度見直しやみどりの食料システム戦略として持続可能な食料システムの構築に向けた環境負荷軽減やデジタル技術の推進など、これらの情勢の変化を踏まえた計画となるよう検討してきたところで、後期実施計画の方向性としては、前期計画と同様に総合計画の主要施策、農業、農村の振興における5つの基本事業を柱に各種事業を取りまとめた実施計画としております。具体的には、収益性の高い農業経営の確立として農業振興センター事業や畜産振興近代化事業、多様で持続可能な農業経営の促進として労働力確保対策事業、農業担い手の育成確保として新規就農者確保対策事業、人と自然に優しい農業の推進として農業・農村多面的機能維持対策事業、豊かさや活力のある農村の構築として農業・農村交流促進事業など計画に沿って事業に取り組み、農業、農村の持続的な発展につなげていきたいと考えております。また、実施計画については、名寄市農業・農村振興審議会において実施状況などについて確認をいただく

など、毎年の進行管理と必要に応じて見直しながら取組を進めていくこととしております。

小項目2、新年度における主要農業施策について、小項目3、労働力確保対策について関連があるので、一括してお答えいたします。国内の農業を取り巻く環境は、資材や化学肥料などの高騰、国における水田活用の直接支払交付金制度の見直しなどにより農業経営へ大きな影響を与えております。また、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少、労働力不足をはじめ農業、農村の持続的発展に向けて取り組むべき課題があることから、総合計画や第2次名寄市農業・農村振興計画に基づき着実に施策を推進をしております。令和5年度の主な取組としては、まず地域農業の担い手となる農業後継者の育成についてです。将来的に地域において中心的な役割が期待されるとともに、今後ますます進展が予想されるスマート農業への対応が必要なことから、ドローンの新規免許取得への支援をJAと協調して取り組むほか、国の事業を活用し、新たに経営者となった後継者がさらなる経営の発展に向けた取組に対して支援を行います。また、4月より新たに地域おこし協力隊として就農希望者を受け入れ、農業研修に取り組み、将来の就労に向けて支援チームを中心に支援をしております。

次に、労働力の確保対策についてでございます。農家戸数が減少する中、担い手農家による農地集積が進んでおりますが、規模拡大にも限界があり、また規模拡大に伴う労働力不足なども課題になってきております。これまでのアプリの活用や名寄市立大学の学生による有償ボランティアなどの短期的な労働力確保や外国人技能実習生や派遣労働等、幅広い労働力確保対策を引き続きJAと連携し、取り組んでまいります。また、将来にわたり安定的に労働力を確保できるよう地域において互いに労働力を補完できる協業化や複数戸による法人の設立に向け、情報提供や検討に向けた支援により推進してまいります。

次に、水田活用の直接支払交付金制度の見直しについての対応です。交付対象水田の要件が見直されたことから、これに対応していくため転作田における田畑輪換や一定期間の湛水を取り入れた作付体系の確立に向けて技術指導などの取組を推進をしていくほか、畑地化に取り組む水田についてはさらなる品質、収量の向上やコスト低減に向けて情報提供や技術指導に努めてまいります。

次に、食育、地産地消については、第4次となる名寄市食育推進計画が新たにスタートをいたします。これまでと同様に名寄市食育推進協議会に参画をする関係機関、団体が協働をし、市民が食に感謝をし、健やかで心豊かな暮らしの実現を目指し、計画の目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、小項目4、燃料、資材等高騰への対応、対策についてお答えいたします。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に伴い化学肥料及び配合飼料が高騰し、依然として先行きは不透明な状況でございます。資材高騰対策については、国及び北海道の支援に加え、本市においても昨年の第4回定例会において可決をいただきました化学肥料・配合飼料購入支援金給付事業において昨年の秋と本年の春に使用する肥料の購入に対する支援及び令和4年度に係る配合飼料の購入に対する支援をそれぞれ実施をしてきております。今後の燃料や資材の価格がどのように推移をしていくかは国際的な影響によるため、不透明な状況でございますが、対応といたしましては一つには土壌診断や堆肥などを有効に活用し、化学肥料などの使用量の低減を図ることや畜産においては自給飼料の生産拡大による自給率の向上により、生産コストの抑制につなげていくことが想定をされることから、JAや農業改良普及センターなどと連携をし、情報提供や指導に努めてまいります。また先ほど申し上げましたとおり、燃料や資材高騰に関しては国際的な要因が大きいことから、国に対して継続した支援に取り組むよう関係機関、団体

と連携し求めていくこととともに、今後の国や北海道の施策を注視をしております。

小項目5、将来の地域農業のあるべき姿についてお答えいたします。現在の農業における課題といたしましては、国際的な影響による昨今の資材高騰や国における農業政策の転換などに加え、地域における少子高齢化による農家戸数の減少など、議員がおっしゃるとおり、目まぐるしい変化が起きております。地域農業の将来ビジョンといたしましては、1つ目として第2次名寄市農業・農村振興計画策定時に名寄らしい農業として示しておりました日本一のモチ米生産、アスパラ、バレイショ、カボチャ、スイートコーンなど高品質で多様な作物づくりを本市の特徴であり、目指すべき姿と考えております。このことは、国の米政策の転換によりこれまでと支援の対象が変わることにより収益性の向上が求められることから、引き続き高収益作物を組み合わせた農産物の生産が必要と考えております。

2つ目として、スマート農業の推進でございます。経営の大規模化が進み、土地利用型作物の作付が拡大しております。限られた労働力で適期作業を行うためには、作業の効率化と省力化を図る必要があります。ICTなどを活用したスマート農業の導入が不可欠になることから、普及促進が必要と考えております。

3つ目としては、共同、協業化の推進であります。多様な農産物の生産を維持していくためには人手を必要としますが、農家戸数の減少や後継者不足などにより労働力確保が難しい状況にあります。また、農業機械の大型化やスマート農業の導入などの経費も増大をする傾向にあります。農作業や経営において、農業者間の共同化や協業化を図ることで労働力、作業機械の過不足を補うことが可能となると考えております。

以上、大きく3点について示させていただきましたが、これらの方向性の下、持続可能な農業、農村の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、大項目4、地域経済の活性化について、小項目1、コロナ禍の影響に対する今後の対策についてお答えをいたします。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として売上げ等が減少した事業者に対して総額で4億5,000万円を超える給付を実施をしたほか、市内の消費喚起のため総額6億3,000万円を超えるプレミアム付商品券を発行し、その時々々の状況に応じ支援をしてまいりました。本年2月には、名寄商工会議所がコロナ禍で客足が遠のいた飲食店を支援をするため総額で1,250万円のプレミアム付飲食チケットを発行をいたしました。同会議所の自主的な取組を通じて飲食店の売上げと活気が回復することが期待をされます。また、新型コロナウイルス感染症について、国は大型連休明けの5月8日から感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザと同様の5類に引き下げることが決定をいたしました。イベントの規制やマスク着用のルールなどが見直されており、感染対策を継続しながら各種イベントが少しずつコロナ禍以前に戻ることに伴う地域経済の活性化に期待をしているところです。引き続き国や道の施策を注視しながら産官金連携による経済サポートネットワークにおいて金融機関と情報交換をするほか、経済団体とも連携をして、適時必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

次に、小項目2、公共事業における燃料、資機材高騰の影響についてお答えをいたします。公共事業は市民生活や経済活動の基盤を整備をするものであるため、工事資材等については発注直近の市場取引価格等を反映した北海道単価及び見積単価を採用した設計積算により適正な予定価格となるように努めております。資材価格等については、令和4年度中も高騰傾向であり、積算に用いる資材等の価格調査を行っている建設物価調査会の資材物価指数では土木建築部門でこの1年だけで約11%の価格高騰が見られるなど上昇幅が大きく、実施中の公共事業にも影響が出るのが考

えられます。公共事業の多くは、工事完成までに期間を要することから、このような資機材価格の激変に対して請負代金が著しく不適當にならないように契約締結後の急激な価格変動に対応することも必要であると認識をしております。対応策としては、工事請負契約約款のスライド条項を規定をしております。例えば全体スライド条項に関する部分では、工事が一定期間経過をした後で賃金や資材価格の水準が変動した場合に契約額を変更するものであります。また、急激な工事材料の価格変動に対応する単品スライド条項や予期することのできない事情により請負代金が不適當になったときに適用するインフレスライド条項を設定をしております。これまでの公共事業では、当初の契約金額で履行するケースがほとんどでありましたが、令和4年度では過日契約変更議案の議決をいただいた1件、栄町55団地の改修工事ですけれども、インフレスライド条項を適用して、受注金額を変更した実績がございます。今後に向けましても引き続き物価上昇への適切な対応と公共事業の品質確保の観点から適正な予定価格の設定により事業執行するよう努めてまいります。

小項目3、市内中小企業の人材確保についてお答えをいたします。人手不足の状況についてですが、ハローワーク名寄管内の今年1月の雇用情勢では求人募集である月間有効求人数が1,125人に対し応募者数である月間有効求職者数は716人と月間有効求人倍率1.57となっており、前年同月と比べると0.09ポイント上回る状況となっております。本市では、令和4年度より中小企業振興条例に基づく支援メニューを見直し、求人サイト掲載料等を助成する就職促進支援事業や企業の戦略的な中途採用を支援をするプロフェッショナル人材確保促進事業、従業員の資格取得等を支援をする企業に助成をする名寄でづくり事業、リクルートページなどの作成などホームページを新規開設をする企業を支援をする、ホームページ制作支援事業など新規拡充しております。

また、上川北部地域人材開発センターでは、求職者を中心にパソコン講習や建設機械の資格取得などの事業を展開しており、名寄地区通年雇用促進協議会では通年雇用につながる資格取得の助成や雇用環境の改善に資する講習会、セミナーを開催をし、地域の人材育成に資する取組を実施しております。そのほかにも令和4年12月6日から令和5年3月31日までに道内や道外に在住する方が人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、就労者及び道内事業者に支援金等としてそれぞれ10万円のほか、上限10万円の移動旅費が支給される北海道が実施をします人材確保緊急支援事業を名寄商工会議所、風連商工会、本市ホームページでも周知を図っております。今後もこれらの事業を周知をし、中小企業による活用を促進するとともに、本市で就職をし、定着する人材を確保するための様々な方策について中小企業振興審議会や産官金連携なよろ経済サポートネットワークで御意見を伺うなどして、本市の人材の育成確保を図ってまいりたいと考えております。

小項目4、アフターコロナにおける観光振興施策についてお答えをいたします。令和2年1月に国内で新型コロナウイルスの感染症が発生をして以来感染拡大防止のため移動や夜の飲食などの行動制限が幾度となく行われましたが、昨年3月にまん延防止等重点措置が解除されて以来道内及び近隣県の旅行支援をするどうみん割や引き続く全国旅行支援により国内観光客はコロナ前に戻りつつあり、インバウンドに関しては昨年10月の水際対策の大幅緩和以降回復の兆しが見られ、ピヤシリスキー場においても今シーズンは外国人の利用者が見られ始めております。国は、大型連休明けの5月8日から感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることと決定をいたしました。イベントの規制やマスク着用のルールなどが見直されており、国内外の観光需要の本格的回復が期待をされ

るところです。こうした状況を踏まえ、このウィンターシーズンからは名寄市観光振興計画（第2次）で想定したウィズコロナからアフターコロナへの移行期の対応としてインバウンドの本格的な回復に備え、ジャイアントコースとイースタンコースの間にある樹林帯を滑走可能とするツリーランエリアを開放しており、厳格なルールを定め、安全に日本一の雪質を楽しんでいただいております。さらには、Nスポーツコミッションとも連携し、ピヤシリ山周辺の屈指の雪質を生かしたバックカントリースキーのモニターツアーを実施したところとです。名寄観光まちづくり協会ではコロナ禍の影響を受けにくいアウトドア観光の推進に取り組んできており、これまでのカヌー、サイクリングや収穫体験に加え、サバイバルゲームの常設フィールドを開設し、定着に努めているほか、スノーモービルで雪深い林道や雪原をピヤシリ山山頂まで走り抜けるパウダースノーサファリは海外観光客にも人気があり、今シーズンはキャパシティを超える申込みがあるなどアフターコロナに向けこれまでの取組が実を結び始めております。今後も引き続き観光振興計画（第2次）に沿って自然を生かしたアウトドア観光やNスポーツコミッションと連携をしたスポーツツーリズムを推進し、ピヤシリスキー場のグリーンシーズンの利活用や交流人口拡大に資する新たな誘客方策を検討するなど本市の知名度の向上や観光消費額増加の目標達成を目指し、市内経済の活性化を図ってまいります。

次に、小項目5、ピヤシリスキー場の今後の施設整備についてお答えをいたします。ピヤシリスキー場は、雪質日本一としてその優位性を生かし、冬季スポーツの推進及び冬季スポーツ拠点化を目指しているところではありますが、近年では温暖化も相まって全国規模のスキー、スノーボードの大会が開催をされるほか、良質な雪質を求め、インバウンドのお客さんも増加してきており、その優位性はさらに高まってきているところとです。この

ため、施設整備については利用者の安全、安心のためのリフト整備をはじめ、スキー場の早期オープンのための暗渠工事のほか、ゲレンデ整備のための圧雪車の整備などスキー場振興のため年次計画を立て、必要に応じた投資を行ってきております。令和5年度予算案においては、非接触型サービスの提供や自動受付キャッシュレス化など利用客の利便性の向上と併せてスキー場運営の効率化を目的にスマートゲートの導入費用を計上しており、冬季スポーツの振興と市民をはじめ多くの方々が自然に親しみながら健康の増進を図るための環境を整備してまいります。

次に、大項目5、名寄市立大学の運営について、小項目1、学生確保対策についてお答えいたします。本学における令和2年度入学者選抜入試から令和3年度入学者選抜入試において志願者が大きく減少いたしました。この影響として、少子化もさることながら、新型コロナウイルス感染症の影響による受験生の地元志向の強まり、高等教育修学支援制度、給付型奨学金の開始による私学進学への金銭面の負担減などが影響要因であったと思われる、その影響は今後も続くことが想定をされ、国公立大学だけではなく、私立大学との競争もますます厳しくなっております。本学の取組として、学内に関する様々な情報を収集、分析をし、説得力のあるデータに基づいた活動を実行するための組織としてIR推進室を本格的に稼働させ、データに基づいた学生確保対策に努めております。また、受験者の視点に立った情報発信も必要不可欠であることから、昨年度に学生と連携して学内に魅力プロジェクトなよろを設置し、SNS戦略、学生里帰り高校訪問、数字で見る名寄市立大学の作成など学校訪問や進学相談会での効果的なPR方法などに取り組んでまいります。

小項目2、大学と地域の連携、協働の取組についてお答えをいたします。名寄市立大学では、地域との連携、協働の取組として農繁期における労働力の補完を目的に名寄市、JA道北なよろと連

携をして農家と学生のマッチングを行う援農ボランティア事業を行っております。この取組では、食農教育の視点を学生、農家双方が持つことで単なる労働力ではなく、農家との会話を含む多様な経験をベースとした名寄ならではの体験、経験として定着をしつつあります。また、Nスポーツコミッション、北海道味の素株式会社、名寄市立大学が協働をし、名寄市立大学の学生がメニューを考案をする産学官民連携の取組、なよろ健康レシピ開発プロジェクトでは、地元企業である株式会社西條での健康志向の人向けの総菜、弁当の販売を行っているほか、本年度は味の素が提唱するアスリート支援栄養プログラム、勝ち飯のコンセプトを取り入れたスポーツ合宿者向けメニューを開発をし、なよろ温泉サンピラーで提供しております。こうした名寄ならではの地域資源を使い、名寄市立大学や学生の専門性を生かした地域との活動は大学の地域貢献、大学の経験、地域の活性化など様々な面でよい影響を与えており、名寄市立大学の魅力となり、学生確保にもつながるものと考えております。今後もコミュニティケア教育研究センターを窓口として地域との連携、協働する取組を継続、深化をさせてまいります。

小項目3、新年度における大学院設置に向けた検討についてお答えをいたします。大学院設置に係る検討については、学内に設置しております大学院設置検討会を中心に検討を進めております。今年度は改めて教員から意見を聴取する機会を設けることに努め、教授、准教授、講師以下など職位別に区分をした意見交換会、さらには各学科ごとに小人数単位でのヒアリングをするなど多くの意見を聴取をしてまいりました。また、在学生の意識調査、定住自立圏構成13自治体へのリカレント調査、主要な病院、福祉施設等の施設長への意向調査等を実施するとともに、類似した研究領域を有する公立大学を訪問をし、教育課程や学生の状況についても調査を行いました。これら様々な意見、調査結果により他の大学院との差別化を

図り、本学の保健福祉学部の特徴を取り入れた名寄市立大学独自の大学院設置に対する新たな視点やアイデアなどを得ることができました。今後は、改めて本学の特徴を打ち出した大学院の専攻領域コースなどの種別や名称の見直しの議論を進めるとともに、様々な意向調査結果からの道北の知の拠点としての役割を求められていることから考慮すると、どのような人材の養成、能力の開発が必要であるかについてさらに検討し、必要となる具体的な教育課程、教員確保に取り組んでまいります。

小項目4、独立行政法人化の検討準備等の状況についてお答えをいたします。大学の持続可能な発展のために時代や社会、地域のニーズ、将来を見据えて果敢なチャレンジが必要であり、そのためにはより柔軟性と機動性のある意思決定と透明性の高い大学経営を行うために独立行政法人化の検討は必要であると考えております。また、名寄市立大学の目的の原点でもある人材の育成、さらにはそれを担う教員の育成も優先的に取り組むべき課題であると考えておりますので、大学院の設置の検討と並行して取り組んでまいります。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 私からは大項目6、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、新年度の教育行政重点施策についてであります。令和5年度の学校教育におきましては名寄市学校教育推進計画に基づき生きる力を育てる教育の推進、信頼される学校づくりの推進、社会の変化や多様なニーズへの対応、安全、安心な教育環境の整備の4つの重点的な取組を進めてまいります。特に増加傾向にあります不登校児童生徒への対応につきまして、一人一人の実情に応じたきめ細かな指導、支援を行う必要がありますことから、不登校や不登校傾向のある児童生徒が学校、家庭、社会のつながりを切らすことのないようこれまで以上に学校における別室登校や1人1台端末の活用など多様な教育や相談

の機会、場を工夫し、不登校の未然防止及び早期対応解決を目指してまいります。

また、令和6年4月の開校に向けた智恵文小中学校整備事業や老朽化が進んでいる名寄中学校の改築に向けた設計業務など安心、安全な教育環境の整備を図ってまいります。さらには、部活動改革について国が示した段階的な地域部活動の移行に向け、名寄市教育改善プロジェクト委員会との連携や関係機関との協議を進めるとともに、NAYOROスタイル部活動改革推進事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

社会教育におきましては、名寄市社会教育推進計画に基づき生涯学習社会の形成、家庭教育の推進、青少年の健全育成、地域文化の継承と創造の4つの重点的な取組を進めてまいります。特に生涯学習活動につきましては、市民の皆さんへの生涯学習機会の提供に当たり社会教育施設間の情報共有や連携を図り、施設が相互協力できる体制づくりに努め、これまで以上に施設間で連携、協力した生涯学習活動が行えるよう取り組んでいきたいと考えております。また、ICTやデジタル技術を活用した生涯学習の活動や環境の充実を図るとともに、学校を核とした地域づくりを進めるため、各校区の特色を踏まえて地域学校協働活動の推進に取り組んでまいります。

次に、小項目2、社会に開かれた教育課程についてであります。学校教育においては全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から国が教育課程の基準である学習指導要領を示しております。小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から実施されています現在の学習指導要領は、子供たちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質、能力を育むために社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくことや子供一人一人が現実の社会との関わりの中で豊かな学びを実現していくことができるよう学校教育の中核となる教育課程が社会とのつながりを持てるように社会に開かれた教育課程をキ

ワードとして内容等について見直しがされているところがございます。また、私が昨年7月に教育長に就任して以来名寄市の子供自身や子供たちを取り巻く様々な課題について職員や学校から説明を受けるなどしているところですが、それらの課題を解決していくためには学校のみでの対応は難しさがあり、家庭の協力はもとより、地域の関係機関等との連携や場合によっては市民の皆さんの御理解や御支援も考えていかなければならないと感じているところがございます。このようなことから、私といたしましては本市の子供たちが身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感や困難を乗り越え、未来に向けて希望を持ち、社会で自立して生きるために必要な資質、能力をしっかりと身につけて、健やかに成長していくことができるよう本市の学校が社会に開かれた教育課程を通してより地域社会に開かれた存在となり、学校と地域社会が心を合わせ、連携、協働しながら、子供たちの教育が推進できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。市議会議員の皆様にはこうした私の考えを御理解いただき、御支援、御協力いただきたく、お願い申し上げます。

次に、小項目3、学校施設の整備についてお答えいたします。令和3年度に行った耐力度調査の結果に加えて、学校施設の老朽化の状態及び今後の生徒数の推計などから名寄中学校については早急に改築として整備を進めるものとし、名寄東中学校については躯体状況などから改築ではなく、耐震化の整備を基本にその整備手法等について協議を進める考えであります。そのため、令和5年1月に名寄中学校校舎等改築検討委員会を立ち上げ、現在は名寄中学校の基本設計に必要な事項の検討を開始したところであり、まずは名寄中学校の改築業務を中心に進めてまいります。新年度からは名寄東中学校の整備手法等について検討、協議を開始していく予定でありますので、御理解

お願いいたします。

次に、小項目4、新名寄高校の魅力化の取組についてお答えをいたします。名寄高校と名寄産業高校を再編統合する新名寄高校が魅力ある高校となるようこの間の取組として、令和2年8月に名寄市内高等学校魅力化推進委員会を設置し、中学生や保護者に対し市内高校の魅力について情報発信を行ってきました。令和3年度からは魅力化推進委員会に名寄市内高等学校魅力化コーディネーターの配置や両高校のPTA役員、学校評議員の方々にも参画いただき、将来の高校のコミュニティ・スクールの前身となるよう組織力を強化するとともに、様々な事業の実施と情報の発信などにより地域において今まで以上に魅力ある高校となるよう取組を進めてまいりました。特に新しい高校づくりを進めていく上で、学校と地域との連携、協働が必要でありますことから、高校の統合推進委員会が企画された両高校の生徒も参加する会議に魅力化推進委員会も参加して、合同拡大会議とし、多くの議論を重ね、その検討結果が新名寄高校の学校目標やスクールポリシーなどに反映されており、学校と地域が連携、協働した大きな成果であると考えております。また、魅力化推進委員会では、新設高校マガジンの作成、配布や新設高校の紹介動画をユーチューブで配信するなど中学生や保護者の方々に対し新設高校の情報について少しでも早く分かりやすい内容で発信するよう努めてきたところです。魅力化推進委員会は今年度をもって終了となりますが、新名寄高校において令和5年度に設置される予定の学校運営協議会に魅力化推進委員会の方々も参加されると伺っております。学校運営協議会を設置した学校であるコミュニティ・スクールは、学校と地域社会との関係を生かし、学校と地域の方々が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となるため、新名寄高校への地域全体での応援体制の構築につながるものと考えております。そのため、コミュニティ・スクールとしての新名寄高校にはこれまでの魅

力化推進委員会での議論を踏まえ、魅力的な学校として磨き続ける取組を進めていただくとともに、本市においても高校や学校運営協議会と十分に連携を図りながら市内唯一の高校が魅力ある高校として発展し続けることができるようできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。時間も限られておりますので、何点かの再質問させていただきたいと思います。

順番にというよりもそれぞれ幾つかの御答弁と関連する部分もありますので、ちょっと行き来するケースがあるかと思いますが、御理解いただきたいと思います。新年度の市政執行ということで重点施策について、また総計の具現化に向けてということでお答えをいただきまして、あとアフターコロナ社会を見据えた展開ということで、今年度主要施策も重点施策も含めてデジタル技術の推進ということで新年度特に取り組んでいく方向性というのは十分に理解させていただきまして、これアフターコロナ社会を見据えた施策展開の一つでもあるということでありまして、デジタル技術、本当に今非常に便利で、会議なんかコロナの状況の中ではオンライン等での会議で十分行えるということ、これ本当に私自身も含めて十分理解し、分かったところでありますけれども、そこはそこで当然推進していただくと、それが重要だと思っておりますけれども、今後コロナの後の社会というか、アフターコロナ、ポストコロナも含めた部分ですけれども、そういったハード面というか、そういうデジタル技術を活用した施策展開というのも十分ここ推進と同時に、どこかの場面でも申し上げましたけれども、コロナによって人と人とのコミュニティが希薄になっている、コミュニティ活動が停滞しているという現状がいまだにやっぱりあるのだと思いますし、少しづ

つ回復傾向にある中でもなかなか様子見という部分もあるのだというふうに思います。ここちょっと話飛ぶようになりますけれども、先ほど教育長のほうから学校の関係でも御答弁をいただきまして、地域との連携で社会に開かれた教育という部分で、そこが地域と学校とのコミュニティー、また人と人との関わりという部分にもなってくるのだというふうに思います。こういったコミュニティー・スクール、学校、教育でいえばコミュニティー・スクールを含めてほかの組織との連携、また再編を検討し、地域コミュニティー組織の活性化を推進するという部分で、ここ、この言葉は市政執行方針の中でもうたわれておまして、これがやはりコロナ後の地域コミュニティーの再構築につながっていくのかなというふうに思います。町内会活動も含めてのコミュニティーだと思いますけれども、こういった取組を活性化させていく、また深化させていく、どのような形で連携、再編を検討していくのか、話がずっとそちら側に飛んでしまったような感もありますけれども、その辺りの新年度、コロナ後の状況を見据えた中での施策、どういうふうに推進していくのか、この辺りの考え方についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ありがとうございます。総合計画の後期計画の中でも重要なポイントとして書かせていただいておりますけれども、学校を核としたコミュニティーをさらに深化をさせていくということは非常に重要なテーマだと思っています。既に学校運営協議会がそれぞれの学校に設置をされて、全ての小中学校でコミュニティー・スクールがスタートしておりますけれども、これをさらにそれぞれの地域の中で既にあるコミュニティー組織、とりわけそれぞれの地域連絡協議会みたいなものがございますので、そこをよく連携をしっかりとしていく中で本当に地域の協働の学校づくり、そのことが地域にもよりよいコミュニティー

一をもたらしていくという、その深化をさらに深めていく、そのための議論を庁内でも、あるいは地域のそれぞれのプレーヤーの皆さん、組織の皆さん等もお話をしながら深めていくことが新年度非常に重要になっていくのではないかと思います。学校、子供たちがやっぱり中心であって、子供たちを地域で育てていく、それは地域の中だけでなく、スポーツ、今部活動の中でも地域移行の話も出ていますけれども、そうしたことを通じてより地域に多世代の交流、一体感が生まれていくこと、そのことが地域愛を育む子供たちのさらなる育成につながり、地域のさらなるコミュニティーの強化、活性化につながっていく、そのことが持続的な地域の深化につながっていくと、地域の持続的な発展につながっていくということを考えておまして、さらに議論を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 今お答えあったように、子供たちを中心としてコミュニティーの、また人と人との絆、またコミュニティー活動が活発化していくような取組、ここは庁内連携ということが大事になってくるのだと思いますけれども、そういった形での町内会活動も含めたコミュニティー活動の活発化に向けて、これもコロナ後を見据えた施策ということで非常に大事なことだと考えますので、そういった部分も推進していただければというふうに思います。

人口減少の対応ということで、お答えをいただきました。特に今後社会減の抑制に向けた取組ということ強化していくと。広域での連携も含めてということでお答えをいただきました。社会減抑制ということでお答えの中にもありましたけれども、やはり産業活性化していく、新たな企業誘致等も含めてということでお答えもありました。生産年齢人口が減少していく中においては、仕事、雇用の場がないと若い世代、特に本当に生産年齢人口の定着はやっぱり難しいのだというふうに思

います。若い人がやっぱり定着すると、当然子供さんが生まれて、そういった部分では子育て環境の整備というのも大事なんでしょうけれども、まずそこら辺がいちばん大事になってくるところだと思います。

産業の振興ということで、王子の跡地の状況についてもお答えをいただきました。企業相手という部分もある中では、なかなか今どういう状況まで進んでいるのかという部分は見えにくい部分もやっぱりあるのだと思います。そういう部分では、新たな産業、そして新たな起業の可能性、あそこで新たな産業が展開されるということも市民の皆さんも当然期待している中で、それぞれ発電の関係ですとか物流の関係、IoTデータの関係も通信線の関係も今検討が進んでいるという状況でお話がありましたけれども、企業立地促進条例の関係で条例改正も含めて昨年議決した中では、そちらの利活用という部分に今話の中でつながりつつあるのか、もう前向きな話が今ある状態なのか、その辺りの状況について少し、どこまで話せるのかというのはあるかと思いますけれども、その辺りの状況、活用される見込みとかも含めて状況についてちょっとお話をいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 昨年9月に企業立地促進条例の特例条例を制定、議決をいただきました。その後、まだ具体的なものになってはいませんが、議決の後にホームページなどでも公表して、それを基に御相談などはいただいているところもありまして、条例が後押しとなって跡地の活用が進むことを期待しているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 引き続きそちらをしっかりと活用していただけるような取組、推進していただきたいと思います。これ本当1年がたったからといってすぐ形になるというもので

はないのかもしれませんが、継続的な取組、また今まで以上にそちら活用していただけるような積極的な取組を求めていると思いますので、よろしく願いいたします。

立地適正化計画の具現化ということで、公共施設再配置計画に伴うそれぞれ議論経過等お話をいただきました。フェーズワンの中で施設が今図書館も含めた児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設ということで、こちらで3パターンが提示されて、ワークショップ、タウンミーティングの中で今検討されているということでありました。一定程度議論経過とアンケートの結果ということでのお話もありましたけれども、C案が多かったということで、これC案ということであれば機能の複合化と新築ということで、そういった方向性でやっぱり整備するのが望ましいということが多かったのだというふうに思います。あと、候補地とかも今どういうふうにしていくのかというのが検討中だというふうに思いますけれども、答弁の中で改めて確認ですけれども、一応どのパターンにしていくかというのを年度内に絞り込みをする。新年度具体的な候補地とかの選定に進んでいくということで、新年度、より具体的な形で議論がなされていくということなのか、これ庁内検討委員会での議論も含めて年度内、そして新年度どこまでこの議論が進んでいくのか改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今お話しいただいたとおり、年度内でパターンの選定をするということと新年度については具体的な場所も含めて深めていくという作業に入っていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 分かりました。若い人の声をしっかりと反映していくということで、お答えの中にもありました。これも中心市街地の活性化という部分にもつながっていくのだという

ふうに思います。商売やられる方というのは人が集まるところにやっぱり定着する、住みつくというか、そういう形で、このことが行く行くは中心市街地の活性化に寄与する取組だというふうに思いますので、こちらぜひ丁寧な議論を重ねていただいて、あと財政的な面も含めて課題は大きいかと思えますけれども、実現に向けて取組を前に進めていっていただければということをお願いしておきたいと思えます。

農業農村振興施策についてということで少しお伺いしておきたいと思えます。それぞれ主要施策等、またそれぞれについてお答えをいただきました。労働力の確保という部分も含めて今課題が多い農業情勢の中で、今やっぱり大きな転換期に来ている部分があるのだというふうに思います。また、こういう段階で、先ほど地域農業のあるべき姿ということでお答えをいただいた中でも大きく3つ、名寄らしい農業、スマート農業、そして協業化の推進ということでお答えをいただきました。やはり具体的に言えば、名寄らしい農業、労働力不足、なぜ解消しなければならないか。解消する手段としてはICTを活用したスマート農業を展開していくと。それ効率化という部分だけではなくて、やっぱり先ほどお話があった名寄らしい農業、高収益作物をしっかりと維持していく。組み合わせで農地も守っていくということに、そこはしっかりと理解をした中で進めていかなければならないのだというふうに思いますけれども、そういったものを、ICT技術、そして協業化という部分では法人化というのが今後やっぱり重要になってくる部分だというふうに私は感じております。なぜ法人化にするかという部分はいろいろありまして、耕作放棄地を出さない、そして効率的な営農していくということも当然ありますけれども、農家戸数が減少する中では地域のコミュニティーを守っていく、そこがやっぱりあると思うのです。戸数は減ってもやっぱりその地域で農業に従事する方を減らしていかないような形で、そ

こはリタイアした方もこの地域から離れないで、受皿があればそこでいろんな活動、今まで積み重ねてこられた経験等もやっぱりそういった受皿、法人という例えば受皿があれば、そういう部分で力を発揮していただけるというようなことになるのだというふうに思います。単純に法人化のみということではなくて、協業化も推進していくということでお話ありましたけれども、その辺り新年度以降具体的に対策を取って、農業者の方にもそういう部分がやっぱり今後必要になってくるということでも理解をいただきながら進んでいくということも大事になるかと思っておりますけれども、そういった啓蒙、啓発も含めてどういった形での取組を想定しておられるのかお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 今法人化含めて協業化というふうなテーマで御質問いただきました。今議員からありましたとおり、法人化に限りませんが、共同で営農していくという優位性が今後ますます高まっていくのではないのかなということでも先ほどもお答えをさせていただきました。現状でいいますと、法人化ですとか意識されている方というのはまだ多い状況とは言えないというふうに捉えております。現実的に個々の経営規模の中で一定程度生産が十分に行えている。機械の性能も上がっておりますので、そういうことが実現できているのかなというふうにも捉えております。ただ、将来的なことを考えますと、先ほどのとおり、戸数が減少しているという状況は変わりませんので、幅広い労働力を確保する手段が必要だろうというふうに捉えています。今後法人化を進めるに当たって、協業化ということを含めて、当たりましては今地域の中においてそれぞれ自ら、例えば一つの例であります、ドローンを購入する。比較的機械も高額であったりとか、利活用が、能力を十分に発揮するという意味で1戸の農家で活用するよりは複数の農家で活用することのほうが

優位性があるだろうということで、これ地域で幾つかの農家の方が集まって、そういった取組が既に行われております。また、智恵文地区においても複数戸の法人が既に誕生しております。こうしたそれぞれの取組の結果を私どものほうでもそれぞれ聞き取りですとか、一定程度数字を基にこういった効果があったのだというようなことなんかもそれぞれ調べさせていただきながら、そういったものをベースに今度それぞれの農業者の皆さんにできるだけ目に見える形で示していく中で、すぐということには当然ならないかと思っておりますが、これからこういった考えが必要になるのだということなんかをまず御理解いただけるような取組といったことを進めていきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 山田議員。

○16番(山田典幸議員) そういった取組進めていただきたいと思っております。今新年度に向けてJAさんのほうでは第5次地域農業振興計画に向けて、新年度から始まる第5次の計画に向けて策定が大詰めだということでもありますけれども、振興センターの事業を中心としたアスパラ、大苗の事業ということで、そこ行政も支援しながらの取組なのだというふうに思いますけれども、新たなJAさんの計画では、高収益作物としてのアスパラを再度、収穫量、また反収も含めて、またそこにアスパラの優位性というものをやっぱり発揮できるような形で改めて見直して推進していくという方針が定められている、次の計画でそこをうたっていくというようなお話でありますけれども、その辺りの情報共有というか、行政側とのその辺りの話、行政側の計画との整合性も含めて今後その辺りどのように取り組んでいくのかちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 今議員のほうからお話のありましたアスパラの収穫量の拡大ということで、御存じのとおり面積的にはアスパラに関し

ては今減少傾向にあるということでございます。これJAさんとのこの間の協議の中で面積についてはなかなか一気に増やすということが難しいのではないかとこの考え方がございますけれども、今作付いただいている方の面積を維持していただくとともに、収量のところでどうにか収穫量を確保したいと、そういうふうな考えの下で苗の更新にまずは取り組むということを中心に取組めないかということで御相談をいただいたところがあります。これにつきましては、今JAのほうとも協議を進めておりますが、振興センターを大苗の供給の拠点というふうな形で利活用ができないだろうかというふうな、そういった御提案いただいております。まだ具体的にどれぐらいの作付面積を想定して苗の供給を図るかということも詰めておりませんので、今後そこにつきましては協議を進めながら、これは名寄の特産物でございますので、ぜひアスパラのさらなる振興に向けて取組を進めてまいりたいというふうにございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） そういった形でしっかりとJAさんとも連携した中で、本当に今おっしゃられたとおり、面積がどんどん減っていく。そして、労働力がアスパラの場合かかりますので、やっぱりそこが不足しているということで、面積を減らしていかざるを得ない状況もあります。そういう部分では土というか、いいところに作って、反収を上げていくということも今後必要になっていく部分だというふうに思いますし、本当に評価の高い名寄市、名寄産のアスパラというのはこれ絶やしてはいけませんし、一定程度の量も確保していくということが今後やっぱり求められておりますので、そこの辺りはしっかりと協力体制つくっていただきながら進めていただきたいというふうに思います。

すみません。また飛びますけれども、ちょっとピヤシリスキー場の施設整備も含めて観光の関係でお伺いしておきたいと思っております。スキー場の

今シーズンの取組の中でも、これ当市の冬の観光ということでピヤシリスキー場で新しい取組が始まりました。お答えにもあったように、ツリーランエリア、またバックカントリーのモニターツアーも行ったということで、効果としてどうということであったかというのは今シーズン終わってから振興公社さんも含めて検証があるのだというふうに思いますけれども、室長はよくスキー場にシーズン中行っておられると思うのですが、今シーズン何回ぐらい行かれましたか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 昨日で21回になりました。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 私より多いと思います。今シーズンスキー場に行って滑っておられて、多分室長も感じておられるのではないかなと思いますけれども、この新たな取組の、それが直接的な効果かというのは私分かりませんが、間違いなく地元の方ではない、グループで来られている方が今シーズン物すごく多くいたのです。そういうふうなお客様を見てというのがありますけれども、肌感覚としてこの雪質を求めて地方から来る方の多さというのが今シーズンやっぱり相当増えているなという感覚を、これ肌感覚です。我々の立場で何かそういう感覚とかと言うと怒られるのかもしれませんが、これ数字とかという問題ではなくて、そういう地方からのお客様、そして地元の、市民の皆さんもやっぱり土曜、日曜ってかなり子供連れでお父さん、お母さんが子供さんと一緒にスキーを楽しむというのが、先々シーズンからリフト無料化、これも影響、効果だと思うのです。肌感覚として室長がやっぱり新しいお客様が入り込んでいるという、その辺りの感覚についてどのように感じたかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほど21回訪

れたとお答えを申し上げましたが、私1回に滞在する時間は比較的短いものでございます。ただ、21回行く中で、まず数字のところでは申し上げますと、先ほど山田議員肌感覚ということでお話ありましたけれども、ツリーランでいきますと1月と2月で約ですけれども、速報値になりますが、500名程度御利用がありました。これ現場の声からあるのですけれども、これを利用しに初めてピヤシリスキー場に来たという方もたくさんいらっしゃったということです。それから、私が数多く行った中で、土日、祝日の多くに足を運びましたが、まず感じたのが時間帯いろいろ行ったのですけれども、駐車場の車の数の多さでした。ほとんどの場合に第3駐車場の奥というか、こちらからいくと手前側になりますけれども、までたくさん車が駐車されていた状況でした。また、地元の子供たちでいきますと、無料化を始めた一昨年、あるいは昨年はお子様連れのお母さんとかよく見かけたのですけれども、今シーズンは子供同士のグループ、よく見かけました。無料化が定着してきたことなのかなと感じています。また、スキーロッジですけれども、毎回確認をしておりますが、それこそコロナが始まったときにはやはりそういった利用を控えて、駐車場で御自身の車の後ろでお湯を沸かして、カップラーメンを作って食事したりという方いらっしゃいましたけれども、今シーズンは私はそういった方は一人も見えておりませんし、レストランの利用もレストランメニューを注文されている方のほか、中でカップラーメンを食べられている子供たちもいましたが、スキーロッジそのものにはぎわっていたかなと感じております。また、子供たちが、振興公社さんもいろいろと工夫をして、テイクアウトメニューなんか用意をしたりもしていますので、帰り際にテイクアウトのポテトなんかを片手に持ちながら帰る光景もよく見られたところです。あと、第2リフト降りたところにログハウスの休憩場、ログパノラマがあります。ここで今委託してやっていた

ている方も毎シーズン集客のために趣向を凝らしていただいています、今シーズンは子供たち同士で気軽に立ち寄れるようにポットのお湯にティーバッグですとかカップスープなど150円で提供するようなサービスも始めて、また一口お菓子を50円で提供していたり、そんなこともしていただいたり、一方でしっかり食べたい大人のためには昼食を取るための各種丼物を提供したりしてにぎわっていたと。あるいは、これ例年やっていますホットワインですとかビールについても引き続き提供しております、特に今シーズンは海外の方からも増えてきたということで、欧米豪の方が中華系の春節の頃に増えた。お話を伺うと、中華系の方々がニセコや富良野に押し寄せるのを避けるというのでしょうか、そういった方々が名寄のピヤシリにその時期に来られたといったこともお聞きをしました。また、特にそういう欧米の方々にログパノラマの雰囲気非常に好まれるということで、ツリーラン、あるいはバックカントリーはモニターツアーでしたけれども、そういったことで今シーズンは昨年10月に全国旅行支援が始まったりとか、あるいはインバウンドに対する水際対策が緩和されたという、まだこれからというところでありまして、来シーズンに向けてはインバウンドが本格的に回復すればさらに入り込みが増える可能性が見られたなという感想を持ったところです。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 滞在時間長くなくてもそれだけ肌で感じているということはすごいなと思って聞いていましたけれども、言われるように、私思うのはちょっと駐車場からもうブーツも履いて、真っすぐゲレンデに行って滑って、やっぱり帰られる方がまだ多いかなという感じはします。だから、あそこ、またロッジも改修しろという、これ財政的なもので、大変な額になりますから、ちょっと食事を取ってもらうというか、少し誘導というか、欲を言えばロッジがすごく広げ

れば、もう少し家族連れの方々とかお客様も少しそこで時間を取ってから帰ったりとか、昼もゆっくり休むのでしょうけれども、やっぱり直接車を降りて、支度をして、滑って帰るとい方がまだまだ、コロナの関係もあるのかもしれませんが、やっぱり多いような感じがあります。少し、土日もやっぱりロッジ結構満杯なので、やっぱりそういうふうに自然となってしまうという部分あるのかと思います。広くすることも若干検討していただければと思いますし、また少しそういうふうに食事も含めたやっぱり誘導策も今後大事になるのかなというふうに思いますので、そういう部分効果として今後十分出てくるのだというふうに思います。そこは施設整備も含めて中長期の視点の中で考えていただければと思いますし、新年度スマートゲートの導入ということで、大きくその辺の人員効率も含めてそこ変わってくると思いますし、たくさんお客様が来てモリフトの回転率というのかなりこれは上がっていくのだというふうに思いますので、また集客が見込める、入り込みが期待される整備になるというふうに思いますので、またソフト面でのそういった整備、またこれはハードの面だけではなくて、コースもやっぱり手加えるので、ハードの部分になりますけれども、そういった整備していただく中で、またピヤシンスキー場をたくさんの方に利用していただけるような形で今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう時間がなくなりましたので、最後教育の関係、教育長に先ほどお答えいただきまして、ありがとうございます。社会に開かれた教育課程ということで、やっぱりこれが、これは地域と共にあるということの意味と本当に全く同じで、これ逆に地域のほうもしっかりと学校に関わる中で、子供たちの教育環境をしっかりとつくっていくということが大事なのだということで教えていただきましたので、ありがとうございます。

高校の関係で終わりたいと思います。学校運営

協議会、委員会のメンバーも入る予定ということで、引き続きそういった魅力化に向かって取り組んでいていただけるのだというふうに思います。学校運営協議会と連携を図りながら行政も支援をしていくということでお答えありましたけれども、また一歩先にはもっとたくさんの市民の方が、これ学校運営協議会の運営の部分にも関わりますけれども、一人でも多くの市民の方がやっぱり高校の応援団として、またいろんな形で高校生、学校に関わるという機運、仕掛けづくり、それをまた高めていくということも重要だと思いますが、そういった取組に向けて改めてどのように取り組んでいく考えなのかお伺いをしておきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 新名寄高校の今後に対する支援についての御質問かというふうに受け止めさせていただきました。やはり大事なことは、地域に、名寄市に残ります唯一の高校でございますので、まずは道立の高校です。しっかりと高校と連携を図る。場合によっては、北海道教育委員会としっかりと連携を図りたいと思いますし、私としてはしっかりとこの実情、市民の皆様方の要望ですとか、それから小中学校等における高校への期待ですとか、保護者の皆さんの思いですとか、そういうものを北海道教育委員会や高校へ伝えていく。さらには、一緒になって子供たちが地域へ出向いて、地域課題の解決などに当たりますときには教育委員会としてもしっかりと支援をしていきたいというふうに思いますし、それから私も市が持っているいろいろな地域資源ですとか人材とかにつきましても高校のほうへしっかりと情報提供して、高校と共に魅力ある学校づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年度市政執行方針から外5件を、佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） 議長より御指名いただきましたので、会派市民ネットを代表して大項目6点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

まず、大項目1、令和5年度市政執行方針から、小項目（1）、令和5年度の主な事業について、①、デジタルトランスフォーメーション、ICTを活用した事業について、ア、地域交通について、公共交通DX導入事業の実証運行について伺います。名寄市内の西回りバス路線の減便に伴い、市民バス利用者から不便になって困っているとの声が寄せられていました。そうした中で、今回の公共交通DX導入事業の実証運行は今後の地域交通の在り方を探る第一歩として、また高齢化社会の中でのお年寄りの足として、あるいは交通弱者の移動手段として大いに期待しております。そこで、この取組の実施時期や内容、デマンド化の構想の詳細についてお知らせください。

次に、イ、地域通貨導入事業について。域内経済循環構想からくる発想で経済団体からの要望から対応した事業化と推察するところですが、この事業の導入により期待される効果についてお伺いします。

心配される点として、運用コストに果たして耐えられるかということがあります。検討されていることについてお伺いします。

通常流通している日本銀行券のみを利用していただいても地元を大切に作る心、名寄愛の意識が根づいていれば、取り立てて地域通貨ということでもなくともよいと思っています。地元愛、名寄愛の意識の醸成を市民の中にどのように育んでいこ

うとしているのか、ここが最も本質的に大切な視点だと思っておりますから、地元愛、名寄愛の意識の醸成について伺います。

次に、デジタルディバイド対策事業について、スマホ何でも窓口に関して伺います。コロナ禍の影響で人との接触ができづらい環境の後押しなどもあり、急速に進んだデジタル化ですが、誰一人取り残さない社会の形成は大切です。社会がどんどん先に進んでしまっていつ、ついていけないわ、こういう市民の嘆きの声も聞いているところです。スマホ何でも窓口の取組に期待するものですが、民間事業者、大学などの協力を得た窓口対応のイメージについてどのような形で考えているか伺います。

また、この種の取組は引き合いが多いと考えられることから、町内会などのニーズ把握により出前窓口などについて取組の考え方はないかどうか伺います。

大項目2、平和行政の推進について。小項目（1）、平和教育、平和学習の取組について。ロシア、ウクライナの戦争や中国と台湾の緊張関係、北朝鮮による大陸間弾道ミサイルの発射と日本近海の排他的経済水域への着弾など国内にも緊張が走っています。今こそ日本国憲法の持つ平和主義に基づく平和教育、平和学習が大切だと考えますが、小学校、中学校で学ぶ平和教育、平和学習についてどのような形で教えられているのか伺います。

また、DXのメリットを生かして体験談などの映像も学習教材として使えると思いますが、そうした学習についての考え方も伺います。

日本は唯一の被爆国であると同時に、加害の歴史もあり、加害の歴史にも向き合って学ぶ取組も重要だと思いますが、この辺の考え方についてもお知らせください。

小項目（2）、非核平和都市宣言に関する取組について。行政として本年度の平和啓発政策推進の取組はどのような事業を考えているか伺います。

未来の選択は、子供たちの手にこそあることから、今を生きる大人たちができることは正しい歴史認識を子供たちにしっかりと伝え、正しい未来を選択できる子供たちを育てていく役割があると思います。いかがでしょうか。お伺いします。

（3）、国の防衛予算増大に対する考え方について。政府は2023年から27年度の5か年の次期計画で防衛費規模を43兆円とし、それ以外にも新規契約する装備品購入など防衛費のさらなる膨張や予算の硬直化につながるおそれが懸念されています。市長は、防衛予算増大に対して報道で歓迎するとコメントされていましたが、自治体の長としての発言としては違和感がありました。防衛費の異次元の膨張は、国民生活をさらに圧迫し、一人一人への大增税となって返ってくることは明らかだろうと考えます。真意を伺いたいと思います。

次に、道内の陸上自衛隊員が620人削減される中、有事即応拠点として名寄は160人の隊員が増員されるという報道があったところですが、現在まで明らかになっていることと行政として準備することなどについて伺います。

また、単身者ばかりなのか家族も来るのかも併せて伺います。

大項目3、空き家、空き地の適正管理について。小項目（1）、苦情対応件数の現状と手だてについて伺います。まず、空き家、空き地に関する苦情はどのような現状にあるか伺います。

また、空き家、空き地の管理について、本市を離れた所有者に代わって適正管理をする仕組みづくりも必要ではないかと思えます。そこで、ふるさと納税制度を活用した管理代行等の取組について他の自治体でも活用事例があるところですが、本市においても寄附をいただいた返礼として管理代行取組、空き家、空き地対策とし、また仕事づくりの一環として検討してみてもどうかという点について伺います。

小項目（2）、空き家発生 of 未然防止対策につ

いて。空き家が発生すると、歳月を重ねるごとに権利関係が複雑になり、連絡を取ろうにも簡単には取れない状態になることから、行政としても手を出せない事例が積み上がっていくのではないのでしょうか。そこで、空き家の発生を未然に防止する対策について検討されていることがあれば伺います。

また、若者を対象とした住宅ニーズ調査を行うことなどの考え方についてこれまで検討したことはあるか、今後の方向性として考えることができるかどうか伺います。

さらに、家じまい、いわゆる家の終活の相談窓口の開設をできないか伺います。

不動産業者、市内建設業者、行政書士、司法書士、弁護士、金融機関、そこと行政がチームを組み、DXを活用し、オンラインでアドバイスするなど、常設ではなくても集中月間を設けるなど工夫して相談体制を取るとについて検討できないか伺います。連携を取って情報を共有することができれば、空き家になる前に未然の対策も取ることができるのではないかと考えます。また、相談窓口に来ていただくことにより、少なくとも、その住宅のデータ集積が図られ、以降のマッチングなどの相談、ニーズにも応えやすくなると思うのですが、いかがでしょうか。

小項目（3）、団塊の世代が75歳に突入する2025年問題と住宅の在り方の相談体制について。2025年は、団塊の世代800万人全員が後期高齢者となり、様々な影響が出てくると言われています。その一つとして、空き家問題の増加が懸念されています。団塊の世代の持家率は86.2%、内閣府調べ、と高く、後期高齢者以降の家じまい対策の一つとして住宅の在り方などの相談体制を取り、空き家をつくらない未然防止の対策を講じてはいかがでしょうか。所有者自決、自ら判断できるうちに住宅をどうしていくか相談できる窓口があれば、絡み合った糸も様々な知見をいただいで解きほぐすこともできるのではないでし

ようか。ここについても相談窓口の必要性についてニーズ調査を行った中で取組を進めていく考えはないかどうかについて伺います。団塊の世代の方が持家を整理するために一軒家から例えばシルバーハウジング、公営住宅などへの住み替えを考えたときに一つのサイクルを確立することで空き家の発生を未然に防ぎ、家じまいに結びつけることが可能になるのではないかと思います。その辺りの御見解をお聞かせください。

大項目4、老朽化する施設についての長寿命化計画及び対策について。小項目(1)、総合福祉センターについて。現在風呂のボイラーが故障していると聞いています。その対策について伺います。風呂、あるいはデイサービスについてどのように対応されているのでしょうか。公共の福祉施設としてボイラーなどは心臓部であり、壊れる前に一定の年数が来ていれば暫時取り替えるなどの対応が取られていてしかりだったのではないのでしょうか。

小項目(2)、しらかばハイツについて。屋根外壁を直して、市債で1,250万円の見積りなのですが、これだけの金額をかけても一時的な応急措置でしかないと思うわけですが、どの程度長寿命化に結びつくか伺います。

小項目(3)、図書館や児童センターの対応、どのようにしていこうとしているのか絵柄が見えません。町なかへの構想も言われるわけですが、中心市街地再開発でもしなければ空きスペースはできないと思います。図書館の改修計画はどのように考えているのか伺います。また、児童センターはどのようにしようと考えているのかお知らせください。

小項目(4)、学校関係施設の老朽化について。教員住宅の老朽化度合いと郊外農村地区の教員住宅の整備の考え方について伺います。

また、郊外農村地区の教員住宅の整備については、民間アパート等を利活用して名寄市内から通勤することなどで対処するという考え方はどうな

のか伺います。

大項目5、名寄市のこれからの課題、小項目(1)、王子マテリア名寄工場撤退後の企業誘致構想の現在までの進捗状況について。それぞれの議論の進捗状況について伺います。木質バイオマス構想についてはどうなっているのか、データセンターはどうか、防災、物流の拠点化構想は、19線周辺での構想も含めて議論の進捗状況についてお知らせください。

小項目(2)、除雪対策について。今年度顕著になった排雪の遅れから今後につなぐことについて伺いたいと思います。特に職員直轄機動班の増設の必要性はないか。現在の直轄機動班を1班増設し、2班体制とし、機械力もアップすることで大幅に市民ニーズに応えられるのではないかと思います。御検討いただけるかどうか伺います。

小項目(3)、東病院の移転構想について。立地適正化計画の居住誘導のインセンティブの中の一つとして、医療や介護の施設が近くにあることを望む市民もいる。これらの議論が過去にされ、議論を進めたいとして今日に至っているところ。そこで、東病院について老朽化も進んでおり、今後どのように手だてをしていくのか、現在の場所で改築、修繕していくのか、もしくは町なかに移転させるのか、町なかに果たして移転場所はあるのか、現在思い描く構想があるのかどうかについて伺います。

小項目(4)、名寄市立大学について。旭川大学が市立大学になったことから、今年度の名寄大学の受験率は下がるのではないかと私たちは危惧していたわけですが、受験倍率は高かったことから、関係者の相当な努力があったのだろうと推察するところでもあります。そこで、これらの要因をどのように分析されているのかお伺いします。

また、大学院設置に向けた準備状況と市に求めるものについて伺います。

大項目6、行政職員に期待を寄せて、小項目(1)、令和5年度の職員研修の主な内容について

て。職員研修の主な内容について、どのような研修を考えているのか伺います。これまで年次ごとにコンプライアンス研修が適宜行われてきたことが総合戦略プロジェクトでの報告などからもうかがえます。令和5年度の職員研修の中では、どの程度の規模で取り組まれるのか伺います。

さらに、個人情報の取扱いが年々強化されてきていますし、マイナンバーカードなど取扱いの厳密化も求められてきます。こうした中、コンプライアンス研修の範囲の在り方はどうでしょうか。嘱託職員、非常勤職員の研修はどの程度行われているか、職員から枠を広げた対応についても伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐久間議員からは、大項目で6点にわたり御質問いただきました。大項目2の小項目1及び大項目4の小項目4については教育長から、そのほかに係るところは私から答弁をさせていただきます。

初めに、大項目1、令和5年度市政執行方針から、小項目1、令和5年度の主な事業についての地域交通についてお答えをいたします。市内西回りのバス路線については、昨年10月に運転手不足を理由に減便をされました。減便の際には、事業者と連携をして、広報やホームページでの周知をいたしました。しかし、人口減少や少子高齢化が進展をする社会において、免許返納後も交通手段に困らない日常生活を支える公共交通の維持、確保は重要な課題と認識をしております。これらの課題に対応して、全国的にはきめ細やかな利用者のニーズに対応するDXを活用したオンデマンド型の公共交通システムの導入が進んでおります。具体的には、一例でございますけれども、アプリによる予約を行い、効率的なルートを乗り合わせて移動をするものです。また、車両を小型化することで事業者の車両維持経費の軽減や乗務員の確保が期待をできます。今回の公共交通DX導入事

業の実証運行の具体的な内容については、地域の実情に即した公共交通サービスを協議をする名寄市地域公共交通活性化協議会や協議会の中に設置をされております専門部会での議論を基に時期や内容について検討をまいります。

続いて、地域通貨導入事業についてお答えいたします。国はデジタル社会の到来やコロナ禍の対応を踏まえ、地域の在り方や生活スタイルの見直しなど大きな転換期を迎えており、本市においても同様なものと考えております。少子高齢化や人口減少に伴い地域内での購買力の低下やインターネットの普及によるオンラインショップの利用など地域外での消費増加が顕著となり、経済の地域内循環は重要な課題の一つであります。これらの課題認識の下、地域通貨導入について地元経済団体と協議を進め、コロナ禍における非接触型で安全、安心した生活を確保し、地域経済を守り育てるといった観点から事業化に至ったところであります。導入に当たっての効果といたしましては、経済の地域外流出抑制や地域内循環を促進することにより地域経済の活性化を図るほか、キャッシュレス化による地域独自のサービスを生み出すことが期待をされます。具体的には市民が意欲的に地域で活躍し、地域活動が増進されるよう地域の取組やイベント、ボランティアなどへ参加するごとに行政ポイントを付与することや地域での消費拡大を図り、ポイントの還元、ボーナスチャージを実施することなどを想定をしております。御懸念の運用コストについては、地域通貨導入に当たってのイニシャルコストは、国のデジタル田園都市国家構想交付金の活用を想定をしており、ランニングコストについては利用する市民や加盟店を少しずつ増やしていくことで収益を上げ、運用において自走化していくものと考えております。

また、名寄愛の意識の醸成についてであります。私どもとしても郷土を愛する心が地域を守り育てるという信念の下、このデジタル時代に合った意識の変革も必要であり、今回の地域通貨の導

入が市民の皆さんにとってより充実したものとなり、利便性の向上と地域経済の活性化の両立が図られる中で、さらに郷土愛の醸成にもつながるものと考えております。今後も地域通貨導入を含め効果的な地域内経済循環や地域に貢献できる仕組みづくりなど市民の皆さんと共に魅力ある持続可能なまちとなるように取組を進めてまいります。

続きまして、デジタルディバイド対策事業についてでございます。急速に進むデジタル化に伴い、デジタルの恩恵を受けられる方と受けられない方の情報格差は問題視をされており、特に高齢者のデジタルディバイド対策は行政として喫緊の課題であると認識をしております。本市においては、デジタルに不慣れな方への対応として今年度は高齢者向けスマホ教室を開催いたしました。スマートフォンの基本的な操作のほか、地図情報やカメラの使い方などを学び、参加者からはデジタル機器に触れるよいきっかけになったと好評を得たところでございます。しかし、当該事業は行政側がスマートフォンを貸し出し、内容もプッシュ型の講習であったため、参加者からは御自身のスマートフォンの使い方や疑問点などについて相談したいとの御意見があり、対応について検討してまいりました。この課題の下、デジタルに不慣れな方のデジタルディバイドの解消やオンライン手続、自らの情報発信の手段として、また官民学一体での事業推進による世代間交流などを目的に高齢者向けスマホ教室の発展型として、スマホ何でも相談窓口を開設をすることといたしました。当該事業は、事業企画や広報などは市が行い、民間事業者が業務委託により相談窓口の運営管理などを行うことを想定をしており、協力いただける民間事業者や大学などと協議を進め、今後運営方法や役割分担など推進体制を構築後、月に2回程度公共施設などで開催することを予定をしております。また、相談者への対応は大学生や高校生が行い、内容についてはスマートフォンの基本操作やライン、マイナンバー関連など参加者が実際に相談し

たい内容とし、加えて技術的な支援に各スマートフォン事業者の協力も仰ぎ、バックアップ体制も整備をしようと考えております。なお、出前窓口の考え方については、当該事業はこれからスタートいたしますので、まずは事業が軌道に乗るように取組を進め、その後事業の検証と併せて、町内会をはじめ関係団体などと協議をして、ニーズを把握をしていきたいと考えております。

大項目2、平和行政の推進について、小項目2、非核平和都市宣言に関する取組についてお答えいたします。本市は戦争のない世界平和と核兵器廃絶は人類共通の願いであり、世界唯一の被爆国の国民として非核3原則を守ることを強く求めるとともに、美しい郷土、恵まれた自然、豊かで平和な未来を子供たちに手渡すことが市民の責務とし、恒久平和と幸せな市民生活を守るために非核平和都市宣言を制定をしております。この宣言にのっとり平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、戦没者追悼式、平和音楽大行進などの実施、全国戦没者追悼式の黙禱に併せたサイレンの吹鳴などを行ってきました。また、名寄原爆の絵を見る実行委員会主催の名寄原爆の絵展の開催に併せて、日本非核宣言自治体協議会による被爆被害の実相を知ってもらうための原爆パネル展を例年実施をしているほか、全国の青年が平和の火を掲げたトーチを手に走りつなぐ反核平和の火リレーの到着集会に参加、協力するなど市民団体と協調した取組を行っているところでございます。令和5年度の取組といたしましては、引き続きこれまで実施をしてきた取組を継続するとともに、市民団体が行う事業と協調を図りながら豊かで平和な未来を子供たちに手渡すことが市民の責務とする本市の非核平和都市宣言に基づき平和行政の推進に努めてまいります。

小項目3、国の防衛予算増大に対する考え方についてお答えをいたします。国では令和4年12月23日、令和5年度予算の概算について閣議決定をされ、防衛関係費として前年度比126.3

%となる6兆8,219億円が歳出予算として計上をされたところですが。本市には、陸上自衛隊名寄駐屯地が所在をすることから、駐屯地の役割や必要性、自衛隊との共存共栄によるまちづくりの推進などを考慮した場合、防衛関係費の増額は歓迎をしております。

次に、名寄駐屯地の増員関連についてお答えをいたします。昨年3月、名寄駐屯地の主力部隊である第3普通科連隊が16式機動戦闘車をはじめとする装輪装甲車などにより機動力と被輸送性を高めた第3即応機動連隊に改編をされ、統合機動防衛力の一翼を担うこととなりました。この第3即応機動連隊に、さらに1個普通科中隊を新編する等の改編が今月末までに行われ、定員が約160人増えると防衛省から伺っております。また、今月末までに行われる改編に伴い、名寄駐屯地の定員は約2,020人から約2,180人になる予定とも伺っております。今回の定員増を踏まえ、引き続き北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や名寄駐屯地増強促進期成会などと連携をし、陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強についての各種要望を国の動向を注視をしながらしっかりと準備をし、自衛隊の体制維持、強化の推進に努めてまいります。また、本市に転入された隊員の皆様には、市の施設や制度、暮らしの情報を紹介したパンフレットなどを提供し、名寄市のよさをPRをするとともに、各種の要望等を通じ名寄駐屯地の勤務環境等を整え、定住、移住にも努めてまいります。

最後に、隊員の居住に関する管内外区分や単身、家族帯同の区分については防衛省、自衛隊からは伺っておりません。

大項目3、空き家、空き地の適正管理について、小項目1、苦情対応件数の現状と手だてについてお答えをいたします。住宅土地統計調査によれば、本市の空き家は増加傾向にあり、人口減少や少子高齢化が進む中、今後もこの傾向が続くと想定をしております。空き家や空き地も個人等の財産で

あり、適切に管理されていれば問題ございませんが、適切に管理されない空き家等が安全などの面で課題となっております。空き家等の維持管理や解体などについては所有者等に責任がありますが、適切に管理されない空き家等の発生を予防する取組、そして市民の生命や財産に危害を与える切迫性の高い空き家への対応が重要であると考えております。担当窓口においては、空き家、空き地の所有者や親族からの相談を受けた場合、民法や関係法令の説明を行ったり、個別のケースに応じて市内業者の案内などを行うとともに、特に危険が切迫している物件については危険家屋等除却補助金の活用も視野に入れた相談対応を行っております。また、本年度の近隣からの相談や苦情の申立ては2月末現在で32件あり、内訳として建材等の飛散が6件、雪害に関するものが10件、立木に関するものが2件、草の繁茂等に関するものが5件、その他が9件となっております。そのほかにも、過年度からの継続して対応している案件の追跡調査等を147件実施をしております。具体的な対応といたしましては、固定資産情報や戸籍、登記簿等により家屋等の所有者や親族を特定し、現場写真を添付した文書とともに、情報提供としてゼロ円物件のチラシや市内の不動産会社の情報を同封し、適正な管理や対応をするよう継続し、粘り強く呼びかけを行っております。本市においては、毎年100件前後の空き家が所有者によって解体をされておりますが、課題として相続放棄などにより相続人がいない、所有者が分かっても連絡が取れないなど対応に苦慮する案件も増えております。今後も空き家等適正管理されず周辺に危険を及ぼす状態になることを予防するため、市広報紙などを活用して適正管理を怠り、他者に損害を与えた場合のリスクや相続放棄をしても空き家等の管理責任は失われないことなど当事者意識を醸成する広報活動をより強めてまいります。

ふるさと納税の活用についてでございますが、現在市内で空き家の巡回管理業務について見守り

を請け負っている事業者が複数あり、御紹介をいただいた他自治体の事例は空き家の適正管理対策を進める上で非常に参考になるものと考えております。

小項目2、空き家発生の未然防止対策についてお答えをいたします。若者も含めて市民を対象とした住宅ニーズ調査につきましては、これまで検討や実施をしたことはなく、現在のところ実施の予定はございません。なお、住宅ニーズに特化した調査ではございませんが、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画策定時に実施をいたしません保健、医療、福祉についてのアンケート調査では、現在の住まいで不便や困っていること、一人で生活することが難しくなったときの住まいについての設問があり、高齢になった際の暮らし方については一定の把握ができております。

家じまいの相談窓口につきましては、各種の権利関係や法規定などがあり、相談に応えられないことも多く、現状では専門業者の紹介や無料法律相談を御案内をしているところです。行政書士会と協定を結んだり、都市部で相談会を開催する自治体もあることから、取組方法や効果について情報収集や研究を進めていきたいと考えます。

小項目3、団塊の世代が75歳に突入する2025年問題と住宅の在り方の相談体制についてお答えをいたします。小項目2で答弁させていただきました令和2年10月実施の保健、医療、福祉についてのアンケート調査の結果では、一人で生活することが難しくなったときの住まいについての設問に対して今の住まいに住み続けたいが41.7%となっている一方で、有料老人ホームなどの高齢者用の施設に住みたいが19.3%、見守りのある高齢者向けの公営住宅に住みたいが18.6%と回答者の4割近くが現在の住まいに住み続けられなくなった場合高齢者福祉施設や高齢者用公営住宅に住みたいと答えていることから、家じまいにより一定の支援が受けられる施設への入居を考えているものと考えられます。実際の例

として、病院の近くに引っ越しをしたい、今の家をどうしたらよいかとの相談もございました。公営住宅への住み替えでは、現在暮らす家屋等の処分をどうするのが課題、問題となっております。古くても管理がされている住宅は流通すると言われておりますので、将来的に市民に危険を及ぼす空き家が生じる可能性を減らすためにも住まなくなった住宅の流通を考えていただけるような情報発信も進めてまいります。

大項目4、老朽化する施設についての長寿化計画及び対策について、小項目1、総合福祉センターについてお答えをいたします。総合福祉センターは、広く市民に福祉サービスを提供するとともに、触れ合い交流を通じて地域福祉の向上と福祉意識の高揚を図るために複合的機能を有する福祉活動の拠点施設として平成8年から供用開始をしております。御質問のボイラーにつきましては、館内の暖房と給湯を供給をしており、2台を交互運転させ、定期的に保守点検や修繕等を実施し、延命を図っておりましたが、本年1月30日に1台が突如運転が停止をし、翌日の業者による点検の結果、復旧不能との報告を受けました。運転可能なボイラーにて館内の暖房と給湯の全てを実施することは困難なため、浴室の利用を一時中止として、浴室を利用されている方々に対し直ちに周知を行いました。また、自立支援サービス事業では入浴サービスのみを清峰園内の名寄市デイサービスセンター友遊館の浴室を利用し、サービス提供を行っております。ボイラー設備の復旧につきましては、本定例会初日に令和5年度予算における債務負担行為の議決を受け、復旧工事の施行に向けて事務を進めているところです。総合福祉センターにつきましては、本市の福祉活動の重要な拠点施設であることから、今後も計画的な修繕を行い、長寿化に努めてまいります。

小項目2、しらかばハイツについて申し上げます。名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツにつきましては、昭和62年の建設から35年

が経過をし、屋根、外壁並びに給排水、暖房設備等の老朽化が進んでいる状況でありますことから、利用者の皆様が安心して生活できる環境の整備と施設本体の長寿命化を目的とした大規模改修を検討しております。令和5年度当初予算では、併設をする風連在宅老人デイサービスセンターも含めて施設を一体的に改修するための実施設計委託料として1,250万円を計上させていただいております。なお、改修工事は実施設計後の令和6年度施工を予定をしており、これによりおおむね20年の長寿命化が図られると見込んでいるところです。今後も利用者の方々とその御家族はもとより、地域の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう適切な施設整備を行いながら安定した施設運営を図ってまいります。

小項目3、図書館や児童センターの対応についてお答えいたします。本市におきましては、昨年度末に名寄市公共施設等再配置計画を策定し、令和8年度までを計画期間とするフェーズ1の対象施設をまちづくりや行政サービスの観点から重要な役割を果たす老朽化が進む公共施設に加え、にぎわいづくりに向けた新たな設置が想定される施設など、図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設とし、図書館を軸に単独新築をA案、既存施設の活用、官民連携をB案、機能複合化新築をC案とし、3パターンを示しました。計画で示した再配置パターンを絞り込み、必要な機能、また規模等を含めて検討するため講演会、タウンミーティングを開催するとともに、市民ワークショップを開催し、議論を重ねてきているところです。市民ワークショップでは、必要な機能や規模等を含めて議論を重ねており、既存施設の活用が望ましいが、該当する施設がなく、図書館の複合化、新築、C案が望ましい、開かれた多機能な場、第3の居場所となり得る施設、ついで利用もされる施設が望ましいとの御意見が出されております。候補地についても、ついで利用や周辺への波及効果を考慮すると、

駅から市立総合病院の動線、西條周辺の中心市街地が望ましいとしながら、一定面積の公有地がないという問題点も指摘をされており、今月中に最終的な市民ワークショップ報告書を頂く予定です。年度内に庁内検討委員会において市民ワークショップ報告書に加え、これまで頂いている商工会議所提言書、総務文教常任委員会報告書、森教授講演会来場者アンケートなど様々な状況の整理を行い、有識者にアドバイスをいただきながら名寄市公共施設等再配置計画に示す3つのパターンの絞り込みを行いたいと考えております。次年度は、年度内に絞り込むパターンの新図書館の候補地、必要な機能、規模について検討を行いたいと考えておりますが、候補地設置場所により確保できる面積や必要とする機能が異なってくる可能性がありますので、候補地の検討が急がれます。しかし、議員御指摘のとおり、都市機能誘導区域にまとまった公有地が少なく、民有地の可能性も含め候補地選定に向けた検討が必要とも認識をしているところです。また、再配置計画のフェーズ1で対象となっている図書館以外の施設についても他公共施設との優先度や財源なども加味をしながら引き続き庁内検討委員会で検討、協議を行ってまいりたいと考えております。

大項目5、名寄市のこれからの課題について、小項目1、王子マテリア撤退後の企業誘致構想の現在までの進捗状況についてお答えいたします。先ほどの山田議員の答弁でも申し上げましたが、3本の柱を軸に各事業の具現化に向けて取り組んでおります。再生可能エネルギーについては、本市ゼロカーボンへ向けた取組を推進しつつ、民間事業者の動向にも注視をし、物流、防災拠点については関係機関と連携を図り、道北圏域の物流維持に向けた事業展開につながるよう取り組んでまいります。IoTデータセンターについては、北海道と連携をし、通信線の整備に向け要請活動を進めるとともに、本市における気候条件など地理的優位性を強みに誘致活動を継続してまいります。

こうした状況を踏まえ、本市においては工場跡地の利活用を促進するため令和4年2月に緑地面積率等の基準を緩和する名寄市工場立地法準則条例及び名寄市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定いたしました。また、令和4年9月には工場稼働停止による経済損失から早期に地域経済を再生させ、雇用の創出を図るため名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例を制定したところであり、工場跡地にある倉庫を活用した事業など特例条例が早期の事業化へのインセンティブになることを期待しております。

小項目2、除雪対策についてお答えをいたします。今年度の積雪状況については、雪の積もり始めが11月末からと例年よりも遅く、低温が続き、1日に50センチメートル以上のどか雪が降る等の影響から残雪が多く、排雪作業に遅れが生じた一つの要因となりました。名寄地区の幹線道路排雪につきましては、例年は年末までに1回目の排雪を完了しておりましたが、今年度につきましては12月30日まで作業を実施しましたが、完了することができず、年明けの1月中旬まで期間を要しました。幹線道路の2回目の排雪については、2月1日より開始をいたしましたが、進捗が遅れている生活道路の排雪にシフトしなければならない状況となりました。残りの路線は、道路センター職員による応急的な排雪作業や交差点排雪を行い、道路幅員の確保に努めてまいりました。また、名寄地区の生活道路の排雪については、例年と同様に年明けから開始をしておりますが、3月上旬まで時間を要し、昨年度の排雪よりも2週間程度遅れる状況となっております。今年度の名寄地区における排雪が遅れている要因の一つには、平成30年度まで最大で3班体制で実施をしていた排雪作業班が2班体制となっている現状にあると考えられます。排雪の3班での体制づくりについては、発注に先駆け業界と意見交換も行い、3班体

制に向け努力をするとの見解もいただいておりますが、現状では機械を操作をするオペレーターやダンプの運転手が各社において不足をしていることや交通誘導員の確保が難しいなどの課題が挙がっており、2班体制に加え、使用車両の少ない委託での交差点排雪を行う体制を取ってきたところです。職員直轄機動班の増設については、これまでも検討を行ってきた経過がございますが、排雪作業に必要なロータリーやグレーダー、ダンプ等の車両の増強と新たな人材の確保が必要となることから、早急な増設については難しいと考えます。除排雪は市民の生活を守る上で大変重要な業務であり、今後も安定した業務を行うためには人材確保のための担い手育成確保助成の促進や今年度に臨時雪堆積場として開設をした旧豊西小学校グラウンドのように排雪の運搬作業の効率を上げるため市街地での雪堆積場の確保に努めながら、豪雪地帯の他の自治体の事例等の情報も参考にし、直営作業の体制づくりについて引き続き研究をまいります。

小項目3、東病院の移転構想についてお答えをいたします。名寄東病院については、施設の老朽化と関係法令への適合のため基本的には改築が必要と判断しております。その前段として、圏域の医療提供体制の中でどのような役割を担うのか定めることが最も重要な事項でございますので、各関係機関や指定管理先であります上川北部医師会などと十分な協議、検討を行いながら必要な機能や規模を示す基本構想を固めていくこととなります。その後には病院事業経営強化プランに盛り込み、地域医療構想調整会議での承認を受けるなどの手順が必要となります。建設場所の選定については、名寄市総合計画や名寄市立地適正化計画などと符合させた上で決定をしていくこととなります。このため、都市機能誘導区域、居住誘導区域への建て替えも想定をしながら基本構想を固めてまいります。

小項目4、名寄市立大学についてお答えをいた

します。令和5年度の入学志願者につきましては、前期日程が215人、前年度比で16人の増、後期日程が258人、前年度比37人の増と前期、後期ともに前年度より増加をいたしました。ただし、令和5年4月に改革予定の旭川市立大学は現在は私立大学であることから、旭川市立大学の1期生の入学試験は私立大学方式で行われます。そのため、本学の一般選抜と旭川市立大学の両方を併願可能となっており、具体的な影響はお互いに国公立大学方式で実施をする次年度以降にならないと正確な数値は見えてきませんので、今年度の志願者数のみでははかり切れない部分がございます。本学での入試広報では、都会にある大学と比べて地理的条件などのハンデがあると感じておりますが、高校生等がオープンキャンパスに参加してもらい、本学の魅力をじかに触れてもらうことによってそのハンデを克服していくきっかけになると考えており、高校訪問や進学相談会で高校教諭、高校生、保護者に参加をしてもらうようPRをしております。オープンキャンパスに参加をし、本学に入学した学生からは、オープンキャンパスにおける本学学生との交流や他大学ではあまり例の少ない課外実習に係る交通費や宿泊費の助成制度、市内各種団体からの様々な支援などの説明を聞き、地域が一体となって大学に対して温かい応援をしてくれる雰囲気を感じたことが本学への志願のきっかけになったとの話を多く聞きます。このことから本学の魅力を体感できる機会を増やすことが本学の入試広報戦略として強みになると考えており、今年度は1月中旬の大学入学共通テスト明けの一般選抜の出願時期に合わせて出願前ガイダンスというユーチューブライブを企画をし、本学学生が生出演をし、受験生のときの体験談や最終的に名寄市立大学に決めた理由や実際に入学をしてよかったこと、名寄市に住んでよかったことなどといった名寄市立大学を受験するに当たっての不安を解消する一助となるウェブ上の取組も行いました。今後も多くの高校生や保護者に

本学の魅力を伝えることができるか検討をしております。

次に、大学院設置に係る検討の中で、大学から市に求めたい内容として学内に設置をしております大学院設置検討会が取り組んだ定住自立圏13市町村へのリカレント調査の中で高度な住民サービスを求められる機会が増え、これらに対応する専門的能力の必要性と高度な知識、技術、マネジメントができる人材が必要であるとの意見を多く聞きました。このことから行政職員として一層のレベルアップを図る教育機関が必要であり、この道北地域に位置する名寄市立大学にその役割を期待する声を聞くことができました。このことから大学院修士課程だけでなく、道北地域の自治体職員の実践力を育成するコースの検討も行っており、これらの教育機関が設置をされ、運用されていくためには各職場からの勤務条件や研修費用等の支援が必要であり、道北地域全体として地域の人材を地域で育て、そして道北地域で生かす広域的な取組が不可欠となってくることから、市にその仕組みづくりの先導役を期待したいとのことです。

大項目6、行政職員に期待を寄せて、小項目1、令和5年度の職員研修の主な内容についてお答えをいたします。令和5年度の職員研修については、北海道市町村職員研修センターへの一般派遣研修をはじめ、山形県鶴岡市や東京都杉並区などの外部機関への派遣研修、定住自立圏域で実施をする合同研修、庁内で実施をする集合研修などを予定しております。北海道市町村職員研修センターへの一般派遣研修については、税務研修などの専門実務研修やコミュニケーション能力向上研修などの能力開発研修など様々な分野の研修メニューが設定をされており、自分に不足をしている能力や知識を補ってもらえるよう各職員が自主的に研修メニューを選択し、研修を受講しております。また、庁内で実施をしている集合研修については、会計や契約事務、例規システム操作などの実務的

な研修のほか、管理監督者として必要な心構えなどを学ぶ新任管理職や係長職を対象とした研修も実施をする予定となっております。

次に、コンプライアンス研修については、令和元年度に外部講師を招きコンプライアンスの定義、違反により受ける影響や原因、防止をするための体制づくりなどを学ぶための研修を開催いたしました。本研修では、参加した多くの職員にとってコンプライアンスに関する理解をより深めるきっかけとなったと考えております。また、令和2年度からは採用後1年目の職員を対象に公務員として活躍をするための基本的な知識や心構えなどを身につけることを目的としてeラーニングによる公務員に求められる高い倫理感やコンプライアンスを理解するための研修を実施しております。今後も引き続き社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくために職員の持つ可能性や能力を最大限に引き出すことができる効果的な人材育成に努めてまいります。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 私からは大項目2、平和行政の推進について、小項目1、平和教育、平和学習の取組についてお答えをいたします。

小中学校における平和に関する教育については、日本国憲法の前文で再び戦争の惨禍が起こることのないように、また恒久の平和を念願しと宣明し、教育基本法において教育の目的として平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成、目標として国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが示されており、それらを踏まえて国が示す学校が行う教育課程の基準としての学習指導要領に学習内容等が示されております。このようなことから、各学校におきましては学習指導要領に基づき児童生徒の発達段階に応じて、例えば社会科においては憲法の基本原則の一つに平和主義の原則が明示されることとなった歴史的、国際的な背景を過去の戦争の経緯などを通じて平和に関する学習を行っているところです。また、

本市が非核平和都市宣言を行っておりますことから、名寄市戦没者追悼式や、近年はコロナ禍で中止となってはいるものの、平和音楽大行進を行う意義などについて総合的な学習の時間において調べ学習をするなどして、平和への理解を深めているところです。その際、本市で作成して学校に配付している戦争体験者からの聞き取りを収録しているDVDの視聴や1人1台端末を活用しての戦時中の体験談などウェブ動画で視聴することなども行っているところです。こうした平和に関する学習を通じて、子供たちが生命の貴さ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを理解するとともに、平和に関する意識の醸成にも結びつくものと考えており、今後とも小中学校において子供たちに世界の平和と人類の福祉に貢献できる資質や態度がしっかりと育まれるよう教育委員会として各学校に対し適切な指導、助言、支援に努めてまいります。

次に、大項目4、老朽化する施設についての長寿命化計画及び対策について、小項目4、学校関係施設の老朽化についてお答えいたします。教員住宅についてであります。まず現在の市内の設置状況は管理職住宅22戸、一般教職員住宅51戸で、合計73戸設置しております。そのうち約7割が築30年を超える住宅で、老朽化が進んでいる状況にはありますが、毎年度営繕作業員による修繕等を行っております。入居状況は、今年度56戸が使用され、入居率は77％となっております。また、教員住宅への入居の考え方については、名寄市教育委員会では校長、教頭の管理職は地域とのつながりや学校の管理運営上などから原則管理職住宅へ入居いただくこととしておりますが、持家がある場合や特別な事情がある場合は入居しなくてもよいものとしており、一般教職員は教員住宅への入居を条件としておりませんので、各個人の判断により入居の有無を決めていただいております。このような現状を踏まえ、今後の教員住宅の維持管理については教員住宅を希望される教職員が一定数おられることから、現存してい

る維持可能な教員住宅については必要な整備を行うものの、市内の民間住宅の整備状況を踏まえ、築年数が経過し、老朽化が進んでいる教員住宅については順次廃止していく予定であります。お尋ねの郊外農村地区の教員住宅の整備につきましては、郊外農村地区の教員住宅は現在全て管理職住宅であることから、先ほど述べましたとおり、原則入居をお願いしております。しかしながら、今後住宅の老朽化により大規模な改修や改築が見込まれることも想定されますことから、校長会とも協議するなどして、弾力的な入居について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁でございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） それぞれ丁寧にお答えいただきました。

それでまず、順を追って再質問させていただきたいと思っております。それで、まず最初に地域交通の関係でお答えいただきました。地域交通の関係については、今後活性化協議会等の協議等を見極めながら次期内容については検討するというお答えでございました。それで、そういうお答えの中で、少しやっぱり具体的にいろんな市民の声を拾って、有益な公共交通にしていかなければならないのではないかとという視点から、特に士別市ではこれまで習い事タクシーということでデマンドタクシーを走らせておまして、これ去年の11月から今年の1月まで実証実験が終わったと。子供向けで、100円取って、習い事に向かう高校生までの子供を対象にして、この後利用者のアンケートを参考にして本格運行に向けたいということで、なかなかこの評判がよいというふうに聞いております。そのほかに豊島区エリア、東京ですけれども、ここでは月5,000円で乗り放題というものをやっています。モビという2キロ圏内を走らせる。圏内乗り放題で、朝7時から夜10時まで運行すると。止まる箇所は、住民要望で増やすというイメージです。それとあと、道内では室蘭市、これ

白鳥台であります。月3,000円で家族は1人500円ということで、ちょい乗り実証実験ということで、こちらも実証実験段階ということで、地域の期待は非常に高いということで伺っておりますが、そこで名寄の関係なのですけれども、全てこれからの話であり、これからの議論ということが大前提なのですけれども、これどの程度実証運行の期間を考えているのか。それで、評判がいいということになると、次に本格運行に進むということになると思うのです。そうすると、非常に高齢者だとか交通弱者の流出に歯止めをかけることになるのでないか。本市に踏みとどまらせるための一つの大きな試金石になるというふうに考えております。そこで、年間どの程度の予算規模を今後やっぱり考えられるのか。それからまた、住民負担などについてもやはり利活用のしやすい金額になるかと思うのですが、またエリアについて、これ名寄市内に限定するのか、どのくらいの圏域、エリアを走らせようと考えているのか、この辺について少しお尋ねしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今佐久間議員のほうから公共交通全般についての御質問かなというふうに承りました。いろいろ幅広い質問をいただきましたけれども、私現段階で明言できる内容は今持ち合わせていないかなというふうに思っております。今回は、予算化させていただいたものについてはデジタル田園都市国家構想の交付金を活用しながらこの名寄市でもDXを導入した公共交通を構築していくといった部分の実証実験を行わせていただくということで、予算案として計上させていただいているところでありますけれども、一番肝になるところはやはり持続可能な公共交通をこの地域でどうつくっていくかということだと思いますと、利用者の意見を、使っていただくために利用者の皆様の御意見をいただくというのはこれ当然重要なことでありますし、併せてそれを支えていただく事業者の意見ということも大変重要な

ことになってくるかなと思いますので、こういったところ丁寧に耳傾けながら公共交通の活性化協議会の中で、この中にも委員さんは市民の方を代表されてなっていたいただいている方もおりますので、しっかりと議論を重ねて、エリアも含めてこれからお示しをさせていただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。デジタル田園構想の補助金を活用してということで、これまた実証実験ということですが、未来、将来的にはやっぱりそういったところから一番市民、交通弱者の使いやすいようなものに今度転化していくのかなというふうに思いますから、その旨はこれからの実証運行、そして今後の検討について期待をしたいというふうに思うところで。

そして、地域通貨導入事業について先ほどお答えいただきました。この目的というのは、これ地域内の経済循環にあるということだと思います。地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産して、地域外から獲得した資金を地域内で循環させることで地域の雇用と、それから所得を持続的に生み出す自立的な経済構造を構築しようとするものであるということと考えております。それで、先ほどちょっとたくさんお答えいただきましたから、その中に入っていたのかなとも思うのですが、一つは地域通貨導入事業で流通量、目標を一体幾ら程度考えているのか。それと、運用コストのところでは先ほどお答えいただきました。その量というのは、運用コストを賄えるかどうかというのが私少しちょっと心配だったので、先ほどのデジタル、先ほどお答えいただいた中で入っていたのかな。キャッシュレスだとか、それからイベントやボランティアにポイントをつけたり、ボーナスチャージをつけたりするということが先ほどあったのですが、もう少しどの程度の流通量というか、こ

辺について何かあるのでしたらお答えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 地域通貨の導入に関しての流通量といったところでの御質問でございますけれども、この地域通貨につきましても、具体的なところは今後ということもあります。それから、地域通貨の流通量というのは、どういふふうにお答えしていいのかわかりませんが、地域通貨というものを発行するものではありませんので、地域通貨を利用する店舗がより増えることによりまして利用数も高まりますし、また地域通貨を利用する利用者の方々についても例えば提供するカードをどれだけの利用者が使っていただくかといったことも含めて、まずは3年間の中で徐々に数を増やしていきたいと、そんな感じでの取組だと考えております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 私心配していたのは運用コストの関係で、通常こういう地域通貨というのは5億円規模ぐらいでは全然運用コストは出ないというふうにいろいろ言われているものですから、トータル的な金額というところのいわゆる押さえとしての量ですけれども、これからのことですから、その辺りはいいです。

それで、この目的としてのところなのですが、外貨を稼いで、なるべく外には出さないということですから、例えば国際取引であれば貿易の収支という、国際収支という形なのですが、地域で使う貨幣ですから、通貨ですから、地域の中の域際収支について、これ名寄市における域際収支というのは単年度どの程度になるのか押さえたい、伺いたいと思うのですが。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今域際収支ということで御質問ございました。この地域通貨の導入の目標の一つが地域循環型経済の構築ということで、これは名寄市中小企業振興条例で新たに掲

げたものでございます。今おっしゃいました域際収支ということにつきまして、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、域外からの財貨の流入と域外への財貨の流出の差になります。経済の地域循環を考える上では重要な指標であると考えてのすけれども、この数値につきまして、これはまず土地ベースの統計であります産業連関表と人ベースの統計であります地域経済計算を比較しながら地域経済の財貨の流出入状況を把握することということになります。この統計につきまして全国の例えば地域経済計算でありますと国民経済計算という国全体のものでありますし、県民経済計算、北海道でいえば道民経済計算、こういったものは北海道でも算出されておりますし、あと大きな都市になりますと、札幌市ですとか釧路市ですとか出しているところありますが、名寄市としてこの数値を出していることはなく、ただこういった数値を算出するに当たりまして今申し上げた2つの数値を全国の市町村単位で作成をして、ある地域における生産、これは付加価値額になりますけれども生産、そして分配、あるいは所得、そして支出、この3段階で地域経済の全体像を見える化した地域経済循環図というものを把握するためのツールとして国のほうでRESASといったツールを提供してございます。このRESASを使いまして、現時点で市町村レベルで把握できる域際収支として直近データを算出、計算をしますと、名寄市の、直近は2018年になるのですけれども、2018年の地域経済循環におきましては生産から分配の各段階で336億円流入し、分配から支出の段階で同額の336億円が流出しているという形になります。それから、生産を分配で割ることにより算出されます、これは域内で生み出された所得がどの程度域内に還流しているかを把握する地域経済循環率という数字がございまして、これは75.3%となっております。そして、これらにつきましては過去のデータも見ることができまして、2010年におきましては先ほどの33

6億円に該当する部分が287億円、地域経済循環率は77.4%、2013年が265億円、これは22億円マイナスになるのですけれども、先ほどの2010年から比べて22億円マイナスの265億円、そして地域経済循環率は1.6ポイント増の79.0%、2015年が今の数字から98億円増えて363億円、循環率については4.6ポイント下がって74.4%、先ほどの直近の数字になりますけれども、これは2015年からマイナス27億円の336億円、率にすると、率といえますか、地域経済循環率は0.9ポイント上がって、75.3%となっているものでございます。ただいま私どものところで把握できる数字値はこのような数字になっております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 域際収支について分かりました。域際収支についてということという、行政としてもデータのこれまで示してきたことだとかあまりなかったのではないかと。これからはせつかく地域通貨導入をやるわけでありまして、地域通貨導入事業をせつかくやるのであれば、今後データを取って、行政としても例えば産業別の輸出額など、ここら辺も含めて分かりやすく示していただきたいというふうに思うのですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今申し上げました地域経済循環の移出の額ですとか循環率につきましてですけれども、このRESASの仕組みとして、生産から分配の段階で財貨の流入に当たっては自治体が受け取る交付税ですとか補助金ですとか、そういったことも含まれております。そうしたことから、今申し上げた数字といえますのはそういったことを留意する必要があると考えておりまして、地域通貨導入の効果ということにつきましては、さきの市長からの答弁にもありましたとおり、キャッシュレス化などによる市民の皆さんの利便性の向上に加えまして、地域の取組やイ

ベント、ボランティアなどへの参加に対する行政ポイントの付与やポイント還元、ボーナスチャージを実施することなどによりまして地域での消費が拡大すること、そういったことで地域内循環が図られるといったことが期待されると考えております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。地域通貨につきましては、先ほど室長もお答えいただきましたけれども、その先の、市長のほうからもお答えいただきました。様々なポイントなどについてもイベント参加だとかいろいろな工夫をしながら取り組まれるということでありますから、運用が継続できる体制づくりといいますか、利用の促進、それと市民に親しんでもらえる仕組みづくりということで、ぜひこれからもしっかり取り組んでいただければというふうに思います。

次に、デジタルディバイド対策事業、情報格差解消の取組についてお伺いします。特にITスキルの低い人は、近頃は就職も難しくなると。所得格差が拡大されることが懸念されることから、貧困だとかジェンダーなどによる不平等といった社会の格差をますます広げてしまうのではなかろうかという心配事があります。それで、これ以上こうしたことを広げさせない、そうした取組が大切だというふうに思います。それで、ある意味では欲しくともデジタル端末を買えない世帯、それからこういう世帯はスキルアップできずに、負の連鎖に陥る懸念もあるのではないかと。総務省の令和2年の情報通信白書では、インターネット利用率が年収400万円以上の階層では9割を超えている。しかし、それ以下の階層では9割に達していないということで、特にこれはインターネットの利用環境の整備にコストがかかるということで生じた格差だというふうに発表されております。そこで、スマホやパソコン端末の代金や通信料、それからネット利用環境の整備など情報通信整備に係る経済的な負担について今後補助金を出すなど

の負担軽減の取組について考えられないかどうか、この辺りについて、いきなりですから、なかなか答えづらいかもしれませんが、何かお考えありましたらお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） こういう情報の関係の補助金ですとか支援制度ですか、についての御質問だったと思います。自治体でやれる部分と国でやらなければならない部分、そういう部分あるかと思えます。私どもとしては、先ほど市長答弁でもあったように、まずは喫緊の課題として高齢の方を含めてスマートフォンですとか、そういう不慣れな方への取組につきましては自治体でやっていかなければならない部分かなと思うところがございますけれども、経済的な支援ですとか、そういう部分になりますと自治体の範囲を超えて、国のほうで何かしらの支援策ができるのが必要なのではないかとこの部分あります。国のほうで学校ですと奨学金の関係ですとかいろいろな部分検討されていると思いますので、その中で検討してほしいと思いますし、私どももそういう情報を収集しながら、そういうものができれば周知に努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 国のほうで経済的支援は考えるのではなかろうかということですが、誰一人取り残さない、そうした事業ということにならなければいけないのかなと思えますから、ある意味高齢の人は、私のような高齢の者はデジタルのところはあれなのですけれども、やっぱり心配するのは子供たちです。子供たちの世代で所得格差によって、もちろん学校では1人1台端末ということで与えられていますけれども、スマホも買えない、そういった端末も家の中で持てない、当然インターネットの環境も整えられないということになりますと、これからの社会に本当に、今就職氷河期ではないですけれども、やっぱ

りどんどん後塵を期してしまうのではなかろうかという心配もございます。ぜひ取り残されないような、そういう施策をやっぱり意識して考えていく必要もあるのではなかろうかというふうに思います。

これはここにとどめまして、次に平和行政の推進について伺いたいと思います。再質問させていただきたいと思います。2月28日の北海道新聞、読者の声に、これ読まれた方もおられるかもしれませんが、根室市の主婦の方が投稿されていた「はだしのゲン」の削除は理解に苦しむということで、これ広島教育委員会の平和教育プログラムから「はだしのゲン」が削除されたと。子供たちの感受性に訴えて、子供たちの戦争に関する知見を広げる教材としてゲンは必要ではないかということで、そういう御意見でありました。北海道教育委員会のことではありませんし、遠い広島のことなのですけれども、それで名寄における平和教育プログラム、先ほど学習指導要領、これに基づいてということなのですけれども、平和教育プログラムの教材についてはどのようなものを利用しているか伺いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 名寄市における平和学習における教材でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、名寄市のほうで作成しましたいわゆる名寄市で戦争体験等している人たちのお声を集めたDVDがございますので、そうしたものを活用したり、それから最近ではウェブ上でそういう戦争体験を語り継ぐような動画などもやっていますので、そういうものも活用しております。それから、道徳教材ですとか国語の教材などでも平和に関する教材などが掲載されておりますので、基本的には主たる教材である教科書を活用しつつ、名寄市で作成しているような資料も活用しているというふうに私のほうでは聞いているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今のお答え、再度いただいたわけですが、教材についていろんな団体が推薦をしているものもございますので、平和についてどんなことを子供たちに教えたいか、そして子供たちをどんなことに出会わせたいかぜひ考えていただいて、特にデジタルトランスフォーメーションのメリットを十二分に生かして、これからも取り組んでいただければと思います。

次に、市長に再度お伺いしたいのですが、先ほど防衛予算増大に関して、名寄の駐屯地の役割を考えたときには防衛費の増額というのは、これは歓迎することだということでお答えしたということでもあります。それで、防衛費の予算、様々なことがあるのですけれども、結局これは防衛費について、これは全般的な予算も同じなのですけれども、誰が支払うのかということなのです。これは国民なのです。そして、今現在防衛費に使われているのは1人4万円になります。2027年には1人7万円になる、単純計算ですけれども、4人家族だと年間28万円の支出になるということでもあります。それで、元自衛隊の現場トップの自衛艦隊司令官、香田洋二さんという方が適切なこと言っていたのですけれども、現場は最も必要なものを積み上げたものだろうかといろんなこと言っているのですけれども、まとめて言うところのことなのです。現実的に武器、弾薬を買うといっても、例えばミサイルは射程が延びるほど大型化する。容器も含めたら5メートル、10メートルになるのだ。広い入り口に加えて、長いトンネルのような格納庫が必要になる。一体どこに造るのだ。それと、2035年までに弾薬庫を130か所整備すると言っているけれども、保管場所と弾薬庫、火薬庫も同時に増やさなければならない。本当に実現できるのかというふうに疑問を呈しているわけです。これはくくって言うと、香田さんが言っているわけですが、43兆円という砂糖の山にたかるアリみたいなものではないでしょうかということも言っているのです。まさに辛

辣な、本当に現場が必要とするものを現場が積み上げていくのであれば理解するけれども、実際これ机上の空論ではないかということも言っておりますし、そして防衛費が伸びるとということは国民負担が伸びると。今の苦しんでいる中で生活している方に見てみたら、口を極めて言えば冗談ではないということも、本当にそういうミサイルや大砲にお金を使うのではなくて、生活に金を使いたいということだと思っておりますけれども、この辺についてもう一度お答えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨年末に国の安全保障に関わる3つの重要な文書が閣議決定をされて、現在当該年度に対するの予算、国会で審議をされているものと承知しております。国際的な安全保障環境が非常に厳しい中で、今のままの防衛体制では国を守れないという観点からこれらの戦略が改定をされて、抜本的な防衛の考え方、あるいは装備の見直しが行われているものと承知しております。これは国で議論する問題ですから、私がどうのこうのという話はありませんけれども、一方で私たちとしても駐屯地が所在する自治体として、あるいは協力諸団体と連携をしながら毎年のように自衛隊の現場の皆さんの状況を踏まえた中で様々な要請活動をしています。まずは、やっぱり隊員の皆さんにしっかりとこの地にいていただくことが名寄のいろんな意味でのまちづくりにつながるという観点から基本的には名寄の自衛隊の体制の維持、増強ということをお話していますけれども、例えば現在の連隊本隊舎が昭和28年の駐屯地開設以来の隊舎でありまして、マイナス30度になる名寄の地においては非常に劣悪と言ってはよくないのだけれども、そうした環境の中で執務を強いられているという現状も見てきております。昨今では、女性隊員が非常に増えているということもあって、なかなかそうした環境もしっかりと整備をされていない、そうしたことについても我々としては要望も聞き、現場の

要望も見ながらそうしたお話もさせていただいてるところであります。地域にとって我々の協力諸団体の立場から見てもまだまだ現場においてそうした環境が充実をしていないという観点も非常に痛感しておりますので、引き続きこうしたことに対しては要望していきたいというふうに思っていますし、そうした状況も踏まえると、今般の防衛費の増額に関しては駐屯地の所在する自治体としては歓迎したいというお話をさせていただいたということでございます。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 市長の考え方、お考えについては伺いました。私個人としては、非武装、中立で世界の人々と仲よくしたいというふうに思っているところであります。

時間もありませんから、次に空き家、空き地の適正管理についてお伺いします。それで、若者を対象とした住宅ニーズの調査については、まだそこまでの、取り組むことについていいお返事はなかったような気がします。それで、これはまだまだ別角度でアンケート取ったり、そういうこともございましょうから、ぜひそういうものも含めて生かしていただければというふうに思うのですが、若者を対象とした住宅ニーズ調査というのは、一般的に世代的に見ましたら特に若い世代の子育て期などについては本当に広いスペースが必要であって、一方で子供たちが巣立って、年を重ねていけば、一軒家の維持管理は重荷になってくるということもございます。これらのことから、家が必要な人と、それから不要になった人をいかに素早く結びつけることができるか、このことによって空き家発生を未然に防止する対策につながるのではないかとこのように思ったところであります。この辺についてもう一度お答えをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 空き家の特に若い方のニーズ調査の関係については、先ほど市長のほ

うから御答弁させていただきました。特化したニーズ調査は行っておりませんが、議員おっしゃられたように、家を建てたときは適正な広さであっても子供さんが巣立った後は逆に広過ぎてということで、管理が大変ということで御意見あるとおりでございます。現在空き家の関係のマッチングにつきましては、空き家バンクの制度を活用しながら進めてきておりますけれども、実際には今登録件数についてはないということで、答弁の中でもお話しさせていただいておりますけれども、比較的古いといえますか、適正に管理されているものについては流通が活発であるということで、動いているというような状況でございます。実際に管理が不全になって、住む方がいらっしやらなくなって年数がたつと、やはり管理不全ということで老朽化がしまして、その時点ではなかなか流通がしづらいというような状況もございます。早い段階で、管理している段階で家が流通することにすれば、議員おっしゃられたように、将来的な近隣の方への御迷惑だとか危険な家屋にならないというところでは非常に重要なことなのだというふうに考えております。いただいた御意見も参考とさせていただきますながら、こういった形でそういう売りたい方、それからニーズが、家が欲しいという方、そういうことも含めて、行政としてできる範囲決まっておりますけれども、不動産業者さんですとかいろんな公的機関、そういったところと連携しながら今後も有効な対策になるかどうか含めて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） ぜひいろんな角度から研究を重ねていただければと思います。

それと、先ほど家じまいの相談窓口の開設を一堂にできないかということで御提案申し上げたわけですが、オンラインなんかも駆使できる時代ですから、ぜひ、先ほど御答弁の中でもあり

ましたように、空き家問題については複雑に権利問題は絡み合うということで、所有者ですらどうにもできなくなっているケースなんかも多く存在するというふうに言われています。各分野の専門家の方々の知見が求められているのではないかと。したがって、窓口の中心には行政が座って、そして必要な専門家の考え方を所有者、権利者に橋渡しすることで解決策も生まれて、空き家の削減に結びつくのではないかなというふうに思うのですが、この辺について再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほどの答弁ともかぶりますけれども、実際に今御相談があった場合については市内の不動産業者ですとか、それから無料法律相談等もございますので、そういう法的な部分についてはそちらにも御案内をさせていただいております。議員がおっしゃるとおり、窓口を市でということもございますけれども、ここも例えば実際にそういう相談をしたくてもなかなかそういうところがなくて、相談しづらいというような方もいらっしやるかもしれませんので、そういった方のニーズももしかするとあるかもしれませんので、そういったところも含めて関係機関ともそういったことができるかどうか含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 実は先般地域の方に相談されまして、団塊の世代の方なのですが、母親が亡くなってしまったと。名義は、もっと母親よりも先に亡くなっている父親の名義になっていると。1人だけ、御兄弟もいなくなって、身内というのはめいごさん1人だということで、家どうするかなという相談を受けたのです。それで、そんな事情から名義も違っているのだったら早めに決断して、整理したほうがいいのではないかと。めいごさんにも迷惑かけないようにするには今手

を打ったほうがいいよということしたのですけれども、言ったのですけれども、特に市のほうに例えば家じまいをしたいということで公営住宅、特にシルバーハウジング、ここ入居限られているようですから、公営住宅に入居させてほしいという相談してみてもどうかということでお話を返したところなのですが、やはり所有者が本当に自己決定できるうちに家じまいをできる相談体制、窓口をつくっていくことが必要でないかというふうに思っているのですけれども、住宅の在り方を考える相談体制、先ほどいろんな専門家の人や何かも含めて一堂に会してはできなくても個別に相談に応じられることなんかもできるということの返答でしたから、お答えはこれはいいのですけれども、ぜひ幅を広げて、相談しやすい、そういう行政でやっていただければというふうに思います。

老朽化する施設についての関係に移りたいと思います。それで、先ほど図書館の関係、しらかばハイツについては20年の長寿命化に結びつくということで分かりました。結構、1,250万円ですけれども、やっぱり20年もつのかというのでちょっと安心したのですけれども、お金かかることばかりなので、図書館はこれからの検討ですけれども、複合化、新築、年度内に絞り込みということで、新年度には深めていきたいというようなお答えで、駅から市立総合病院、あるいは西條の辺りのエリアで市民のワークショップを開くということでお答えいただき、児童センターもこれ非常に古くて気の毒なのですけれども、一遍に新築する見込みがないというものなどについては、例えば児童センター辺り、産業高校の跡のスペースなんかの利用、利活用なんていうのは考えてはなかったのでしょうか。この辺りについてお答えいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今お答えする部分については、市民ワークショップの中での議論を一部紹介をさせていただくということでお答え

をさせていただきますけれども、児童センターの機能についてはやはりいろいろな小学校が点在しているというのも事実ですので、そういった子供たちが安心して寄っていける場所ということであれば、既存の公共施設にそういったスペースを子供たちに提供して行っていただくような環境を整えることで現状の児童センターの代替という考え方はできないのかという、そういった御意見もいただいているところでございまして、3月15日に最後の市民ワークショップが開かれて、答弁でも申し上げたとおり、公共施設のパターン等について最終的な報告書がそこで一定程度まとめられて、報告が上がってくるというような状況になっております。

それから、産業高校のお話もいただきましたけれども、今これから北海道と第1回目の、ちょっとリモートになりましたけれども、打合せ会議をさせていただいたところでありますので、今のところ利用目的という部分の具体的な施設のお話には全く至っておりませんで、これからしっかりと北海道も協力いただきながら話を進めていきたいと思います。ということでの足並みがそろったという段階ですので、具体的なお話については高校の活用についてはこれからという認識であります。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今お答えいただきましたから、ぜひそういう機会を踏まえて、それと市内でももう少し議論していただいて、やっぱり限られた財源で、そして先ほども聞いていたのですけれども、押しなべて30年、40年、50年という、そういう老朽化した施設がたくさんありますから、それを本当に全部新しいものにするかということ、途方もない金額が積み上がってしまうと思うのです。そうすると、先ほど道と第1回目の打合せということでは言われておりましたから、ぜひ本市においても未利用になっている名農キャンパス、ここら辺の利活用も含めて、市で例えば

財産を取得して、先行き、建設の見通しのついていない、そういう施設利用に代替していくことなどについて、やっぱりこれは検討もしていかなければならぬのではないかというふうに思いますから、これはお答え要らないですから、ぜひ受け止めていただいて、庁内の中でそういったことも少し今後御検討いただければというふうに思います。

それとあと、次に王子マテリア名寄工場撤退後の企業誘致構想の関係なのですが、マテリア後の企業誘致については、具体のものにはなっていないということだと思います。苦戦している現状については理解しました。簡単にはいかないということです。それで、企業誘致についてもまたしっかり進めたいというお答えも、御答弁も一方でありましたから、織り交ぜてぜひやっていただきたい。私は、進まないところに固執して立ち止まっても駄目でないかというふうに思うのです。それはそれとして置いておいて、行政がリードすべきものもあるのではないか。特に私さきの一般質問でもやりましたけれども、防災拠点、物流の拠点化構想ということで、19線周辺での道の駅構想とこれらを核としてもう一度前に進めるというものについては進めていくべきではないか。特に道の駅での国の補助メニュー調べてみましたら、国交省、環境省、経済産業省、たくさんあるわけです。これらのメニューの中から申請や要望する自治体として手を挙げるといようなことなど、補助金の関係も含めて、獲得していくことなども含めて考え方はあるかどうかについて、この1点お伺いします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 王子の跡地のお話もいただきました。おかげさまで昨年工場跡地の利活用についてかさ上げの条例を可決いただきまして、我々としては工場の跡地の活用についてはできるところまではしっかりとやらせてもらったという認識を持っているところです。あとは、当然そこでの事業展開を希望する方は土地の所有

者である王子との交渉をしっかりと行っていただいて、そこに我々としてできるところはサポートしながら進めていければというふうに思っております。

それから、進まないところはといったような御提言を議員からいただきましたけれども、何か我々としても議員から背中押されたような、そんな気持ちになりました。しっかりと、今回商工会議所からも19線周辺の機能について提言をいただいております。我々としてもしっかりとそれは受け止めて、議会、議員からも一般質問でもいただいておりますけれども、あの周辺の価値観、付加価値をつけながら、名寄市がどう反映していくのかというポイントにもなってくるかと思っておりますので、これはいろいろな今までいただいた御意見、しっかりと整理させていただきながらこの後どのような方向で、どのような手法で、そして関係機関とどう連携しながら進めていくのかというところを市民の皆様にもしっかりとお伝えできるようにしっかりと庁内の中でも議論を整理をして進めたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） よろしくお願いたします。

除雪対策について伺います。除雪対策で、今回10日から2週間ぐらい平均遅れて、実は今シーズンの名寄の東地区の排雪の遅れというのは本当に気の毒なものがありました。特に東地区には狭隘な道路もあって、辛抱も限界ではなかったのかというふうに思っているところです。それらをカバーしたのが機動班なのです。職員直轄機動班の、現在1班集体なのですけれども、ここが活躍して交差点の除雪をやったから、何とか東の人たちも怒り心頭まではいかなかったのではないか。その手前ぐらいで何とか我慢されたのではないか。だから、つまり苦情も相当今年が多かったようであります。やっぱりそして民間業者のところの回転も

なかなか今回は厳しかった。やっぱり人手不足というのがありますから、2班体制でより有効に機動体制を整えることについて、これ先ほどお答えいただいたばかりですから、きっと駄目なのだろうなと思いつつ、これはぜひ何とか検討してほしいというふうに要望しておきますから、ぜひ皆さん方、また御検討いただきたいと強くお願いしておきたいと思えます。

それと、東病院の移転構想について先ほどお伺いしました。まだ移転のところ、居住誘導区域だとか、そういうことでいろんなたぐさんの立地適正化に基づいた様々な誘導體制というのがございましょうから、都市誘導区域だとか、そこも含めてこれからやっていくのだということですが、特に慢性期医療を引き受けて、療養型病床も備えている病院でありますし、105床の入院病棟を抱えていますから、これかなりの広さの場所が必要になるということ考えたときに、やっぱり私は同一箇所での改修が現実的ではないかというふうに思いますし、それから町なかの開業医も院長などが他界されて、3件病院、開業医、閉められております。それで、東病院の経営というのは、これ大変であっても市民ニーズを考えたらこの先も適正管理で維持をしていくということと考えていかなければならないというふうに思いますから、東病院の老朽化の進行については現実的な対処方針を示すことが安定した病院運営を下支えすることにつながるというふうに思うのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今いろいろ御指摘いただきました。建設場所につきましては今居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域も含めての検討ということでもありますけれども、前提となります105床のベッド数ですけれども、医療需要の動向等を鑑みますと105床では今ちょっとオーバースペックの状態になっているのではないかなというふうに思っております。また、東病院で働い

ております看護師さんの状況も含めるとそこは少し縮小した中で、さらに市立総合病院の状況、あるいは今御指摘いただきました開業医さんの状況も含めると、外来機能の強化というのも一つ大きなテーマであるかなと思います。それらのことを踏まえまして、どこの建設場所が一番いいのか、町なかということも視野に入れてありますけれども、先ほどの立地適正化、公共施設の再編の議論とも相まってくるものでありますので、できるだけ早い時期にこれは方向性を見つけていきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

名寄市立大学について触れたいと思えます。先ほど御答弁いただきまして、様々な努力の中で今回受験率のところもいろんな、まだ来年ぐらいが本当の試金石だというお答えもいただきました。私立でやっているのと市立でやるところの、本当にこれからだというふうに思いますけれども、しかしながら随分生徒の募集のところでは頑張っておられますし、それからぜひ大学の知見を名寄高校の生徒募集にも生かしてほしいというふうに思うのです。もちろん違うのですけれども、いろんな工夫されている中でぜひ共通する、こんな取組がやっぱり必要なのではないかとこのところあると思うのです。かぶさる面があるのではないかと。少し時間ないですから、これお答え要りません。ぜひそんなところで庁内の中で共有していただいで、御議論をお願いしたいと思えます。

最後になりますけれども、行政職員に期待を寄せてということでもあります。様々な職員研修、今年もまた取り組まれているというふうに思いますけれども、コンプライアンス研修、暫時やられておりますが、これを続けていただいで、ぜひ行政職員の皆さんには失敗を恐れず、チャレンジ精神を持って頑張っていたきたいというふうに思っています。地道に頑張っている姿は市民の方、誰

かがきつと見ていてくれるというふうには確信持っていたいただきたいというふうに思います。反面、手抜きをすれば後々ツケが回るということもお忘れなくお願いしたいと。

以上申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 遠 藤 隆 男

署名議員 高 橋 伸 典

令和5年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年3月14日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 局 長 松 田 慎 司 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 岡 川 進 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 清水 一夫 議員

12番 高野 美枝子 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ポストコロナに向けての施策展開について外1件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問をさせていただきます。

大項目の1番目、ポストコロナに向けての施策展開について伺います。小項目の1番目、コロナ禍における事業中止による影響について。新型コロナウイルス感染症が日本国内で発生してから丸3年を経過をいたしました。この間新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため数度にわたる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、その後も変異株などの出現により私たちの生活様式は大きく変化をいたしました。マスク着用をはじめとして施設の使用制限、臨時の医療施設、外出自粛規制の協力要請、飲食店での人数制限など、それまでの日常生活がいかにありがたいか痛感したところでもあります。この間において、行政の施策運営も今までと大きく変更された内容で実施されたと考えております。そこで、コロナ禍における行政の各部門における対面的な事業中止により行政施策にどのような影響があり、どのような対応で進めてこられたのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、コロナ禍での働き方の変化について伺います。新型コロナウイルス感染症の拡大により私たちの働き方は大きく変化をしたと言われております。半ば強制的に広がったテレワークやリモートワークは在宅勤務とも言われ、情報通信技術を活用し、時間や場所の制限を受けずに自宅などで働くことができます。また、会議や打合せも対面ではなく、オンライン会議とか書面会議、書面議決など、この3年間では当たり前のよう実施をされてきました。日本型の雇用スタイルの多くは、採用後にジョブローテーションを行い、様々な職務を経験し、将来を担う人材を育てていく組織が多く残っていると思います。そこで、コロナ禍の3年間における名寄市職員の働き方はどのように変わったのか、またそのことに対する課題と対策について伺います。

次に、小項目の3番目、ポストコロナにおける具体的な事業運営と課題について伺います。コロナ禍という表現は、私たちが今まで経験したことのないパンデミック期間であるとも言われております。コロナ禍を表現する言葉としてウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナなどの専門用語の呼び方で呼ばれておりますが、いずれのワードもコロナの名称がついており、コロナが常時存在しているようになってしまった時代に思われます。令和5年度予算編成の市長訓示においても、ポストコロナを見据えた事業を推進することと明示をされております。行政施策としてポストコロナでの事業を推進していくためには丁寧な言葉の解説を含めた推進が求められると思いますが、考え方をお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、魅力ある市立大学の運営に向けて伺います。小項目の1番目、令和5年度入学志願者、学科別の状況について伺います。名寄市立大学は栄養学、看護学、社会福祉学、社会保育学の4学科を基盤として高度な知識と技術、そして高い倫理性を持った保健、医療、福祉と連携と協働ができるケア専門職を育成する日本最北

の市立大学として着実な歩みを続けていると思います。しかし、全国的な出生率の減少、そして今年4月からは名寄市立大学と学科が競合する旭川市立大学が開校いたします。旭川市立大学は、以前の私立大学から公立大学になることで学費が安くなる一方、志願者が上昇し、一般入試で入りにくくなる可能性があるため、地元の学生を多く受け入れるために地域枠の定員を増やした取組も行っております。そこで、名寄市立大学の令和5年度の入学志願者の学科別にこの影響が出ているのか、また影響があるとすれば今後どのような対策を行っていくのかについてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、過去5年間の卒業生の就職、進学状況について。名寄市立大学は、1960年の名寄女子短期大学として開学以来、2006年には栄養学科、看護学科、社会福祉学科の3学科を擁する4年制大学として新たに開学し、2016年には短期大学の児童学科を社会保育学科として、63年の歴史が刻まれております。名寄市立大学は、規模は小さくてもきらりと光る大学としてこれまで数多くの卒業生が全国各地で活躍されていると思います。そこで、過去5年間における卒業生の就職先を地元、道内、道外別に、そして進学状況についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、将来構想（ビジョン2026）後期実施計画についてであります。名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）は、4年制大学として10年の節目を迎えた2016年度に開設時の大学の基本理念に照らして、10年後に向かって新たな歩みをするということで策定していると認識をしております。中期計画は2022年度で終了し、2023年度からは後期計画がスタートいたします。これまでの前期計画、中期計画推進過程においては、個々の実施項目に沿って事業を進められてこられたと思いますが、中期計画における特徴的な事業、そして後期計画も継続事業が中心になるとと思いますが、新たな事業計画を含めた課題などについてお伺いをいたしま

す。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おはようございます。東川議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1と3は私から、大項目1の小項目2は総務部長から、大項目2は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、大項目1、ポストコロナに向けての施策展開について、小項目1、コロナ禍における事業中止による影響についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、行政の施策運営もこれまでとは異なる手法で対応してきたものも少なくなく、市民の皆様にはワクチン接種や感染予防の実践、生活スタイルを工夫、改善しながら対応していただいたことに感謝申し上げます。名寄市総合計画中期基本計画における重点プロジェクト及び主要施策に定める成果指標の令和2年度終了時の検証では、計画期間の4分の2、いわゆる半分、2年間が終了したことに連動し、累計指標は50%以上を達成と仮定した場合、緊急事態宣言による人の往来の減少、公共施設の閉鎖など新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことから、達成率は30から40%が多く、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業を除く達成度は53%でありました。令和3年度事業終了時の検証では、計画期間の4分の3が終了したことに連動し、累計指標は75%以上を達成と仮定した場合、達成率が46.2%でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた事業を除く達成率は60%となっております。基本目標ごとの達成率で見ると、基本目標Ⅱは健康福祉部関連イベント参加者数や各種検診の受診率、基本目標Ⅴは教育関連施設来訪者や文化、スポーツイベント参加者数などが大きな影響を受けたことで低い達成率となっております。しかしながら、感染対策の徹底及び人数を

制限したイベント開催やICTを活用したオンライン代替イベントを実施するなど新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるための対応を実施してきたことから、若干ではありますが、影響は緩和されてきている状況です。国においてマスク着用の考え方など新型コロナウイルス感染症対応の基本的方針を変更しており、本市におきましてもアフターコロナを見据え、感染症拡大防止対策と社会経済活動の両立はもとより、コロナ禍というピンチをチャンスに変えるべくスピード感を持って施策、事業に取り組んでまいります。

次に、小項目3、ポストコロナにおける具体的な事業運営と課題についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、市民をはじめ人々の生活様式に急激な変化が求められ、3年が経過いたしました。この間公共施設の閉館など人々が集まる機会がことごとく中止となり、つながりを絶たれた大きく穴の空いた期間となりました。現在は、少しずつではありますが、感染症との付き合い方も認知され、それぞれが感染対策を意識しながらできる範囲で各方面での活動が再開され出しているものと感じております。これまで中止を余儀なくされてきた市の事業では、感染拡大前の資料を基に今後再開されていくこととなりますが、職員には感染拡大前の状況を把握する者も多くおりますので、それぞれ不明な点の相談を行い、円滑に推進できるものと考えているところです。また、市では各審議会など多くの会議体を開催しておりますが、これまでは書面開催やリモートなどにより対面での会議が激減し、それが当たり前のような空気感が出来上がっているのも事実と感じております。今後は国から示される指針にのっとり形で緩和に向けた取組も広がるものと思っておりますので、できるだけ分かりやすく周知できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目1、

小項目2、コロナ禍での働き方の変化について申し上げます。

国は、このコロナ禍において総務省通知、新型コロナウイルス感染症への対応に係る職員の柔軟な勤務体制の確保についてを発出し、各地方公共団体においてはテレワーク、時差出勤、適切な業務配分等の業務上の配慮を行い、職員の柔軟な勤務体制を確保するよう技術的な助言を行いました。本市におきましてもこのことを踏まえ、時差出勤やテレワーク等を検討しましたが、時差出勤については公共交通機関を使わずに、自家用車や徒歩での通勤が多い本市のような地域では効果が見込めないこと、テレワークについては個人情報に関わる資料は持ち出せないこと、加えて対人、対面業務が多い基礎自治体にとっては出勤を制限することにより市民サービスの低下を招きかねないことから、それぞれ実施は見送り、結果として職員の働き方について大きな変更はありませんでした。ただし、職員が出席する会議や研修の開催方法は大きく変わりました。会議はリモートや書面会議が主となり、研修は対面方式がほぼ中止となり、リモートやeラーニングによる開催が主流となりました。このことに伴い、リモート用のPCやタブレットなどの購入、庁舎など公共施設におけるWi-Fi環境の整備が必要となり、この間一定の整備を行ってきたところです。過日名寄庁舎で開催した災害対策本部訓練においても、名寄庁舎以外で勤務している職員については実験的にタブレットを使用して各職場でのリモート参加としたところです。今後リモートによる会議や研修が通例化していくことが想定されますので、予算の範囲内ではありますが、必要物品の購入や施設の環境整備について適宜進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私からは大項目2、魅力ある市立大学の運営に向けてをお答えいたします。

まず初めに、小項目1、令和5年度入学志願者、学科別の状況について申し上げます。令和5年度の入学志願者の状況ですが、学校推薦型選抜は栄養学科が26人、前年度8人減、看護学科が51人、前年度4人増、社会福祉学科が25人、前年度6人増、社会保育学科23人、前年度5人減の合計125人、前年度3人減でありました。2月25日に行われました一般選抜前期日程については、栄養学科が50人、前年度2人増、看護学科90人、前年度11人増、社会福祉学科40人、前年度4人減、社会保育学科35人、前年度7人増の合計215人、前年度16人増でありました。3月12日に行われました一般選抜後期日程については、栄養学科が50人、前年度11人増、看護学科108人、前年度36人増、社会福祉学科46人、前年度27人減、社会保育学科54人、前年度17人増の合計258人、前年度37人増でありました。令和5年度の旭川市内高校からの入学志願者の学科別状況については、昨年度は全学科合計で79人、今年度は全学科合計で82人と昨年度比で3人ほど増えている状況にあります。学科別の内訳では、栄養学科が3人増、看護学科は増減なし、社会福祉学科が2人減、社会保育学科が2人増と各学科とも大きな増減はありませんでした。ただし、昨日の佐久間議員の答弁でも申し上げましたが、旭川市立大学の本年度の入学試験は私立大学方式を採用しているため、本学の一般選抜と併願可能となっております。そのため、最終的には入学手続を終えた人数が確定しないと影響分析できない状況でありますので、御理解お願いいたします。

次に、小項目2、過去5年間の卒業生の就職、進学状況についてお答えいたします。過去5年間の就職状況につきましては、保健福祉学部全体で令和3年度卒業生が98.9%、令和2年度卒業生が98.3%、令和元年度卒業生が100%、平成30年度卒業生が99.3%、平成29年度卒業生が100%といずれも高い就職率となって

おります。就業地域といたしましては、令和3年度卒業生が市内12人のほか、道内110人、道外55人、令和2年度卒業生が市内22人のほか、道内113人、道外が43人、令和元年度卒業生が市内19人のほか、道内110人、道外49人、平成30年度卒業生が市内14人のほか道内84人、道外43人、平成29年度卒業生が市内7人のほか道内79人、道外50人となっております。進学者につきましては、令和3年度卒業生が3人、令和2年度卒業生が8人、令和元年度卒業生が4人、平成30年度卒業生が4人、平成29年度卒業生が5人となっております。

次に、小項目3、将来構想（ビジョン2026）後期実施計画の推進に向けてについて申し上げます。中期実施計画については教育、研究、学生支援などの8つの分野で構成され、2020年度から2022年度までの3か年の取り組むべき項目を示しております。中期実施計画における特徴的な事業としては、教育項目として大学院設置の検討を進めており、具体的な取組としては学内に設置しました大学院設置検討会において在学生の意識調査、定住自立圏自治体の意向調査、主要な病院、福祉施設等の施設長への意向調査等を実施するとともに、類似した研究領域を有する公立大学を訪問し、教育課程や学生の状況について調査し、教育課程の検討を進めております。また、大学院設置検討の中で看護学科において助産学専攻の設置検討も並行して検討され、令和4年10月31日付で文部科学省から助産師課程承認の決定があり、本年4月から助産師課程が設置されることになりました。社会連携、貢献の項目では、地域の関係機関等との共同研究、先駆的事业等の推進として、昨年6月に名寄市立大学教員シーズ集2022をデジタルブック版で発行、また西條Nスポーツコミッション、味の素、なよろ温泉サンピラーと本学とで産学官民の連携を行い、なよろ健康レシピ開発プロジェクトを進めました。管理運営と情報公開の項目ではFD、SD研修の充

実と人材育成に取り組み、教育方法や教育マネジメントに関する研修の重点化、新任教員研修も着任時と後期の2回実施し、新任教諭間の交流促進を図りました。後期実施計画に向けた課題として、1つ目は学生の安定的確保が重要課題となります。中期実施計画の中に新たに取組を始めた学生主体の広報組織、魅力プロジェクトなよろ、学生里帰り訪問、SNSを活用したバーチャル大学見学、受験生応援メッセージ、出願前ガイダンスなどを継続して実施するとともに、今後は遠隔地からも参加しやすい効果的なオープンキャンパスの開催方法の検討、高大接続として高校生のニーズとの間にミスマッチがないかなど検討し、参加を促すための関係づくりを構築してまいります。2つ目としては、地域の課題を対象とした調査研究の推進、公開講座等の実施による研究成果の公表として市内関係機関と連携し、本学図書館内において企画展示の実施やホームページ上での研究成果報告の在り方やICTを活用した方策を検討してまいります。3つ目として、質保証と本構想の検証のために大学認証評価などの外部評価を定期的を実施し、大学内部の質保証の確保を目指すとともに、学内で内部質保証推進委員会を中心に学科レベル、委員会レベル、全学レベルで必要に応じた見直し等を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ丁寧に答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきますというふうに思います。

ポストコロナに向けての施策展開ということで、3点の小項目にわたって質問させていただきました。事業中止による影響というふうなことで、今までとは違ういろんな手法で対応されて、令和2年度、施策の中では本当は約半分の課題ですけれども、実際にはそれを超えた53%、令和3年度は75%の目標に対して最終的には60%というふうな御答弁を今いただいたのかなと。特に感染

対策、オンラインだとかいろんな形の中で対応されてきたということで、やはり今答弁にもありましたように、国の施策であるとか、あるいは北海道の対応、それに準拠した中で進められてきた。いわゆる手順がなくて、対応をされてきたのかなというふうに思っております。対応を実際に運営していくには、それぞれ職員の皆さん、非常に大変な御苦労があったのかなというふうに思いますけれども、今総合政策部のほうからの御答弁がありましたけれども、特にこういう、今回はコロナという観点の中では健康福祉部のほうも相当御苦労があったのではないかなというふうに思いますので、馬場部長のほうからまたその辺についての御見解をお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま健康福祉部としての対応についての御質問だったというふうに思います。先ほど石橋部長からも御答弁させていただきましたが、健康福祉部が行っていたイベントの多くが新型コロナウイルス、特にワクチン対応に対する対応が主になりまして、いろんなイベント、健康まつりやチャレンジデー等々が、後年、ここ最近は回復してきている部分もございますけれども、かなりできなくなっていた部分があったのかなというふうに思っています。一方では、市民の皆様の御理解でワクチンの接種率が全国、全道に比べても本市の場合は比較的高い数値でずっと経緯をしていたという状況もございます。市民の理解が図れたものだというふうに思っております。今回昨日からマスクの一部緩和というふうになりましたけれども、国の動向等々を私どもも注視しながら、新年度のワクチン等々もこれからまた国のほうからいろいろ示されるというふうに思っておりますので、市民の方々に情報提供を今後も、情報提供に対して意を配してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） ありがとうございます。健康福祉部も本当にワクチン接種の中では非常に御苦労をされたのかなというふうに思っております。名寄市全体が接種率が非常に高かったというのは、PRも含めていろんな形の中で対応された結果も結びついているのかなというふうに思います。

コロナ禍での働き方の変化ということで、先ほど総務部長のほうから答弁をいただきました。国のほうからは、柔軟な勤務、要するに時差出勤だとかテレワークということで、当市に、名寄市においてはなかなかそのような、テレワークについては個人情報だとか、あるいは時差出勤についてはマイカーだとか徒歩でと、そういうふうなあまり効果がないというふうなことで、ただ一方会議についてはリモートであるとか、あるいはeラーニング、それに合わせたタブレットの購入、今後も継続して必要な物品を購入されていくというふうなことでお話をされたかというふうに思います。コロナの3年間というのは、3年前に職場を異動された方、あるいは3年前に入社をされた方というのは要するにいわゆる手順がなく、その中で過ごされた3年間なのかなというふうに思います。先ほども壇上でお話をさせていただいたように、日本の雇用スタイルというのは、要するに採用後にジョブローテーションというお話もさせていただきました。当然定期的にその辺の研修はされていると思うのですが、それは今までとある面では違った研修内容なのかなというふうに思います。このジョブローテーションというのはやっぱり定期的に職場を異動したり、あるいは職務を変更するというふうな形でいろんなものが培われていくというふうに思うのですが、この3年間におけるコロナ禍での職場間、あるいは職場内ですか、での対応についてはどのように進められてきたのか、改めてちょっとその辺お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） このコロナ禍における3年間の職場の部分で御質問があったと思います。基本的には、一定の経験年数になれば今までどおり過去、コロナ前どおり異動ですとか、そういうのも実施しているところでございます。ただ、やはりコロナ禍で職場の中でそういう事業ができない反面、業務が増えただとか、そういう部分もたくさんありますので、その部分についての例えば人事異動で加配するだとか、そういう部分もあろうかと思えますし、あと研修なんかもなるべく新人研修ですとか、そういうものを実施するように努めてきたというところでもあります。若い職員がまだ入ってきておりますけれども、それまでの、3年前もいた職員もたくさんいますので、それぞれ教えていきながら今後も同じスタイルで今まで同様に市民サービスを向上させるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 非常にこの辺コロナ禍の中で今までと違う取組なのですけども、この3年間過ごした中、それがあある面では当たり前の取組だというふうに捉えられる部分も多く出ているのかなというふうに思います。ジョブローテーションというのは非常にいい面と、一方で悪い面もあると思うのですが、ほとんどがやっぱりそういう組織形態で動いているのかなというふうに。組織全体をうまく機能させていくというのは、やっぱりそこでいろんな経験を踏んで、次のところにステップアップをしていくというのが大きな目的なのかなと。そういう面では、この3年間というのは今までと違う組織運営がなされてきたのではないのかなというふうに思います。

ポストコロナということでのお話で、先ほど御答弁の中では公共施設の閉鎖、それから大きく穴の空いた期間、3年間だったというふうな御答弁もありました。感染拡大前の状況を確認しながら対応して、今後進めていくと。非常にこの辺が今

後進めていく上で重要でないのかなというふうに思うのですけれども、先ほど私壇上でウィズコロナだとか、あるいはアフターコロナ、ポストコロナというお話もさせていただきました。行政として、昨年はたしか予算編成の中ではウィズコロナという言葉が使われて、今年がポストコロナというふうな表現に変わったかと思うのですけれども、行政としてウィズコロナ、アフターコロナ、ポストコロナという、これはどういう考えで今使われているのか、その辺の考え方についてちょっと改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 総合計画もまとめさせていただいている立場ということで、私のほうでお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、冒頭議員のほうから壇上でコロナ禍についてパンデミック期間という、そういった御発言があったかなと思いますけれども、まさしくコロナ禍というのはパンデミック期間であるというふうに私も認識しているところです。パンデミックなのですけれども、いわゆるコロナ禍、こちらが始まって、ワクチンとか薬とかウイルスを閉じ込めるツールを我々が手にしていない期間、これがウィズコロナであるというふうに認識して、使い分けをさせていただいているかなというふうに思っております。それから、アフターコロナ、こちらはビフォーと対になる言葉ですけれども、いわゆるコロナ禍前、コロナ禍後という整理になってくるのかなというふうに思いますが、ではどこまでだという話なのですけれども、ウィズコロナがいつでもパンデミックが再発、パンデミックレベルに拡大する可能性がある期間は含んでいる状態がいわゆるウィズコロナ、そしてアフターコロナというのは薬だったり、ワクチンを接種して、一定程度コントロールができる状態に入った時期をアフターコロナというのだろうというふうに、我々は、我々というか、計画上の使い分けとしては

考えております。では、ポストコロナって一体何なのだと行ったところなのですけれども、こちらは出発地点が考え方とか仕組みというのが一定程度社会で定着している、そんな状態がいわゆるポストコロナの出発地点であって、ではその期間で次の社会的なフェーズをどうしていくかという模索する期間がポストコロナということで、まさに今回13日からマスクのこととか出ましたけれども、一定程度次のフェーズを見据える期間ということで、もう既にポストコロナというタイミングに入っているのだろうというふうに考えているところです。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） ウィズコロナ、ポストコロナというのはコロナが始まった前後というふうな形の捉まえ方なのかなというふうに、ある面ではパンデミック期間の前後というふうな考え方というふうなことで今お伺いをしたというふうに思います。本当に今ポストコロナということで、昨日からマスクが個人の判断に委ねるというふうなことで、報道や何かでも昨日の状況出ていましたけれども、マスクをそのまま継続してつけている方、あるいはやっと解放されたというふうな形の中で、今後やっぱり、やっと今言われるポストコロナというのは何となくコロナのところからぼんやりと先が少し見え始めてきた形の中でいろいろなものが進めていけるという状態なのかなというふうに思っております。そのような状況の中で、先ほど感染拡大前の状況を確認しながら対応していくということで、総務部長の答弁の中にも先ほどあったと思うのですけれども、今までの手順等を見直しながら進めていくと。行政の施策の点検の中でPDCAサイクルという言葉をよく使われております。これはこれで当然必要だというふうに、計画の立案、実施、それから結果をチェックして、不十分なところを対応、改善をしていくと。先ほど言ったように、今後ポストコロナの中でこのPDCAサイクルの前にやはり改めてこの前段

の、もう一度事前のチェック、確認というのが必要でないのか。今までこう進めてきたから、このようにではなくて、先ほど言ったように、例えばマスクの着用にしても個人に委ねるということはつける人もいるし、つけない人もいる。会議といっても、私マスクつけているけれども、あの人つけていない。強制もできないし、ですから本当に事前準備というのが今までの手順の中で一方的に進められない、そういう状況が今後出てくるのではないか。ある面ではスタートをしていく、ポストコロナの事業運営のスタートというのは非常に厳しい対応、今までとは違う、むしろコロナ禍のほうがこういう形で強制という形のものができるのですけれども、個人の判断だとかと委ねられると、その人がいい、悪いという判断、個人が判断するわけですから、今まで以上にある面では行政施策の難しさが出てくるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） これからまた新年度予算案を審議していただきますけれども、そういった中でまた1年間ポストコロナを見据えた事業展開がされていくこととなります。その中で、今議員がお話しいただいたとおり、我々は今それぞれの個人判断に大きく委ねる期間に移行しているというところを目の当たりしているわけですが、我々がよりどころにしなければならないのは、やっぱり国の基準をいかに、そこをしっかりと理解して、のっとなって、市民の皆さんに今の状況というのを正確にお伝えするといったところの中で理解をしていただく。そのためには、丁寧な情報の提供というのは必要になってくるだろうと思いますので、この時点でこうしなければとか今のうちから分かりませんけれども、その時点、その時点の情報を健康福祉部とも連携しながら、我々は広報持っていますので、そういったところでしっかりと市民の皆様にお伝えして、理解

をしていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 本当にお願いをしたいというふうに思います。非常に手順どおりいかないというのは当たり前だというふうな形のものが出てくると思うので、一方的な押しつけだとか、そういうふうな形ではなくて、今石橋部長お話をしたように、やっぱりしっかりした情報をお伝えをしながらいろんなものをお伝えをしていく、あるいは市民の、あるいはいろんな会議の情報を取り入れながら進めていっていただきたいというふうに思います。先日だんだんこういうふうなマスクが個人の判断に委ねられる、あるいは5月の連休明けから第5類に引き下げられるというような形の中で、テレビの報道で高校3年生が思い出づくりというふうな形で映っていました。そしたら、この3年間、どの写真を見てもみんなマスクをしていると。改めてマスクを外して、しっかりした思い出をつくらうというふうなことでやっていたのと、今週の土曜日から始まるのかな、春の甲子園選抜、今年から何か声出し応援ができると。応援する方が声と曲と合わせて、これが全然合わない。ですから、今まで3年生というのは一切経験していないのです。ですから、本当に新しい取組でやっているのが放映がされていたのですけれども、先ほどお話をさせていただいたように、計画の前にもう一度やっぱり現状をしっかりと把握をしてプランをつくっていくというふうなことを改めてお願いを申し上げたいというふうに思います。先ほども言ったように、ポストコロナ社会という今までの取組と大きく変わってくるという中では、コロナ禍前に一方的に戻すという形ではなくて、それも尊重はしていくのですけれども、その辺の進め方というのを事業実施に当たっては十分配慮をして、やっぱりこの3年間の大変だった分少しでも前に進めていくことも非常に大切ですが、その辺の配慮をお願いをしたい。特にこの

コロナ禍の3年間で影響を大きく受けた飲食業だとか宿泊業、観光業、そして市内の経済の回復に向けて着実な事業の推進をお願いをしたいというふうに思いますけれども、改めてこの辺の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今東川議員の本当に伝えたいところの芯の部分がしっかりと伝わりました。行政的にこういう世の中、国からこういう通達が来たからこうしますよという形の移行ではなくて、しっかりとやっぱりそこは市民の皆様にも、まずは個人の判断に委ねる部分が多いのかもしれないけれども、状況をまず理解していただくための情報提供、しっかりさせていただきながら、しゃくし定規にこうだよ、ああだよという方針をポストコロナという言葉を前提にしていくのではなくて、まず理解をしていただくところを丁寧に進めていければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、2番目の魅力ある市立大学の運営に向けてということで、改めてお伺いをしたいというふうに思います。令和5年度の入学志願者、学科別の状況ということで、先ほど報告を受けました。内容についてちょっと全部書き切れなかったもので、そんなに大きな差はない、今までと大きな差はなかったというのと、あと旭川市立大学での影響というのは今年の受験は要するに私立大学という形での受験ということで、旭川市立大学と名寄市立大学、併願の受験ができたというふうなことで、この辺の状況というのは今年の中では把握できないというふうなお話をいただきました。それで、後半のほうでもちょっとお話をいただいたかなと思うのですが、市立大学で今年、2023年、昨年10月でしたっけ、助産師課程の文科省の承認が得られて、これ募集に当たって

は10床症例だとか、そういうのを含めてたしか4名というふうな枠だったと思うのですが、今年度の募集についてはどのような状況だったのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 助産師課程の部分については、今年の4月から助産師課程が始まるということで、4人の選考を3年生になってからするというようなことなのです。最終的には今年度の看護学科の志願者数が全体的に非常に昨年度と比較して多かったという部分につきましては、多分助産師課程に非常に興味を持っている学生さんがいたのかなということも含めて、助産師課程が導入されたということで、志願者増につながったということと考えております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 分かりました。これは、この助産師課程というのは道北ではたしか旭川医大と名寄市立大、2つだと思うので、ぜひこの辺の魅力も情報発信をしていただきたいというふうに思います。

先ほど壇上でもちょっとお話をさせていただいたのですが、旭川市立大学が地域枠を少し拡大をしていったというふうなことで、今名寄市立大学の地域枠、栄養学科4人、看護、社会福祉、社会保育それぞれ5人というふうなことで、トータルで19名になっているのですが、名寄市立大学の地域枠の募集に関する条件と地域枠に関してのメリット、どういうふうな状況になっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私どもの地域枠については、学校選抜の、推薦型の選抜のときに地域枠ということで設定させていただいております。この人数につきましては、平成18年に名寄市立大学が4年制大学に改学したときに設定された人数ということでありまして、基本的には、上川北部地域にある高校を卒業した者ということ

が条件になります。平成18年の当時と比較して上川北部の地域の高校数が非常に減っているということと、全体的に高校が減るということは学生の数も少なくなっているということもありまして、今現状としては地域枠の設定はさせていただいているのですけれども、地域枠の設定を超える志願者が現時的にはいないというような状況になっております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） この地域枠、今御答弁あったように、上川北部地域ということで、たしか名寄市、下川町、美深町、音威子府、士別市、剣淵に要するに所在する高等学校で、学校推薦型選抜というふうなことです。せっきく19名の枠がありながら、私もちょっと調べたのですけれども、非常に高校生が減っているというのは一言では片づけられないような、せっきくこの枠を利用しないという現状、どうも高校生が減っているという形だけでは片づかない、もうちょっと何かこの地域枠の募集に関して新たな施策だとかというのが必要な気がするのですけれども、この辺の考え方について、今後の対応についてお考えがあれば、改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 地域枠の部分で、基本的には地域枠ということで設定させていただいておりますので、地域枠の枠内で募集した上川北部のそういった高校生についてはインセンティブがあるということです。ただ、現実的にいないということについては、基本的にはもう少し私どもも全体的なオープンキャンパス、特にオープンキャンパスなのですけれども、全体的に目配りをして、全国各地からいろいろな、じかにうちの大学のよさに触れてもらおうということで、視点でオープンキャンパスを開いておりますけれども、

もう少し上川北部の学生に対してもうちょっと集中的にまずはオープンキャンパスを受けてくれと。そして、うちの大学のよさとか魅力を感じてもらえるような部分の施策を、ちょっと視点を変えた、そういった取組を今後きちっとやっていきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） これ地域枠ってどこまで増やせるのかもちょっと私もよく理解はしていないのですけれども、せっきくある制度なので、今お話しのように、インセンティブ、この辺をやっぱり今指定されている範囲の中にもう少ししっかりと落とし込んでいただきたいなというふうな要望しておきたいというふうに思います。

当然今オープンキャンパスというふうなお話もございましたけれども、今入学されている学生の進学だとか就職の部分のお話も先ほど御答弁をいただきました。名寄市立大学、ずっと見ているのですけれども、国家試験の合格率、非常に高い数値で合格をされているというふうなこと、これも名寄市立大学に入るとかなりそういうふうな勉強とか、そういうカリキュラムで進められていってというふうなものも非常に大きな魅力の一つなのかなというふうに思っております。そのような中で、今道内と道外、入学者というのは、今年の方まだちょっと、まだ合格だけで、入学はこれからなので、だったと思うので、去年、ここ二、三年でいいのですけれども、道内と道外の割合というのはどんなような状況になっておりますか。人数的、比率でいいです。何%ぐらいの比率でいいです。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私どもの大学のほう、全体で約3割の学生が道外から来ております。そのうち看護学科の学生についてはほぼ道内の学生ですので、栄養と社会福祉と保育の学生が3割、全体で3割ですので、それ以上の、3割ちょっとの割合で道外から来ているというよう

な状況になっております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 道外が3割程度、3割というふうなことで、特によく見ると岩手が非常に多く、どうしてこうなのかというのがちょっとよく分からないのですが、道外の3割のうち青森、岩手、秋田で、岩手が約20人前後ぐらい毎年入られていると。先ほど恐らくオープンキャンパスだとか、その辺のいろんな取組もあると思うので、ぜひこういうところもしっかり大切にしていきたいなというふうに思います。

それとあと、時間がなくなったので、将来構想についてちょっと最後お聞きをしたいというふうに思います。それぞれ教育研修、学生支援というふうなことでの御答弁をいただきました。将来構想の中で学生支援という項目で以前にもちょっとお話をさせていただいたのかなと思うのですが、住環境の整備というところで民間活力による学生寮などの整備、これが継続事業で挙げられておりますけれども、これはどのような経過になっているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 学生寮につきましては、市内の民間の団体、まちづくり団体が学生寮の部分について検討していただいているということのところはお聞きしています。私どものほうの大学といたしましても、それぞれの要素、うちの大学の魅力というのはいろんな要素があると思うのですが、その中でも大学の学生寮も一つのそういった魅力になればいい……一つの志願をしていただけるきっかけになるのかなと思います。御承知のように、うちの大学については約9割以上の学生が一人暮らしをしているということで、地方から来られる学生が多いですので、まずは市外から来られて、名寄で暮らすということを考えますと、学生寮は一つの魅力の部分でありますので、大学といたしましても民間の部分が

行っているものではありますけれども、連携して魅力の部分について協力していきたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） この将来構想ビジョンについては、また細かい内容を改めてお伺いをしたいなというふうに思います。いずれにしても、この名寄市立大学、昨日の代表質問等でもありましたけれども、毎年800人の生徒、大学4年生が入ってきて、また大学1年生、若い人が入ってくるという。常に安定的な市内経済、いろんなところでも貢献をさせていただいております。最北にある名寄市立大学、一層やっぱり魅力を上げていくために私もいろんな機会を通じてまたお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、全体的に出生率が低下をしている、あるいは学生が少なくなっている。それは、全国的なベースで見ても同じだと思います。そこに名寄市立大学になぜこのように道外からも集まってきていただいているのか、あるいはまた道内でもこれだけ高い倍率で生徒、学生が入ってきていただいているのか、やっぱりその魅力をいろんなところに発信をさせていただきたいというふうなお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

物価高騰による市内経済、市民生活に関わって外2件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） それでは、通告順に従って、質問をさせていただきます。

大項目1、物価高騰による市内経済、市民生活に関わって、小項目の1、中小企業、個人事業者への支援について。市内の中小企業、零細個人事業者は長引くコロナ禍に加え、急激な物価高騰が追い打ちをかけ、厳しい経営状況を余儀なくされています。仕入れ原材料の高騰分を簡単に価格に転嫁することも顧客離れを懸念して、値上げをちゅうちょせざるを得ない状況に追い込まれていま

す。事業者の多くは、利益を減らしても値上げを極力抑えて、こらえているのが実情ではないでしょうか。また、本市の基幹産業でもある農業、酪農関係事業者も肥料や飼料をはじめ輸入原材料の価格高騰により厳しい経営を強いられています。これまでの国からの臨時交付金による本市の事業者支援によって辛うじて事業継続を図ってきたものの、出口の見えない原材料の高騰によって長期にわたり大きく影響を受けるものと推察します。市内経済の底辺を支える事業者に対してさらなる支援が必要と思われませんが、市内事業者の実態調査に基づく今後の支援策について現時点での考え方をお伺いします。

小項目2、生活困窮者への自立支援について。コロナ禍に次いで物価高騰の追い打ちを受け、市民生活にも大きな影響が出ています。失職や収入減少などにより自助努力だけでは生活が立ち行かなくなり、生活困窮状況に追い込まれている人も少なくありません。生活困窮者への継続支援が急務と思われませんが、対策について伺います。

また、生活福祉資金特例貸付けや総合支援特例貸付けなどの返済も始まっています。返済が困難な市民へのフォロー体制について伺います。

小項目の3、中高年シングルへの支援について。不安定な雇用形態、賃金格差、負担の大きい衣食住、そして削られる年金、さらに追い打ちをかけるような物価高騰による生活の不安の中で、薄氷を踏むような生活を余儀なくされている生産世代のシングルマザー、シングルファーザー及び中高年シングルの市民が一定数いらっしゃいます。そうした生活の悩みを抱えている市民に対する本市の相談体制と支援策について伺います。

大項目の2、人権尊重と男女共同参画に関わって、小項目1、差別のないまちづくりについて。人は多様であり、一人一人の個性が尊重され、誰もが不当に差別されることなく、自由を制限されることなく生活をする権利を有しています。この考え方は、日本国憲法の基本的人権、そして国際

的人権条約でも規定され、保障されています。本市においても名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の基本目標のI、市民と行政との協働によるまちづくりにおいても人権尊重が記されています。後期基本計画では、併せてSDGsの目標が掲げられ、人権尊重の理念として誰一人取り残されないうための多様性認知と社会包摂がうたわれています。改めて包括的な差別解消へ向けた本市の取組と見解を伺います。

また、人権を尊重し、差別を撤廃することを趣旨とした条例の制定や宣言の発出について考えがあればお知らせください。

小項目2、同性婚の法制化、選択制夫婦別姓に対する本市の考え方について。同性婚の法制化に関して、2月1日の衆議院予算委員会で岸田首相は全ての国民にとっても家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だと答弁されていましたが、同性婚の法制化や選択制夫婦別姓の課題に関わって本市はどのような見解であるかについてお知らせください。

小項目3、LGBT理解増進法案に対する本市の考え方について。日本が議長国を務める主要7か国首脳会議G7サミットが5月に広島で開催されます。G7の中で婚姻の平等を示す法律や性的少数者の人権を守るための差別解消、差別禁止を規定する法律が整備されていない国は、残念ながら日本だけです。国連の人権理事会は、2月3日、日本政府に対して性的少数者に対する差別の解消や同性婚を合法化する旨の勧告を含めた報告書を採択しています。本市におけるLGBT理解増進法に対する現時点での考え方について伺います。

また、昨年（令和4年）の第4回定例会でも質問いたしましたが、こうした情勢の変化を踏まえて、パートナーシップ宣誓制度の導入について改めて現段階での見解を伺います。

小項目4、第3次男女共同参画推進計画でのジェンダー平等の考え方について。この計画は、名寄市男女共同参画条例に基づいて規定されるもの

ですが、男女共同参画社会の実現と推進に関してどのような取組に重点を置いて進めていくのかについて伺います。

大項目の3、JR宗谷本線活性化推進協議会の取組に関わって、小項目1、宗谷本線名寄以北の並行バスの実証事業について。宗谷本線活性化推進協議会は、宗谷本線名寄から稚内間の普通列車相当の時間帯に並行する国道などにバスを走らせる実証事業を行うとの報道がありました。宗谷本線の将来像を含め実証事業の具体策と実証事業が宗谷本線の活性化や維持存続に資する布石となるのかどうなのか、現時点での考え方をお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 富岡議員から大項目で3点御質問いただきました。大項目1、小項目1は私から、小項目2は健康福祉部長から、小項目3はこども・高齢者支援室長から、大項目2は市民部長から、大項目3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、物価高騰による市内経済、市民生活に関わって、小項目1、中小企業、個人事業者への支援について申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、国は大型連休明けの5月8日から感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを決定しました。順次イベントの規制やマスク着用のルールなどが見直されており、社会生活、経済活動の正常化に向けて大きな転機になると期待しているところでございます。一方で、様々な国際情勢や円安などによる原油価格、物価高騰は事業者の経営を大きく圧迫するものであり、出口が見通せない経済状況は続いています。本市では、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、原材料費高騰など厳しい経済状況が続くとして、地方創生臨時交付金を活用し

て売上げや利益が減少した事業者の名寄市地域経済再生応援金を給付し、事業の継続及び地域経済の再生を図ったところです。その後は、限られた財源の中で市民や事業者のためにより効果的な対策として広く市民、市内事業者の水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免しているほか、厳冬の生活を支えるために市内全世帯に1万円分の燃料購入券を配布したところであり、引き続き国道の施策を注視するとともに、名寄商工会議所が四半期ごとに実施している景気景況調査の結果を参考にしながら、産官金連携なよろ経済サポートネットワークを通じて名寄商工会議所、風連商工会や市内各金融機関と連携し、適宜必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは小項目2、生活困窮者への自立支援について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に端を発した休業や失業等に対応するために令和2年3月から貸付開始となった生活福祉資金特例貸付けや総合支援特例貸付けが一部本年1月より償還開始となりました。償還の事務等を取り扱っております名寄市社会福祉協議会によりますと、名寄市内での貸付実績は90人、177件となっており、うち129件が令和4年3月末までに申請された緊急小口資金及び総合支援資金初回貸付分として令和5年1月より償還開始の対象となっております。コロナ禍や物価高騰の影響により国民の生活は依然として厳しさを増す中、昨年10月に国から緊急小口資金等の特例貸付けの借受人へのフォローアップ支援についての事務連絡がありました。主な内容といたしましては、償還免除の対象者に対し免除申請を行った後のフォローアップとして、家計改善相談事業などを通じて以降の生活再建に必要な支援を行うことや償還免除対象者のうち免除手続を失念している方に対する注意喚起、また

償還免除に至らないものの、償還が困難な方に対しての償還猶予や少額返納の案内で既に北海道や名寄市の社会福祉協議会から借受け者に通知されていると伺っております。これらの取組に対する相談は、名寄市が生活困窮者自立相談支援事業を委託しております名寄市社会福祉協議会生活相談支援センターが窓口となり、個別の生活相談に対応しているところであり、2月末現在で31件が償還免除になっていると把握しております。今後も生活相談支援センターをはじめとした各相談機関と連携を図り、個々の状況に寄り添った対応に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 私からは小項目3、中高年シングルへの支援についてお答えをいたします。

昨年末より続く原油価格やエネルギー、資材、食料品などの物価高騰は今年に入っても続いており、民間データバンクが実施した価格動向調査におきまして今年の4月までに値上げされる品目は1万5,000品目を突破する見込みと推測をしており、市民生活はもとより、様々な事業活動において影響が出ているところです。国では、物価高克服経済再生実現のための総合経済対策として、本年1月より毎月の電気料金などの請求額から直接値引きを行う電気・ガス価格激変緩和対策事業や妊婦、子育て家庭への伴走型の支援と経済的支援の一体的実施を目的とした出産・子育て応援交付金など、物価上昇の影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への負担軽減を目的とした対策を進めているところです。本市におきましては、昨年10月より原油価格や物価高騰の影響を受ける低所得者世帯に対し生活費の一部を支援する暖房費用緊急支援事業や全世帯を対象に灯油やガソリン、プロパンガス料金に使える冬的生活応援燃料券事業を実施してきたところです。物価高に関す

る相談窓口は特別に設置してはおりませんが、生活に関する相談場所として消費生活センターが実施する市民相談や社会福祉協議会が設置する生活相談支援センターのほか、無料法律相談などがあります。相談内容に応じて行政の各種窓口と連携をし、必要な支援につなげられる体制を確保しているところです。今後も必要とする人に必要な支援がつなげられる相談窓口の体制維持に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは大項目2、人権尊重と男女共同参画に関わって、最初に小項目1、差別のないまちづくりについてお答えいたします。

日本国憲法が国民に保障する基本的人権や法の下での平等などをはじめ、人権は人間の生存にとって欠くことのできない権利であり、あらゆる差別は許されないものであると考えております。また、SDGsが記載されております2015年9月の国連サミットで採択されました持続可能な開発のための2030アジェンダ前文では、誰一人取り残さないことが誓われています。本市においては、教育や福祉をはじめあらゆる分野において人権や公平性を基礎とした施策を展開するとともに、相談体制の構築や人権に関する広報活動を展開しているところであり、現時点では人権や差別に関する条例の制定や宣言発出の予定はありませんが、今後においても差別のないまちづくりに努めてまいります。

次に、小項目2、同性婚の法制化、選択制夫婦別姓に対する本市の考え方についてお答えいたします。配偶者同士が法的に同姓か別姓が選べる選択的夫婦別姓や同性カップルの結婚が法的に可能になる同性婚の実現に向けた活動が活発になってきていることや実現を求める声も大きくなっていることは、様々な媒体を通じて認識をしているところでございます。本市としましては、現在同性

婚の法制化や選択制夫婦別姓の課題について国の動きを注視しているところであり、現時点において賛成や反対という視点で発言する考えは持ち合わせておりません。

続きまして、小項目3、LGBT理解増進法案に対する本市の考え方についてお答えいたします。同性婚の法制化や選択制夫婦別姓と同様にLGBT理解増進法についても本市では国の動きを注視しているところであり、現時点において賛成や反対という視点で発言する考えは持ち合わせておりません。性の多様性に関する市の取組としましては、昨年の第4回定例会でお答えしましたとおり、性的マイノリティーに関する正しい認識や理解を広げることや関連した悩みを持つ方の相談窓口を周知することを目的に周知ポスターを市公共施設や小学校から大学までの学校施設への掲示や市ホームページに相談窓口の掲載、加えて市広報へ性的マイノリティー等の記事掲載を行っているところです。パートナーシップ宣誓制度については、制度を設ける考えには至っておりませんが、道内都市の一部で導入、または導入に向けた準備を行っていることから、先進地の事例について調査を図りたいと考えております。

次に、小項目4、第3次男女共同参画推進計画でのジェンダー平等の考え方についてお答えいたします。第3次男女共同参画推進計画は、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、あらゆる分野における男女共同参画社会の推進、安全で安心して暮らせる環境づくりの3つの基本目標で構成しております。この3つの基本目標に対して8つの主要施策、さらに主要施策に係る16の基本事業を掲載し、これに基づき男女共同参画の推進を図ってまいります。特に基本計画で数値目標に掲げた社会全体における男女平等感、行政委員会、審議会等における女性委員の割合及び女性委員長の比率、女性のためのがん検診受診率、それぞれが目標値に到達できるよう、広報啓発活動の充実や、各方面への呼びかけを重点として取組

を進めてまいります。また、性的指向と性自認を含めた人権という視点についても今回新たに本文の中にうたわれており、今後関係部署や法務局など関係機関と連携をして取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目3、宗谷本線活性化推進協議会の取組に関わって、小項目1、宗谷本線名寄以北の並行バス実証実験についてお答えいたします。

宗谷本線活性化推進協議会は、沿線と周辺26市町村などで構成されておまして、利用者の利便性向上や沿線地域の振興に寄与することを目的として様々な事業を実施しております。御質問いただきました実証事業の背景といたしまして、昨年7月に地方鉄道の在り方を議論する国交省有識者会議から輸送密度が1,000人未満などの線区を対象に鉄道の利用促進策やほかの交通手段への転換などを検討することが提言されました。また、2018年に国土交通省からJR北海道に出された監督命令では、事業者と地域が一体となって利用促進などに取り組み、事業の抜本的な改善方策を2023年度までに総括的な検証を行うこととされております。国は、持続性と利便性の高い地域公共交通の再構築を促進していくため実証事業を実施し、実効性を検証するための支援メニューを創設いたしました。宗谷本線活性化推進協議会としては、持続的な鉄道網の確立に向けて鉄道の優位性を発揮できる仕組みや2次交通も含めた交通体系の検討をするために名寄稚内間において利用客の少ない普通列車に併せてバスなどを運行させることにより、地域住民の満足度や利便性向上の検証をする方向性を確認いたしました。また、医療事情の厳しい道北地域において、医療との連携やサイクルツーリズムなど観光資源を生かすために宗谷本線を有効活用する取組も併せて確認しております。今回の確認は、防衛や物流の面で重要な線区である宗谷本線を残していくために

J R北海道とバスやタクシーを含めた地域の公共交通が共存し、宗谷本線沿線が持続可能な交通体系を目指すため大きな方向性を確認したものであります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

市内経済等々に関わっての部分でございますけれども、地域の経済再生のために様々な取組をされているということは国の交付金等々もありますけれども、福祉灯油をはじめ水道料金の減免、あるいは全世帯への燃料購入券ですとか非課税世帯への給付金などなど、そのほかにも様々なこれまでいろいろな支援事業をやってこられて、市民生活、あるいは市内の中小企業等々を支えていただいたものというところは評価をさせていただきたいというふうに思うところです。市内の企業が、今後名寄市内の経済の底辺を支えていく事業者たちが今後も事業継続をしていきながら、さらに現状維持だけではなく、発展をしていくためにも労働力の確保ですとか、あるいは事業が今後継続的につかさどっていけるためのスキルアップ等というのも大事になってくるのかなと思うところなのですが、そこら辺に関しての支援に関してどんなお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 様々な支援の中で、今後市内の事業者が事業継続をしていくためのスキルアップということの御質問だったと思います。中小企業振興条例の支援メニューを今年度から新たにリニューアルをして、スタートさせていただいています。その中で人材育成の部分で名寄で人づくり事業というもの、これ昨年度までの3つの事業を統合して、より使いやすくさせていただいたものであります。こういったものを企業

に使っていただきまして、人材の育成に充てていただければと考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） その辺の中で様々な中小企業振興条例等々を駆使しながら市内経済の安定性をつかさどっていくというような状況になっていこうかと思われるのですけれども、労働力の確保に関しては例えば名寄市内の高校を卒業された方、あるいは市立大学を卒業された方々に対してどのような働きかけをされていくのか、この辺についてちょっとお伺いをしたいのですけれども。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市内の卒業した高校生の市内事業所への就職ですとか、そういったことにつきまして、私どもの市、それから上川教育局、あるいはハローワークと共にまず3者で名寄の経済団体に高校生の就職ですとか、そういったことについての要請もさせていただいています。それから、市内の大学生につきましては、大学のほうでの助成もあるものでありますので、そういったところで名寄の大学の卒業生が市内に定着する取組は今でもしているところであります。そのほか、これは市内の高校生の定着ということにとどまりませんけれども、特に建設業の皆様が名寄市内の高校の、今後統合されていきますけれども、産業高校の統合されていくことに伴う特定の技術の学科がなくなるということについて危機感を持っておられるというところでは、建設業の皆様とも意見交換をしながら、そういった子供たちが名寄の企業に関心を持ち、定着をしていただくような取組というか、意見交換をしながら、そういった方向に進んでいけるように我々も連携をしながら協力させていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 受皿づくりをきちんと整えながら市内の事業者、あるいは商工会議所、そして高校、大学等々と連携しながら、労働力の

確保というものに努めていかななくてはならないのかなというふうに思っております。フォローアップ体制について今後とも連携を図りながら、名寄の中小企業、中小事業者たちが倒れていかないような施策を講じていただければありがたいなというふうに思うところです。

そして、昨日の代表質問の中でも議論になりましたけれども、本市の基幹産業、農業、酪農、畜産業が非常に苦境に立たされているというような状況にあるわけですけれども、とりわけ小規模農家、あるいは家庭農業されている方の原材料確保への支援、また今後の離農を防ぎながら市民が生きていくための源となっていく食と農をどのように本市として守っていくのかについて、この辺はちょっと経済部長のほうからお話伺えたらと思います。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今資材高騰に苦しむ農業者に対しての考え方というお問合せかと思っております。農業者、これは耕種農家も畜産業も含めてというふうになります。昨年の第4回の定例会におきまして化学肥料・配合飼料購入支援給付金事業、予算を確保させていただきまして、それぞれ農業者に対しての支援に取組をさせていただきました。今年の2月にそれぞれ申請いただきました農業者に対して支援の給付金を交付をさせていただいております。また、国や北海道におきましても様々な資材高騰、配合飼料の高騰対策ということで取組がされているところであります。一定程度そういった取組、支援によって農業者の持続的な経営に資する支援が取り組まれているものというふうに考えております。ただ、配合飼料等については依然なかなか高騰から値下がりするというふうなフェーズに入っていないといったこと、肥料につきましても今後どのような価格の動向になるかというのは不透明なところが依然ございますので、これにつきましてはJ Aとも連絡、協議を取りながら、市内の農業者の経営の状況、そう

いったものを把握しながら引き続き必要な対応について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 分かりました。農業振興計画等々もここからまた新たに進められていくというような状況だと思いますし、またなかなか飼料、肥料、輸入に頼っているという状況の中で自賄いができないというような部分が結構ネックになってきているのかなというふうにも思いますので、J A、あるいは個別の農家さん、あるいは法人農家さん等々と話をしながら、ぜひともその辺今後とも支援体制を強化していくような方向で取組を進めていただきたいなというふうに申し上げておきたいと思っております。

生活困窮者のほうなのですが、昨年の出生数が80万人を割り込んだという状況があります。そしてまた、国民の所得に占める税金や社会保険料の負担割合、こちらが財務省からの提示によりますと今年度は47.5%に負担率が上がるというような見込みの発表がありました。そして、この負担増というのは低所得者にとってみれば死活問題に直結する部分なのかなというふうにも考えるところなのですが、貯蓄どころか日々の生活にあえぐ市民も少なくないという状況において、30代から40代、生産世代の子育て年代において減収傾向が強く、色濃く出ているという状況というのは非常に懸念すべき状況なのかなというふうにも思っておりますし、また高齢者世帯においては介護保険、あるいは国保の改定、見直し、そして年金の減額等々によって苦しい状況というのが引き続き続いているという状況であります。自助努力や自己責任においてやれる範疇をもう既に超えてきてしまっているのかなというふうに思うのですが、改めて生活困窮者を含めて市民生活の経済的なセーフティーネットをどのように担保していくというようなお考えであるかについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま富岡議員からは様々な経済状況、社会情勢が厳しい中においてどのような対応を市として行っていくのかというお尋ねだったかというふうに思います。今月初め、先月末でしたか、いわゆるZ世代といいますか、今の若い方々がお子さんをもうけたくない理由というところの部分で、自分たちのことを振り返った内容のアンケートの総数が数が多くなかったようでございますので、それが全てかどうかというのはちょっと何とも言えない部分がございますけれども、自分たち振り返って、お子さんをもうけたくないという理由がそういった自分たちの奨学金だとか様々な経済状況だとかによって影響しているというような報道がなされているのを私も拝見させていただきました。コロナ禍だとか経済状況だとかで情勢がかなり厳しくなっておりますけれども、先ほども答弁で申し上げさせていただきましたが、本市では市をはじめ社会福祉協議会のほうで生活相談支援センター、様々な相談機関を設けさせていただいているところでございます。そういった中で、いろんな支援や制度につながっていらっしゃる方々もきっとたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、相談支援に携わる市の職員も含めた相談者の方々にはそういったアンテナを高く張っていただきまして、そういった方がしかるべき支援につながるような対応を今後も取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 社会福祉協議会等々との連携等々というのはすごく大事になってくると思いますし、やはり相談窓口までたどり着けていない市民の方というのが一定数いらっしゃるのかなというふうにも思っておりますので、ぜひともワンストップできちんと対応のできるような窓口体制を整えていただきたいというふうに思

っております。今部長からZ世代のお話出ましたけれども、生産世代のシングルの方々というのは、いわゆる今30代から50前後の方々というのは、ロスジェネ世代と言われている世代、就職氷河期を経験されてきた方々なのだろうなというふうに思っております。レールに乗れた方はそこそこいいとしても、レールに乗れなかった、非正規雇用でずっと暮らしてこられているの方々というのはなかなかその辺格差が大きく広がってきているという実態があるのかなというふうに思っているところです。労働者の派遣法の改正によって働き方の改革ですとか、あるいは同一賃金同一労働、待遇改善などが盛り込まれてきているところでありますけれども、現実的な問題としてなかなか低収入だったり、生活困窮という生活を余儀なくされている方も多くないようなのが現状だというふうに思っております。厚生労働省、生活困窮者自立支援の在り方に関する論点整理についてというのが昨年の4月26日に公表されてきているわけですが、支援に関しては従来法の伴走型の支援の実践というのが難しくなってきていると。法の理念が揺らいできているのではないかという観点から9つの論点がまとめられて、提示をされているところです。社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会で議論をして、令和5年度の法改正を視野に入れて議論を、検討を重ねているという状況でございます。本市も、先ほどから御答弁にありましてとおり、生活困窮者自立支援事業、様々な角度から進めていることは承知している部分ですが、論点整理が示された9つの項目について本市はどのように事業に反映させていくのかについてお伺いをしたいなというふうに思うところです。

それと、その論点整理の中では自立支援の制度と生活保護の制度が重なり合う支援というふうに掲げられておりますけれども、生活保護支援の部分で一番ネックになっているのが恐らく現在の扶養照会の在り方だというふうに考えているのです

けれども、その辺について扶養照会について見直しを含めた考え方についてあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま富岡議員から生活困窮者の自立支援制度、生活保護に絡みながらの話をいただきました。先ほどのコロナ禍の特例貸付けの中でも当然いろんな連絡を取らせていただいて、相談に乗らせていただいている中で、先ほど申し上げましたように、償還免除になられた方もいらっしゃいますし、中には償還免除にならないで、生活困窮者自立支援事業の中でその支援を支援に入れて生活改善の相談をさせていただいている方もいらっしゃいます。また、一方では生活保護の受給を決定して、生活保護の支給を受けていらっしゃるという方もいらっしゃるというふうに伺っております。包括的な相談支援であります自立相談支援事業につきましては、福祉事務所を持ちます主に支部で行っているというふうに承知しておりますので、本市においても社会福祉協議会をお願いをして、一部事業を行っていただいているというところもございますので、今後も社会福祉協議会と連携しながら、主に担当は社会福祉課になりますけれども、状況をつまびらかに把握しながら今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどの申請の際のミーンズ調査というか、資力調査の部分でしょうか、ミーンズテストの部分だったというふうに思いますけれども、生活保護につきましては国で実施しておりますナショナルミニマムの制度でございますので、今後も国、道との通知の中で対応を柔軟的にできるというものが出来まいましたら、アンテナを高く張らせていただきまして、照会を行う中で保護の要否判定については適切に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 承知をいたしました。いずれにしても、憲法25条で規定されている健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するということは、全ての市民にも関わることだというふうに思っております。できるだけ相談窓口を広く、そしてアンテナを高く張りながら、これからデジタルトランスフォーメーションも進んでいきますので、オンラインを含めた相談体制等を整えていただくことをお願いをしたいというふうに思います。

大項目2に移らせていただきます。現在日本において差別を禁止する法律というのは男女雇用機会均等法、あるいは障害者基本法、アイヌ施策基本法、障害者差別解消法などがあるわけですが、これら基本的人権に基づく包括的な差別を禁止する法律というのが日本にはないような状況であります。総合計画の中の人権尊重の項目をさらにブラッシュアップをさせていながら、本市のダイバーシティ・アンド・インクルージョンに力を入れていくということは市内外に含めて差別解消、人権尊重に関わる取組を一生懸命やっているのだよということをお知らせすることにもなろうかと思うのですけれども、いま一度差別に関する部分の条例、あるいは宣言等々の発出について考えを深めていただきたいと思うのですけれども、いかがお考えかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほども答弁させていただきました条例の関係、それから宣言、いわゆる人権擁護、市でいいますと都市宣言的部分についての考え方ということでございます。道内でもそういった都市宣言ですとか、それから新型コロナに関して、それも含めた人権を擁護する条例だとか、そういった条例を策定している自治体もございます。人権の部分、この部分の取組の中でこういったことを広く市民に伝えていくということ、いろんな形、いろんな事業に取り組んだり

だとか講演会、セミナーをやったりだとか様々な取組の中で啓発を図っていきたくと思いますけれども、そういった中でこういった条例だったり、それから宣言であったり、そこの部分についても取組の中で先行事例、そういった部分も参考にさせていただきながらこの取組を進めていきたくというふうに考えております。現在のところまだ発出なり条例という部分については検討しておりませんが、今後の中でまた改めて学んでいきたくというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひとも前向きに進めていっていただきたいと思うのですが、先進的な自治体ですと川崎市ですとか明石市、あるいは国立市、そして新発田市あたりが人権を尊重して、多様性を認め合う差別のないまちづくりの条例というのを制定されているというようなこともありますので、ぜひともその辺も含めて検討していただきたいというふうに思うところです。

同性婚や選択制夫婦別姓の部分についてなのですが、同性婚については憲法24条は同性婚を認めていないという誤解が割と多く広まっているところなのですが、2021年の衆議院の予算委員会での回答でしたか、衆議院の法制局はむしろ憲法が同性婚の法制化を要請しているという考え方について十分成り立ち得るという答弁がされているということが報道でされております。まさに憲法13条の自己決定権、そして14条の法の下での平等というものを根拠にされているものだというふうに思うわけなのですが、世論調査の中でも同性婚は賛成多数で、FNNとか産経新聞の世論調査では71%が賛成という回答を示しているという状況であります。ですので、同性婚について、あるいはパートナーシップ制度の導入に反対したり、ちゅうちょをするということに関してはもう合理的な理由が認められないというふ

うに考えるところです。そして、本市との親交の深い台湾におかれましては、同性婚の法制化がなされてから、2019年からなのですけれども、2023年、先月2月の末までの間で同性間の結婚数が合計で1万135組を数えているという状況です。パートナーシップ宣誓制度については、正しい認識を持ってもらうという啓発活動というのも大事なのですが、それをもう待っているような状況ではないというふうに私は考えております。北海道でも札幌市、函館、北見、江別、帯広に続いて苫小牧、岩見沢が導入しています。旭川市、小樽市、滝川市も来年導入に向けて予算づけをされて、網走市も前向きに検討を進めているという状況であります。国の動向ですとか道の動向、あるいは横にらみをしている必要はもうないのではないかとこのように思っておりますけれども、進められていられない状況についての明確な理由があればお知らせをいただきたいと思うのですが、やれない理由を。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 昨年の4定でも御質問いただきまして、お答えさせていただきました。やれないという部分での大きな障害というのはないかなと思っておりますけれども、導入することによってのいろんなメリット、全てメリットということであれば導入も必要なかなというふうに考えますけれども、実際に取り組んでいる、宣誓を行っている自治体の中でもマイナスの面ももしかするとあるかもしれないということで、そこについてもそれぞれ先行しているところから情報を得たりだとかというところで、今そういう段階になっております。実際に取り組まないというふうに思っておりますけれども、今後そういった状況見ながら、また担当課の中でも学習しながら前向きに進めていきたくというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひ一緒に考えていきたい、進めていきたいことなので、また今後ともいろいろとよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

1月21日に開催された男女共同参画セミナーの講演の中で、私はちょっと参加できなかったのですが、配付された資料の中に非常に興味深い項目を1つ見つけまして、先ほど馬場部長からもありましたけれども、いわゆるZ世代と言われる20代を中心とした若い人たちの価値観の変化を示す意識調査の中で、関心のある社会的課題のトップテンの中にほかの世代では見られないジェンダー平等が第6位、そして性的少数者差別という課題に関してが第7位にランクインをされています。こういった形で恐らく社会ニーズというのは私たちのような中高年世代の価値観とは明らかに変わっていく方向に動いているのだらうなというふうに思うところです。その辺も含めて、今後男女共同参画を深めていく上でも、苫小牧市が市長とのジェンダーミーティングというのを市内の大型ショッピングモールで開催されているのです。これなかなかすごくいい取組だなと思って、私もちょっと注目をしているのですが、時代が求めているニーズに応じていく上でもそういった形でスピーカーゲストをお招きしながら市長が町なかに出ていく中で、ジェンダー平等というものを考えていこうという仕組みというのをどっかこっかずつくっていくというのは非常に有意義なことかなというふうに考えるのですが、その辺市長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ジェンダー平等に関して様々な機会を設けて市民の理解を深めていくということは大変重要なことだというふうに思いますし、今後ともそうしたこと、いろんな事例も参考にしながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 市長にはこの第4期目の中でぜひともジェンダーに関する部分も大きく前進をさせていっていただきたいなと思います。

JRの宗谷本線の実証事業についてになりますけれども、衆議院の国土交通委員会の中では地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正について専門家を呼んでの参考質疑というのが17日の金曜日に開催されるということを伺っております。北海道も令和4年度の補正予算の中でJR単独維持困難8線区への支援事業としてこのような、先ほど来お話しただいております実証事業等の支援に関わる予算として3,425万円を計上しているというのを伺っているところですが、1つの協議会の実証事業の支援策の上限額というのが2,000万円というふうになっているようですが、今回提案のこの実証事業に係る費用をどの程度見込んでいらっしゃるのか、具体的な話まだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、分かる範囲でお知らせいただければ。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今回報道のほうでいろいろバス転換の実証事業ということで出ておりますけれども、これはあくまでも考えの方向性を確認したというだけであって、実際に足回りを担っていただくバス事業者、本当にドライバー不足の中でこのような環境を用意できるのか、そんなところもこれから詰めなければならないといったことで、金額的なものはまだ全く想定しておりません。それから、北海道の補正予算のお話出ましたけれども、国がこの実証事業を支援するためのメニューというのが実はまだ要綱が出来上がっていません。なので、国の支援策がまだはっきりと見えない中で、我々は急に出ても間に合うようにまず議論だけはさせていただいたという段階ですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 承知をいたしました。バスドライバーの不足というのはこれかなり深刻な状況であるのかなというふうにも思っているのですが、大型2種免許の保有者、北海道内でも9万6,000人余りしかいないという状況で、現役のバスドライバーの年齢構成が60代以上が64%、50代が23.5%、40代以下というのが13%未満しかないという状況で、少子高齢化が進んで、出生数も減ってきている状況の中で今後それが増えるというような要素というのはなかなか見られないという状況ではあるかと思うのですが、だから2次交通を含めての新たな交通網の再編というのは議論をしていくのは非常に大事な部分でありますけれども、一方でそうしたドライバー不足の問題というのが顕著に出てきている状況であります。都市部においても路線の再編ですとか、あるいは減便、そういうようなこともされているという状況で、深刻な状況になっているのかなというふうに思っております。地域の公共交通のインフラの再構築ということになりますと、やはりこれまでも議論されてきたように、シームレスな交通網体系を構築していくというのは非常に大事な部分になるのかなと思うのですが、鉄道でやっぱり通院、通学などの地域需要が今後も増大していくということは恐らく見込めないというのは、私もそこは承知している部分であります。ただ、その中でやはり同時に今の交通弱者の足を支えているドライバーたちの高齢化ですとかドライバー不足ということを含めて考えますと、なかなかその辺もうまいこといかない部分が出てくるのかなと思います。その辺も含めて今後地域の公共交通、あるいは外から来る方の足を確保していくためにどのような考え方を今お持ちになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今富岡議員のほうからは非常に道北地域というか、広域的な公共

交通の整理の仕方という大きな視点での御質問いただいたのかなというふうには受け止めました。まず、鉄道に関しては、富岡議員は十分御承知だと思いますけれども、今回も千歳空港に向かう快速エアポート、あのエアポートですらあれだけ人を乗せても赤字が出ると。そういうのが、実際蓋開けてみると鉄道というのはそういうものだということで、我々がどんなに利用促進をしたとしても、この地域を黒字にするというのはまずなかなか現実的に難しい状況となった中で、今回の方向性の確認をさせていただいた中では、普通列車というのは実際に片手いないぐらいの方しか乗っておられない。そんなときに、であればしっかり足を残すためにはバスをしっかり走らせて、乗っていただいたらどうだと。ただ、そこに取り組む前提として、我々は宗谷本線は絶対残るから、こういうことやる。残すためにどうしていくのだといったところが一番大事な根幹のところ、これはお伝えしなければならないところだと思っております。その強い思いを持ちながら我々もできることをしっかり考えていくといったことでの今回の方向性をということで、まだまだちょっと全体的な確認作業、やっぱり協議会としての確認作業も経なければならないと思っておりますので、一定程度の方向性というか、考え方の確認はしましたけれども、もう少し丁寧な議論をしていきたいなというふうに今のところ考えております。

それから、バスのお話も出ましたけれども、これは実際に運転手不足、圏域的にも当然顕在化してきます。その中で実際にバス路線を落としていくとそれなりに重複して、それぞれの自治体が抱えている路線が重複しているところもあつたりするものですから、そういったところは広域的な見地から北海道にしっかりとリーダーシップを取っていただきながら広域の2次交通、バス路線についても一からやっぱり考えていかなければならないのではないかと、効率化を図らなければならぬのではないかと考えていますし、まずはその中

の幹線の位置づけとして我々はしっかり宗谷本線、特急を走らせながら、その鉄道が幹線としてしっかり2次交通、そして地域をしっかり結んでいくという大きな視点で公共交通を捉えながら今後議論を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 分かりました。地域外からの需要というのも高めていくということもすぐく大事になってくると思います。それにはやはり普通列車による観光列車の構築とか、そういったことも含めて考えていく必要があるのかなというふうにも考えております。その辺も含めて今後ぜひとも一緒にまた知恵を絞りながら可能性を探っていただきたいなというふうにお願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

風連地域の課題についてを、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） 議長より御指名でございますので、通告に従い、順次質問を行います。

大項目1、風連地域の課題について、小項目4点にわたりお伺いをいたします。総務省統計局の発表によりますと、2010年から日本の総人口が減少を始め、今では全国的にも人口減少問題が取り沙汰されております。当然名寄市においてもその状況は顕著であり、先日の議員協議会の折に御説明をいただきましたまち・ひと・しごと創生人口ビジョンの改定においても改めて厳しい状況が突きつけられていると感じているところであります。しかしながら、徳田地区においては大型シ

ョッピングセンターの出店を契機に新しい住宅開発が進み、今や人口的にも経済的にも集中している一方、風連地域をはじめ郊外の農村部では人口減少が進んでいることから、名寄市内だけを見ても発展の偏りが見られていると判断せざるを得ません。もともと人数的に分母の小さいコミュニティとしては存続の危機に瀕する課題でもあることから、小項目の1、地域的な人口減少の分析と対策についてお伺いをいたします。風連地区における近年の出生数と小中学校への入学者数における想定、検討されている事項がございましたら、お知らせください。

続いて、小項目2、地域公共交通の課題と検証についてお伺いをいたします。令和4年3月12日、東風連駅が名称を変えて転移し、名寄高校駅としてリニューアルされました。名寄高校に通う生徒のニーズに沿った行政としても高校支援策の目玉であり、最高の支援策であったかと高く評価をしております。オープン1年を迎え、利用状況や施策としての評価、課題等、現状把握している事象についてお知らせください。

小項目3、アフターコロナを見据えた地域コミュニティ活性化に向けてお伺いをいたします。本市においても日に日に小康状態となってきました新型コロナウイルス感染症であります。感染症としての分類の変更やマスク着用の是非について議論があることから、ウイルスとともに乗り越える段階、アフターコロナの段階が近くなってきたと感じておりますし、それに伴い各地区でのイベントが復活の兆しを見せております。今年がその初年度となると予測をしております。つきましては、風連地区の3大祭りから地域の運動会まで、風連庁舎で保管されているテントを広く活用しながら執り行っておりますが、そのテント等、経年劣化も非常に顕著となっております。維持管理について現状をお聞かせください。

また、テント以外のテーブル、あるいはパイプ椅子等もイベントの遂行には必要不可欠でありま

す。現在は行政としての管理ではないと聞いておりますが、イベント用資材として一括管理を行うことが望ましく、行政としても積極的な支援が必要ではないかと感じておりますが、お考えをお聞かせください。

小項目4、塵芥収集に係る課題についてお伺いいたします。現在の風連地域では各町内会単位で複数のごみステーションを設置し、管理運営しているところではありますが、町内会によっては人数にも偏りがあることや外部からルールを無視した持込みが散見されるなど維持管理の運営も負担も公平とは言いづらい現状にあります。また、分別におけるモラルの向上につながることで適切な分別の推進と埋立てごみの低減へ寄与することも考えられることから、風連地域においてもごみ収集を各個人宅の戸別収集に切り替えるべきであると感じておりますが、行政としてのお考えをお知らせください。

以上、小項目4点にわたり風連地域の課題ということで述べさせていただきました。全てに関連いたしますのが人口減少による地域コミュニティの衰退を発端とした負の循環にすぎないと考えております。抜本的な対策としては人口の減少を食い止め、なおかつ増加に転じるよう誘導することが必要であると考えており、それを行えるのは加藤市長をはじめとした行政の皆さんのほかにありません。風連という一地域の課題であると軽んじるのではなく、名寄市全体に関わる重要な課題であると認識をいただいた上で、前向きなやり取りができますよう期待を申し上げて、壇上からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今村議員から大項目で1点御質問いただきました。小項目1と2を私から、小項目3は総務部長から、小項目4は市民部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、風連地区の課題について、小

項目1、地域的な人口減少の分析と対策についてお答えいたします。本市の出生数は直近10年平均で約210人、直近5年平均190人と減少傾向にあります。一方、風連地区における出生数は直近10年平均及び直近5年平均ともに15人であり、一定程度維持されている状況です。小中学校の入学者についてですが、直近5年の風連中央小学校入学者数は平均18人であり、今後5年間の入学者数は平均14人と想定しております。また、直近5年の風連中学校入学者数は平均23人であり、今後5年間の入学者数は平均18人と想定しております。風連地区の出生数は一定程度維持されているとともに、名寄地区と比較するとこれまでも小中学校入学時の転入、転出が少ない傾向にあり、風連地区の小中学校入学者は一定程度維持されるものと想定しております。しかしながら、将来的には風連地区の人口減少が進むことにより小中学校の入学者数も減少傾向に向かうことが想定されます。現状風連の小中学校においては入学者数の減少を想定した学校運営の在り方について検討はしておりませんが、児童生徒数が減少した場合一般的には複式学級の導入を考える必要が生じてまいります。複式学級は、例えばメリットとして教職員の共通理解が図りやすく、協力的な指導体制を組織することができる、教員と児童生徒の関係が密接で、相互の信頼関係を形成しやすい、個々の児童生徒の到達状況に合わせた学習指導、生徒指導が行いやすい、少人数で誰もが児童会、生徒会やクラスの役員になり、活躍の場があるなどがある一方で、デメリットとして体育でのサッカーなどのゲームなど人数の多い集団での学習活動が難しい、少人数のため話合いの機会が持てない場合や話合いができたとしても深まりが見られない場合がある、人間関係が固定化されやすいなどがあります。そのため、こうしたデメリットを解消するため現在小規模校が市内の小学校と授業の交流を実施したり、小規模校同士の合同授業や体験活動などを実施したりしているところ

です。小中学校の入学者数の減少は大変大きな課題ですが、学校規模にかかわらず児童生徒を真ん中に置き、児童生徒の一人一人のよりよい成長に向けた教育の推進やそのための環境整備に取り組んでいくことが大切であると考えております。

次に、小項目2、地域公共交通の課題と検証についてお答えいたします。名寄高校駅の移転は、東風連駅から名寄高校まで1.5キロの距離があり、冬期間の地吹雪など通学の安全性の面で課題があることや令和5年度の名寄高校と名寄産業高校の統合後の新設校の魅力向上に資することから、請願駅として設置されました。利用状況については、昨年の調査では朝の通学時間帯である7時台に生徒を中心に約30人が利用していました。駅の移転に当たり時刻改正により全ての快速、普通列車が停車することとなりました。JRを利用する通学生から駅が近くなったことで部活動を30分長く取り組めるなど喜びの声をいただいております。また、町内会と高校生が協働して花壇整備などを行うなど、名寄高校駅を起点とした地域のつながりと活性化が図られています。名寄高校は昨年創立100周年を迎え、今年は新たな高校が誕生することから、生徒が駅に対してマイステーション意識を持ち、充実した高校生活と地域に活力をもたらす活動に期待するとともに、行政も地域、学校と一体となって取り組めればと考えているところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは小項目3、アフターコロナを見据えた地域コミュニティ活性化に向けてについてお答えします。

各種イベントの運営にはテントをはじめとして様々な備品が必要になりますが、基本的には各種イベントを実施する実行委員会や協議会などの団体が準備すべきものと考えております。しかし、実際には市がテントや机、椅子などの備品を所有

し、主催の実行委員会などに市が参画するイベントをはじめ市内の様々なイベントにおいて活用いただいております。御質問のあった風連庁舎のテントにつきましては、旧風連町が所有していたものを引き継いで、地域住民課で兼務している風連地区地域振興担当が管理しているもので、現在16張り保管しておりますが、いずれも購入してから数十年が経過し、老朽化が進んでおります。当該テントの利用状況につきましては、過去には町内会を含む様々なイベントで利用されておりましたが、ここ数年はコロナ禍の影響もあり、主に風連地区の3大祭りでの利用となっております。

次に、テーブルや椅子につきましては、主に風連地区3大祭りなどのイベントで活用されており、3大祭りでは経済団体所有物品で不足している分を市所有物品で補充していると聞いているところです。これら備品の一括管理の御提案ですが、現段階で関係団体と協議した経過もなく、保管場所も見当たらないため、今後も当分は現状どおりの管理体制と考えておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは小項目4、塵芥収集に係る課題についてお答えいたします。

風連地区においては、町内会の御協力をいただきながらごみステーション及びリサイクルステーションを活用したごみの収集を行っております。ステーション方式での収集はステーションの維持管理や冬期間の除雪に関する労務と経費、不分別ごみの対応など町内会の負担が課題であるため、風連地区町内会連絡会から町内会に対する支援の要望を受け、市といたしましてはステーション方式での収集を継続する上で町内会の御協力が必要であることから、町内会に対して一定の支援をさせていただいております。また、ステーション方式は戸別収集と異なり、鳥獣対策など管理面でのメリットがある一方で、不分別のため収集されなかったごみはそのごみを出した方が片づけずに放

置し、誰が出したか分からず、いつまでもステーション内に残ってしまうなどの問題が起きていることも承知しております。市では今後も町内会と協力して不分別ごみの対応を行うとともに、広報や出前講座などを通じて分別意識の向上によるリサイクルの推進や責任を持ったごみ排出に関する啓発を行ってまいります。なお、風連地区町内会連絡会では今後のごみ出しの仕組みについてどのような方向性を希望するかアンケート方式で各町内会の意向を確認されておりますので、その結果を踏まえつつ、先進地の収集事例などを調査し、今後のごみ収集の在り方を引き続き検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれから御答弁をいただきました。順次再質問を行わせていただきたいと思っております。

まず、風連地域に限った人口が減っているのではないかという視点だったのですけれども、何かそうでもないのだという答弁を今聞いてしまいました、どうしようかなと思っているところなのですが、来年度中央小学校に入学する児童、1年生が今1桁に移り変わりつつあるという情報が私のほうで控えているのですが、その後も1桁がたまに現れてくるというような状況というのもこれ以前調べていただいた部分から読み取れるわけです。何でもかといいますと、私の地域にもありました旧下多寄小学校がじわじわと人が減って行って、閉校にたどっていったという過去の状況に非常に似ているなと強く感じているのです。このことはやっぱり学校を中心として地域のコミュニティーが動いている、文化の中心が学校にあったのだなと。その地域の文化の中心という意味ですけれども、そういうところからやはり人口対策、これ強く進めて行っていただきたいという思いから今回の質問になったところでございます。この課題といたしまししょうか、何で風連に人が来ないのかというと、

やっぱり名寄市内のほかの学校も含めてなのですけども、今徳田地域が非常に発展をしている一つの理由として、南小学校さんですとか、今も新しく発表されておりますけれども、名寄中学校の改築も進んでいくといった点で、また商業施設が近くにあるというのも大きなところだと思います。こういうところ、偏重している、人口と経済の重心がやっぱりずれてきているのではないかと思っていますが、この辺を是正をするのかどうなのかという点、今のお考えがあればお伺いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今の経済活動、まちづくりの観点の御質問だと思いますけれども、そういった現状、立地適正化計画の議論の中でも実際そういった議論がございました。その中で我々が結果として出した方向性としては、居住誘導区域、そして都市機能誘導区域ということで、これはまちをゾーニングしたことを計画の中で公表したということは、これは我々としても重く受け止めておりますので、そういった意味では今回の立地適正化計画で示した都市機能誘導区域、これが我々は政策的にいろいろな機能を集約していくという明確な意思表示だったと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 立地適正化計画の中でということでありました。私もこの立地適正化計画の中で拝見していたら、居住誘導区域について指定はされているのですが、名寄市内の中心部と言われている中心生活交流拠点といった地域の指定といたしまししょうか、そういう考え方ではなく、地区の生活交流拠点であるという書き方をされているように思うのです。この辺、例えばなのですけども、今風連に置いてある旧風連町の役所の建物ですか、あれもそのうち経年劣化が進んでいくといつかは解体ということになるのでしょうか、解体した後には役所の出先機関ではな

いですが、そういうものを置かなくなるのではないかというような懸念ではありませんが、そういう心配をすることもあります。この辺現状としてでいいので、ちょっとどういうお考えなのかお知らせをください。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 風連庁舎の今後ということで御質問いただきましたけれども、今現状におきましては公共施設の個別施設計画を含めまして、この庁舎もそうなので、長寿命化を図るということで、適正な維持管理を図っていくという部分で考えておりますので、その後の部分についてはまだ今お答えできる状況ではないということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 建物ですから、そのうちなくなっていくのしょうけれども、なくなったとはいえ風連という一つのコミュニティーがあるわけですから、そこで例えば住民票が必要だというときに発行してもらえるような施設ですとか、ふだんの生活において困ったことがあったら相談できるような行政の機関という、そういう機能はやはり残してほしいというか、これは核として残っていかないと本当に地域なくなってしまうので、その辺だけ残していただくと私も思っているのですが、その辺のお答えを聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 施設的な話先ほどさせていただきますけれども、今でいうと名寄地区、風連地区、そして智恵文地区もありまして、智恵文地区にもそのような支所があって、住民票の窓口ですとか、そういう部分ございますので、当然風連地区に、これからどうなるかは今後の議論になりますけれども、そういう機能はもちろん残っていくと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 小さい地域にはなるのですけれども、やはりそういう公共のサービスというのは、拡充までは言わないのですけれども、残していくというのは私はこれ絶対に必要だと思いますので、ぜひ続けられるように努力をお願いしたいというふうに思っております。

小学校の人が減っていくという点でいいますと、昨日からの代表質問でもありましたが、生産人口が減ってきているというのがやはり一番多く影響しているのではないかなと思います。特に住宅の関係になってしまいますのですけれども、現在名寄市内、単身者向けの住宅の家賃が5万円以上という相場がほとんどであるというように認識しております。例えば大学を卒業したばかりで就職をされて、手取りが幾らかという話をすると、おおよそ十数万円、20万円切れるかなというところにそんな5万円も6万円もというような住宅のお金を支払ってしまうと、なかなか手元にお金を残すことができない。もちろん車を持つこともなかなか難しい、家族なんかなかなかなかに夢の話だよということに私はなり得るのではないかなと思います。大学の寮についても先ほどの答弁、午前中のやり取りでしたけれども、大学としても民間のことだけれども、ちょっと考えるではないですけれども、支援をしたいというようなお話があったように、仕事を新しく始めるような若い単身者向けの世代の住宅の誘導をやはり風連地区に今度つなげていくことが今後必要になるのでないかなと。そうしていただけると、人口問題等々一気に解決する可能性をはらんでいるといいましようか、解決する可能性があるのではないかとと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 居住地の誘導の方策についての御質問かなというふうに受け止めました。現在、これまでの経過のお話をさせていただきますと、風連地区においては平成18年から平成22年に市街地再開発事業を実施しており

ます。こちらの期間で皆様も御存じのとおり駅前にある地域交流センター、それからJ A道北なよろ、それから風連国民健康保険診療所、それから保健センター、コンビニエンスストア、スーパーなど一定程度機能を集約を図って、生活サービスの機能の維持に努めてきたというところでございます。立地適正化計画においても地域については居住誘導区域ということで定めて、計画の中で位置づけをさせておまして、計画の言葉でいうとメインコア、サブコアという言葉がありましたけれども、しっかりとしたコアの拠点として居住誘導区域ということで定めておりますので、あとはお住まいの方々が御自分で判断されながら選定していただけるといったことになるのかなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） お住まいになる方がという話でしたけれども、現状なかなか住もうと判断される状況にはないのかなというふうにも思わぬではないので、また質問、小項目2点目のほうでもやらせていただきますけれども、ちょっと次に移りたいと思います。

では、小項目の2点目、地域公共交通の課題と検証ということで、今回新しく移転をした駅についての話で、学生の利用が30名前後あると。午前中のやり取りの中では宗谷線、大体片手ぐらいしかという話がありました。それに比べたら6倍の乗車率を誇っていると。非常にニーズに合った状況なのかなと思います。これは学校があそこにあったから乗る人がいるのだよというのは、これ目に見えて明らかであります。学校についても立地適正化計画にやはりある程度の配慮をするではありませんけれども、学校があるというある程度前提の中で今後立地適正化計画等々、まちづくりの基本に関わる部分だと思います。そういうところ反映していく、あるいは反映するスキーム等々あればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今回の立地適正化計画でのゾーニングの主な考え方ですけれども、都市機能誘導区域等も含めて、やっぱり名寄駅を中心にゾーニングをさせていただいたということで、高等学校等の所在についてのゾーニングの起点となる考え方というのはゾーニングの中では持ち合わせていないということでもありますけれども、先ほど言ったメインコア、サブコアの考え方でいうと、公共交通をつないでいくという観点でいうと、当然そこはサブコア的な位置づけでも入ってくるのではないかなというふうには私は考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） サブコア、メインコアという話でゾーニングという話もやはり必要なことというか、集約、コンパクトシティといいましたっけ、そういう概念のためには必要だと思いますが、現状経済、名寄市全体にとっても風連で仕事を見つけることというのは非常に難しいです。やはり名寄まで来て、仕事をするという前提でございます。先ほども言ったように、車のない若者がでは風連に住んだらどうやって仕事に行くかになったら、やっぱりJRかバスかという話になってくると思います。そういう意味でも若い人にわざと風連に住んでいただける方向性に走っていただければ、必然的にJRの利用者も増えてくるのではないかなという私の浅はかな考えなのですが、今の学生が30名乗っている、それで赤字が解消される云々という議論にはなかなかならないと思いますけれども、それでも地域に根差した足であるという部分は私は揺らがないと思います。ぜひその点、小項目1のほうの関連があるという部分で申し上げますけれども、やはり風連と

いう地域の特性を鑑みていただいて、居住誘導区域といいたいでしょうか、若い人たちが流入してこられるような施策展開をこれからしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思っております。

続いて、東風連の駅がなくなったと。それで、1年を経過したというところであります。なくなってしまった側、東風連の地域として駅がないという状況の住民の方々の意向調査ですとかアンケートというようなものは今取られているのか。そういう民意をどうやって判断されているのかお知らせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 東風連駅の関連ですけれども、もともと移転の考えが浮上したときから地域に入りながらいろいろ意見交換をさせていただいて、請願駅ということで事業を着手してきました。その中で、やはりもともと東風連駅自体が地域の方々の御利用がほぼなかったという現状を踏まえて、利用者がほぼ名寄高校の生徒だったということがあったものですから、これ今日に至っているということでもあります。現在東風連地域の公共交通の事情といいたいでしょうか、ですけれども、風連駅まで結ぶ風連忠烈布線の代替ハイヤーであったりとか名寄旭川方面を結ぶ道北バスの名寄線が走っておりまして、駅の移設となりましたけれども、現在も東風連地域の住民の方々の足は確保はさせていただいているという認識でございます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 風連駅までのハイヤーがあると。当然人口の少ない地域において、そういう小回りの利く公共交通機関の在り方というのは非常に重要になると思っております。今下多寄、西風連といった地域のほうでデマンドバスが運行されていて、一時期は利用が始まったときには一事業者に連絡をして、いつ頃迎えに来いというような手間もあるのだけれども、でも一回使ってみると、慣れてしまえばすごく便利だという話を

よく聞いております。今の風連の駅までのハイヤー等の事業とも、デマンドバスと言っているのかなとも思いますが、ぜひ同じ市内ですから、例えばですけれども、名寄市内ならどこでも同じ金額で名寄市でも風連でも行けるような公共交通網をつくれぬものなのかなと思うのです。移動にお金がどうしてもかかるといのは、これは仕方ないことなのですから、今部活動が名寄市で学校を指定する方式に変わってきている。部活動間バスはありますが、なかなか今少年団とかではそれはできていないということなのです。今度地域にこういうスポーツ活動が移行してくると、こういう子供が名寄まで行って、そういう部活動、少年団、あるいは習い事にもなるかもしれませんが、そういうものに親しむ機会というのが増えてくる可能性があるのではないかなというように思っております。今なかなかよいお答えというのはいえないかもしれないのですけれども、子供たちだけでもいいのかなとも思いますが、ぜひ安全に名寄を行き来できるような公共交通の考え方について今お気持ちを表明していただければいいでしょうか、考えがあればお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今、今村議員からお話しいただいた内容というのは、今実際に利用される幅広い世代の方々がどのような移動を望んでいるのか、それに対応すべく公共交通はどういった姿が正しいのかといったような意見だったのかなというふうに思います。前回私ちらっと議場の場でもお話しさせていただきましたけれども、この名寄というまちはタクシーとか個人交通に対応した事業者もまだ頑張らせていただいているということで、そういった都市機能としては大事にしていかなければならない業種なのかなというふうに考えておりまして、では今度はどこまでが公共交通としての役割でカバーしていかなければならないのかという整理がやっぱり必要だというふうに考えております。それから、ニーズとしては風

連地域から例えば名寄地域に直接行きたいのだけれどもというニーズも当然あるのも承知しておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、メインコア、サブコアという考えでいうと、やはり一度風連の中心地、居住誘導区域、そこに一定程度集約してからまたそこから、サブコアからメインコアに結ぶ路線というのを今つくっています。これは、一定程度一度そちらに行かれてからまたコア同士を結ぶというような公共交通をつくっておりますけれども、今の考えでいうとそういった形ではなくて、違う形でどうなのだと。それから、いわゆる統一料金で移動できるとかという形の公共交通のサービスについては、今回DXのほうでも予算要求をさせていただいておりますけれども、公共交通にDXを導入しながらどのようなニーズに対してどう我々もそこにアジャストしていけるのか、提供していけるのかということろ活性化協議会の中でも議論していただきながら、公共交通として果たすべき役割ということろを一定程度またお示ししていけたらなというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ちょっと同じこと繰り返しになるかもしれませんが、風連から名寄にという需要非常に多いと思いますが、これ逆がなかなか少ないのです。名寄から風連に行く用事がある人ってほとんどいないと。そこまで行くのだったら一足飛びに旭川まで行ってというような、そういう用事が多いと思いますが、これは例えば今風連の国保診療所さんという非常にいい病院施設があります。これも例えば名寄市立総合病院さんが混雑しているときの衛生施設として利用させていただいて、混雑の緩和につながるようなお考えも十分できると思うのです。これは、足がないからだと思います。やはり名寄から、あるいは風連から、どちらでも自由に移動ができるような公共交通網というのは今後検討していくべきではないかなというふうに考えております。この名寄市地域

公共交通網形成計画、これ令和元年度の計画の中ですけれども、やはりICTを活用したサービスの拡充というところもうたっております。これ見ますと、2019年から2023年まで検討と。ずっと検討の矢印が長いままつながっていると。ずっと検討しているということであります。これ23年度以降やはり結果を出していくべきものであるというふうに考えております。この点進めていただけるものだと信じて、この辺についてはお答えを聞きませんが、これ進めていただけるようお願いをしたいと思います。

また、さっきのデマンドバスという話もありました。庭先まで迎えに来てくれる公共交通機関、非常に強い公共交通機関、自家用車の延長線みたいな格好でよく乗られる方もおりますが、それに近い、近くもないですけれども、存在としてスクールバスがあると思います。現在風連で運行されているスクールバスなのですけれども、小学生と中学生と大体兄弟で、同じような地域までバスで移動しなければならない。小学生は移動できるのだけれども、中学生は移動できないというような状況、兄弟の中でもそういう格差ではないですけれども、状況がありました。この辺やっぱり一緒に利用していただけることが保護者としても大変ありがたいですし、バスの効率ではありませんけれども、そんなに離れた地域を移動するわけでもないと思いますので、これやり方次第では可能ではないかなと思いますが、この辺どうお考えでしょうか。ぜひお取り計らいいただきたいのですけれども。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 確かに今のスクールバスの運行規定におきましては、学校統合により必要とする地域の児童生徒の通学のための運行をスクールバスは目的としているわけでございます。また、しかしながら現状の規定におきましては、風連中央小学校が統合して、中学校は統合していない学区におきましては、議員おっしゃられるよ

うに、小学生のみがスクールバスを利用してしまっていて、中学生のほうは利用できていない。そのため、保護者の方々が送迎されているといったケースが発生しているというのは認識しているところでございます。このような状況を解消するためには、現在見直しについては検討させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひ検討してください。よろしくお願ひします。それでもあまり後ろ向きな話になるので、したくないのですが、これからさらに児童の減少があった場合、スクールバスの廃止ということは考えづらいのかなとも思っておりますが、現状として1桁台が続いていく、減少していく、いつかは本当に1人か2人しかいなくなってしまうといった状況になったときには、やはりスクールバスではなく、デマンド化を含めた大人から子供まで乗れるような仕組みづくりというのが必要なのかなとも思っておりますけれども、この辺どちらの方が答えるのか分かりませんが、どうお考えになるのか、あるいは検討されるのかちょっとお聞かせをいただければと思ひます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今後のお話ということですが、議論としてはそういったいわゆるスクールバスのニーズが、ニーズ量がどんどん低下していくといったときには、ではスクールバスとしての役割をどうしていくかというときには、公共交通と教育委員会としっかりと連携しながら効率的な一番いい形というのは当然模索していかなければならない時期が来るのだろうというふうには想定しております。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そのときが来たら、なるべくみんなが乗れるような公共交通、みんなの足になるような交通手段であってほしいなと思っております。そうならないのが一番いいのでしょ

うけれども、可能性として私否定はしたくありませんので、検討をお願ひしたいと思っております。

それでは、続きまして小項目の3点目、備品、テントについてということでありました。テントの中では、数十年たっているということでありませぬ。私も毎年のように手伝いに駆り出されて、現場で組み込んだりとかということやっていましたけれども、正直テントも日焼けして、ひもが縛れないのです、縮んでしまひまして。足もあっちこっち曲がってしまったり、取れてしまったり、亀裂入ってしまったりといて、補修はしているのですが、正直テントを利用している最中に何か事故があってもおかしくないのではないかなと不安になるような程度の整備であるという状況にござひます。また、テーブルやパイプ椅子について、これ風連の商工会さんで管理をしているという状況でありました。これいつ導入したのかという問合せをしたら、不明だと言われまひました。その当時を知っている方が今回たまたまいらっしやったのですが、昭和50年代から変わっていないという話で、そろそろ40年以上使っているテーブル、椅子が普通にまだ現役で頑張っているという状況なのです。ただ、これ何が問題かって、やっぱり外で使うものですから、劣化が激しいですし、40年も使っていればという話なのですけれども、ささくれが強くて、けがをしてしまったりですとか、平らなところに持っていくと平らに立たないテーブルですとか、そういう備品として限界ですよねというところがよく見受けられます。そして、現状お祭り等々であった、使っている、その主催者が準備をするものだという答弁、これそのとおりだなというふうにも思っておりますが、現状地域として人も少なくなってきた、なかなかお金も、昔は人数といいましようか、住宅の戸数が多かったので、戸数で例えば1戸当たり200円お祭りの協賛金いただきますとかというやり方ができたのですけれども、今なかなかそれも難しくなってきた、いよいよこういう大きな備品の購入

が難しくなっているという状況にあります。これ地域のコミュニティーを守るという視点から行政的にやっぱり財政動かしていただかないと、これからのイベント自体が成り行かなくなる可能性があるなど考えております。先ほどは現在ちょっと支援としては難しいというお答えだったかと思いますが、現状やはり40年以上たった備品でいまだに動いているという点もまた加味をしていただいて、お答えいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） イベント絡みの備品の関係で御質問いただきました。テントにつきましては、市で管理している部分もございます。先ほど申し上げましたとおり、テント、風連庁舎で管理している部分については旧風連町から引き継いだもので、結構年数がたっているという部分もございます。これについては一遍にというのはなかなか難しいと思いますけれども、今後これからまたコロナがある程度終息してくると、いろいろなイベントが開催されるという部分がございます。地域ですとか関係団体と協議の中で必要に応じて更新だとか修繕などで対応していきたいと思えますし、なかなかここ何年か中どんなふうになっているかも確認していないところもあるので、今回雪が解けましたらみんなちょっと確認しようかなと思っています。

また、机や椅子につきましてですけれども、市のほうも風連地区でも農村環境改善センターですか、あちらのほうで机60ぐらいとパイプ椅子二、三百持っているという形で確認しております。それは担当からすればまだ使える形だと聞いております。風連商工会ですとか、そちらのほうでイベントで使っている部分がない分、足りない分をそちら使っていると先ほど答弁したとおりなのですが、基本的には今の考えとしてはそれぞれの所有している物品はそれぞれで管理していただくというのが、基本的にはそれが基本なのかなと思います。また、そういう部分で財政的な支援

だとか、そういう部分があればまた別な日、別なときに例えば要望だとか、そういうもので出していればと思ひまして、今の段階で恐らく特段そういう要望も上がってきていないのかなと思いますので、なかなかここです、できませんは言えないのですけれども、確認していただいて、そういう要望があればしていただきたいというところで御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 地域、あるいはそういう関係団体から要望があったら考えなくもないという非常に前向きな御答弁をいただいたと私は認識をしました。ぜひ前向きな検討をよろしく願ひします。また、これ本当に地域の備品ということで行政も直接手出ししづらい部分もあろうかと思ひます。こういうところに例えばふるさと納税の皆様の心遣いとかが充当できるのであれば、遠慮なく入れたりするのかなとも思ひますので、財源等も含めてぜひ前向きに検討していただくようにこれお願いをしたいと思ひます。

それと、冒頭でお話をしましたが、今年がイベント復活のスタートの年になりそうだとことでありましたが、学校関係、特にPTAとかもそうなのですが、この3年間イベントがほとんどできなかった、全く経験もないという状況にもなりつつあります。今までは先輩方から引き継いで、これはこっちに行けよとかという虎の巻みなのがあったのですが、それもなかなか団体によっては使いづらくなっているというところもあります。そういうお祭りごとに困ったぞという相談が今後出てくる可能性があると思うのです。そういうときに行政として直接支援をするのではなく、例えば相談に乗ってあげる窓口を、ここで受けますよとか、そういうあくまでソフトウェア面のサポートといいましようか、相談体制というのか、そういうのが求められてくるのではないかなという予測ができますので、その辺はぜひ検討し

ていただきたいなというところで要望させていただきます。よろしくお願ひします。総務部長さんであればお願ひします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今実は町内会担当のほうで町内会活動に関するアドバイス事業、そういうを行っているという状況もございますので、そちらのほうで何かあれば、それ以外のことも含めまして御相談いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひよろしくお願ひします。昔旧風連の頃には、市の職員の方が夜の時間とかお祭りやっているとときに手伝いに来ていただいたり、行政としてではないのかもしれませんが、そういう状況もありました。本当に異業種が交流できる非常に楽しい機会でもありましたし、この地域のお祭りをぜひ嫌がらずに協力していただけるような気風づくりも、空気づくりも含めてお願ひをしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは最後、小項目の4点目、ごみ収集ということでございます。今町内会のごみステーション方式で集めておりまして、やはりなかなか風連の人から見ると何で庭先まで取りに来ないのだという課題が私の耳にも入ってきておりますし、そうやって思っている方も非常に多いのですが、大分慣れてきたのだと思ひます。もう変わらないのかなという認識が風連の人たちの中でも浸透してしまったのかなというように思ひますが、やはりあるのはちょっとモラルの面です。分別がなかなかうまくいかないですとか、あとこれ市民の方ではないのかもしれないのですけれども、地域の外から全く規格に合わない袋に適当に詰めて、置いていってしまうという状況があります。対策として、見ていますよというような看板ですとか、そういうのは貸し出していただけるのですが、それ

でもなかなかいまだになくならないという状況になってきております。そういう意味でも戸別収集を進めていったらどうかという、そういう観点からのお話でございました。メリット、デメリットという点では両方あるなと思ひます。鳥獣害の被害を抑えるには、しっかりとしたごみステーションが望ましいなというふうに思っております。これはそれぞれメリット、デメリットということでもありますので、例えば地域で、風連だから、名寄だからといって一括で全部戸別だよ、ごみステーションだよというのではなく、地域の実情に合わせた、言ってしまうと名寄にごみステーション方式を逆輸入するような、そういうことも検討が十分されるべきではないかなというふうに感じておりますし、今後中間処理施設が実際稼働してくるようになると、そういうところも加味しながら、ごみを減らすというところをまず第一に取り進めるべきでないのかなというふうにも思ひますが、ちょっとその点についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今村議員のほうからも御提言ありました必ずしも戸別収集ありきではないというようなことでございます。今議員からおっしゃったように、中間処理施設整備に向けて今事業が動いておりますけれども、それに向けては今後分別の中身、現状と変わってくる可能性もございまして、そこは今検討しているところでございます。それと、先ほどの答弁の中でも風連地区でアンケートを行って、結果が出て、これから様々な形での地域からの御要望も来る予定になっておりますので、そこも含めて、中間処理施設の稼働の分も含めてそういった様々な課題今ありますので、そこも含めて減容化というところでは目的は一つありますので、そこについては改めて内容を精査して、まとめていきたいなというふうを考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 中間処理施設が当初計画からかなり値上げをしているという状況も含めて、ごみの減量化というのは本当に必要なことになってくるかと思えます。これなかなか数字としては表せないかもしれませんが、1キログみを減らしたら行政としての負担がどれくらい減ってくるのだとかというような目に見えて分かるような数字を提示しながらの教育ですとか、そういうところも考えてほしいなというふうに思っております。

続いて、この風連、特に田舎の地区、農村地区においてなのですが、本当にたまに、ごくまれにごみを野焼きされている方というのがいまだに散見されます。この状況つかんでおられると思えますが、この辺対策等ありましたらお知らせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 野焼き、いわゆるごみの不法焼却ということで、これ法令において原則禁止されておりまして、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金ということで、非常に罰則も厳しいという内容になっております。こういったこともございますので、従来から広報ですとかホームページのほう活用しながら野焼きが法令では禁止されているということで、これその都度、その都度広報のほうでも記事を掲載させていただきまして、PRをさせていただいているところでございます。農業ですとか林業だとか、そういった営むために必要なものについては、これ届出をいただければ、消防のほうに届けていただければ認められている部分ですけれども、それ以外の分については一定程度警察ですとか、それから消防のほうにももしそういう実態があれば報告も入っているということでございますので、こういった法令的に大変厳しい処分が下されるということもございますので、そこは引き続きPRを図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今の答弁でもありましたように、農産物といいたましようか、残渣、有機物を燃やすという行為自体は今警察に、消防等ですか、連絡をして、一部可能になっているという状況であります。これ特に元農家だった高齢の方というのがその辺の感覚が非常に緩いといいたましようか、曖昧な方も多く見られておりまして、当然火災につながる可能性もありますから、私も見かけたときにはお伝えするようにはしておりますが、なかなか改善ができないといいたましようか、理解をいただけないという状況にあります。その点これ仕方ないで済ませてしまうのも生命の危機に瀕することもあるかもしれませんので、この点見かけたらまず声かけ含めて対応していただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思えます。

今回大項目の1点、風連の人口、あるいは公共交通というところでお話をさせていただきましたが、教育も含めて学校教育もこれから地域との役割を非常に密接にしたいという部分だったと思えます。これまでも御答弁聞いておりますし、私もそうだと思います。ただ、地域が学校より先に疲弊をしてしまっただけでは学校と一緒に育つことができなくなってしまうのではないかとという危惧、やはり強く持っております。今のこの時間の中でなかなか私の気持ち全てをお伝えすることというのは難しいのですけれども、本当に危機感を持って、この風連という地域のコミュニティーを守っていくというつもりがないと、風連のみならずほかの、例えば中名寄さんですとか智恵文さんといった農村地域のコミュニティーがまだまだなくなってしまう可能性というのは常にはらんでいると思えます。ぜひそういう名寄市内だけではなく、田舎の農村地区にもしっかりと目を向けて取り組んでいただけてますようお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

本市の農業のさらなる発展について外1件を、清水一夫議員。

○9番（清水一夫議員） ただいま議長から指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点にわたって質問させていただきます。

大項目1、本市農業のさらなる発展について。昨年本市の農業は、主力のモチ米で反収10.7俵、取扱量は34万4,148俵、一昨年に引き続きよく、成果物でもほぼほぼよく、取扱販売高は過去最高の取扱実績とお聞きしております。しかしながら、コロナ禍で消費の減少と2021年来原油、肥料、飼料の高騰と円安の影響をもちに受け、農業経営は一段と厳しさを増す状況にあります。

ここで小項目2点にわたりお伺いします。小項目1、土作り対策について。農産物の安定生産と品種、品質、収量の向上には土作りが重要であります。先ほど述べましたが、21年来原油、肥料、飼料の高騰、その中で肥料は各国が食料安全保障により穀物の量産に向け肥料需要の増加と中国の肥料輸出検査の厳格化及びロシアのウクライナ侵攻で国際価格が大幅に上昇した後、高止まりをしている状況にあります。国は、08年に実施した肥料高騰対策を参考に新たな支援金の仕組みを創設、化学肥料2割低減の取組を行う農業者を対象に肥料コスト上昇分の7割を補填する支援策を取っています。また、国のみどりの食料戦略で2050年までに化学肥料の使用量の30%低減の有機農業の拡大を記し、化学肥料の代替として堆肥の活用がクローズアップされています。本市の第2次名寄市農業・農村振興計画の、土作り対策に緑肥などの地力増進作物や堆肥などの有機物を施用し、地力維持増進、また耕種関係の畑作において、堆肥においては哺育・育成センターや市内の畜産農家と連携し、確保を推進すると明記され、道北なよろ農協の哺育・育成センターで生産され

た優良堆肥を振興作物などの肥培管理に有効活用するため還元できるよう計画しています。お伺いします。堆肥の確保について市内畜産農家と連携し、確保のめどは立っているのか。また、耕畜連携が肝要と思いますが、具体的にどのように行うのか、お考えをお伺いします。

小項目2、特色ある農産物の推進及びブランド化に向けて。このことについては、なよろ星空雪見法蓮草生産組合が生産している寒締めハウレンソウ、なよろ星空雪見法蓮草を販売拡大に向けて市として協力、支援できないものなのか、お考えをお伺いします。

大項目2、本市の自然、施設環境を生かした冬季スポーツの持続的な発展について。本市におけるスキー大会は、12月の名寄ピヤシリジャンプ大会に始まり、一昨日の全日本ジュニアスキー選手権大会兼ねて全日本中学生選抜スキー大会で終了しましたが、ノルディック種目では全道選手権、全道高校、全日本学生チャンピオン大会、スノーボードの全日本選手権北海道予選会、ジュニアオリンピックなど本市での開催が固定化されています。また、2024年にスペシャルオリンピック冬季ナショナルゲームの名寄開催が決定し、そのプレ大会が2月に開催されました。このことは、長年にわたりシーズン初めに関係者がコース等の整備に献身的な下作りからコース、バーン整備、大会本番の会場づくり及び大会運営が高く評価されたものと思っております。冬季スポーツの拠点化及び交流人口の拡大に貢献しています。また、ピヤシリスキー場では久しぶりに外国人スキーヤーが散見され、またバックカントリーの可能性を探るピヤシリ山でのモニターツアーが企画されました。

ここで小項目2点にわたりお伺いします。小項目1、夏の期間に施設整備の実施について。ここでは、健康の森のクロスカントリーコースの整備についてお伺いします。シーズン初めに関係者がコースの下作りに多大の労力を擁しております。

この下作りは、人力で整備しているのです。この下作りが終わってから圧雪車によるコース造りが始まります。また、大会前日までコースの脇の木の枝にかかっている雪玉の状況を巡察し、その雪玉が落ちて、選手をけがさせるおそれがあるため、木にはしごをかけて枝を切っています。不備な箇所を夏の期間に整備すれば、今より早くコースが完成できる。このことは、早く選手等を合宿に受け入れることができます。また、上部団体が大会開催地決定にはノルディック種目では名寄市だと言われるごとく大会誘致にもつながると思いますが、夏の期間の施設整備についてお考えをお伺いします。

小項目2、バックカントリーについて。ピヤシリ山の滑走検証で1月22日から2月9日までの全5回にわたりモニターツアーが企画され、その検討結果についてお伺いします。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 清水議員からは、大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1は総合政策部長から、小項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、本市の農業のさらなる発展について、小項目1、土作り対策についてお答えいたします。本市の第2次名寄市農業・農村振興計画の後期実施計画については、現在パブリックコメントを実施している最中ではありますが、検討に当たっては昨今の国外、国内の情勢を反映し、計画を策定しております。土作り対策につきましては、議員がおっしゃられたとおり、環境負荷の軽減の推進や肥料原料の高騰を受け、化学肥料やコストの低減のため土壌診断や施肥設計に基づく適正な肥培管理の指導を行うこととしており、堆肥などの有機物を施用し、地力の維持増進を推進していることとしております。御質問をいただきました堆肥の確保につきましては、JA子会社の

哺育・育成センターをはじめ、畜産農家で生産された堆肥により充足できるものと考えております。また、耕畜連携の取組といたしましては、畜産農家が生産する堆肥を活用し、飼料用米やデントコーンなどの飼料用作物を栽培し、供給することで地域内循環型の農業を進めるもので、市内におきましてはTMRセンターなどで良質な粗飼料の生産が行われております。

次に、小項目の2、特色のある農産物の推進及びブランド化についてお答えいたします。本市では、長年にわたる生産者やJAなど関係者の努力によりましてモチ米をはじめアスパラ、カボチャ、スイートコーン、バレイショなど気候特性を生かした良質な作物が多品目に生産されており、消費者はもとより、市場などの高い評価をいただいているところであります。なよろ星空雪見法蓮草につきましては、冬の寒さを生かした新たな特産品として市内のスーパーや道の駅で販売されており、市民の皆さんも手軽に購入できることから、冬の旬の野菜として食卓で味わっていただいていると思っております。本市の支援といたしましては、ふるさと納税の返礼品での活用のほか、姉妹都市であります鶴岡市へのあっせん販売をはじめ、なよろ観光まちづくり協会で実施しておりますなよろの畑自慢倶楽部事業を通じまして、ほかの農産物とともに情報発信による販路拡大を図っております。今後につきましてもほかの農畜産物とともにSNSなど活用やおいしさや生産者の思いを発信し、市内外のファンを増やすとともに、販売の拡大につながるよう支援をしまいたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目2、本市の自然、施設環境を生かした冬季スポーツの持続的な発展について、小項目1、夏の期間に施設整備の実施についてお答えいたします。

本市は自然豊かな環境を生かしたスポーツの振興を図っており、地域の競技団体の皆様の御尽力もあって、毎年多くのスポーツ大会が開催され、地域間の交流人口の拡大、さらには経済にもよい影響を与えています。また、地域の指導者の皆様の御尽力もあり、野球やトランポリン競技などではジュニア選手が全国大会に出場して活躍し、ウィンタースポーツではスキージャンプやカーリング競技などのジュニア選手が本市の施設で練習を重ねながら世界を舞台に活躍しています。若者の活躍が私たち市民に大きな感動をもたらしており、改めて人を育てることの大切さやスポーツが持つ潜在的な力が地域により影響を与えていることを実感しているところです。スポーツ施設の整備につきましては、近年スポーツセンター長寿命化に伴う大型整備など限られた予算の中で計画的に進めているところですが、なよろ健康の森クロスカントリーコースに関してはシーズン当初の大会直前に大雪の影響でコース内に木が倒れるなどのアクシデントがあり、関係者の皆様には復旧作業に御協力をいただいたところです。今後の整備につきましては、昨年名寄地方スキー連盟からいただいた要望書の内容を踏まえて、令和4年第4回定例会で補正予算の議決をいただいたなよろ健康の森クロスカントリーコース整備計画を策定し、効率的な整備を実施していくことになっております。限られた予算の中ではありますが、引き続きスポーツ振興を図るための施設整備を行ってまいりますので、御理解お願いいたします。なお、詳細な整備内容については名寄地方スキー連盟にも御説明しているところですが、この後に開催される令和5年度予算審査特別委員会の中でも令和5年度に実施を予定している整備予算案も提出しておりますので、御審議いただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私からは大項目2の小項目2、バックカントリーについてお答え

いたします。

ピヤシリ山周辺は手つかずの原生林が広がり、気象条件がもたらす屈指の雪質は本市の貴重な地域資源です。このエリアにはバックカントリースキーに適したフィールドが多数あることから、今シーズン、この地域資源を活用したバックカントリーの可能性について検討するためNスポーツコミッションや名寄振興公社、市が連携して、バックカントリーモニターツアーを実施いたしました。様々な視点から御意見をいただけるよう市民と一般に分けて、SNSも活用してモニターを募集したところ、定員5名の一般枠に数日間で80名を超える応募があり、遠くは関東、関西、さらには沖縄からと関心の高さがうかがえました。モニターの意見としては、雪質は非常に軽く、最上のパウダースノーだった、雪質はもちろん、景観や樹木の間隔もよかった、アクセスに雪上車を利用できたことが非常によかったといった高評価の一方、バックカントリー上級者には斜度や滑走距離が物足りないなどの御意見をいただきました。今後商品化に向けては、バックカントリーを始めようとしている初級、中級者、ネーチャー系のアクティビティなどターゲットを明確にし、雪上車の運用、ルールの策定などさらなる検討が必要と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。これから再質問させていただきます。

土作り対策について二、三質問させていただきます。1つ目は、良質な堆肥作りには堆肥を集積する堆肥舎と堆肥の中の雑草の種子や病原菌を死滅するため堆肥物全体を攪拌し、堆肥の堆積物内部の温度を60度から70度まで上昇させる必要があります。攪拌する機械が必要と考えますが、市としてのその支援についてのお考えを伺います。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 堆肥の攪拌に必要な

機械の導入についての支援の考え方ということでございますが、堆肥の攪拌につきましては主にホイールローダーを活用されて、それぞれ攪拌に取り組みられているものというふうに捉えております。ほとんどの酪農家、畜産業者の皆さんにおかれましてはこういった機材を既に整備されているというふうに認識しておりますが、例えば増産ですとか規模拡大をしていくというふうな、そういった目的といたしましうか、計画がございましたら国の畜産クラスター事業、そういったものも活用してこれまで支援しているといった実績ございますので、引き続きそういった形の中で、要件は一定ございますが、そういったものも活用しながら支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 農家ニーズをよく把握されて、支援のほどをよろしくお願いします。

もう一点目、地力維持増進で、緑肥作物でどのような作物なのかお教え願いたいと思います。

また、子実コーンの適用性を検討されていますが、どのような狙いかお伺いします。私は多分耕畜連携なのかなと思っておりますが、改めてお考えをお伺いします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まず、お尋ね1点目の緑肥作物の関係についてお答えさせていただきますと思います。

緑肥作物の導入につきましては、様々な効果を期待されている取組というふうに定義をさせていただきます。例えばですが、地力の増進ですとか病虫害、雑草対策、また連作障害の対応ということも含めて、そういった効果が期待されている取組というふうになっております。現在の市内の生産者の多くの方が取り組まれている目的といたしましては、地力の維持増進といったことを中心に作物のほうを選定されているというふうに認識しております。具体的な作物でいいますと、例えばで

すが、燕麦ですとかクローバーなどが代表的な緑肥の作物になるかなと思います。様々な品目がございまして、これ以外にも実際には農業者の方の中でいろいろと選択をされているのかなというふうに捉えているところであります。

2点目の子実コーンの関係でございますが、今清水議員のほうからお話ありましたとおり、飼料のやっぱり確保、自給飼料の確保といったものが非常に今注目をされていますし、必要とされているというふうな状況でございます。子実コーンの部分につきましては、これ多くを輸入に頼っているところではありますが、地域の中で作付ができて、乾燥調製、そういったものまで取り組むことができるようになれば、これ地域内で賄うことが可能というふうになるということで、現在農業振興センターのほうでまず名寄市において子実コーンがきちんと栽培ができるか、これ秋の比較的雨が長い時期にあっても十分に乾燥できるような状況までたどり着くのかといたしましうか、そういった製品としてきちんと栽培ができるのかといったことを今年度、令和4年度から取組をさせていただいておまして、計画では来年度、令和5年度も引き続きこの検証に取組をさせていただきたい。そういった期間を経て、まずは地域として子実コーンの栽培の適性について判断をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） ちょっとマニアックな話ではありますが、緑肥作物についてでございますが、ヘアリーベッチ、これはマメ科であります。ソルガム、これはイネ科であります。ヘアリーベッチは、これは耐寒、越冬が可能という、本市、名寄に合うのかなと思っておりますが、窒素の供給量が多いということでもあります。ソルガム、これは春、夏まきに適して、生育が早いと。有機物の生産量が多く、カリの供給量が多いということで、ちょっとマニアックではありますが、ぜひ振興センターで実証実験を行って、もしよろしければ市内

生産者に助言、指導等も含めて検討のほどよろしくをお願いします。

子実トウモロコシであります、これは特に農地の供給過剰が見込まれ、少ない担い手で農地を維持するためには省力的で労働生産性が高いということでもありますので、今部長が振興センターで取り組んでいると、来年度、5年度も検証するということでありましたので、ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、大項目2に行きます。先ほど健康の森のクロスカントリーコースの整備について、令和5年度予算でコースの木材の伐採の予算が計上されていると確認しました。それ以外について現状は改めて不備な箇所が大きく3点あります。コースの脇の木の伐採、これは除きます。1つは、コース上に水がたまる箇所があり、これまで人力で水を掘り、排水の処置をしてから大量の雪を投入、人力、雪を踏み固めて処置している。2つ目、下り坂の箇所でコース幅が狭い。これも人力、パネル、コンパネ、または戸板を敷いて、他の箇所からモビルにそりをつけて、違うところからそりに雪を入れて、整備する箇所にモビルで行って、開けて、それを踏み固めて、コース幅を取っている、こういう状況であります。今回コース脇の木の伐採は予算化していただきましたが、今言った水がたまる、コース幅が狭い、そのコースを拡張する、ぜひ検討していただきますようによろしくをお願いします。

続きまして、バックカントリーについて。バックカントリーを楽しむ人と管理側に、市長が言われたように、明確なルール、これが必要であります。特にバックカントリー側のルールを厳守することが大事であります、残念ながら今シーズンもバックカントリーで遭難者が発生し、死亡事案が出ているのはテレビ報道等で知っていると思いますが、ここで伺います。

安全対策について伺います。誰が遭難者を助けに行くのか。助けに行く冬山遭難救助装備品、

助けに行く人の防寒服、現場に行く際かかとうが上がる特殊なスキー、遭難者を捜すゾンデ棒、遭難者が雪の中で現在地を知らずビーコン、遭難者を搬送するアキオ、これはあるのかどうか。最後に、冬山遭難救助のやり方の教育及び訓練はどのようにやるのか、この3点をお伺いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） バックカントリーを実施するに当たっての3点御質問いただきました。今議員からお話ありましたとおり、今シーズンもバックカントリーで道内外で痛ましい事故が起きております。その中では、管理をされていないというか、いわゆるツアーやっている場所ではないところに単独で行かれたり、単独というのはグループごとに行かれたりしたケースもありますが、今シーズン私どもはまずモニターツアーということでやったわけです。実際にこれを今後実施するかどうか検討するわけですが、その場合にはやはり今シーズンやりましたツアー、ツリーランやりましたけれども、ゲレンデの中でのツリーランをやりましたが、そのときにはしっかりとルールづくりをつくって運用しております。こういったようにバックカントリーやる場合にもルールづくりは必要だと思いますし、また遭難事故防止に向けて関係機関と協力をしながら外国人にも分かりやすいパンフ、チラシなどルールづくりの周知が必要だと考えています。遭難のときの安全対策という御質問でございましたが、ピヤシリ山につきましては、地元警察、消防のほか関係機関で構成されますピヤシリ自然休養林保護管理協議会というものがございます。この中で遭難時における救助連絡体制が整備されておりまして、バックカントリーを実施する場合にはこの協議会において事前に十分な情報共有ですとか協議がまず必要だと考えております。

そこで、3点御質問いただきましたけれども、誰が助けに行くのかということにつきましては、この協議会の中で遭難者の捜索といたしますのは警

察が担うことになっております。直接的には北海道警察旭川方面名寄警察署が担当いただくことになるのですが、冬山の遭難の場合名寄警察署だけで対応することが困難であると警察署さんのほうで判断された場合には、道北地方山岳遭難防止対策協議会というものがありまして、その中に救助対策部会というものがありまして、ここでは北海道警察旭川方面本部で組織されます、地域課で組織されます旭川方面山岳遭難救助隊という専門の部隊がございまして、ここに協力要請をされるということとなっています。冬山の遭難の捜索というのはやはり専門的な知識であったり、技術が要りますので、こちらに担っていただくというものでございます。

また、2つ目の御質問の装備品についてですが、まず基本的には装備品というのはバックカントリーを実施される方が携行されるものであります。捜索に当たりましては、今言いました捜索の機関がしっかりされておりますので、こちらのほうで装備がされているというものでございます。

そして最後に、冬山遭難救助の知識及び訓練についてですが、やはり専門的な部署がございまして、遭難救助に関する知識、訓練につきましてはこの捜索機関において実施するものであるというふうに認識しているところでございます。

○議長（東 千春議員） 清水議員。

○9番（清水一夫議員） 以上、質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 高 野 美 枝 子

令和5年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年3月15日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 水 間 剛 君
市 立 大 学 学 長 松 田 慎 司 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 佐 藤 美 香 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 岡 川 進 君
監 査 委 員

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川 村 幸 栄 議員

17番 黒 井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

支え合う、助け合う地域社会の構築について外3件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいりますので、よろしくお願いたします。

大きい項目第1、支え合い、助け合う地域社会の構築についてをお尋ねいたします。高齢者人口は2025年、3,677万人に達し、その後高齢者人口は増加傾向が続き、2042年には3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族による高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど高齢化の日常を支える取組がますます重要となります。そこで、高齢者をはじめ自立が難しい人々が安心して安全に暮らせるため支え合い、助け合う地域社会の構築について以下の質問をさせていただきます。

小さい項目2、日常の買物などへの支援についてであります。食品など日常の買物に困っている高齢者など支援をするため食料品などを自宅に届ける宅配サービスや地域を循環する移動販売カーの運行を進めるべきと考えますが、理事者の御見

解をお願いします。

さらに、自治体と介護施設とスーパーなどの商業施設が連携し、送迎に加え、店内での買物サポートにより外出に困難を感じる高齢者が安全に安心して外出できるよう健康増進にもつながると思いますが、理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目2つ目、認知症の人も家族も安心な地域について。認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されております。認知症対策は医療や介護をはじめまちづくり、教育、生活支援、権利擁護など総合的な施策を求められております。家族や友人の認知症の当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら認知症の人や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要であります。そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポートの養成、認知症に関する相談体制の整備など総合的な対策が必要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目3つ目、心のサポーター養成制度の充実についてであります。ここ数年社会問題としてメディアで多数取り上げられている8050問題です。80代の親が自宅に引き籠もっている50代の子供の生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうことも少なくありません。40歳以上の人は、そもそも自治体の相談窓口で受け付けてもらえなかったり、相談に乗ってもらえなかったとしても就労を目的とした社会復帰のプログラムにつながり、当事者がますます追い詰められてしまうという状況があります。ひきこもりや鬱病や新型コロナの後遺症の新型鬱病など精神疾患への正しい知識と理解を持って、心的外傷後ストレス障がいを抱えてしまった人を含めてメンタルヘルスの体調を抱える人を地域や職場で支える（仮称）心のサポーター体制の養成について講習会など積極的に展開し、適切な支援を届ける体制を整備すると考えますが、理事者の御見解

をお願いいたします。

ちっちゃい項目4つ目、ヤングケアラー等の支援についてであります。社会の高齢者や核家族の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しております。文部科学省と日本総研が小学校6年生と大学3年生を対象とした16人に1人がケアを行っている家族がいると答えております。ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけではなく、家族の介助や通院の付添い、薬や金銭の管理、兄弟、姉妹の世話と見守りなど生活のあらゆる場面にわたります。そのため、日常に自分の時間を持たずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障を来すなどケアを担う子供たち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。そこで、誰もが介護者となり得る現状において、介護する人、ケアラーが孤立することなく、当たり前の日常を送れるようにヤングケアラーやダブルケアラーを含め介護を支援するための相談窓口や家事支援体制の整備が必要と考えられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目5つ目、地域防災力の向上の取組についてであります。気象変動による災害の激甚化、頻繁化に対する人々の生命を守るための対策強化が必要です。近年気象庁では、洪水情報などより正確に、より早い段階で予想する体制の強化を進められております。そこで、気象庁の最先端の情報を活用して、災害時の高齢者や障がい者の生命を守る個別避難計画や事前に防災行動を時系列にまとめた新名寄市タイムライン防災行動計画の策定を進めることが重要と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

また、私も北海道防災マスターの一員ですが、名寄には女性の防災マスターがおられないと思います。女性の防災リーダーの育成により女性の視点が活かされた避難所の備蓄品の液体ミルクやおむつ、そして生理用品等々の確保など有意義と考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、障がい者の自立に対する支援についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第1条の基本理念の全ての国民が障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障がい者及び障がい児が可能な限り必要な日常生活を営むための支援を受けることができる。第2条には、市町村の責務が書かれております。障がい者が自ら選択した場所で居住し、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を計画的に実施することをとする。第3条には、国民の責務として全ての国民は障がいの有無にかかわらず障がい者が自立した日常生活、または社会生活を営めるよう地域社会の実現に協力するよう努める。名寄市の行政報告の中にも障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができる自立と共生の地域社会づくりを目指し、円滑な福祉サービスを提供するとあります。

そこで、5つの点について質問いたします。1つは幼児のおむつや高齢者のおむつは種類がありますが、小学校高学年の障がい児のおむつの大きさの種類や材質の種類を探す方法がなく、知っている薬局に頼み込むと、何とかサンプルを取り寄せていただいた。他自治体では、3年たつとおむつの能力が下がり、そのようなおむつを頂き、サンプルとして置いている自治体もあるそうです。そのような相談所にサンプルを用意する体制とおむつの補助の考え方、そして乳児と高齢者のように有料ごみ袋の無償の支給の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

2つ目には、本市では児童デイサービスの事業を運営されております。10名程度ですが、土曜日、日曜日が休日や予約をしても事業所よりキャンセルになった、またファミリー・サポート・センターでマッチングが合わず、使用がしづらいという意見があります。児童デイサービスの運営状況の考え方と今後の運営体制についての理事者の

御見解をお願いいたします。

3つ目、福祉団体の懇談会は行政として開催されておりますが、実際に障がい児を見ている父兄の話をお願いしたい、聞ける体制を取ってほしいという声があります。行政として、先ほどおむつの件もありますが、福祉用具の専門相談員の配置、相談窓口の設置の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目4つ目、全盲の障がい者から、点字ディスプレイが必需品であります。点字ディスプレイの補助の可能性について理事者の御見解をお願いします。

小さい項目5つ目、名寄市は、ヘルプカードを数年前から作りました。名寄市ヘルプカードが市民に全く浸透していないという思いが障がい者にはあります。懇談会でお話をお聞きしました。ヘルプカードの市民への周知、普及への考え方と今後の取組についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、安心して安全な除排雪体制についてお伺いいたします。除雪延長434キロメートル、排雪延長149キロメートルを実施、効率的で効果的な除排雪体制の確立、そして安全な道路空間の確保を図り、幹線道路ではこれまでどおり複数回の排雪を実施してまいっていると思います。幹線道路で複数の排雪が行われておりますが、救急車両が災害時に出動しても乗用車が1台しか通ることができなくなっている。安全上考えると、非常に厳しい道路があります。今回数々の人から指摘をされました。西1条本通、西2条本通、西3条本通、8号通、神社通、国道40号と非常に道路が狭く、安全上大変厳しいものがあります。特に西1条の郵便局より南方面、西3条の南9丁目から南全般、どこも原因を見るとマンション、商店、企業が逆側に雪を固め、雪を堆積している状況があります。片側11メートルの道路を埋め尽くしている状況でありました。市民から何とかならないのかという苦情が数十件来まし

た。交通安全の観点、救急体制の観点、ロータリー排雪には三、四倍の経費がかかっている状況にあります。業者への雪投げに対する規制、罰則を検討する体制や今後の取組について理事者の御見解をお願いいたします。

市民の皆様が使用する2トン以下の雪堆積場で軽トラックで雪を投げに行った方が、4トンダンプですが、平ボディの6トン以上の車体の個人業者の方が西14条の南9丁目堆積場に来ておられて、おまえらは来るなと言われ、うちに来ました。現状今は満杯状態で、投げる現状でありませんが、土曜日、日曜日の監視体制や道路への雪投げは法律や安全上、また警察の道路義務違反に関するというふうに思います。そのような業者への市民排雪場への出入りする規制外車両への罰則について理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目、働き方改革に関してであります。本年4月より週8時間労働のためトラック運転手不足で除雪体制の懸念されている業者が多数ありました。今後の除排雪体制の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目4つ目、奨学金の代理返還への支援についてであります。若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることが大切であります。日本学生支援機構の2022年度調査では、何らかの奨学金を受給している学生の割合は大学昼間の部で49.6%、短期大学部で昼間の部で56.9%に上り、卒業後の返還に悩む方が少なくありません。本年より安心して安全な子育て環境整備が国で打ち出されました。奨学金の代理返還制度の支援制度とは、奨学金を受けた社員に対し企業が返還額の一部、または全額を支援する制度であります。以前は社員の給料に上乗せする方法しかありませんでしたが、日本学生支援機構、2021年4月から企業が機構へ直接送金できる制度に改善されました。この制度により返還負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となります。一方、企業では若者の人材を採用し

やすくなるメリットがあると同時に返金、損金算入ができ、法人税の減額も見込まれ、奨学金の代理返還制度は奨学金の返還に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域の活性化にもつながる制度であると考えられます。そこで、地域の奨学金の代理返還制度の導入企業に対する行政からの支援制度、王子マテリア名寄工場従業員採用制度などを使った部分を創設し、学生と企業と地域社会の活性化と若者雇用への計画の活性化を図ることは大変に名寄市として有意義と考えられます。代理返還を行う企業への支援について理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） おはようございます。ただいま高橋議員から大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1、2、3、4については私から、小項目5は総務部長から、大項目2は健康福祉部長から、大項目3は建設水道部長から、大項目4は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、大項目1、支え合う、助け合う地域社会の構築について、小項目1、日常の買物などへの支援についてお答えをいたします。本市における高齢者等に対する買物支援としましては、外出支援サービスと介護保険事業の訪問介護の中でメニューの一つとして行っております生活支援というものなどにおいて実施をしているものと考えております。また、介護保険に該当しない方を対象に介護事業所が独自サービスとして買物支援を実施していたり、社会福祉協議会に属するボランティア団体、ほのぼのの倶楽部でも買物の支援を実施するなど、介護保険の認定者以外の方でも外出同行支援として利用できることとなっております。御質問の宅配サービスや移動販売車につきましては、市内の民間事業者において一定以上の金

額をお買上げいただいた場合になりますが、高いサービスを行っている事例、市外の事業者になりますが、事前に予約をした商品を自宅まで届ける移動販売などを行っている事例もございます。多くの高齢者を対象としたサービスについては人的、財政的に難しいと考えますが、地域的な問題や身体的な問題などによって買物などの外出が困難になっている場合は、その都度相談を受けながら必要な支援につなげるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、認知症の人も家族も安心な地域についてについてお答えをいたします。名寄市地域福祉計画では、住み慣れたこの地域で全ての市民が互いに支え合いながら自分らしく生きるための自立と共生の地域社会づくりを基本目標とし、計画を進めてきているところであり、認知症につきましても同様の理念の下、各種事業を行ってきております。平成20年度より実施をしています認知症サポーター養成講座は、令和4年度に8回開催しており、令和5年3月までの通算では養成講座を112回開催し、延べ2,474人のサポーターを養成してきているところです。本年度は、認知症サポーターの発展的な取組を目指し、これまでの養成者が中心となってチームオレンジを立ち上げました。今後当事者とその家族を支える仕組みづくりを進めていく予定となっております。平成29年度からは認知症の方やその家族が交流ができる場所、認知症カフェや認知症の方が適切に医療や介護サービスの利用につながるための流れを示しました認知症ケアパスの作成に取り組んできており、平成30年度からは市立総合病院医師や、作業療法士、地域包括支援センターの保健師などで構成する認知症初期集中支援チームをつくり、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するなど認知症施策の推進を図ってまいります。さらには、未帰宅の認知症高齢者等を地域で見守り、早期に発見できる仕組みである認知症高齢者等SOSネットワーク事業や安否が気

になる方などを発見することを目的とした市内事業者による地域見守りネットワーク事業など、相互扶助の取組や意識醸成への啓発活動を行ってきているところです。引き続き誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、小項目3、心のサポーター養成制度の充実についてお答えをいたします。基幹相談支援センターぽっけでは、障がいのある、なしや種別にかかわらず相談や支援に関する業務をワンストップで総合的、専門的に行ってきております。相談支援専門員が様々な相談に対し関係する機関と連携をして対応しており、広報なよろにおいてもぽっけについての周知を行ってきているところです。そのほかにも地域包括支援センターや保健センターなどそれぞれの関係部署においても、相談がありましたら関係する機関と連携をして対応しているところです。また、近隣市町村と名寄保健所で構成をする上川北部精神保健協会では、一人で悩まずに各市町村や保健センター、保健所へ相談ができるよう心と体の相談先を記載したポケットティッシュを作成し、関係部署の窓口には置いたり、健康まつりなどで配布をするなど周知に取り組んでおります。また、SNSでも相談できますよう北海道こころの健康SNS相談窓口も併せて周知を行っております。そのほか、名寄市健康増進計画「健康なよろ21」の心の健康や平成31年3月に策定をしました名寄市生きるを支える自殺対策計画においてもメンタルヘルスの取組としてゲートキーパーの養成や心の健康づくりなどについて推進をしてきているところです。心のサポーターの養成については、厚生労働省において令和3年度にNIPPON COCORO ACTIONとして地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進め、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的に心のサポーター養成事業を幾つかの自治体で試行的に実施をしてきているところです。令和6年度からは全国で

実施される予定となっており、令和15年度末までに日本全国で100万人の心サポーター養成を目指すとされております。心のサポーターとは、メンタルヘルスや鬱病など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚などに対する傾聴を中心とした支援者のことをいいます。国や道から具体的な通知などは届いてはおりませんが、情報収集に努めるとともに、国の動向を注視してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目4、ヤングケアラー等への支援についてお答えをいたします。ヤングケアラーは、家事の手伝いとケアラーとの境界線が判断しづらいことや介護などを行う本人にケアラーである自覚があまりないことから、表面化しづらく、実態把握が難しい状況にあります。子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校は、ヤングケアラーを発見しやすい場の一つです。各学校では、児童生徒の心身の状況確認や見守りを行っており、変化に気づいた際には関係機関と連携しながら状況の把握や家庭訪問などを行っていただいております。また、定期的な教育相談や個別面談を行うなど児童生徒がいつでも相談できる校内体制の充実も図ってきております。地域においても町内会や民生委員児童委員などから情報提供により、ヤングケアラーの可能性がある場合には家庭訪問を行うなど連携した取組を進めてきております。相談する窓口が学校であっても市役所や地域の方々であっても児童生徒が抱える内容に応じた適切な支援が受けられるよう関係する機関が連携を行っていくことが重要であり、そのためにも相談を受ける職員がケアラーに関する知識を学び、児童生徒に寄り添った支援ができるよう体制づくりを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目1の小項目5、地域防災力の向上への取組についてお

答えいたします。

議員御指摘のとおり、気候変動によりこれまでの想像を超える気象災害が各地で頻発する情勢において、命を守るための対策は重要であるものと認識しているところです。国からの情報等に関しましては、気象庁の洪水警報の危険度分布や国土交通省の川の防災情報などの情報提供がありますので、本市での避難情報の発令の判断基準の一つとしております。個別避難計画につきましては、健康福祉部と連携して計画策定の要領や避難支援等関係者との連携要領なども検証しながら、策定に向けて協議を進めているところです。今後地域の協力を得ながら、計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、タイムラインの策定につきましては、現在避難情報の発令に着目したタイムラインを運用しておりますが、近年激甚化、頻発化している水災害に対応するため市の防災行動を中心とした名寄市水害タイムラインの策定に向けて取組を進めているところでございます。

次に、北海道地域防災マスターについてですが、本市では現在1名の女性が登録されております。本年度の防災訓練では、女性登録者にも御協力いただいております。今後も北海道地域防災マスターとの連携を深めてまいりたいと考えております。また、女性の視点で災害対応が行われることは、防災、減災、災害に強いまちの実現に向けて重要であると認識しております。国の男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインも参考にしながら、女性をはじめ様々な視点からの取組を意識しながら、地域の災害対応力の強化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目2、障がい者の自立に対する支援についてお答えします。

最初に、小項目1、おむつ購入補助とごみ袋の

支給について申し上げます。重度障がいを持つ方の日常生活用具の給付については、障害者総合支援法に基づく名寄市重度障害者日常生活用具の給付に関する規則において実施しており、給付対象者は市内に居住する法に定める重度障がい者（児）1級及び2級などの障がい者と難病患者となっております。また、給付の対象となる方はストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な3歳以上の者で、高度の排便もしくは排尿機能障がいの者、または脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者と定めております。しかし、排尿や排便に関わる直接的な機能障がいがある方のほかにも意思表示困難などにより紙おむつを必要とする障がい者（児）もいることから、本市では医師の診断書による紙おむつの必要性が認められた場合、給付対象とする対応を取っておりますので、御相談ください。

次に、有料ごみ袋の無償支給についてですが、本市の紙おむつの支給決定対象者は本年2月末現在で19名となっております。今後有料ごみ袋の無償支給を実施した場合の対象者の想定や類似市の実態を調査研究してまいりたいと考えております。また、紙おむつの試着品の庁舎等への設置につきましては、おむつは多くのメーカー、種類があることや偏った商品あっせんとなることへの懸念、常備するスペースの問題から庁舎内への設置は困難と考えておりますが、個別の相談には今後も適切に対応してまいりますので、御理解をくださいますようお願いいたします。

次に、小項目2、児童デイサービスの運営についてお答えします。児童デイサービスは、障がい福祉サービスの障がい児通所支援として未就学児に対する児童発達支援と就学児に対する放課後等デイサービスがあり、日常生活の基本的な動作の指導や必要な訓練、創作活動や作業活動、地域交流の機会の提供などの支援を行う機関で、市内では2つの法人が児童発達支援と放課後等デイサービスのいずれも運営しているほか、市のこども発

達支援センターにおいても児童発達支援事業を実施しております。運営中には新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの影響などにより事業を一時休止した時期があったとの報告を受けておりますが、現在は通常どおり運営していると承知しております。市内の該当施設は、事業実施の際には北海道知事に申請をし、指定を受け、北海道の指導を受けながら児童福祉法に基づく人員、設備及び運営に関する基準を遵守して運営しているものと考えております。また、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、児童の預かりなどの援助を希望する利用会員と援助を行うことを希望する提供会員との相談援助活動に関する連絡調整を実施する事業で、社会福祉協議会に委託をして実施しております。本年2月末現在で利用会員170人、提供会員21人、両方会員15人の登録があり、会員相互の理解、協力によりマッチングの不成立については報告は受けておりませんが、一部スケジュール調整に時間を要した事例等が確認されております。今後マッチングの精度を高めるなどの課題について委託先との議論を深め、取り組んでまいります。

次に小項目3、相談員、相談窓口の設置についてお答えいたします。障がい児の保護者からの個別の相談については、基幹相談支援センターばっけの職員が話を聞き取り、対応しております。そのほか、保健センターやこども発達支援センターでも相談を受け付けており、連携して対応をしているところでございます。サービスを利用中の方については、定期的にモニタリングで家庭訪問を実施しておりますので、相談があればその都度対応しております。

福祉用具につきましては、障がい福祉サービスとして身体障害者手帳をお持ちの方や難病の方に対し身体の機能を補い、日常生活や就業活動を容易にするための補装具の購入や修理、貸与に必要な費用の支給を行っております。また、日常生活上の不便を補うための日常生活用具の給付を行っ

ております。福祉用具等の利用につきましては、基幹相談支援センターの相談支援専門員が随時相談対応や支給調整を行い、障がい福祉係において審査、支給決定を行っております。必要とする福祉用具等は、申請者及びその御家族等が医療機関や福祉用具の取扱業者の専門相談員などと直接調整等を行い、福祉用具を選定してもらっております。また、専門的な福祉用具などにつきましては、必要に応じて専門機関でございます北海道立心身障害者総合相談所により本市や旭川市などで開催されます巡回相談において福祉用具の相談や現物の確認などを行っていただいております。福祉用具等は種類がたくさん、多数あることから、申請者を取扱業者の福祉用具専門相談員や専門知識を有する専門機関につなぐことで必要な福祉用具が給付できるよう連携を取っていることから、本市における専門相談員の配置及び相談窓口の設置等については考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目4、点字ディスプレイの補助についてお答えします。点字ディスプレイにつきましては、先ほどの紙おむつの支給と同様に名寄市重度障害者日常生活用具の給付に関する規則におきまして文字等のコンピューターの画面情報を点字により示すことができる情報意思疎通支援用具として給付対象品目とされています。対象となる方は、視覚障がい者及び聴覚障がい者の重度重複障がい者、原則として2級以上の方で必要と認められる方としていただいております。

次に、小項目5、ヘルプカード普及への取組の強化についてお答えいたします。ヘルプカードの取組につきましては、ヘルプマークと併せまして平成30年4月から配付を開始いたしまして、令和5年2月末現在の累計でヘルプマーク148枚、ヘルプカード24枚の配付実績となっております。外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々が周囲の方に配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークに対し、ヘルプカードは緊急連絡

先や必要な支援内容などが具体的に記載をされており、どちらも周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるために有効な取組であると承知しております。市民への周知、普及につきましては、令和元年より毎年広報なよろ5月号に記事を掲載しているほか、ポスター掲示やチラシ配布を実施しております。今後につきましては、併せて名寄市ホームページによる周知も行っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは大項目3、安心して安全な除排雪体制についてをお答えいたします。

まず初めに、小項目1、業者の道路への雪投げに対する罰則について申し上げます。排雪作業は、積雪深がおおむね50センチメートルに達した時点で周りの状況を見ながらの判断で行うこととしており、公共施設や病院などが隣接していたり、学校の通学路として指定されている路線など幹線道路の排雪についてはシーズンで2回から3回の作業を行う計画を持って実施しているところです。排雪後に空いた路肩のスペースや交差点、道路の向かい側の雪山への雪出し行為については、市内全域で後を絶たない状況となっており、議員のおっしゃるとおり、西1条本通や西3条本通など交通量の多い幹線道路において特に状況が悪いことは認識しております。道路への雪出し行為は、道路幅員を狭めてしまうことや道路にはみ出している雪山を避けて通行することにより交通事故につながる可能性も高くなります。また、この道路への雪出し行為は道路交通法及び道路交通法施行規則により明確に禁止されており、罰則規定も設けられていることから、悪質な行為に対しては警察と連携して対処する必要があります。しかしながら、罰則や処分を適用する場合は違反者の特定及び違反の事実を証明する証拠が必要になることやもともとは道路除雪により民地側に寄せられた雪である場合が多いことを考慮し、まずは看板やの

ぼりの設置、チラシの配布など町内会とも連携して注意喚起を行うといった対応が適切であると考えております。今後におきましても雪出しの量や交通への影響を踏まえ、特に悪質と判断される場合は警察と連携した対応に努めるとともに、道路への雪出し行為の危険性については広報なよろの除雪や名寄市ホームページのほか国や北海道とも連携して周知の強化を行い、市民の安全、安心な生活空間が確保できるよう努めてまいります。

次に、小項目2、市民雪堆積場に入出入りする規定外車両への罰則についてお答えします。平成30年度より利用している西16条南9丁目の名寄地区市民雪堆積場については、搬入可能な量などを考慮し、受入れ時間は平日の10時から15時まで、トラックのサイズについては個人の場合は4トンまで、事業者の場合は3トンまでとさせていただいており、時間外や規定を超えるサイズのトラックは天塩川河川敷雪堆積場などに誘導しているところです。また、このことについては、ホームページや現地の雪堆積場に看板を設置して、利用時間やトラックの基準等の利用案内をしています。市民向けに開放している雪堆積場については、管理人を配置しておらず、名寄地区市民雪堆積場においても道路センター職員が運び込まれた雪の整地や積み上げ等の管理作業を行っておりますが、常駐をしているわけではなく、最低限の管理作業を行っている状況にあります。したがって、土日を含めて常時監視する体制を取ることについては難しいと考えており、平日のみの利用としておりますので、御理解願います。この休日の利用制限については、毎週金曜日の作業終了時に入り口を雪で塞ぐなどの対応も考えられますので、トラブルを回避するための対応を今後検討してまいります。

トラックの制限については、営業ナンバー、いわゆる緑ナンバーの4トン車が来た場合は天塩川河川敷堆積場などを案内いたしますが、自家用ナンバー、いわゆる白ナンバー車の場合は仮に事業

者であったとしてもその判定は困難であると考えております。また、トラックのサイズについては、現地で市の作業員が管理作業を行っている場合には車両に表示されている最大積載量の記載などを確認し、規定外の車両については天塩川河川敷雪堆積場への運搬を促しておりますが、車体に記載されている最大積載量を超える量を運んでいるかどうかを判定しようとする場合には、現場に管理人等を配置するなどの対応が必要になることから、現場で車両の規格を確認することは現状の体制では困難と考えております。そのほか、市民雪堆積場の使用を許可制にするなどの対応が考えられますが、市民利用者が不便になることから、まずはより多くの市民が気持ちよく利用できるような罰則などの規定適用ではなく、利用制限基準の見直しを検討するほか、利用方法や注意事項について利用者が確認しやすくなるように現地には現在よりも大きな看板を設置することとし、併せて広報なよるの除雪や市のホームページ、ラインなどの媒体の活用による利用方法の周知徹底に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、小項目3、働き方改革に伴う今後の除排雪体制についてお答えいたします。トラック運転手の労働時間等の労働条件については、平成30年に成立した働き方改革関連法の成立を受けて改正された労働基準法により時間外労働の上限規制が設けられ、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が令和4年12月23日に改正、令和6年4月1日から適用されることとなっており、拘束時間、運転時間及び時間外労働の規制適用になると承知をしています。このことにより長時間労働を是正し、働きやすい環境をつくり、生産性を向上させ、労働者の確保にもつなげようとするものですが、除排雪業務については工事現場の週休2日制の導入のように工期延長により対応できる部分はなく、深夜、早朝で、土日も関係なく対応をしなければならないため、時間外の適用につ

いては労働基準法の中で除雪作業は災害時と同様に例外規定として労働基準監督署への届出により労働時間延長が可能となっています。しかし、除排雪業務については市内業者よりオペレーターの担い手不足や人材が高齢化しているとの声が聞かれており、慢性的な人手不足と職員採用にかけられるコストの問題から人材確保に関して御苦労されている部分が多いのだと思われます。直接的な人材確保の部分については各事業所において御尽力いただき、道路管理者としては今後においても除排雪担い手育成確保事業による働き方改革を踏まえた除排雪従事者の人材確保支援を継続して実施をまいります。

また、将来的に除雪サービス水準を維持するため除排雪作業の効率化が大きな課題であると認識をしております。排雪作業においては今年度の名寄地区での排雪作業において遅れが生じ、市民の皆様にお不便をおかけいたしました。除排雪における国や北海道の道路管理者とも排雪時期の調整や除雪路線の相互乗り入れなどの協議を行い、業務の効率化に向けた再検証を行います。また、国の試験段階でもありますが、将来的には作業支援システムを搭載した除雪機械の導入により1名乗車が可能となるような省力化などの動向についても注視をまいります。除排雪業務は冬期間の市民生活を守る上で大変重要でありますので、除排雪システム導入によるデジタル技術の活用や市街地の雪堆積場の確保などにより作業の省力化を進めるとともに、既存の体制の維持のみにとらわれず除排雪方法の検証を続け、除排雪業務の人員不足や高齢化については国や北海道も同様の課題でございますので、情報交換を進めるなど様々な角度から持続的な除排雪体制について研究をまいります。

私からの答弁は以上となります。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目4、奨学金の代理返還への支援について、小項目1、

代理返還を行う企業への支援についてお答え申し上げます。

奨学金の代理返還制度は、本人が日本学生支援機構から貸与を受けた奨学金の償還金の一部を企業が直接返還することにより、これまで本人へ給付した際の所得税の対象とならずに企業の損金算入できる独立行政法人日本学生支援機構における制度です。また、総務省においては就職などにより地域に定着する人材を確保するため奨学金を活用した若者の地方定着を促進するため、奨学金返還を支援する自治体に対して特別交付税措置をする制度を策定しています。全道では、地元企業と連携した奨学金返還に対する補助事業に取り組む市は札幌市や釧路市など全道35市のうち7市となっており、人手不足が喫緊の課題となっている本市においてもこれらの取組について研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 大変御丁寧な答弁をいただき、ありがとうございます。時間がありませんので、ちょっと急いでやらさせていただきます。

まず、日常、買物、ある程度分かりました。でも、なかなか民間企業で一定の金額って、独り暮らしの方ってそんな量買わないのです。だから、買物に行けないという状況が増えている状況にあります。そして、町内会でも買物支援ということで何回かやられている地域もありますけれども、現状やっぱりそういう状況かなというふうに思いますので、この支援体制、ちょっともう一度進めていただくようお願いいたします。

あと、認知症の人も家族も安心の地域でありますけれども、まず先々月ですか、私床屋に行くときに神社通にまず車出ました。そしたら、おばあちゃんがつえを両手でついて、そしてちょうど出て真っすぐになったときに豊栄橋で顔面から倒れたのです。そして、車止めて、起こして、ここ血だらけだったから、おばあちゃん、救急車呼ぶか

らと言ってもいや、要らない、要らない、家どこなと言ったら曙橋のほう指さすのです、向こうだと。向こう、名前何ていうのと言ったら名前も言えない。そして、何分かしていくうちに2台、3台と止まってきて、何人かで介護して、それでみんながやっぱり病院行ったほうがいいと言うのだけれども、本人が行かないと。そして、家族いないのと言ったら家族いない、父さんは入院している。そして、家は向こうだ、向こうだということから、そして家の近くに何かないのと言ったら、H商店だということ、うちの町内会の店だということ、おばあちゃん、家まで乗せていくから乗ってと言って住宅まで乗せて、そして家の前除雪してあげて、乗せて、そして床屋さん行って、町内会長に連絡取って、こういうことがあったので、見に行ってくださいと。そして、行ってもらって、ここは血つけているけれども、大丈夫だというふうに言われたのですけれども、徘徊SOSネットワークがあってもやっぱりこういう状況というのはあるのでないかなと。これからどんどん、どんどんこういう方が増えていく状況になるので、この体制をしてほしいのとやはりそういう方々に、前も何回か言いましたけれども、分かる体制の、ネームプレートだとか、そういうものを持たす体制だとかというのを考えていないのか、ちょっと短い回答でいいです。お答えいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） 短い回答ということですので、あれですけれども、議員のおっしゃっていた認知症が分かるために何かカードを持たせるといのは少し人権的なものもあつたりしますので、そこについては少し研究はしなければいけないと思いますし、難しいのかなというふうにもちょっと考えております。ネットワーク事業等で地域全体で見守るといような地域づくりになりますけれども、ちょっとコロナ禍

で何年かできていなかった部分はあるのですけれども、今年度、令和4年度については久しぶりになるのですけれども、3年ぶりになるのですけれども、今寺町区町内会のほうでやらせていただいたということもあります。こういった町内会に対してこういうSOSの地域づくりということを、コロナ禍明けというふうに思いますので、毎年少しずつ増やしていければなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。しっかりと体制をつくっていただきたいなというふうに思います。私ネームプレートでなく、前言ったのはきっとバッジか何かのシールだと思います。全国でほとんどやっている体制のところもたくさんありますから、そういう体制を見てあげたほうが、私も町内会の高齢者、なかなか、近くの人分かりますけれども、うちの町内会すごく広いので、おばあちゃんを見てもちょっとどこの方か分からないという状況があるかなというふうに思いますから、SOS活動するためにはそういうものも必要かなというふうに思います。

あと、ヤングケアラー、分かりました。これは、うちの嫁も母が障がい者でしたから、ヤングケアラーでした。自分で言っています。なかなかこういう部分って本人から声出せないですし、さっき学校で家庭訪問だとか何かをしてやる。1週間前ぐらいのテレビ見ると、やはり地域との連携というのが一番大事だと言われて、地域の町内会との連絡体制と言われましたけれども、どれだけの連絡体制がつけられているのかちょっと分からないので、町内会との連絡体制をしっかりと設けていただければなというふうに思います。

また、気象の部分では名寄市の水害タイムライン、ぜひ進めていただきたいなと。個別避難計画は、本当に早急にやっていただかないと危ないなというふうに思いますので、お願いします。

あと、障がい者の部分ですけれども、ある程度

規定があるので、分かります。分かるのですけれども、先ほど重度障がいの方、難病患者の方はそういう排便、排尿、脳疾患の方々は対応になるけれども、あとは医師の診断が必要ですよということですから、もし医師がその部分が必要であればというのであれば採用されるという部分なのか。やはり障がい者の子供というのはきっと……この方は小学校今行っています、方でした。これから中学校行く。学校ですから、やはり絶対におむつは必要だと思うのです。こういう方々というのは、無償のごみ袋というのは絶対に私は必要でないかと思うのですけれども、その点短くお答えいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 壇上でも答弁させていただきましたが、議員のおっしゃる部分も分かる部分もございまして、今後類似市や関係機関等々の調査を行いながら研究してまいりたいというふうに思っていますので、御理解お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） それと、奨学金、ぜひ進めていただきたいです。これは7市あるといっても、本当に奨学金返済する大学生、喫緊の問題であります。ぜひ、先ほど部長が言ったように、やはり交付金制度も総務省でありますし、これやっていたら、企業に周知していただいて、進めていただくことをお願いします。

最後に、あと30秒しかないですので、除雪です。先ほど言いましたけれども、警察の部分だとかいろんな部分ありますので、これぜひ、罰則というよりも、どこで除雪やっているかというのはマンション経営者は分かっています。だから、ある程度その時期になったらここにやると訴えますよというような状況をつくったほうが私はいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

あと最後に、時間過ぎましたけれども、排雪業

者なのですけれども、ちょっと排雪業者の方々から言われました。三信さんの入っている業者のトラックでないと使えないという部分、だから一応今年もきっと3体制が2体制になったのはそこへの部分だと思うのですけれども、M業者さんがよそのP業者さん、車5台頼むわと。排雪忙しいから、違うところ行かなければならないから、言っても私はいいと思うのです。そこの体制をやらない限り3体制にはできないのかなというふうに思いますので、そこら辺ちょっと研究していただいて、しっかりとした安全性のある市民が快適な道路をつくっていただくことをお願い申し上げ、終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

地域経済の活性化に向けて外1件を、塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

大項目の1、地域経済活性化に向けてお尋ねをいたします。新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過しましたが、いまだ厳しい財政状況が続いており、その要因はコロナの長期化に加え、様々な国際情勢の変化、各種エネルギーの高騰や物価高騰など影響は多岐にわたり、市民生活はもとより、社会経済活動に大きな変化をもたらしており、今後においてはポストコロナ社会を見据えた社会経済活動に対応していく必要があると考えています。

小項目1、厳しさを増す地域経済の現状把握とその対応について。1点目は、本市経済の現状をどの機関とどのように把握しているのかお知らせください。

2点目、名寄商工会議所による行政施策に関する要望では、さきに述べたとおり、厳しい経済状況が続く中、事業者への資金繰り対策など喫緊の課題解決や地域循環型経済の実現に向け、行政と

さらなる連携強化に関する要望となっています。特に重要なのは、緊急要望として地域経済活性化緊急対策について示されており、その受け止めについてお尋ねをいたします。

次に、小項目の2、経済の好循環に向けた消費喚起についてお尋ねをいたします。昨年12月の第4回定例会において、消費喚起対策について質問をいたしました。回答では、地域経済の厳しい状況は理解しているけれども、経済団体等からの特段消費喚起に対する要望はなかったとの答弁でした。しかしながら、本年2月3日、名寄商工会議所が実施をいたしました飲食店の持続的経営に向けた応援事業、飲食チケットプレミアムの販売が実施をされました。経済団体等から特段要望はなかったとの答弁から1か月半、経済団体が経済の循環を目的として実施をしたことへ、この受け止めについてお聞きをいたします。

また、消費喚起策が必要か否かについて、本年3月に向けての状況など今後は分からないとしながらも、関係機関、金融機関も含めたサポートネットワーク、会議所、商工会議所と市内の経済状況をその時々での把握に努め、消費喚起策が必要かどうかを含めて適宜必要かつ持続可能な対策を講ずる考えを示していましたが、市内経済の好循環に向けた消費喚起を促すための消費誘導の支援策について考えをお聞かせください。

次に、大項目の2、行財政改革と財政運営についてお尋ねをいたします。名寄市の財政は、人口減少やそれに伴う生産人口の減少から自主財源の確保も厳しく、また少子高齢化に伴う経済構造の変化や各種エネルギー、資材高騰、物価高騰などの影響もあり、公共施設、公共インフラの老朽化、長寿命化への対応など本市の財政運営は厳しさを増す状況となっており、健全で持続可能な財政運営のための対策が急がれます。

そこで、小項目の1、行財政改革の推進についてお尋ねをいたします。1点目は、職員の定数管理について、令和4年4月1日現在の職員数につ

いてお知らせください。

令和5年度から始まる職員の段階的定年制の導入や再任用制度を踏まえた職員の定数管理の在り方について、また定年年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられる経過期間中の新規採用はどうなるのか、今後の職員の定員適正化に向けた計画についてお考えをお知らせください。

2点目は、第2次名寄市行財政改革推進基本計画（後期実施計画）、令和5年から令和8年までの4年間の示されました。組織機構に関する見直し状況、今後の方向性についてお知らせください。

また、前期実施計画でも推進項目に挙げられていた民間活力の導入について、市民文化センターENRAYホールは建設から8年が経過をいたしました。指定管理制度導入の方向についての協議、検討やPFI等の手法による公共サービスの提供などに関する考えをお知らせください。

次に、公共施設等総合管理計画の進捗状況について。計画の策定から6年、公表された成果指数は令和3年度までの削減実績は0.6%にとどまっておりますが、栄町55団地4、5号棟の解体、学校、遊休施設の処理対応などについて、計画によると公共施設延べ床面積の13%削減は令和17年度の計画終了まで残り8年となっております。公共施設の改築、複合化、長寿命化など議論に基づく縮減計画の方向性を早期に示すことは、市民理解を得るためにも必要と考えます。公共施設の縮減は、今後の財政運営にとって大きな影響を及ぼすことになると考えております。考えをお聞かせください。

次に、小項目の2、健全で持続可能な財政運営について。毎年11月、名寄市中期財政計画が示されますが、健全な財政運営を図るための適正な公債費負担と財政規律についてお尋ねをいたします。

予算編成において、自主財源の減少など財源確保が難しい中、支出の拡大が想定され、基金を取

り崩しての財源確保となっております。賃金のベースアップや燃料高騰による義務的経費などの拡大や社会保障費の拡大が想定されますけれども、今後の予算編成における影響が懸念されます。また、次期廃棄物中間処理施設整備に係る負担は39億9,000万円と示されており、他にも大型公共事業の整備や老朽化が進む公共施設の整備が求められておりますが、それらを含めた負担を見据えて対応についてお知らせください。

増え続ける実質公債比率の推移と今後の見通しなど、公債費や基金の推移など、今後の諸課題への備えのため財政規律を見直しましたが、将来の負担の懸念は払拭されておられません。市債発行は、言うまでもなく将来への借金です。将来の健全で持続可能な財政運営を進めるための対応についてお考えをお聞かせください。

以上、この場から質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 塩田議員から大項目で2点御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、地域経済の活性化に向けて、小項目1、厳しさを増す地域経済の現状把握とその対応についてお答え申し上げます。市内経済状況について、本年2月、名寄商工会議所が公表した景気景況調査報告によると、令和4年10月から12月期の実績は全業種平均で前回調査と同じ値、マイナス22.6ポイントとなっておりますが、令和5年1月から3月期の見通しは3.7ポイントの好転と原材料価格やエネルギー価格の高騰など依然として不安要素はあるものの、コロナ禍からの回復に対する期待が高いことがうかがえます。また、同月に北星信用金庫が発行した景況レポートによると、新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査においておおむねの業種で業況改善傾向にあり、コロナウイルスによるマイナスの

影響があると回答した企業が前回調査時より減少しています。昨年12月に名寄商工会議所からいただいた要望では、緊急要望として地域経済活性化緊急対策について原油価格、物価高騰は市民生活をはじめ運輸業などを中心に経営を圧迫しているほか、燃料、電気などの冬の需要期を迎える本市においてはあらゆる産業への一層の影響が見込まれるとして、原油価格、物価高騰などに対応した経済対策の実施、中長期的な資金需要を見込んだ資金調達支援の継続、アフターコロナに対応したデジタルトランスフォーメーションなど新たな事業展開等への取組に対する支援など6項目について要望をいただきました。本市として同会議所の要望を重く受け止め、本年2月に加藤市長から藤田会頭に文書をもって回答したところでございます。

次に、小項目2、経済の好循環に向けた消費喚起についてお答え申し上げます。消費喚起策として、名寄商工会議所においては本年2月、新型コロナウイルス感染拡大の影響で客足が遠のいた飲食業界を支援するため総額1,250万円のプレミアム付飲食チケットを発行しました。具体的には、3,000円で5,000円分の飲食チケット2,500セットを会員企業と従業員限定で先行販売した後に一般販売をし、一般販売開始後早々に売り切れたとのこと。また、商品券の換金については即日現金化する体制としてっていると伺っております。このような経済団体の自主的な取組を通じて市民の消費が喚起され、市内経済の好循環につながると同時に、飲食業の皆さんにとっては年度末を控えたこの時期に現金収入を得られることは特筆すべき好事例として敬意を表するところでございます。新型コロナウイルス感染症については、国は大型連休明けの5月8日から感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることが決定しました。イベントの規制やマスク着用のルールなどが見直されており、感染対策を継続しながら

各種イベントが少しずつコロナ禍以前に戻ることに伴う地域経済の活性化に期待をしているところでございます。引き続き国や道の施策を注視しながら産官金連携による経済サポートネットワークにおいて金融機関と情報交換するほか、名寄商工会議所、風連商工会とも連携し、適宜必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、行財政改革と財政運営について、初めに小項目1、行財政改革の推進についてお答えいたします。

本市では、新名寄市行財政改革推進計画に基づき、合併に伴い増加した職員数の適正化のため平成21年度から平成26年度までに69人の職員定数の削減を実施しました。しかしながら、平成27年度以降は国や道からの権限移譲に伴う業務量の増加や厚生労働省が進める年次有給休暇の年間5日間の取得の義務化、時間外勤務の上限時間の設定などの働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの取組の推進などの影響により大学、病院を除く平成26年の職員数305名から令和4年4月1日現在では32名増の337名となっております。また、地方公務員法の改正により令和5年度から定年年齢が2年に1歳ずつ、段階的に65歳まで引き上げられることになり、併せて定年が段階的に引き上げられる経過期間については現在と同様に65歳まで再任用制度が適用されることから、年齢による退職者が出ない年度も想定されるところであります。一般的に定年延長対象職員や再任用職員も一般職員と同様に定数条例に定める定数内の職員となることから、新規採用を抑制しない限り一時的に職員数が増えることとなります。しかし、職員の新規採用を抑制することは組織の年齢構成にゆがみが生じ、将来的に市民サービスの低下を招くおそれがあることから、若干の前倒し採用も含めて、この経過期間についてはバランスを取りながら職員の新規採用を行っていく

こととしております。今後の定員適正化の計画についてですが、現在のコロナ禍の状況や働き方改革のさらなる進行、加えて急速なデジタル化や業務改善に向けた取組など自治体の業務内容や手法が大きく変化しようとしている現状において、中長期的な定数管理の在り方の検討は難しいものと考えておりますので、御理解願います。

次に、組織機構の見直しの状況については、庁内組織を横断する形で施策を展開する必要があることから、平成30年7月に総務部に総合政策室を設置し、平成31年4月には総合政策部を新設しました。それに伴いスポーツによるまちづくりや人口減少対策をよりスピード感を持って推進するため、総合政策部にスポーツ合宿推進課や移住定住業務を関係部署から移管しました。直近では、令和3年4月に総務部、総合政策部、市民部間で事務分掌の変更を行ったところであります。そのほかにも組織機構の見直しに係る職場会議による意見などに基づいて事務を移管したケースもあり、毎年度議論を行い、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう体制づくりに努めているところです。

次に、民間活力の導入について申し上げます。市民文化センターは、平成27年度の西館開館に併せて西館の管理運営について民間活力を活用し、柔軟で機能的な運営や企画ができるよう株式会社エフエムなよろに業務委託をしております。市民文化センターの指定管理者制度の導入についてですが、指定管理者制度は民間のノウハウを活用することで多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応や住民サービスの向上と経費の削減等が図られる効果があるものと認識しております。一方、一般的な課題として経費削減の優先によるサービスの質の低下や指定管理者変更による施設の運営や様々な事業の継続性の問題なども挙げられております。そのため、まずはこの間の業務委託に対する検証を行うとともに、これまで以上に市民サービスの向上と効果的な施設管理運営となる

よう、他市の状況なども参考にしながら、庁内において指定管理者制度などをはじめとした市民文化センターの管理運営の在り方について検証していく必要があるものと考えておりますので、御理解願います。

次に、PFI導入につきましては、行財政改革推進基本計画の実施計画においてPFI等の手法による公共サービスの提供について検討を行うとしておりますが、なかなか進んでいない状況であります。過去には、市立総合病院の医師住宅において民設民営で整備した例もございますが、本市の規模では事業者間の競争原理が働かず、PFI制度で期待されている事業費の削減に結びつくほどの効果が期待できるものとはなっておりません。しかしながら、民には民の、官には官の強みがありますし、人口減少社会の中で地域の暮らしを守るにはPFI、PPP、指定管理者制度など民間活力の導入は有効な手段の一つでありますので、今後も必要に応じて民間活力の活用について協議してまいります。

次に、名寄市公共施設等総合管理計画の進捗状況について申し上げます。平成28年度、計画策定時に基準とした平成26年度末の公共施設の総延べ床面積32万4,238平方メートルに対し現在取りまとめを了している最新年度、令和3年度末現在の総延べ床面積は32万2,216平方メートルとなっており、床面積で2,023平方メートル、率にして0.6%の縮減となっております。これは、大学図書館などの新規整備があったことのほか、公営住宅や学校施設等の更新に際し現在の基準が過去のものより1人当たりに必要な面積が増加したことなども総延べ床面積の縮減が進んでいない要因の一つであります。利活用の予定がない施設の取壊しが進められていないことも総延べ床面積の縮減率が低い要因となっております。利用目的での使用を終了した施設については、売却、貸付け等が見込めない場合取壊しを基本とする考えは公共施設等総合管理計画策定時

から変わっておりませんが、施設整備に対し取壊しに係る財源が確保できず、なかなか延べ床面積の縮減が進んでいない状況でございます。主な施設それぞれの対応方針につきましては、施設の劣化状況や修繕必要箇所の把握を行い、令和3年3月に策定した個別施設計画にてお示ししているところでございます。市立名寄図書館や児童センターなど集約化、または除却を検討するとしての施設につきましては、現在名寄市公共施設等再配置計画の推進に向けたワークショップなどで具体的な議論中でありますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、健全で持続可能な財政運営について申し上げます。令和5年度予算案は、令和4年11月1日付で発出した訓令のとおり市民の安全、安心な暮らしを支えていくために健全な財政運営を確実に維持していく必要があるとの考えを基本的な考え方の一つとして予算編成に当たりました。経常的経費を中心に十分な精査と事業の選択と集中を図りましたが、昨今の燃料費や電気料の高騰のほか、社会保障施策に要する経費の増加や老朽化が進行している公共施設への対応など課題が山積している状況であり、財政調整基金約5億3,900万円など多額の基金繰入金を計上しての予算となりました。本市では、多額の事業費を要する次期廃棄物中間処理施設整備事業のほか、認定こども園等整備事業、智恵文小中学校整備事業、名寄中学校整備事業などの大型事業を抱えているほか、そのほかの老朽化施設への対応についても議論を進めていかなければなりません。平成28年度に策定した財政規律は、将来への過度の負担を残さず、持続可能で健全な財政運営を維持するために必要不可欠なものでありますが、この財政規律を遵守しながらこれらの大型事業を展開していくには必要な事業の中止や縮減、先送りをしなければならない状況です。このような事業調整は、市民生活に直結する行政サービスの低下につながり、地方公共団体としての責務を果た

さないことになるばかりか、市内事業者の受注機会の減少とそれに伴う地域経済への影響が懸念されるとともに、除排雪業務に携わる人員不足につながるなど市民生活に大きな影響を及ぼすことから、令和4年11月に市債発行額、財政調整基金、減債基金の合計残高の下限額について財政規律の見直しをしたところでございます。また、実質公債費比率の推移ですが、合併後の平成19年度は18.9%で、そこから平成28年度の8.2%まで順調に減少してきましたが、平成29年度からはEN-RAYホール整備に係る市債の償還が始まったことなどから上昇傾向に転じ、令和3年度には10.2%となっております。大学図書館や風連中央小学校など大型事業が続いたこともあり、上昇傾向はしばらく続き、令和5年度には11.4%、名寄市総合計画（第2次）後期計画期間の最終年である令和8年度には11.8%になりますが、財政規律で定めた上限値13.0%には達しないものと推測しているところであります。今後におきましても、厳しい財政運営が続くものと推測しておりますが、見直しを図った財政規律をしっかりと遵守し、持続可能で健全な財政運営を維持するため経常的経費を中心とした費用の精査、事業の選択と集中に努め、自主財源及び特定財源の確保に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。答弁内容の確認含めて再質問をさせていただきます。

経済に関してでありますけれども、確かに商工会議所、それから金融機関からレポートが出ているというふうなことを参考にしているというふうなことで、景気は徐々に回復傾向にある、これは新聞等でも把握をしていますし、もっともだなどというふうに思います。ただ一つ、そのことはちょっと置いておいて、今年の2月3日に飲食チケットプレミアム、これは実際自主的な取組というふ

うなことで、そういう意味でいうと敬意を表するというお話でありました。私が昨年12月に質問した背景は、11月に町内会との意見交換会があって、そのときにこのことについて一部の方からぜひお願いをしたいというふうなこともあって、質問をさせてもらいました。その中で回答いただいた部分としては、特にその期間、今でいえば商工会議所等々だと思えますけれども、そちらからは特に要望なかったというふうに言っておられました。回答ではそうです。しかしながら、年明けて1か月半ですぐ動き出して、2月3日に販売が始まった。何のために販売をしたのかと。御答弁のとおりであります。この部分の受け止めという部分でちょっと私合点がいていませぬので、もう一度御答弁いただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 消費喚起策に対しての昨年第4回定例会での御質問に関連して再質問いただきました。昨年の第4回定例会の御質問のときにもお答えさせていただいた要望がなかったといった私の答弁ですけれども、消費喚起策に対しての要望がその時点でなかったことと、それから商工会議所さんからの要望の中にもいわゆる消費喚起策についての要望はなかったところです。一方で、先ほど答弁させていただきましたが、名寄商工会議所による景気景況調査ですとか、北星信用金庫による景況レポートなどによりますと、一定の先行きの見通しというものがあって、私どもとして、あの時点でも答弁させていただきましたけれども、その後2月に入って、商工会議所さんが御自身の取組として飲食チケットを発行されて、これについては会員企業と従業員限定の先行販売の後の一般販売も早々に売り切れたといったところからすると、それなりの需要もあり、一定の消費効果もあったのだらうと思っております。先ほど答弁させていただきましたとおり、敬意を表するところでございます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 確かにプレミアム商品券のこの対策については令和2年に3回にわたって実施をして、効果があったというふうにこれまでも評価に値するという形で進んでいます。だけれども、いろいろ情報交換するという部分でいうと、確かに金融機関から出ている情報なのかもしれませんが、産官金連携なよろ経済サポートネットワーク協議会ですか、この協議会があって、その中でいろいろ情報交換しながら議論していくというふうな部分だと思えますけれども、その中で消費喚起策ということで位置づけではなかったかもしれないけれども、これに伴う部分として対策を講じてほしいという要望は出ていませぬでしたか。9月15日です。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 産官金連携なよろ経済サポートネットワーク、9月15日のところで消費喚起策ということについての具体的な要望はなく、その中で様々な議論はさせていただきましたが、そのときの経済の状況、物価高騰もありましたけれども、消費喚起策というところではその中では議論はなかったところです。ただ、先ほど議員からもありましたとおり、これまでに3回のプレミアム商品券事業に支援をさせていただきました。その3回といいますのは、最初は飲食店に限定したもの、2回目は業種を限定しないもので、3回目が一部を飲食店に限定したものということで、それぞれに課題があったということは前にも御答弁させていただきましたが、その消費喚起策についてはどこをターゲットにといいましょうか、どういった分野を支援するもの、目的であるものなのかいいのかですとか、あるいは消費喚起策としてプレミアム付商品券以外にいい方策があるのかですとか、そういったことも含めて名寄商工会議所ですとか風連商工会、そして今申し上げていただきました産官金連携の会議体において金融機関の御意見も伺いながら、適宜適切かつ持続可能な対策は取ってまいりたいと考えてお

ります。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 出た、出ないという話をしてもしょうがありませんから、ただ一つ市内の経済の状況、この部分については商工会議所も行政施策に関する要望も中でも触れているというふうな部分も含めてやはり厳しいのですよということだと思のです。確かに金融機関等々から出ている景気景況の関係についてはよく見える部分かなというふうに思いますけれども、このことについても今年の12月の質問で答えいただいた部分からすれば、今後の部分分からないけれども、適宜その状況を把握をして対策を講じていくというふうに答弁ありました。それからすると、全体の名寄の経済の今の状況がどうなのかという把握をする一番のツールは、サポートネットワークではないですか。会議ですよ。皆さん集まっています。商工団体が集まって、行政が出て、金融機関も来て、いろいろ情報が出てくるわけです。どういう対策を講じたいかということも含めてその会議の中で話し合われる部分かなというふうに思うのですけれども、9月15日以降開催していますか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 産官金連携の協議につきましては、3月6日に集まってお聞きいただきまして、御意見を伺いました。その中では、物価高騰、あるいは特に電気代の高騰が響いているというお話ですとか、やはり人手不足が先にまづきでしまっているのだといった御意見もある中で、5月8日以降の、その前、3月13日にマスクのことについて全国的に緩和されましたけれども、そういったことを踏まえ、飲食店の中では大口の予約が増えてきたとか、あるいは大皿での提供もできるようになったといったことで歓迎する声があることと5月8日以降のものについては期待する声があるといった御意見があったところですので、そういった御意見も踏まえながら対応策

を考えていきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 3月に開催したのですね。ただ、このサポートネットワーク協議会、これいろんなやはり、今それぞれ燃料高騰だとか物価高騰だとか様々に変わっているわけです。そうすれば、この会議を適宜本当に開催をして、その状況把握をして、早めに手を打たなければならないという、そういう部分なのかなというふうに思っていて、何で9月15日以降全然開催していないのかなというのが私の素朴な部分で、質問させていただきました。ただ、その中でもいろんな話が恐らく出ていたのでしょうか。ただ、一つやはり経済を動かすというか、このコロナの関係で融資を受けた部分について、前も話していますが、償還始まっている。結構大変なのです。お金を返すわけですから。やはりそういうふうな部分でいうと、経済をどう動かすか、誘導していく、これ大事だと思うのです。その部分真剣に本当に話し合っ、手を打つ、これは必要だというふうに思っています。そのうちの一つとして、やはり景気誘導策、消費喚起というふうなことで、質問の中にも入れさせてもらいましたけれども、それに対する考え方というのはお示しというか、答弁にはなかったと思いますが、再度そのことについてお聞きをして、この部分については終わりますが、お聞きをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 消費喚起策ということにスポットを当てての御質問でしたけれども、この間、特に4月以降国際情勢の変化等による燃料高騰によって物価が高騰していったと。コロナ禍があって続いていたわけですが、コロナ禍のときには様々なプレミアム付商品券も含めた喚起策もやらせていただきました。ただ、今回の物価高騰に関しては、全市的に市民の皆さんが大きく影響をかなり受けているのだろうというようなやっぱり判断も我々の中でさせていただいて、も

ちろん業界の中でいろんなそうした連携会議の中での要望、御意見も聞かせていただきましたし、各それぞれの団体でいろんな要望も実は今回いただけてきたところでありまして、業界、業界にそれぞれ絞ってやるということがなかなか難しいというような判断も含めて、9月以降に我々としては迅速にそうしたことが対応できる対策としてまず水道料金、下水道料金の基本料金の減免と併せて燃料高騰対策ということで、市民の皆さんに1万円分の使える商品券ということをしていただいた。このことによって下支えプラス消費喚起策ということで、我々としてはこういう判断をさせていただいて、少しでもそうした市民の皆さんだけでなく、これは企業の皆さんにとっても使える支援であったというふうに思いますので、そうした幅広い支援をさせていただいたということでありまして、しっかりといろんなお声もいただきながら、その中でどこに限られた財源を使うかというようなことで、今回こういった支援をさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 市長から答弁をいただきまして、内容は重々理解しています。ただ、特化してやるというのが難しい部分というのはあると思いますけれども、やはり経済をどう動かしていくのかというところで判断をしていただきながら適切な行政施策を講じていただきたいということで要望して、この部分については終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、行財政改革の部分について、これは行政改革と、それから財政運営というふうな部分で分けて御質問させていただきたいというふうに思います。まず、行政改革の部分でありますけれども、まず職員の定数の関係についてお聞きをしました。現状4年4月1日現在で337名というふうなことで御答弁ありました。実際に定年制が65歳定年ということで、恐らく令和13年か

14年にはこれはずっと実施をされていくというふうな部分になろうかと思えます。そうすると、その分の当然再任用もあるし、辞める方もいるし、再任用もいるし、それから再任用終わって辞めていくという部分もあると思います。新採の関係については、新規採用もそこはしっかりバランスを持って考えていくということでありまして、これについては重々理解をいたします。ただ、始まる、65歳定年が恒常的に始まっていくわけですが、そのときの想定される職員数についても分かったら教えていただきたいのですけれども、つかんでいますか。きちっとしたつかみはできていないと思いますけれども、もし分かれば。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） これからそういう定年延長制度が始まったり、今再任用でいる方もいますし、いろんなパターンがあって、令和、これから約10年後ですか、65歳の定年制度になっていくという形であります。その間にいろいろデジタルの関係ですとかいろんな要素が考えられるところでありまして、今の段階、今令和4年4月1日で337人という形にしたのですけれども、これからの業務の関係もありますし、デジタルで効率化される部分もあろうかと思えますので、ちょっと今の段階でその頃の部分についてはまだ想定している数字はないということで御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 分かりました。それでは、組織機構の見直しという部分については、これまでいろいろ取組をしてきているという部分です。昨日、おとといの質問や何かでも出ていましたけれども、やはり物流の拠点化、それから再生可能エネルギー、そして最初にあったのは3つの中でもう一つはデータセンターというのがあったですね。こういうふうな部分で名寄市も地の利を生かして、ぜひ他の企業から参入していただきたいというふうな思いから条例も、これは誘致

の条例を変更し、かつそれに関する特例条例というふうな部分で進めてきているわけでありませけれども、名寄に、ここに来たらどんないいことがあるのかなということも含めて、立地の条件というか、状況というか、それもきちっとやはりPRしていかなければならないのではないかなというふうには思います。それからちょっと離れるかもしれませんが、やはり物流拠点というふうなことになる国交省になるでしょうし、それから経産省も関係が出てくるのだらうというふうに思います。過去にはそういう国の機関に職員を派遣をしてきているわけですから、そういうふうな部分で、ここ派遣がないのですけれども、派遣というふうなこと、国の機関に出向いて研修といたしましうか、してくることによって旬な情報もしっかりいただけるというふうなことで、それを生かした、今石橋総合政策部長が随分戦略を立てて営業しているという状況はあります。それもやりやすくなるなというふうな部分もちょっと考えるわけですが、この派遣について考え方あれば教えてくださいたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 派遣についての考え方ということでありまして、今現状におきましては杉並区ですとか、あと鶴岡市ですか、鶴岡市、派遣、2年間相互交流しているという部分であります。過去には経産省のほうに、それは相互交流ではありませんでしたけれども、1名派遣していたということで、それが2年1期で4年で続いたのかなと思います。北海道との交流なんか、今道職員の方1人来ていただいておりますし、新年度からもそういうことも考えているところございまして、そういう機会があれば、ぜひそういう形でできればいいと思っています。ただ、相互交流になれば向こうからも1人来るといふ形になるのですけれども、そうならないと1人行ってしまうという形、それに効果も、おっしゃるとおり、あろうかと思っておりますので、その辺のほうも考えな

がら、その後1人いなくなればまた誰か採用しなければならぬだとか、そういうことも考えることも必要になってくるかもしれませんので、そういう様々なことを考えながら、ただおっしゃるとおり、派遣については有効な手段だと思っておりますので、そういう機会を捉えて、実施していければと考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ぜひ庁内で協議をして、進めていけるものであれば進めていただきたいというふうに思います。

それから、民間活力の導入というふうな部分で、これはEN-RAYの文化センターの部分でいうと、EN-RAYの部分について今答弁があったとおりであります。この部分についても、維持管理等も含めてどんなふうこれからできることがあるのだらうというふうなこともやはり協議を進めていくということは必要だと思うのです。そういうふうな民間に任せていけるものであれば任せていくということが必要だと思いますし、この部分についてぜひ積極的に、いつから始めるということは言い切れないというふうに思いますけれども、この部分についてはしっかりと、相手もいることですから、当然請ける側もマンパワーなかったら請けられないわけですから、だからいつ頃想定してこんなことできるのかということも含めてやはり協議をしていくというのは必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、PFIに関して言えば、実際に利点と、それから小さな2万7,000ほどのまちでは何ができるのかという部分や何かはあるとは思いますが、しかしながら、PFIの導入して、民間活力ということで、実際に改革の中に挙げているわけですから、議論も進んでいませぬというふうなことではなくて、やっぱり進めていただきたいというふうに思います。実際にこれと合致する

かどうか分からないけれども、まちづくり会社が今設立されて3年たちます。特にこれぞという部分ではないわけですが、設立当時はやはりいろんなことを考えて、そして行政とも相談をしながらというふうなことで進めてきたのかなというふうに思っておりますので、この部分については今後どうできるのか、何ができるのかということを含めて、やはり真剣にと言ったらおかしいですけども、しっかり内部で協議をしていただきたいというふうに思いますけれども、再度御答弁をいただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今おっしゃられたまちづくり会社ですか、令和2年10月に設立されたということで、公共施設の再配置ですとか中心市街地の活性化ですとか、そういう官民連携事業を目的に設立されたということだったと思います。先ほども申しあげましたけれども、なかなか進んでいないということをお話しさせていただきましたが、民間活力の導入につきましては指定管理者制度も含めて有効な手段の一つと考えておりますので、事業提案などがあつた場合には協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 事業提案、こちらがするとか向こうからもらうとか、どっちが先なのか分からないですけども、やはりそこのところはしっかり議論をしていていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

あと、実際財政運営に関して言えば、財政規律も見直しましたし、28年の財政規律、そして30年ということで、枠的というか、市債の発行についてはその年度に支払う元金相当額が上限というふうなことで、それ以上後になる借金は抱えませんよというふうなことで進めてきて、しかしながらこんなにいろんなことが社会変化に伴って

起きています。ですから、この部分については非常に厳しい状況は続いていると思います。これまで私も質問をさせていただく中で、公共事業の関係については平準化をお願いして、平準化をしていく努力しますよということで、平準化について考えていただいたし、それから官公需受注の機会の確保というふうなこともやはり市内の事業者を守っていくのだというふうなことで御答弁をいただきながら進めてきました。それに、住民サービスというか、低下をさせないというふうなことで考えていくと、やはり当初計画していたものがなかなか思うようにできない。先ほど答弁にもあつたとおり中止なり、それから中止とか先延ばしみたいなというふうなことも考えられるというふうな話がこれまでもありました。しかしながら、地方自治の責務としてやはりしっかりそこは守っていかねばならないかなというふうなことで、基本的に言う財政規律を守って頑張るといふふうなことできたのかなというふうに思っています。ただ、答弁にもありましており、中間処理施設の関係なんかで思わぬ大きな買物をしなければならぬというふうな部分や大型事業もあります。それから、総合管理計画、この部分について、これは私の中では正直維持管理費を削減していくため、床面積が減ったからってではどこが減るのですかというようなことになっていくと思うので、一番の部分を経費を削減してかからないようにするというのが結局財政負担を重くしないというふうなことになるかなというふうに思いますし、それから個別計画、老朽化しているというふうなことで、これも要するに40年、50年の公共施設たくさんあります。したがって、そこを何とかしなければならないというふうな部分で金がかかるといふふうなことで、全てにおいて歳出の部分でいうと義務的経費が上がっていくというふうなことで苦しいことばかりであるけれども、ただだからといって、たしか去年の4月の部分でいうと財政

規律の関係で佐藤議員から質問あったときにやはりその都度しっかり立ち止まって考えていくというふうなことで、何でもかんでもやらなければならないということでは導入するというではないのだというふうに私は理解したのですけれども、その辺の部分について考え方もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今議員おっしゃられたとおり、財政規律の考え方でございますけれども、特に市債の関係ですか、市債の関係も含めまして、大型事業とかやっていく中ではやっぱり借金していかないとなかなか難しいと。基金を取り崩して、ただ基金はやっぱりある程度残しておかないと、そういう部分ありまして、まさにやめるか、やらないか借金するかという形でございます。今回の財政規律の中では、市債の部分も上限、自腹率の関係も設定させていただきました。例えば交付税でバック、後で来る有利な借金もありますので、そういうのを有効に活用しながら財政運営していきたいというように考えておりますし、本当にやめてしまえば、それ話早いのですけれども、なければならぬ施設というのはやっぱりあります。今やっているある施設、複合化だとかいろいろあるかもしれませんが、当然必要だからあるわけで、それはいろんな議論しながら在り方をこれから考えていくという形なのでしょうけれども、そういう部分、簡単になくすということになりませんし、市民生活もありますので、有利な財源、特定財源なんかも、国や道の特定財源を使いながら健全な財政運営に努めて、市民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 市債に関しては有利な財源、有利債を使って何とか乗り切っていくというふうなことで、これはこの前の議員協議会のときの部分についても副市長からそのお話もいた

だきました。ただ、そのときちょっと気になったのは、有利債もこちらの希望どおりに借りられるとは限らないというふうなことで、そこでは御苦労される部分というのはあるのだなというふうに思いますけれども、ただ財政運営実際考えたときにやはり地方交付税算入が7割あって、自腹は3割で済むという、そこが一番有利な借り方だというふうに思いますし、それができればいいというふうに思いますけれども、ただいろんなことを想定をしながらいくのだらうと思います。ちょっと歳入の部分でいうと、自主財源も実際に人口減少に伴って生産人口も減少すると。この前も、議員協議会だと思のですけれども、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これは社人研の部分もしっかり考えをそこの中で推計をして出していった。2040年には1万9,000台になるという驚くような数になってきている。そうすると、当然それに伴う自主財源というのは目減りするというようになっていくわけですし、今みたいにいろんな経費はかさんでいく、悪いほうに、悪いほうにいくわけですが、この部分についてはしっかりと財源確保もありながら、将来の先ほど言っている健全な持続可能な財政運営、これを進めていかなければならないというふうにやはり思いますから、そのためにしっかりと知恵を使って努力をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は今回の質問させてもらったという部分についてはお叱りを受けるかもしれませんが、職員の定数管理に関する部分、要するに適正化です。先ほど話ありましたように、21年から26年までの新名寄市行財政改革推進計画ですか、その中で69人まで削減をして、スリム化した。しかしながら、それはマックス、そこが305、今337。今後いろんな部分で、まだちょっと先見通せないけれども、膨らむでしょう。そうすると、実際に義務的経費、人件費というのは増えていく一方です。これは、何とかしなかったらやはりなら

ないというふうなことだと思います。やはりそれこそ遠い先の話ではないですから。身を切る改革というのはしっかりやっけていかないと、後で手詰まり起こすということになると思います。なかなか中長期的にその数を出していくということではできないのだということですが、そんなことで逃げてはいけないと思います。再度この定数管理に関する部分として定員適正化計画、これをいつ頃から始めて、やっけていくのだというふうな決意的なものというのはここでお示しをしていただくことはできますか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 大変重要な御指摘いただいたと思っております。総務部長のほうからまだなかなか定員の計画つくるのは難しいという答弁させていただきましたが、若干追加で御説明しますと、今デジタルトランスフォーメーションという中でどのような形で作業、事務仕事も含めて効率化できるか、これ定員を削減するという意味ではありませんけれども、結果としてその部分がどう影響出てくるかというのがありますので、これの完成と並行していきますと、あと2年、3年ぐらいのうちは大体どれぐらいの一般的な事務職員の人数が出てくるかというのが一つあるかと思っております。

それと、我々の仕事の中でもう一つ忘れてはいけないのは、会計年度任用職員の皆さん方に随分いろんな仕事をしていただいているということありますので、こちら専門的な部分にしっかり張りついている職員の方もいらっしゃいますので、要するに業務と職員の在り方、そこを見極めるのにやっぱり若干時間かかるということでの答弁というふうに御理解いただければと思います。

ただ、ちょっと外れますが、人手不足の折、少子化の折の職員採用ということについても私としては十分考えなければならない問題だと思っております。かなり職員の定数、採用の仕方、どういう仕事していくかについてはこれ非常に難しい局面

を迎えている。人事管理の面だけではなく、御指摘のとおり財政面のほうからもどういような経費の内訳になっていくかについては十分これ議論していかなければなりませんので、若干のお時間をいただきながら定数管理については研究してまいりますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市内飲食店について外1件を、三浦勝秀議員。

○5番（三浦勝秀議員） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、大項目1、市内飲食店について、小項目1、長引くコロナが市内飲食店に与える影響についてお伺いいたします。多くの市内飲食店は、長引くコロナ禍や物価高騰などの環境変化により業績の悪化や事業の縮小を余儀なくされています。この影響を鑑みて、持続化給付金をはじめとする政府の支援策に加え、本市としても独自の支援策としてコロナ融資やプレミアム付商品券など様々な策で資金繰りを支えてきたところでございます。しかし、この間に業績の立て直しが進まず、事業継続を諦め、店じまいを選択される飲食店も見受けられます。また、その一方でコロナ禍に対応した新規出店も見受けられるところで。そこで、市内飲食店の新規出店と閉店状況の件数についてお伺いいたします。

また、市内飲食店数の推移について、市としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

次に、小項目2、飲食店が地域に及ぼす役割と在り方についてお伺いいたします。本格的な人口減少、少子化、高齢化社会の到来を迎えつつある

中、多くの社会的問題が生じており、これに伴い国はコンパクトなまちづくりを目標として掲げ、様々な支援措置を通じて中心市街地活性化を推進しています。中心市街地活性化の一つとして、まちの生活空間として誰もが居心地のよい居場所のようなコミュニティスペースが必要であると考えます。本市の公共施設は、日中におけるコミュニティスペースとしての役割は一定程度果たされていると認識しております。その一方で、公共施設が開いていない時間において、飲食店は友人同士や職場の同僚などで集うコミュニケーションの場を担っていることが非常に重要な役割であると考えます。そこで、市として市内飲食店が地域に及ぼす役割と在り方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、小項目3、今後の市内飲食店に対する支援についてお伺いいたします。前段にお伝えさせていただいたように、市として様々な支援策を講じていただいております。コロナの影響が少なくなってきたからこそ飲食店に対し手厚い支援が必要であると考えます。市としての見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、ふるさと納税についてお伺いいたします。地方で生まれ育ち、都会に出てきた方には誰でもふるさとへの恩返ししたい気持ちがあるのではないのでしょうか。しかし、本市の現状はふるさとを離れ、都会で暮らすようになる方も少なくないところです。地元を離れ仕事に就くと、住んでいる自治体に納税することになります。このような都市部への人口流出による少子化、高齢化に伴う社会保障費の増加、施設老朽化対応など本市の財政はますます厳しい現状になることが想定されます。自治体の運営を行う上で地方交付税の占める割合が多く、大切なことは理解できるのですが、地方創生の時代にあって、民間と自治体の協働によりインセンティブが与えられるふるさと納税は重要な仕組みであると考えます。そこで、小項目の1、今年度の寄附件数や返礼品な

どの状況についてお知らせください。

次に、小項目2、寄附金額と納税額について。ふるさと納税の本市における直近のふるさと納税受入額とふるさと納税に係る控除額を踏まえた実質収支額についてお伺いいたします。

次に、小項目3、今後のふるさと納税についてお伺いいたします。2021年に寄附額が最も多かった上位5つの自治体のうち3つを占めたのは北海道の自治体となっており、主に魚介類や海産物をはじめとする特産品が返礼品として多くの人から選択されてきました。また、利用件数、寄附件数は数々のポータルサイトの登場やワンストップ特例制度の創設、新型コロナウイルスの感染症の広がりによる巣籠もり需要等の影響により全国的に増加傾向にあります。御承知のとおり、ふるさと納税制度は自主財源の確保のみにとどまらず、地域の特色をPRすることによって地域産業の活性化や関係人口の拡大などに寄与するものと考えます。市としての今後のふるさと納税についてお考えをお伺いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 三浦議員から大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、市内飲食店について、小項目1、長引くコロナが市内飲食店に与えている影響についてお答え申し上げます。市内飲食店の新規出店や閉店の状況については、名寄市中小企業振興条例に基づく支援メニューのうち創業支援事業を利用した飲食店や本市や両経済団体で受け付ける創業相談、名寄商工会議所、風連商工会の会員企業の情報により把握をするほか、新聞広告やチラシ、口コミなどにより状況を把握しているところです。新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けた令和2年度以降8件の飲食店が創業支援事業により創業し、12件の創業相談を受

けた一方で、20件程度の飲食店が閉店したと把握しております。本市の全産業の事業所数は、経済センサスによると平成28年度が1,404事業所、令和3年度が1,396事業所と5年間で0.6%減少とほぼ横ばいなのに対して、飲食店を含む宿泊業、飲食サービス業は平成28年度が216事業所、令和3年度が191事業所と5年間で11.6%減少しています。このことから、本市では宿泊業、飲食サービス業が他の産業に比べてより大きく縮小しているものと認識しております。

次に、小項目2、飲食店が地域に及ぼす役割と在り方についてお答え申し上げます。コミュニティスペースとは、一般的にその地域の人々が交流することを目的としてつくられている場所とされ、代表的なものとして公共施設やカフェなどが挙げられ、本市の公共施設では駅前交流プラザよろなやふうれん地域交流センター、民間施設では駅前商店街の一角にある民間団体が運営するカフェなどが該当するものと認識しております。少子高齢社会を迎えつつある中、本市のような地方都市において飲食店には一定程度コミュニティスペースの要素もあり、中心市街地の活性化や地域経済の発展を図るため市民や利用者のコミュニケーションの場としても市内飲食店が持続し、あるいは新規開業することが望まれます。

次に、小項目3、今後の市内飲食店に対する支援についてお答え申し上げます。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として中小企業の資金繰りを支援する融資制度の創設や売上げなどが減少した事業者に対して総額4億5,000万円を超える給付を実施したほか、市内の消費喚起のため総額6億3,000万円を超えるプレミアム付商品券の発行を支援するなど、その時々状況に応じて支援してまいりました。中小企業の経営者から事業継続や雇用維持について一定の効果があったと評価されているところです。市内経済状況について、本年2月に名寄商工

会議所が公表した景気景況調査報告によると、令和4年10月から12月期の実績は飲食業を含むサービス業で前回調査と比べ悪化が2.4%減少しており、見通しでは悪化がさらに13.3%減少とコロナ禍からの回復への期待が見受けられました。本年2月には、名寄商工会議所が新型コロナウイルス感染拡大の影響で客足が遠のいた飲食業界を支援する総額1,250万円のプレミアム付飲食チケットを発行しました。同会議所の自主的な取組を通じて、市内飲食店の売上げと活気が回復することを期待しているところです。

また、新型コロナウイルス感染症について、国は大型連休明けの5月8日から感染症法上の位置づけを現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることを決定しました。イベントの規制やマスク着用のルールなどが見直されており、感染対策を継続しながら各種イベントが少しずつコロナ禍以前に戻ることに伴って地域経済の活性化に期待しているところでございます。本市では飲食店に特化した補助金はありませんが、中小企業振興条例に基づく支援メニューにおいて店舗のリニューアルやIT機器の導入などの設備投資を後押しする企業活力強化支援事業や創業奨励金を新たに追加した創業支援事業のほか、創業のスタートアップを支援する事務所賃貸支援事業を用意しております。今後ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済活動に対応していくと同時に、原油価格、物価高騰による厳しい経済状況からの回復を図るため国や道の施策を注視しながら産官金連携による経済サポートネットワークにおいて金融機関と情報交換するほか、名寄商工会議所、風連商工会とも連携して、適宜必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目2、ふるさと納税についてお答えいたします。

初めに、小項目1、今年度の寄附件数や返礼品

などの状況についてですが、ふるさと応援寄附記念事業については本市にゆかりのある方や応援いただいている多くの方から寄附をいただいております。天文台や大学、冬季スポーツの拠点化などの事業の財源として活用され、返礼品を送付することにより地域製品のPRにもつながっています。今年度の寄附額につきましては、残り僅かではありますが、現在も随時受け付けており、令和4年12月末現在では約6,300万円の寄附をいただいております。前年同月比でマイナス約280万円となっており、これまで毎年度寄附額が増加していたものの、厳しい状況ではありますが、少しでも寄附いただけるよう最後まで周知に努めてまいります。寄附件数については、令和4年12月現在で3,877件となっており、人気のアスパラガス、スイートコーン、メロンの農産品をはじめ畜産品やスイーツなど地域産品を返礼品として送付し、本市の旬の味など高い評価をいただいております。これまでの寄附の推移は、返礼品事業を開始した平成26年度の寄附金額が約1,200万円、寄附件数733件であったのに対し、令和3年度は寄附金額が約7,300万円、寄附件数4,725件となり、年々寄附額が増加しているところです。

次に、小項目2、寄附金額と納税額についてお答えいたします。ふるさと納税に係る寄附受入れ金額と税控除額についてですが、令和4年の市町村民税控除額は令和3年1月から12月にほかの市町村へふるさと納税した寄附額に対する控除額が約3,000万円であり、同期間の本市が受けたふるさと納税寄附額約7,100万円と差引きし、約4,100万円のプラス収支となっております。

次に、小項目3、今後のふるさと納税についてお答えいたします。本市のこれまでの取組として返礼品の拡充、平成29年度からはふるさと納税専用ポータルサイトの登録、返礼品の定期便、先行受注の開始など毎年度新たな事業に取り組み、

寄附額の増加に努めてきました。返礼品については、年々取扱数は増加しているものの、食品の取扱いがほとんどのため、本市の特性を生かしたスキー場や天文台とも連携し、体験型の返礼品などについても検討してまいります。ふるさと応援寄附記念事業は、ふるさとやお世話になった地域に感謝し、応援する気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを趣旨として創設された制度です。本市においても自主財源確保の有効な施策の一つとして考えており、今後も制度の趣旨にのっとった運用を行い、事業を通じて関係人口の拡大や返礼品を通じた特産品のPRにより知名度アップを図ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） それぞれ御答弁いただきました。確認も含めて再質問させていただきます。

まず、小項目1、コロナが飲食店に与えた影響について、店舗数の増減について、こちら本市の制度等を使われた件数について話いただいているのかなと思うのですが、その細かい数字はちょっと把握していないのですが、8件出店があって、20件閉店されているといった御回答でしたが、こちら大きな、皆さん御存じのとおり、チェーン店なども閉店されていますし、ショッピングセンターの中の飲食店も今閉店に至っている、こういった状況、数字だけではなくて、こういった現実の状況を見て、今コロナが飲食店に与えた影響について改めてお伺いしたいのですが、よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） コロナが飲食店に与えた影響ということの出店の数ということでの御質問かと思っておりますけれども、私どもで把握できる範囲でいいますと先ほど申し上げた数字になるのですが、先ほどの数字の中では例えば今議員がおっしゃいましたショッピングセンター

の中での店舗なども含めて考えている、把握しているところがございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。そういったところも把握しているということで、これ例えば、あったらいいのですけれども、コロナ前の期間の出店と閉店の状況、押さえたいばいいのですけれども、教えていただければいいかなと。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 創業支援事業につきましては、ちょっとお待ちください。今すぐ資料出します。創業支援でいきますと、平成28年から30年度までその事業を使った事業は1件ずつとなっております。閉店等につきましては、先ほど申し上げたとおり、新聞広告ですとか口コミですとか、そういったところでの把握で、ここについてはコロナ前については特段の把握できておりません、今のところすぐ持ち合わせた数字はございません。申し訳ございません。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。といいますのも、先ほど塩田議員の中の答弁でもありました、こちらコロナ回復傾向といったお話がありました。こちら、この調査はいつと比べて回復傾向だったのかといったところちょっとお答えいただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） まず、先ほど申し上げた名寄商工会議所が公表した景気景況調査でいきますと、まず前回調査と比べてということなので、これ四半期ごとに調査されておりますので、1つ前の四半期と比べての数字ということになります。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。要はコロナ禍から、コロナ禍の対比でちょっと上向いているなといったところでだと思えるのですけれども、その比較で上向きということに対して果

たして前向きな回答なのか、コロナから今ちょっと上向いているというところに対して、こちらちょっともう一回お考えをお聞きしたいです。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 景気回復ですとか景気のことですとか、いろんな指標があると思います。それで、観光のこと例えば、コロナ禍前に戻る、戻らないといった話がありまして、これについても例えば前年に比べて増えたけれども、コロナ禍前に比べるとまだ戻っていませんとかあります。今回についても回復の兆しが見えるというか、回復の、先ほども回復傾向という、つまり前回の調査に比べて、今三浦議員もおっしゃいましたけれども、コロナ禍の中であるのですけれども、回復をしてきているということで、上向きつつあるなという、そういう分析をしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） であれば、今室長もおっしゃっていただいたように、インバウンドでコロナ前と比べられているところがあると思うのですけれども、飲食店の店舗の数でいい、悪いという話ではないと思うのですけれども、この推移についてはコロナ前に比べてどのような捉え方されているのかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 商工会議所さんの景気景況調査は、四半期ごとで前の期と比べた数字になっています。一方で、先ほど塩田議員の質問で答弁させていただきました北星信用金庫さんの景況調査でいきますと、半年に1遍やっている調査でありますので、前回というのが半年前になります。ですので、今議員がおっしゃられたコロナ前のものということで、今手元に数字はございませんけれども、恐らくなのですが、観光のほうでも言われておりますとおり、全体的にコロナの中からは回復傾向にあるけれども、コロナ前には戻り切っていないというのが全体的な傾向だと

思っております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。数字ない中でも今室長がおっしゃっていただいた内容が何か私も感じるところで、コロナ前には戻っていないといったのが本当感じるところです。店舗数に置き換えましても、多分コロナ前のときってお店が空いたらすぐどこか入ってといった、そういったサイクルがあったのですが、今閉店の状況が続いているお店がすごく増えている状況なのだと思感で感じています。だから、そういったところも数字だけではなくて、現地で、商工会議所さんとか商工会さんとか産官金ネットワークさんの会議でしっかりとその辺押さえていただきたいなと思います。コロナ前には戻っていないということで共通認識なのだなというふうには理解させていただきました。

次に、様々な給付金やプレミアム商品券等について御答弁ありました。これ、またそれに加えて融資制度、店舗改修もあったと思うのです、支援事業として。こういった給付金とプレミアム商品券と融資事業と、あと改修ですか、店舗改修、これそれぞれどのような効果があったのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） それぞれの効果というところで御質問ありました。まず、一番最初に実施したのがコロナ融資でございます。これについては、コロナが始まって厳しい事業継続の環境を支えたものと、そして今年度いっぱい続けておりますけれども、恐らく日本の中でも今まで続けているところというのは数少ないと思っております。その意味で、事業者の資金需要について支えたものだと考えております。プレミアム付商品券、先ほど塩田議員のところでも答弁しましたけれども、3回実施しました。それぞれに形を変えてやり、それぞれ課題はありましたが、相当程度の消費喚起につながったものと考えております。

また、給付金につきましてはこれまで6回実施をし、その時々状況に応じて内容を変え、負担といたしましうか、影響の大きい事業者に厚みを増したりだとかして応えてきたところだと思っております。そのほかの店舗改修などについては、令和2年度に通常の中小企業の振興条例の支援から大幅に補助率を上げて、8割補助といったことで、これについては新規開業も増えたり、あるいは店舗改修により飲食店ですとか店舗の営業によりよい環境をつくっていたのと同時に、コロナで閉塞感漂う経済の中で建設業の皆様に対しても大きな効果があったものと考えています。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。それぞれの策に対しての効果、私も思うところ一緒でございます。

こちら、小項目2なのですけれども、飲食店の役割と在り方について、もちろん食事を楽しまれるというのが大前提としてある中で、私最も重要視しているのが社会的な交流の場、コミュニティースペースという文言使わせていただきました。そちらに対しても、田畑室長からも文言に対しての解釈いただきました。私の中では、それこそ壇上でも申し上げましたとおり、職場の方とか友人とか恋人同士でコミュニケーションを取る場として非常に重要な場所を担っていただいているなというふうに感じるのですが、室長はこの辺に対してどうお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） コミュニティースペースという言葉の定義というのが一般的にどうか、定まったものがあるわけではありませんけれども、先ほど一般的にと答弁させていただきましたが、その中で地域の方々が交流し、そして交流する場、そういったことで公共で提供するものもあれば、民間で提供するものもあるかと思っております。そういったことで先ほど答弁させていただきました。特に都会にはいろいろな場所……都会

といいますか、都市部というのでしょうか、都心部というのでしょうか、大都市にはそういうスペースなるものが数多くあるのだと思いますけれども、名寄のような地方都市では、先ほど答弁しましたが、飲食店においてもコミュニティースペースのような要素もあるのだらうと考えておりました、その意味で中心市街地の活性化、地域経済の発展も含めて、あるいは市民の皆様や利用者のコミュニケーションの場としても市内飲食店などがある、発展するといいたいまいしょうか、減少しないということは寄与することかなと考えるところです。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。そのように本当に重要な場所であるという認識であるということ、確認させていただきました。また次、昨日ですか、石橋部長からポストコロナ、アフターコロナ、いろんな文言について答弁ありまして、私もここ今本当転換期に差しかかっているのではないかなと思います。それこそ代表質問のときにも田畑室長、インバウンドについて肌感で増えているなというふうにお話しいただきました。また、せっかく今来ていただいているこれから増えるであろうインバウンドに対して、市内飲食店に限ってでいいのですけれども、外国の方の対応というのはされているのか、室長の見解でいいので、お伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市内飲食店のインバウンドでの対応ということでいうと、昨年度かな、市内飲食店に対してなよろ観光まちづくり協会のほうで作成した、指さしというのでしょうか、そういった多言語対応したものを用意して、提供したりもさせていただいております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。インバウンドの対応は、そういったツールあるのは存じ上げていますので、分かりました。

すみません。これちょっと関連もあるので、今

後の飲食店に対する支援についても一緒に交えてお伺いしたいのですけれども、今お話あったとおり、そういう指さし確認ツールあるのは存じ上げているのですけれども、多分外国の方来られて、ではなよろ煮込みジンギスカン注文するか、ないと思うのです、メニューとして、しゃべれるか伝わるかとか。だから、そういったところの、これからの機運醸成のためにもそういった支援についてはどう考えますか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 今のはインバウンドに向けての飲食店のということでございますと、例えばこれからDXの社会が進んでいく中でキャッシュレス化ですとか、あるいはメニュー、注文の仕方なんかもDXになってきたときにそういった、先ほど申し上げたIT関連に関する補助制度設けましたので、例えばそういったところで多言語対応できるようにするですとか、あるいはそれぞれの事業者さんでメニューだけではなくて、何かしらのインバウンドに向けてのものがその事業者あるいは飲食店の発展に資するものということで、例えば要件を満たすものであれば支援できるかもしれません。それ条件によるかもしれません。そこについては、やはり今アフターコロナ、ポストコロナということありましたが、支援の在り方というものもアフターコロナ、ポストコロナになっていくべきなのかなと考えておりました、給付ですとか、そういったことから事業者様の新たな投資ですとかインバウンドに向けた対応ですとか、そういったものに対しての支援について条件に合ったものについてできるものかなと考えているところです。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 支援についても今後のコロナ禍に合った支援、そういったところという、度々出てきています地域通貨についてもこういった支援の一環に値するのかなと思うのですが、お聞かせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） まさに三浦議員おっしゃったとおりだと思います。地域通貨については、具体的にはこれからの部分がありますけれども、先ほど申し上げたキャッシュレス化もそうですし、利用者の利便性向上、あるいは一方で事業者の事業の拡大にも資するものと、それから外から来られる方にとっても利便性の向上であったり、あるいは今おっしゃられたメニューの使い方ですとか、そういったことにも発展していくものかなと思っておりますので、地域通貨についてもそういった可能性を秘めているのかなと思っております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） すみません。地域通貨についてちょっと深掘りしても大丈夫な範囲でお答えいただきたいのですが、通貨というところと何か結構難しく捉えてしまって、要は民間さんの例出しますと、楽天ポイントやワオンポイントみたいなものなのか、はたまた暗号資産や仮想通貨と言われるビットコインやイーサリアムのような、そういった、それは通貨と呼ばれているものなのですが、ポイントなのか通貨なのか、こういった方向で進められる予定、もしくはあれば、お答えできればお願いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） どなたかの御質問に答えたか忘れましたが、地域通貨については今定例会でもお答えしている部分の中で、何かナヨロンとか、そういう通貨を発行するわけではなくて、地域通貨事業に参加する店舗、事業所、そしてそれを利用する利用者によってまず地域通貨というもので例えばチャージをするだとか、そういったことで利用していただくと。その中で、例えばチャージにつけるポイントをつける、あるいは行政ポイントを付与するだとか、そういったことでそのポイントがたまれば利用者が使えるといった、そういった形のものとしてイメージしていた

だければいいかなと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） すみません。お答えいただけるので、もうちょっとお伺いしたいのですが、要は発行元は名寄市であって、今回の灯油券であったり、そういったものに関してもそういった地域通貨を利用して、プッシュ型で付与するのかなというイメージだったのですが、そこ合っているのかどうかちょっとお知らせいただきたいなと。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 令和5年度の予算査定も前ということですので、概要になりますけれども、基本的にはビットコインなどのそういう投機対象のものとは全く違うということです。ですので、田畑室長がお答えしたとおり、行政ポイントもこちら考えておりますので、なじみのいい形ですので、基本的にはそういったポイントを付与しながら、場合によっては地域共通の電子マネーというような形で捉えていただければよろしいかと思っております。様々なペイ払いみたいなものがありますけれども、対抗馬はそちらのほうにはなるかなみたいな、そういうイメージもありますので、そういう形での地域通貨ということで押さえていただければと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。ありがとうございます。

ここに関して、すみません、最後に1個だけ。各商店街とかでも独自のポイント制度をやっていると思うのです。こういったところとのすみ分けとか、整合性とか、まとめるのか。決まっていれば、私個人的にはまとめたほうがいいのかなというふうに思うのですが、そちらのほうの見解あればお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） まだそれぞれの地域で行われているポイントとどうするかという議論に

は至っておりませんが、他市調査の事例も既にありますので、研究しながら進めていきたいなと思っております。すみ分けしたほうがいい場合、あるいはまとめたほうがより効果が高い場合、いろいろあるかと思っておりますので、これは今後の研究課題になろうかと思っております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。ありがとうございます。この事業に対して期待させていただいているので、応援させていただきたいと思っております。

最初にお伝えしように、やっぱり行政として飲食店に特化した財政措置、支援策というのは何か難しいのかなというふうに考えると思うのですが、これ私も同感でして、飲食店だけに何かしていただきということではなくて、これも市民一人一人がそれぞれ機運の醸成というか、一人一人が足を一歩まちのほうに出していくことが重要なのではないかなというふうに考えています。市として、これから歓送迎会の季節になると思うのですが、そういった各職員さんに対してのアプローチ、もし何かあればお伺いしたいなと思うのですけれども。

○議長（東 千春議員） これは市役所の職員の、市役所の中ということですか。

○5番（三浦勝秀議員） そうです。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） コロナも13日から我々も個人の判断によりマスクをつけたり、つけなかったりということありますし、先ほどの景気動向のことからもコロナ前には戻らないけれども、上向きだということでもあります。3月、4月になりますと、市役所のみならず、それぞれ関係事業所でも歓送迎会の季節等もありますので、適宜ぜひ、名寄市内の地域の経済の活性化については個々の判断にもよるところありますけれども、様々な場面で様々な事業が歓送迎会を含めて執り行われることを祈っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。次に移ります。本当副市長、伝わりました。ありがとうございます。

次に、大項目2、ふるさと納税についてお伺いします。現状について3,800件以上の寄附件数いただいて、あと特にアスパラ、コーン、メロンの返礼品が多いですよということでお伺いいたしました。こちらは返礼品のキャパは超えていないのか。要は発注上限額に達しているのかどうか。要はメロンだったら幾つとか、コーンだったら1,000とか2,000とか決まっていると思うのですけれども、そういった上限に達しているのかどうか分かればお知らせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） こちら人気商品ということでございまして、これは一定程度枠は確保させていただいておりますけれども、早い段階で結構完売状況ということになっているようでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 完売状況に至った理由というのは物が無いのか、人がいないのか、どちらか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 旬なものですので、取れる時期というのが一定程度限定されるということで、物が確保し切れないということも含めて、実はそういったことを、トラブルというか、欲していただいている皆様方に提供するために先行の受付といったところも取りかかっているということでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 理解しました。確かに受付が今までは4月からでしたっけ。というのを前から受け付けていくことで個数の把握がしやすいということは理解します。また、農産品に対してはほぼ上限なのかなというふうに感じていま

すので、作るものが多くなるかどうかちょっと難しいと思うのですが、この辺に関しては理解させていただきました。

次に、寄附金額と納税額に対して、金額7, 100万円納付で、納税額が3, 000万円で、4, 100万円のプラスということでお話ししました。こちら経費等差し引いた金額について押さえていければ、教えていただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） おっしゃったとおり、納税いただいた金額がそのままイコール収入かという、収入なのですけれども、経費というものが発生してまして、これが総務省の通知でいうと寄附金額の5割以内と。品物の調達は3割以内ということの調達の中で、そのルールにのっとって我々もふるさと納税を運用しています。結果的にいうと、先ほど言った7, 100万円、これが全体のパイですけれども、これを最大5割が経費だといったふうに想定した場合、割る2なので、3, 550万円、これが経費を抜いた収入となりまして、先ほどの答弁で申し上げました、プラス収支として4, 100万円とお伝えしましたけれども、その4, 100万円から残った分の3, 550万円引いたところで、最低限550万円以上のプラスには残っているといたるところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 承知いたしました。2021年度のデータなのですけれども、納税寄附額全部で8, 300億円納税されているそうで、そのうちの今部長おっしゃった半分ぐらいの3, 800億円ほどがやっぱり経費で消えているそうなのです。多くの自治体が赤字なのです、ほとんどの。中で本当プラス収支に終わっているのは、すばらしいなというふうに感じるところです。また、経費といいましても市内事業者に落ちている部分であったり、名寄市の広告宣伝費と言っているのかどうか分からないのですけれども、PR効果

というものも発生しながらプラス収支というのは本当にすばらしい結果なのだというふうに思います。すみません。ここで上見てしまいますと、壇上でもお伝えいたしましたように、トップファイブのうち3件は北海道の自治体なのです。こういったところにまだまだすごくポジティブに可能性があるなというふうに考えているのですが、部長はどうお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） トップスリーと言われているところは、基本的には今海産物が非常に強いと言ったところで、これは分析するまでもない結果になっております。その中で我々は地元の1次産品ということで、農家の方々が一生懸命いいものを作っていて、それをフレッシュな状態で皆さんにお届けするといったことでこれまで取り組んできておりまして、今後もこういった我々の強みである1次産品を、農家の方々の御協力もいただきながらいいものをしっかり届けていくと。決して期待を裏切らないで、ここでまた横の展開というか、今の時代ですから、SNS等でどんどん広がる可能性もありますし、そういったところで努力を続けていきたいというふうに考えておりますし、返礼品については頭打ちということではなくて、やはり総合計画の将来像でも自然の恵みと財産を生かすというフレーズがありますけれども、そこの意図するものしっかり酌み取って、先ほども申し上げました天文台とか、名寄市にある財産を生かした返礼品につながるような取組というのも新たに組み込みながら、さらに上を目指して取り組んでいきたいなというふうに考えています。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。本当に体験の返礼品に関してもすごく期待させていただいていますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

部長からもふるさと納税の趣旨についてお話し

いただきました。私は税金の取り合いという観点ではなくて、個人的には名寄市で育てていただいたお子さんたちが地方に行って頑張っている、こういったところの教育費というか、何て言ったらいいのかわからないですけども、子供たちの投資に対する都市部からの御礼というふうに捉えています。こういったところちょっと難しい問題もあるかと思うのですが、国の基準をしっかりと守りつつ今後も取り組んでいただければと思います。また、ちょっと項目にはないのですけれども、企業版ふるさと納税についてもしっかり推進、お願いをして、質問終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

空き家等の対策について外2件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目3点についてお考えをお聞きしてまいります。

大項目1、空き家、空き地等の対策について、小項目1、空き家等の実態把握についてお伺いをいたします。空き家等の実態については、平成29年、30年に大手住宅地図メーカーのデータを基に空き家のデータベース化を実施し、情報の更新をしながら運用を図られているというふうに思いますけれども、現在の状況とその活用についてお知らせをください。

小項目2、名寄市空き家等対策計画についてお伺いをいたします。令和3年度に策定をされました同計画について、策定から2年を経過しようとしております。計画内にある具体的な空き家等の対策として適切な管理の促進、流通、利活用の促進、特定空き家等への対応、対策の実施体制など、それら取組の進捗状況についてお聞かせをください。

小項目3、適切に管理されない物件への対応についてお伺いをいたします。この冬も空き家と思われる家屋に大きく雪が覆いかぶさっている光景が市内各地で散見をされました。所有者が不明、

もしくは相続放棄等が原因で適切に管理されていない土地や建物について相続財産管理人制度の活用など、行政として踏み込んだ対応を行っていく考えについてお聞かせをください。

次に、大項目2、温浴施設の整備について、小項目1、温浴施設の必要性和効果についてお伺いをいたします。これまで温浴施設、いわゆる公衆浴場については保健、衛生、コミュニティー、健康保持増進、健康寿命の延伸の場として本市における必要性について何度か確認をさせていただきましたが、温浴施設は観光振興や人口減少対策においても一定の効果が期待できると考えます。改めて本市における公衆浴場の必要性について御見解をお聞かせください。

小項目2、官民連携での整備についてお伺いをいたします。公共での温浴施設の整備については、これまでも本市として複数の維持管理は困難と考えが示されてきていますが、公共単独での整備は非効率であっても今後整備する公共施設の中で複合施設として、またPPP、PFI方式の活用で整備する手法もあると考えますが、その見解についてお聞かせをください。

次に、大項目3、地域医療対策について、小項目1、市内開業医の現状についてお伺いをいたします。検診や健康診査、予防接種など本市の保健医療施策を実施していく上で開業医の役割は非常に大きいものと考えますが、各専門医も含め市内開業医の現在の充足度、こちらは名寄市としての物差しで結構です。あわせて、今後の見通しについて御見解をお聞かせください。

小項目2、名寄市開業医誘致条例についてお伺いをいたします。平成29年12月に制定されました同条例については、制定から5年経過しました。社会情勢など制定時から状況の変化、また本条例の役割と効果についてどのように捉え、今後運用を図っていくか、お考えをお知らせください。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） ただいま倉澤議員から大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目2は私から、大項目3は健康福祉部長からのそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

最初に、大項目1、空き家等の対策について、小項目1、空き家等の実態把握についてお答えします。平成29年度から30年度にかけて空き家等のデータコンテンツを基に事業所、工場、集合住宅等を除いた448件の現地調査を実施しております。この調査は、市内の空き家の現状を把握するために実施したものであり、調査結果についてはデータ化し、空き家対策の参考資料としております。空き家の状況は、流通や除却なども含めて常に変化しており、また空き家以外の生活安全対策を含め、限られた人員体制の中では特に危険回避や危険除去の対応に重点を置いた対応を行う必要があることから、データベースの更新を目的とした業務は行っておりません。

次に、小項目2、名寄市空家等対策計画についてお答えいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する市町村計画として、令和3年に第2次名寄市空家等対策計画を策定しております。本計画第3章に記載しております対策の進捗状況ですが、1点目の適切な管理の促進については広報等により当事者意識の醸成に向けた啓発を図るとともに、所有者等への連絡の際、特に市外に居住する方に対しては本市の広報紙を同封するなど本市への親しみを感じていただいたり、修繕や解体を発注できる事業者のリストを送るなどケースに応じた工夫を行っているところでございます。また、本市からの連絡をきっかけとした空き家の除却は、令和3年度からこれまでに7件実施いただいております。一方、継続した連絡を行っても対応を行っていただくに至らない案件もあり、対応に苦慮している状況もあります。

2点目の流通、利活用の促進については、推進

策の一つとして設置しております空き家バンクは民間ベースでの流通が非常に活発であることから、制度開始以来登録件数は延べ1件となっており、現在登録されている物件はありません。また、移住、定住の促進等を目的とせずと住まいる応援事業では、1年以上使われていない空き家を改修する場合が加算要件の一つとなっており、令和元年度からの4年間で13件が対象となっているところです。

3点目の特定空家等への対応については、第2次計画期間中の特定空家等への認定事例は今のところありません。全国的に代執行等を実行した後の費用回収は大きな課題であり、回収状況によっては私人の財産管理に公金を支出することへの是非が問われるとともに、所有者が空き家の管理を適切に行わなくても最終的には市が対応してくれるというモラルハザードを引き起こすおそれもあることから、慎重な判断が必要と考えております。また、特定空家等に認定されると土地の住宅特例が外れ、税額が最大で6倍になりますが、対応に苦慮している物件は家屋と土地の所有者が違うケースが多く、この場合危険家屋を放置している者自身に税の影響が及ばないこととなってしまいます。空き家を適切に管理する責任は所有者等にあり、注意喚起や改善のお願いを中心に対応を行っているところですが、物件の状況によっては危険家屋等除却補助金による支援も視野に入れた所有者等への対応や空家等の適正管理に関する条例に基づく緊急安全措置の適用も含めた対応を進めています。緊急安全措置については、令和3年度に中心市街地ビル1件の壁面に剥落防護ネットを設置したことをはじめ、3件に対して実施をしているところです。

4点目の対策の実施体制につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく税務課への情報照会や危険防止処置に関する消防署への協力要請、空き家活用補助での産業振興課との連携など、必要に応じた庁内連携を行いながら空き

家対策を進めております。

次に、小項目3、適切に管理されない物件への対応についてお答えいたします。適切に管理されない物件の関係者に対し様々な工夫を講じながら継続して文書を送るなどの対応を行っていますが、全く反応いただけない事案の中には相続放棄物件もあり、空き家対策の大きな課題の一つとなっています。相続関係者全員が相続放棄をしている場合、民法940条、相続の放棄をした者による管理義務を根拠とした管理の依頼を行っているところですが、なかなか解決には至らず、対応に苦慮しているのが実態です。提言のありました市が相続財産管理人制度を活用する手法があることは承知しておりますが、相続財産管理人の申立て費用に加え、物件や土地の所有状況によっては財産処分のための預託金なども必要になります。個人の財産に多額の公費を投じることとなることに加え、市が対応してくれるなら相続放棄をというマイナスの動機を招くおそれもあることから、現時点において市で相続財産管理人の申立てを行う考えはありません。

次に、大項目2、温浴施設の整備について、大項目1、温浴施設の必要性和効果についてお答えいたします。本市の公衆浴場確保対策として、過去に浴室の整備を行っていない市営住宅があったことから、市営住宅に入居されている方に公衆浴場の確保が必要なため、市内の公衆浴場施設に対する経営支援を行ってきた経緯がありますが、現在全ての公営住宅への浴室整備が完了しております。加えて、障がいをお持ちの方については、現在は一時休止しておりますが、総合福祉センターの浴室、介護保険の認定を受けている方はデイサービスが活用できる環境があり、またこれに該当しない方はなよろ温泉サンプラーが御利用いただける環境が整っていることから、本市における本来的な公衆浴場の使命はほぼ終了しているものと考えております。温浴施設には衛生面以外にも様々な効果が期待できることは御指摘のとおりであ

り、昨年11月に改修工事を終え、リニューアルオープンしたなよろ温泉サンプラーを御利用いただきたいと考えております。

次に、小項目2、官民連携での整備についてお答えします。さきに述べましたとおり、本市における本来的な公衆浴場の使命はほぼ終了しているものと考えており、今後公共施設の複合施設として整備する計画はありません。また、PPP、PFI方式等の活用についても御提言をいただきました。現在公衆浴場に関する補助金のほか、名寄市企業立地促進条例では浴場業についても補助の対象職種となっているところですが、民間による整備は進んでいないのが実情です。厚生労働省が毎年調査を行っている衛生行政報告例の近年の結果を確認したところ、公衆浴場は毎年減少しており、令和2年度は前年度比で2.4%の減少で、うち公衆浴場は4.9%、その他の浴場は1.9%の減少となっております。4年前の平成28年度との比較では公衆浴場は5.4%減少、うち一般公衆浴場は17.2%の減少、その他の浴場は3.3%の減少となっております。日本能率協会総合研究所の消費者動向調査報告によりますと、最近1年間に公衆浴場を全く利用しなかったという回答が平成30年では25.8%でしたが、令和3年は59.9%と31ポイント増加しており、スーパー銭湯についての同様の調査では平成30年では17.6%でしたが、令和3年は53.2%と35.6ポイント増加しております。同調査の令和3年の結果では、銭湯などに通う理由の設問で一番理由として多かった立地や交通アクセスは13.7%にとどまり、行きつけにしている銭湯などはないが40.1%、通う理由は特にないが16.8%となっております。消費者動向はコロナ禍の影響も大きかったものと想像されますが、浴場業を取り巻く環境は厳しい状況にあるものと考えております。

以上のことから、民間との連携による整備も含め、新たな施設の整備は困難であると考えており、

リニューアルを行ったなよろ温泉サンプラーが有効に活用されるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目3、地域医療対策についてお答えいたします。

最初に、小項目1、市内開業医の現状について申し上げます。市内の開業医の現状につきまして、現在は病床を有する病院が3か所、病床を有しない診療所等が5か所ございます。開業医は、かかりつけ医としての診療のほか、疾病予防や健康管理など地域に密着した保健、医療、福祉に至る包括的な医療である1次医療の役割を担っていただいております。行政との連携では、乳幼児から高齢者までの定期予防接種、特定健診などの業務を委託しており、地域に密着し、世代を問わず市民の健康を支えていただいております。また、新型コロナウイルスワクチン接種では、令和3年5月から始めた集団接種会場などにおいて、名寄開業医師会を通して医師及び看護師の派遣をはじめとした接種体制の維持に御協力をいただいております。令和5年2月末現在、名寄市内では延べ7万9,000回のワクチン接種を終えております。ほかにも休日当番医、介護認定審査会、産業医、学校医、公的機関の委員など、様々な分野で市内開業医の御協力をいただいているところでございます。高齢化社会を迎え、開業医の役割はますます拡大することが見込まれ、今後も市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう市内医療機関の御協力をいただきながら地域医療の維持、充実に努めてまいります。

次に、小項目2、名寄市開業医誘致条例について申し上げます。市内開業医の高齢化や廃業等により身近で安心して受診できるかかりつけ医が減少し、ほかの開業医や市立総合病院へ患者が集中し、医師への負担が増大するなど地域の医療体制の整備と強化が急務であると平成29年に名寄市開業医誘致条例を制定し、5年が経過しました。

かかりつけ医の重要性や開業医の役割は大きく、将来的な開業医の後継者対策なども踏まえると、地域医療を担う医師の確保や開業医の誘致は現在も喫緊の課題であります。条例制定以来医師向けの新聞や情報誌などに広告を掲載し、募集内容などの周知を続けております。今後も問合せなどには丁寧に対応し、市内に開業していただける内科医の誘致に向け、医師会などとも連携しながら取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、空き家、空き地等の対策についてですが、けれども、実態把握の部分でデータベース化したのですが、その後情報の更新はされていないというような御答弁だったのかなというふうに思うのですが、このデータベースつくるときに、平成29年度ですけれども、大手地図メーカーのほうからデータコンテンツ購入しております。かなり高額だった部分だというふうに思います。それを基にデータベース化を行っているのですが、これ費用をかけたということで今後も市民の財産としてしっかり活用を図っていただきたいというふうに思うのですが、そこについて御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） データベースの関係については更新はしていませんけれども、実際に情報については有効活用させておまして、除却すればその部分は気がついた時点で落とす形になると思いますけれども、データベースに新たに物を加えているということではないのですが、それは参考にしながら現状通報があったりだとか発見した場合について、その際に過去にそういった登録があったかどうかというところの活

用させていただいておりますので、全く使っていないということではなくて、新たにつくられているということではなく、現状の業務の中では活用させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 承知しました。有効に活用を図っていただいて、今後も空き家対策に生かしていただきたいというふうに思います。

小項目2、小項目3と関連する部分がございますので、併せて再質問させていただきたいというふうに思うのですけれども、適切に管理されていない物件の対応ということで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この冬、かなり積雪の部分が多くて、屋根の一部が破損していたり、中には建物自体が大きく損壊している建物も見受けられます。昨日も市内で雪の重みで倒壊したという空き家の情報も入っております。そうした物件の近隣に住んでおられる方、落雪や倒壊など不安にさらされる中で生活されているということで、安全上や精神衛生上もよくない環境にあるという方も少なからずいらっしゃる。もちろん空き家が原因で他の者に損害がいくといった部分は民事の問題であるということは十分承知しておりますけれども、近年の水分を多く含んだ重く硬い雪が暖気等で落下すると、木造家屋の壁は容易に突き抜けて、中に雪が入り込んで、住民の財産はもちろん、身体にも影響が及ぶといったことも予想されると。幸いそうした事例は今のところ起きていないのかなというふうに思うのですけれども、そうしたことが起きないように未然に住民の方が自分で費用をかけて、隣の空き家の屋根の雪下ろしをしたり、そうしたことをやっている。費用をかけているといったことも事実でございます。名寄市においては、空家等の適正管理に関する条例、こちらの運用がされていますけれども、この条例の項目にある緊急安全措置の項目、第9条ですけれども、こうした事例に関して所有者が不明で、

すぐに対応していただけないとかいった際に緊急的な措置として市が対応する、できるといった条例になっていますけれども、先ほど申し上げたとおり、隣の家が落雪の危険が迫っているといったような部分についても相談をすれば、市として対応してくれるというところの認識でよろしいのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今議員おっしゃるとおり、今年特に雪が多かったということと急激に温度が上がって、落雪等の事故もあったということで、今年も実際には隣の方から御相談があって、屋根の雪が落ちそうだったり、実際にはもう落ちて、隣の家のガラス割れたとかというような、そういった相談も何件かいただいております。それに対しては基本的には市が、いわゆる個人間の部分ですので、介入はできませんけれども、それに対するアドバイス、それから実際に落ちそうだと、危険が迫っているということであれば、所有者の調査を行ったり、また所有者が分かれば早急に対応していただきたいということでの連絡等の対応も行っております。昨年あたり、雪降る前なのですけれども、風が強い日があったときに空き家の屋根のトタンといいますか、それが剥がれそうになったというようなことが何件かありまして、そのときに緊急避難的な措置ということで、消防のほうにお願いをしまして、固定していただいたりというような対応もさせていただいております。消防で対応できない分については、実際に我々職員も対応できるものとできないものがございますので、専門業者というところでの対応につながることもあるかもしれませんが、そういった状況になれば、状況を見据えながら措置するというような対応も、場面も出てくるかと思っておりますので、それぞれのケースによりまして我々で対応できるもの、それからできないものについては消防にお願いしたりだとか、それから最悪の場合はそういうことで業者による対応ということも想

定されるのかなと思いますので、ケースによっては危険が及ばないような形での対応に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 緊急安全措置の関係で、状況に応じては対応いただけるということで今お話があったのかなというふうに思いますけれども、なかなか所有者を探している間に落雪が起きて、被害があったりとか、そういうところも危機が迫っているといった部分もありますので、そういうところは柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

また、予算審議に関わる部分ですけれども、空き家対策について予算的には20万円程度しか予算持たれていないといった部分が新年度当初予算でもありますけれども、こうした緊急的な措置を行うに当たって一定程度費用がかかってきたりといった部分についても、空き家対策についての今後の取組について市としてどの程度踏み込んでいくのか、ちょっとまた後ほど財産管理人制度のことで聞きますけれども、今後についてどのような考えをお持ちなのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 現在予算持っている部分につきましては、先ほど例えば落雪の危険があるだとか道路に面したところで歩道に雪が落ちるだとか建物が傾いてとかというところで、緊急避難的にコーンを置いたりだとかロープを張ったりだとか、そういった対応に必要なものを毎年予算を計上させていただいております。実際に、先ほど答弁させていただきましたが、もし被害が人命に及ぶだとかいうような状況になったときには、そこは予算措置というところでは必要になってくるかなと思います。それが補正対応になるのか流用になるのか分かりませんが、その時点での対応、その都度対応させていただくということ

になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ちょっと話変わりますがけれども、令和2年第4回定例会で固定資産税の課税の関係でちょっとお聞きしております。所有者が不明な家屋や土地、相続放棄により所有者がいないケースなどについては当時は件数13件あるといった答弁、対応に苦慮しているといった内容がございました。直近の状態で課税できていない金額を含め、直近の状況をちょっとお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） いわゆる所有者が亡くなったり、相続人不明、または不確定となって課税ができない方ということで以前に御質問いただいたということで、直近の数字で令和5年2月末現在で18件ございます。これにつきましては、継続して相続人調査を進めております。金額、ちょっと今手持ちにないのですけれども、一応18件今把握をしております、引き続き相続人を探している状態、調査している状態ということで、見つかれば次第課税をして、遡及する場面も多分出てくるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 令和2年13件、直近では5件増えて18件といった状況になっているといった部分ございました。金額についてはちょっと今お知らせいただけなかったのですけれども、本来これ歳入として入ってくるべき固定資産税が取れていないといった部分では市としても歳入について影響受けているといったところがございます。

そこで、先ほど一步踏み込んだ内容でということで、相続財産管理人制度の活用についてお話を伺いましたが、名寄市としてはそこに取り組んでいく考えはないというような御答弁だったというふうに思います。自治体として相続財産管

理人制度の運用に関してですけれども、多分御覧になったことが担当部長あるかもしれないですけれども、埼玉県川口市において国交省の先駆的なモデル事業として所有者不明の空き家の解消に向けた財産管理人制度活用モデル事業として所有者所在不明、相続人不存在の空き家対応マニュアルをつくっているといった状況があります。平成28年度から令和3年度まで、相続財産管理人制度の申立てを市が行って、その事例、解体された4例を含めて20の事例がホームページに掲載されています。先駆的な事業ということで掲載されていますけれども、申立てには通常、先ほどもお話ありましたけれども、財産管理人、通常は弁護士さんがなるということになりますけれども、その報酬費用として予納金大体50万円ぐらいかかるといったところが行政として負担がどうなのかというようなお話もあったかというふうに思うのですけれども、財産管理人制度を活用して土地が売却された場合、その売却費用によって予納金回収の可能性もあります。また、新しい所有者が決まることによってこれまで課税ができなかった部分が今後、この先引き続き固定資産税として市に入ってくると。市の財政にもいい影響があるというふうに考えますけれども、こちらについて改めて財産管理人制度に踏み込んでいくといったところ、お考えについてお聞かせをいただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 川口市の例もお知らせいただきまして、一定の効果があったということでもございました。一応申立てできる申立て権者といいます利害関係人ということで、被相続人に債権持っている方だとか、それこそ隣に住んで、被害を受けているような方とか、市も市町村長も可能だということにもなっておりますけれども、先ほど答弁させていただきましたが、やはり公金を投入するということになりますし、そうはいつでもそのまま管理不全の建物がずっと未来永劫そ

のままになるという部分もございますので、現行ではこの申立てについては考えておりませんけれども、今後先ほど言いました課税ができない件数も少しずつ増えているという状況もありますし、今後の状況を見ながら、また今モデル事業で国のほうでやっているということもございましてけれども、また新たなそういった補助制度とかももし今後創設されることになれば、そういったことも含めて見ながら今後の対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） もちろん相続財産管理人の申立ては利害関係者でなければ申立てできないといった、先ほども部長お話しされていましたが、先ほど件数聞いた18件、市税がかけられていないといった部分では十分利害関係者になり得るというところもありますので、さっきお話ししました川口市の空き家対応マニュアル、相続財産管理人の活用の関係ですけれども、参考にしていただいて、今後検討していただきたいというふうをお願いを申し上げて、次に移りたいというふうに思います。

大項目2、温浴施設の整備についてでございます。答弁の中では温浴施設、公衆浴場についての否定的な答弁ばかりでちょっと驚いたのですけれども、今任期中、温浴施設、公衆浴場に関して、先ほど申し上げましたけれども、市街地における温浴施設の整備に関して何度かお話をさせていただいて、必要性についてもお伺いしていただきましたけれども、明確な答弁いただいております。公衆衛生というか、保健衛生上の役割は終わったというような内容はあったと思うのですけれども、名寄市、公衆浴場確保対策条例、条例整備されています。この目的にある市民の保健衛生上不可欠である公衆浴場の安定と確保を図るため云々といった条文でございましてけれども、こちらの条例の目的と先ほどの答弁の整合性について改めて御説

明をいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 公衆浴場の考え方ですけれども、いわゆる、過去に例えば公営住宅でありましたら温浴といたしますか、浴場のスペースがないというような建物があったときには、公衆衛生上そういった施設がないと安定的な生活を送れないというところでいきますと、やはり必要だということでございますけれども、現状一定程度公営住宅のほうにも整備をされているということと、それから市街ではないのですけれども、サンピラーという施設もございまして、あそこも利用可能だということと、それから一定の障がいのある方ですとか、それから介護サービスを受けられる方も一定程度デイサービス等で利用する施設もあるということで、そこで一定程度解消されているということでございますので、ただ以前から議員のほうから質問いろいろいただいでまして、いろんなコミュニティの醸成だとか、そういった部分でも有効であるよという部分については理解できるというようなことなのですけれども、公衆衛生上の一定の役割は終えているということで、整備の関係については今のところ考えていないというような答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 衛生上の部分での役割という、当然内風呂が普及して、銭湯の部分についての利用者、先ほども御答弁でいろいろ詳しく説明をしていただきましたけれども、利用者が減っていると、公衆浴場の置かれている状況は厳しいといったような御答弁ありましたけれども、それは十分承知の上でこの間もずっと質疑をさせていただいてきております。今福祉センター使えない状況だというお話ありました。そうした状況のときであったり、サンピラー使えばいいのではありませんかというような御答弁もございましたけれども、

例えば内風呂が壊れたよ、住宅リフォームして改修していますよ、そうしたときに使うという方も当然いらっしゃると思います。当然内風呂あってもうちの風呂は使わないで、公衆浴場行かれた方も以前、公衆浴場があったときには多く利用者がいたということもお聞きをしております。公衆浴場なのですけれども、先ほど公衆浴場確保対策条例の中にも確保対策事業補助金であったり、固定資産税の軽減、また要綱で設備を整備する事業補助、設備の改修を行う際に借り入れた資金の利子補給、これらの助成制度もあります。あと、水道料金も公衆浴場については、通常的一般家庭よりもかなり安い水道料金の減免制度があるといったところ、あと物価統制令が適用されて、入浴料が定められているといった部分含めて、この位置づけについては明らかに公共性が高い施設であるというふうに考えてもいいのかなというふうに私は思っています。これだけの補助が出るといった部分では、市が整備しても一定程度この補助金の部分については整備の費用に使えたり、維持管理の費用に使えたりといったところも当然考えられるというふうに思いますけれども、そちらについてのお考え、また改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今議員おっしゃったように、いろんな運営、それから施設整備含めて制度を持っております。公衆浴場につきましては、市が直営でということでの考え方は今のところないということなのですけれども、民間で整備をされる場合については、そういった補助制度を活用しながら市としても応援していけるというふうに考えておりますので、基本的に市の直営としての考え方はないということでの回答でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 直営としての整備の考えがないということで、民間事業も含めては応援

をしていけるといった内容なのかなというふうに思いますけれども、ちょっと官民連携での整備について先ほどお伺いしましたけれども、なかなか民間事業ではその事業、補助制度も持っていないながら、そうしたところが話が来ないといった部分、当然民間事業ですので、採算取れない事業にはなかなか投資がされないのかなというふうに思って、先ほど官民連携でというところお話させていただきました。12月の定例会、第4回定例会でもちょっとお話ししました三重県の桑名の状況であったり、社会的、地域的な課題の解決、活性化への取組で、先ほど塩田議員とのやり取りでもあったのですけれども、提案型というよりも待っているだけでなく、行政としてこういう課題を名寄市持っているのだと。そうした部分を解決するためにテーマ提案型による官民連携事業で整備をするといった手法も取れるのかなと。今後PPP、PFI、民間活力を、先ほども総務部長からもお話出ていましたけれども、そこについてはなかなか進んでいないけれども、必要性を感じているといった答弁もあったというふうに思いますけれども、改めてそうした考えで公衆浴場に限らずほかの公共施設、複合施設についても整備していく考えについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 午前中の塩田議員の答弁の中で民間活力の導入は有効な手段の一つだということで申し上げたところでございます。基本的にはあくまでも一般論でありまして、その中では事例として効果がなかったような事例も申し上げたところでございます。それぞれ個別の案件につきましては、また地域性だとか業界の動向も含めて考えていくというものなのだろうと思いますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 市内唯一の公衆浴場、廃業してから間もなく4年経過しようとしていま

す。この間そこ利用していた方中心に多くの方から浴場の整備についてのお話を伺う機会がありました。なかなか市のほうに直接温浴整備の要望等はないのかもしれないですけれども、やはりこうした声があるといった部分、割合的には高齢者の方が多いというふうに思いますけれども、先ほど介護認定受ければデイサービスといった部分のお話ありましたが、そこまで至らない高齢者の方多くいらっしゃると思います。本当に必要としているのは、今必要としている、求めている方の声が多くございます。そこの辺りしっかりと受け止めていただいて、今後の公共施設整備の中でぜひとも検討いただきたいというふうにお伺いを申し上げます。今定例会、今任期で最後ですけれども、この間ちょっと浴室の整備については何度かさせていただいておりますけれども、任期最後ということで、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

次、大項目3、地域医療対策についてお伺いをいたします。御答弁をいただきました開業医の部分についての必要性、充足度も含めて非常に重要だといったところのお話があったのかなというふうに思います。先ほども部長のほうからもお話出ましたが、高齢化が進んでいるといった部分で、今後、今市内に医師会に委託している東病院も含めて、歯科とか調剤は除いて8つの開業医があるのかなというふうに思いますけれども、改めてその現状の今の8つの医療機関、1つ眼科専門医もありますけれども、その8つの医療機関で名寄市として保健施策行っていく中で、この数値について十分足りているのかどうなのかというところ改めてちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど最初の御質問の中で充足率ということで議員から御質問があって、率としてのお答えはちょっとできていないかというふうに思いますが、壇上でも御答弁さ

せていただきましたが、これまで休日当番医だとか介護認定審査会、あと産業医、学校医、あといろいろな審議会などの委員に開業医の先生方に担っていただいている部分がありますが、過去と現在までの間そこで開業のお医者さんのところで穴が空いて、埋められなかったというところはないように承知はしているところがございます。ただ、先ほどもあったように、今般令和3年5月から始めました新型コロナワクチン、これも市立総合病院や風連国保診療所の先生方の御協力もいただきながらですが、主には開業医の先生方も十分御協力いただきながら何とかぎりぎり回していたというような状況でございまして、これはある意味のパンデミックでございまして、そこは何とか乗り切ったというような状況はあるかなというふうに思います。ただ、過去に条例制定した経緯の中で内科の先生が立て続けにお二人お亡くなりになって閉院になったという経緯を大変重く思っておりますので、それについては喫緊の課題だというふうに思っておりますし、先生方につきましてもまだまだお元気な先生、頑張ってくださいしておりますけれども、これ今後のことも想定していかなければならないというところから考えると、大手を振って大丈夫ですよというような状況にはちょっとないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 先ほどちょっとお話出しましたけれども、新型コロナワクチン接種、今後2類から5類に移行後も高齢者や基礎疾患持っている方中心に定期的な接種、これ推奨されるのかなと、されていくのかなというふうに思います。集団接種、これまで名寄市行ってきていましたけれども、そこも継続していけない部分にもなってくるのかな。個人病院に頼る部分も今後出てくるという可能性もあるのかなというふうに思っておりますけれども、現在開業医の皆さんの中でも高齢化や後継者の問題、廃業等も含めて、今後保健

医療施策を推進する中で担当としての危機感、またその対策について何かお考えがあれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま議員から御質問いただいた、今後の事業承継も含めた対策等々についてという御質問だったのかというふうに思います。2月10日でしたか、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律案というのを今般衆議院に提出すべく閣議決定が出されたということで、厚生労働大臣が2月10日の日に大臣会見をされているようでした。この中では、出産育児一時金に係る後期高齢者制度からの支援金の導入だとか負担率の見直しだとかあるのですが、その中の一つとしてかかりつけ医の機能が発揮される制度の整備というのがなされているようでございます。現在国会にこれから提出されて、法案の議論がなされるのではなかろうかなというふうに思っておりますが、まだ厚生労働省のホームページに出ていますけれども、かかりつけ医という制度的な誘導は一部なされているようでございますけれども、かかりつけ医を持ちましょうというようなお話をされていますけれども、今般も新型コロナに罹患された場合にかかりつけ医にかかりましょうというような御案内はしていたのですが、特に若い方々、高齢の方々とか基礎疾患をお持ちの方々は別なのですけれども、特にかかりつけ医を持たない若い方々については自分のかかりつけ医は誰なのだろうというようなことで非常に迷ったというようなこともあって、この法律が出されたというふうになされているとお聞きしております。どうしても医療制度というのは政策誘導をもって、実際実施していこうかどうかというふうに関業医の皆さんも新たな制度に乗っていくかどうかというのをお考えの部分もたくさんあるように聞いておりますので、今後は国の動向等に十分注意しながら、名寄市にとっての

医療の在り方については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 今後一定期間高齢化が進んでいくといった、高齢者の割合が増えてくるといった状況も続くというところで、小項目2の名寄市開業医誘致条例ですけれども、平成29年12月に制定されて以降一度のこれ利用もない状況なのかなというふうに思います。もう5年経過しています。いろんなPRもされているといったお話もあったのですけれども、この間当初予算でこの補助金の部分、予算持たれた経過もないのかなというふうに思います。助成的には整備に関して市内事業者を使って整備した場合最大で5,350万円の補助、補助率50%です。賃貸の場合、最高で600万円、1人雇用するに当たり50万円ずつの補助とかなり手厚い補助内容なのかなというふうに思いますけれども、ただ利用が、この間相談はあったのかもしれないですけれども、利用につながっていない、開業医の誘致につながっていないといった状況を踏まえると、この条例をもっと実効的なものにしていくために今後助成制度の拡充も含めて条例を見直していく必要があるのかなというふうに考えますけれども、その辺のお考えをお知らせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 条例の見直し等々も含めた考え方という御質問だったかというふうに思います。自治体の開業医の誘致制度につきましては、ちょっと全部を調べられているわけではないのですが、特に北海道が多いようございまして、近隣では士別市さん、あと北のほうで稚内市さん、あと道東で網走市さんがこれの条例の適用を行っているようございまして。全て問い合わせたわけではございませんので、全ての事情をちょっと把握しているわけではございませんが、

内容等々見ますと、事前相談があって、当初予算に持たせてもらったという関係市さんもありますし、途中から補正予算しているところもあるようございまして。倉澤議員のおっしゃっていたように、当初予算で私どもとしては今まで持ったことはございませんので、今まで使った経費については誘致事業、誘致の案内をするための先ほど申し上げた医療関係の新聞等々に案内させていただく予算を持っているだけでございまして、今後当初予算、それだけの多額の金額を持つのがいいのか、どのような形で進んでいくのがいいのか、補助金については概算払いというやり方もできないわけではないのかなというふうに思っていますが、ただ当初予算に持っていませんので、そこら辺の持ち方も含めてどのような形がいいのかというのはちょっと今後また研究させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 予算の持ち方ですけれども、相談があって、申請あった時点で補正予算で上げればいいのかというふうな考えでいらっしゃるのかもしれないのですけれども、技術的な部分なので、ここあまり深くはお話ししませんが、予算措置していないと交付決定できないといった状況があるのかなというふうに思いますので、しっかり予算措置した中で、企業立地促進条例みたく助成してから交付決定という形の条例の作りではないので、きちっとやっぱり予算措置して申請に備えるといったところが必要なのかなというふうに思いますけれども、それについては内部で御検討いただければなというふうに思います。

今回空家等の適正管理に関する条例、公衆浴場確保対策条例、開業医誘致条例、3つ名寄市の施策の中で制定された条例についてそれぞれの運用について確認をさせていただきましたけれども、これらの条例の目的を達成することで市民の安全、

安心、福祉の向上につながり、皆さんが住み続けたいまちになっていくというふうに考えております。私ども議会もしっかり目的達成に協力してまいりますので、条例の適正な運用を図り、実効的な条例となるよう理事者はじめ職員の皆さんも目的達成に向けて取り組んでいただくことを最後にお願ひ申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時43分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 黒 井 徹

令和5年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年3月16日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

1. 追加議事日程

追加日程第1 緊急質問

一般質問の答弁の訂正内容について【倉澤宏議員】

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

追加日程第1 緊急質問

一般質問の答弁の訂正内容について【倉澤宏議員】

日程第2 一般質問

1. 出席議員（18名）

議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員

17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美
書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健康福祉部長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 コミュニティケア 若 林 智 君
教 育 研 究 セ ン タ ー 事 務 局 参 事
こども・高齢者 松 田 慎 司 君
支 援 室 長
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 富 岡 達 彦 議員

16 番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） ここで、廣嶋市民部長より発言を求められておりますが、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議ありませんので、発言を許可します。

廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） おはようございます。昨日倉澤議員からの一般質問、大項目1、空き家等の対策についての再質問に対する答弁に関しまして一部訂正をさせていただきたいと思っております。

倉澤議員から隣の家が落雪の危険が迫っている場合においても、名寄市空き家等の適正管理に関する条例第9条の緊急安全措置として市のほうに相談すれば対応してくれるのかというような御質問いただきました。これに対しまして、私のほうからは基本的には個人間の問題で、市は介入できないが、アドバイスや所有者等を調査した連絡等行っており、それぞれのケースによりまして我々で対応できるもの、できないものについては消防にお願いをしたり、最悪の場合は業者をお願いすることも想定されますので、ケースによっては危険が及ばない形での対応に努めていきたいと答弁をさせていただいたところですが、危険家屋においても所有者等に責任意識を持っていただき、御自身で対応いただくよう連絡をしていくことが

基本であり、緊急安全措置につきましては費用が回収できなかった場合個人の財産に公費が投じられることになるほか、所有者等ではなく、市が対応すべきものという誤った認識が広がるおそれがあることから、かなり特殊な対応であり、頻繁に実施すべき性質のものではないと考えております。屋根の雪に関しましては、相談事例が非常に多くありますことから、条例第9条による対応は想定しておらず、所有者等に責任意識を持っていただき、御自身で対応いただくよう連絡を進めてまいりますので、御理解お願いいたしますと訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） ただいま昨日の一般質問に関する答弁の訂正のお話がありましたけれども、今のお話ですと昨日の答弁の内容と今訂正のあった内容があまりにも大きく変更し過ぎているということで、ちょっとこの訂正の内容についての質疑を求めたいと思っておりますけれども、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時45分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

お諮りいたします。倉澤宏議員から緊急質問の申出がありました。これについては、さきの議会運営委員会にて日程を追加し、発言を許すことに決定しております。

お手元に配付の追加日程第1号のとおり倉澤宏議員の緊急質問に同意し、日程に追加の上、発言を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

日程に追加し、発言を許可することにいたしま

す。

○議長（東 千春議員） 追加日程第1 これより緊急質問を行います。

一般質問の答弁の訂正内容についてを、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） おはようございます。初めに、緊急質問の通告に対し御配慮いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

先ほどございました、昨日私が行いました一般質問、空き家等の対策についてに関する部分で、昨日の答弁から訂正の発言が廣嶋部長のほうからございました。私の質問の中の隣の家に落雪の危険が迫っている場合、名寄市空き家等の適正管理に関する条例第9条の緊急安全措置として相談をすれば市としての対応していただけるのかという質問に対し、昨日の御答弁では、繰り返させていただけますけれども、基本的には個人間の問題で、市は介入できないが、アドバイスや所有者等を調査した連絡等を行っており、それぞれのケースによって我々が対応できるもの、できないものについては消防をお願いをしたり、最悪の場合は業者をお願いすることも想定されると。ケースによって危険が及ばない形で対応に努めていきたいという御答弁がございました。非常に市民に寄り添った形の御答弁だというふうに私自身昨日は受け止めさせて、次の質問に移ったところでございますけれども、本日の訂正内容については答弁の主眼が住民から空き家の所有者に移っていると。安全措置については費用が回収できなかった場合個人の財産に公費が投じられるであったり、所有者に責任意識を持っていただき、御自身で対応いただくよう連絡を進めてまいるといった内容が変わってございました。そうした理由で今回質疑の申出をさせていただいたという経緯でありますけれども、改めて答弁の修正に至った経緯、理由も含めて、ちょっと初めにここについては御説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 質問いただきました、昨日の答弁と、それから本日訂正させていただいた経過ということで御質問いただきました。空き家の関係につきまして、雪降らない状態でも降った状態でもそれぞれ御相談いただきましたら、所有者がいらっしゃるかどうか調査させていただきまして、御本人さんに御連絡するという相談業務といたしますか、そういった対応は従来から行っておりまして、今シーズンにつきましては特に屋根雪に関しましては御相談あって、所有者が分からなかったというケースはなかったのですけれども、連絡は取れたということで、取れているというような状況になっております。基本的には、冒頭お話しさせていただきました個人間の問題であったり、本来は所有者が対応しなければならないというところは基本原則でございますので、そこ議員のほうも御理解いただいているかなというふうに考えております。そういった中で、特に雪の多い年になりましたら、こういった屋根雪の問題というのは、空き家も増えておりますので、管理し切れないという部分というのが散見されてくる、今後も増えてくるのかなというふうに考えております。実際には、屋根雪に関する部分というのはかなり相談件数が多いというのも現状としてありますので、そこにつきましても担当職員としても早く危険を取り除くためにいろいろ連絡を取ったりということは粘り強く行っている状況であります。そういった中で、繰り返しになりますけれども、個人の財産ということになりますので、そこはやはり個人が負担すべきというのは基本的には変わらないということでございますので、実際にそれが、屋根雪が……

（「訂正の経緯を聞いています」と呼ぶ者あり）

○市民部長（廣嶋淳一君） 一応そういったような状況もございますので、担当者、御相談あったときにはその方の危険を取り除いてあげるために何をアドバイスできるかというところは変わって

はおりませんので、ただ公平性の部分ですとか、それから予算的な部分含めまして、そういったところはやはりなかなか負担し切れないという部分もありますので、という状況もありますので、今回全て対応できるというような状況、現状としてはなかったものですから、訂正をさせていただいたというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 全てに対応できることではないので、修正したというようなお話あったと思うのですけれども、昨日の答弁でもケースによっては危険が及ばないような形で対応に努めたいという御答弁だったと思うのですけれども、私的には全てに対して対応してほしいという受け止め、全てに対して対応できるというような受け止めではないので、ケースによって危険が迫っている場合については対応していくというところで、今説明あった部分でこれ修正の必要特段ないのかなというふうに思いますけれども、その点について改めて御答弁をいただきたいなというふうに思います。

あと、今回訂正の内容が文言の訂正であったり、言い回しの修正とかではなくて、答弁の内容が大きく、180度というよりも、先ほども申し上げましたけれども、答弁の主眼が住民の安全対策から所有者の義務、責任にすり替わっているという部分では、訂正の内容があまりにも大き過ぎて、私も朝一の訂正の発言を聞いて、戸惑った部分もあるのですけれども、質問3回しかできないので、ちょっと細かいところも伺ってきたいというふうに思うのですけれども、そもそもこの条例の第9条の緊急安全措置の適用については、どのような事例をこれ想定されて条例整備をされたのかと。

あと、この9条で屋根雪については想定していないという訂正発言がありましたけれども、想定していない理由、あと先ほど申し上げましたとお

り、答弁の主眼が危険家屋、近隣住民の安全の対応から空き家等の所有者が変わっているといった部分、なぜこれ答弁の主眼が変わってきたのかといったところ、そちらについて御説明お願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 昨日の答弁と、それから訂正させていただいた部分との主眼が変わってきているということでの御質問でございます。基本的な部分、緊急安全措置といえますか、困っている方からの相談を受けたことに対してはきちんと対応していかなければならない、相談にも乗っていかなければならないというところは基本的にはベースは変わっておりませんので、そこについては今後も、その姿勢については変わっておりませんし、この第9条でいきますと危険が切迫しているというところでの認められるときは危険を回避するために最小限の措置を講ずることができるというふうになっておりますので、その講ずる部分につきましては本来的には所有者がすべき部分なのですけれども、所有者に対してそこについては粘り強く対応していくところとしてのやっぱり考え方も含めて、そこはお願いしていかなければならないかなと思っておりますので、講じ方については市が全て直営でやるとか、そういうことではなくて、危険を回避するために市が何ができるか、それから所有者が何ができるかというところ、そこは今後も対応していきたいというふうに考えておりますので、そういうことで今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 屋根の雪を想定していない理由を聞いて……。

（何事か呼ぶ者あり）

○市民部長（廣嶋淳一君） 失礼しました。基本的にこの条例につきましては家屋の屋根、それか

ら外壁等の落下、飛散等に伴いということで、そういう具体的な屋根雪ということはないのですけれども、建物が及ぼす危険ということでは想定したのは屋根雪ではなくて、トタンですとか、実際にそれが飛んだことによって道路だとか人に当たったりだとか、それから建物にぶつかって破損するというような状況を想定しておりますので、実際には昨日議員のほうからも御質問いただいた屋根雪が隣に直撃して破損するということも想定といいますか、そういった部分も可能性としてあるかもしれませんが、この条例つくった段階では屋根雪の部分については件数的にも多分多くなってくるだろうということも含めて、その対応も含めると、予算的な部分も含めてかなり財政的な部分もございますので、主眼としてはやはり危険回避というところで考えておりますので、そんな形で今後も進めていきたいというふうに考えております。ただ、あくまでも危険が切迫しているというところでの対応というのは、引き続き今後も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 空き家の持ち主に責任が、訂正の中では変わったのではないかというふうな質問もあったと思うのですけれども、それについてもお願いいたします。

○市民部長（廣嶋淳一君） 基本的な部分については所有者の責任というのは変わっておりませんので、市としての対応については相談あった方については寄り添って誠実に対応していくということは変わっておりませんので、その部分については変更はないということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 最後の質問になりますけれども、今御説明聞いている部分だと訂正の必要はないのかなというふうに思うのですけれども、その辺が私自身理解できなくて、申し訳ないので

すけれども、御答弁聞いてもなかなか理解できないので、この次の質問といってもちょっと戸惑っているところもあるのですけれども、昨日の質問の中でも申し上げましたけれども、もちろん隣家とのトラブル、屋根雪問題であったり、枝の侵入とかいろんなケースが多分あると思うのですけれども、そうした部分については当然民事の部分であって、行政が介入するところではないということについては十分理解の上で昨日も質問させていただいております。質問の趣旨としては、住民の安全面のところで私昨日も質問させていただいております。危険が迫っていて、屋根の雪の落雪に関してもそうですけれども、落ちて、被害を黙って起きるまで見ているのか、それを未然に防ぐのかということについて、市民の生活、安全を守るといったところで、その部分での行政の役割としてこの条例が制定されたのかなというふうに思っております。条例の運用に関してですけれども、9条の適用範囲であったり、屋根雪に関しては想定していないといった答弁の内容では私自身はちょっと理解ができないというところは申し上げさせていただきたいというふうに思います。

最後の質問なので、ちょっとまとめていかなければいけないのかなというふうに思いますけれども、今後こうしたケースも含めて、市民の安全を守るために危険回避も含めて名寄市として警察や消防、その他の関係機関との連携も含めてどのような空き家に関する対策を取っていられるお考えなのか。そこしっかり市民にメッセージ届けていただきたいなというふうに思います。

最後ちょっとお話しさせてもらいますけれども、答弁の昨日いただいた部分と今日冒頭であった訂正部分、訂正の内容ですけれども、こちら私率直に受け止めた中では私に対する答弁ではなくて、訂正部分については市民に向けた何らかのメッセージなのかなというふうに受け止めさせていただきました。しっかり私の質問に対して御答弁改めていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 答弁内容についてなかなか難しい説明になってしまったことは、改めておわび申し上げます。前提となるのは、昨日の倉澤議員からの質問の中で隣の家の落雪が危険になったときどうするのだということからの出発だというふうに理解しております。その中で、廣嶋部長のほうからは前提として基本的には個人間の問題であって、市では介入できないと。これは倉澤議員のほうと民事のところであるということと一致はしております。その後市からの、市のほうに相談あったときにはケース・バイ・ケースでいろんな対応させていただくよということの説明したのですが、やや言葉足らずのところがありまして、全てのものに対して市のほうでできるのかどうかという論点に立ち返った場合に、第9条におきましては市長は空き家などの屋根や外壁等の落下、飛散などに伴いということ、落雪という直接的な表現が出てきていないということが非常に、行政の守備範囲がどこまでなのだとすることがありましたので、そこを明確にするために改めてそこは民事間の問題でもあるし、またそんなに人的なコストや財政的なコストも踏まえると全て対応し切れないということから、そのところ明確にするという答弁ということで改めて訂正させていただいたところであります。

ただ、この間の倉澤議員との議論、私も聞きまして、最初の御質問がたしかデータベースはどうなっているのだという御質問だったと思います。こちらについては、壊れている部分についてはメンテナンスしているのだけれども、新しく出てきたところについてはまだまだし切れていないのだけれども、しっかり活用はさせていただいているということがありました。それから、落雪というものについては、これから空き家の発生状況も踏まえると、これは喫緊の課題だなということも私も認識しているところです。例えば私の家の周りも見ますと、お一人でお住まいの御高齢の方が結

構いらっしゃるので、それからどうするのだということ、今幸いにも家屋の流通というよりも壊して、更地にして、次どうするというような動き出ていますけれども、それもだんだん限界が近づいてくるということも想定しなければならないと思っています。市民の皆様にはこういう状態ということも理解していただいた上なのですが、改めて相談体制の強化、これ今までもやっておりますけれども、さらにデータベースをどうするか、あるいはそれに伴って見回りをどうするか、様々な視点でこれは非常に大きな課題だと思っておりますので、改めて体制等について中で協議していきたいと思えます。

ちょっと立ち戻りますけれども、落雪に限らず雪が積もって家屋が潰れるというような、そういった事例も名寄市は過去起きております。平成11年にも起きていたというふうに記憶しておりますので、非常に古くて厄介な問題でありますけれども、時代の情勢に伴いまして改めてここはしっかり対応しなければならないと思っております。様々な訂正の中で分かりにくい発言してしまったこと改めておわび申し上げまして、発言に代えさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で倉澤宏議員の緊急質問を終わります。

これをもちまして緊急質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

第3次名寄市男女共同参画推進計画に関わって外2件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目3点にわたって質問させていただきます。

大項目1、第3次名寄市男女共同参画推進計画に関わって。2022年5月19日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立、2024年4月から施行されます。略称女性支援法は、

婦人保護事業を売春防止法から切り離し、新たな女性支援の根拠法としてそれぞれの意思の尊重、最適な支援、人権擁護と男女平等の実現などを基本理念に掲げています。女性支援の初めての根拠法として期待されると同時に、いかに実効性あるものにするかが問われています。第3次名寄市男女共同参画推進計画が来年度よりスタートいたします。その中で女性支援法がどのように生かされるのが重要だと考えますが、市のお考えを伺います。

小項目1、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行に向けて名寄市としてどのように生かし、どう取り組まれるのか伺います。

小項目2、女性による女性のための相談体制の確立を。女性による女性のための相談体制の確立を強く求めるものです。お考えをお聞かせください。

小項目3、避難先の確保について伺います。DV等による加害者から避難するための避難場所について、避難したいとき、しなければならないときにすぐ対応できる避難場所の確保が求められます。名寄市としてどのように確保されているのかお聞かせください。

小項目4、あらゆる分野における男女共同参画社会の推進について伺います。女性の意思決定の場への参加が求められます。お考えをお聞かせください。

大項目2、第2次名寄市農業・農村振興計画に関わって伺います。第2次名寄市農業・農村振興計画の後期計画が示されました。ウクライナの紛争が続き、円安によって酪農家の経営は非常に厳しい状況です。緊急的支援が引き続き必要ではないでしょうか。

小項目1、食料自給率向上の考え方について伺います。計画の農業情勢に述べられているように、コロナ感染拡大により農産物貿易の一時的な停滞など食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内の農業生産への期待が高まっています。

食料の自給率を上げていくことが重要ではないでしょうか。食料自給率の向上の考え方についてお聞かせください。

小項目2、地元酪農、畜産業を守るための支援について伺います。飼料、資材等の支援が行われたばかりですが、酪農家の窮状はもはや自助努力でどうにかできる状況にないと言われていています。さらなる支援についてお考えをお聞かせください。

小項目3、学校給食での有機農産物の利活用について伺います。地元産の食材を活用した学校給食が全国的にも広がっています。さらに、有機農産物の活用についても徐々に増えているところがあります。名寄市の学校給食での有機農産物の利活用についてのお考えをお聞かせください。

大項目3、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について伺います。2万円分のマイナポイント対象のマイナンバーカード申請に長蛇の列ができた、混乱が起きたことがニュースになりました。来年秋には全ての被保険者の保険証を廃止し、一体化したマイナ保険証に切り替える方針です。全ての医療機関が対応できるようになるのか、またカードを取得していない人にどう対応するのかなど不安が広がります。加藤厚生労働大臣は、一つ一つの事情を聞いて対応したいと国会で日本共産党の田村貴昭衆議院議員に答えています。名寄市の対応について伺いたいと思います。

小項目1、紙の保険証の廃止について伺います。カード未取得者に資格確認証を発行すると閣議決定されています。受診時の窓口負担をカード利用者より高くするという方針です。初診料、再診料に差が出ると言われていています。この件についてお考えをお聞かせください。

小項目2、相談窓口の設置について伺います。カードの使い方からカードを持つことでの不安など様々な声をお聞きしているところでもあります。交付等の手続や申請支援のための窓口は設置されていますけれども、相談窓口についてはどのように対応されようとしているのか伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 川村議員から大項目3点にわたり御質問がございました。大項目1及び大項目3は私から、大項目2は経済部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、大項目1、第3次名寄市男女共同参画推進計画に関わって、小項目1、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けてについてお答えをいたします。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、様々な困難を抱える女性の福祉の増進を図るため、当事者への支援に関する施策を推進し、人権尊重と女性が安心かつ充実して暮らせる社会の実現を目的に制定されました。第3次名寄市男女共同参画推進計画では、基本計画3、安全で安心して暮らせる環境づくりの主要施策2、女性に対するあらゆる暴力の根絶及び主要施策3、貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくりに基づき取組を進めることとしており、今後におきましても困難な問題を抱える女性への支援や人権擁護を図ってまいります。

次に、小項目2、女性による女性のための相談体制の確立についてお答えいたします。困難な問題を抱える女性への支援として、市民相談や無料法律相談、DV相談などの相談窓口を開設しております。現在のスタッフには女性職員を配置し、相談女性が話しやすい女性による女性のための相談体制を整えております。

続きまして、小項目3、避難先の確保についてお答えいたします。DV被害等に対する相談につきましては、現在母子・父子自立支援員1名を配置し、対応をしているところです。日頃から北海道立女性相談援助センターや警察署等と連携を図っておりますので、緊急的避難が必要な事案につきましては北海道内の避難場所を確保できるもの

と考えているところです。

次に、小項目4、あらゆる分野における男女共同参画社会の推進についてお答えします。第3次名寄市男女共同参画推進計画では、あらゆる分野における男女共同参画社会の推進を基本目標の一つに掲げております。この基本目標では、政策、方針決定過程の女性の参画拡大、家庭や地域社会における男女共同参画の促進、男女が働きやすい環境づくりの推進の3つを主要施策とし、委員会、審議会における女性委員の参画促進や女性の役職登用、職域の拡大、様々な地域活動等に参加しやすい環境を促進するため啓発活動などに取り組んでまいります。

続きまして、大項目3、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてですが、小項目1、紙の保険証の廃止について及び小項目2、相談窓口の設置については関連がございましたので、一括して申し上げます。マイナンバーカードと健康保険証との一体化につきましては、健康、医療に関するデータに基づいた適切な受診が可能となるほか、顔認証等による確実な本人確認が可能となるなど今後の利活用により被保険者や医療機関ともに大きなメリットが図られるものと認識しております。オンライン資格確認における全国の導入状況につきましては、これまでカードリーダーを設置した医療機関が98%に達しており、その半数以上で既に運用が始まっていることから、国では義務化経過措置がなくなる本年9月までに全ての対象医療機関へ導入できるものと見込んでおります。

また、カードの保険証化の状況につきましては、2月19日現在、全国で4,900万件の登録がなされており、これは交付枚数に対し62%の割合となっております。現在実施中のマイナポイント第2弾が本年5月まで延長されましたことから、今後も保険証化への登録枚数は伸びていくものと認識しております。現在国では、このマイナ保険証への切替えに伴い健康保険証の廃止を目指して

おりますが、カードをお持ちでない方などにつきましては資格確認書により医療機関等で資格の確認を行っていただく予定となっております。現在のところ現在の健康保険証と同様の取扱いになるものと考えておりますが、国保の健康保険証を含むマイナンバーカード等の御相談につきましては、これまでどおりに当市での窓口や電話等において丁寧に対応してまいります。今後国の動向を注視いたしまして、適切に対応させていただき、市民の皆様が安心して医療を受けていただけるように取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは大項目2、第2次名寄市農業・農村振興計画に関わってお答えいたします。

初めに、小項目1、食料自給率向上の考え方についてお答えします。国内においては、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした農産物価格の高騰により食料安全保障の強化と食料自給率への関心が高まりを見せております。国のカロリーベースの食料自給率は令和2年度で38%となっており、令和2年度までに45%まで引き上げる目標となっております。また、北海道においては令和2年度で217%と全国1位の食料自給率であり、重要な食料供給地域となっており、令和12年度までに268%まで食料自給率を向上させることを目標としております。本市におきましては、こうした食料自給率に基づく目標指標などは掲げておりませんが、安全、安心で良質な農産物を安定的に生産し、国内において消費していただくことで食料自給率の向上に寄与していくものと考えております。

続きまして、小項目2、地元酪農、畜産業を守るための支援についてお答えいたします。畜産業におきましては、ロシアのウクライナ侵攻を契機とした輸入飼料の高騰により配合飼料価格が上昇し、生産コストが大幅に上昇するとともに、個体

販売の価格が下落するなど酪農経営に大きな影響を与えております。国では、配合飼料の価格高騰対策として2期にわたり支援が実施され、1頭当たり7,200円の支給と飼料1トン当たり6,750円の支給が行われております。また、配合飼料価格安定基金におきましても令和3年度配合飼料価格と同等となるよう基金において補填が実施されているほか、北海道におきましても1頭当たり6,800円の支給と飼料1トン当たり600円の支給がされているところであります。名寄市におきましては、昨年12月の第4回定例会におきまして可決いただきました化学肥料、配合飼料の高騰対策によりまして酪農、畜産農家に対し化学肥料と配合飼料の高騰対策分と合わせまして約1,283万円の支給を交付し、畜産業の支援に取り組んでおります。生乳におきましては、取引価格が決められておりまして、飼料など資材価格高騰分が価格に反映されない状況でございましたが、4月からは加工乳におきましても乳価の値上げが決定したことや現在国において配合飼料の価格安定制度の見直しなどについて検討がされるなど、今後の状況に注視していく必要があると考えております。引き続きまして国や道の施策について情報収集に当たるとともに、農業者の経営状況にも注視しながらJAなど関係機関、団体と連携を図り、対応してまいりたいというふう考えております。

続きまして、小項目の3、学校給食での有機農産物の利活用についてお答えいたします。学校給食では、国が定める学校給食栄養摂取基準に基づき年間献立計画による献立を立案しており、使用する食材につきましては地場産食材の積極的な利用を推進しております。食材の選定では、名寄産を最優先とし、道内産、国内産の順としております。名寄産の活用は60%台で推移をしております。生産者の努力による安定的な生産によって高い活用率が維持をされてございます。また、名寄産の農産物は冷涼な気候条件を生かしたクリー

ン農業を基本にJAや農業者による生産部会など栽培基準を設け、栽培履歴や残留農薬の検査などにより安全、安心の農産物の供給に努めていただいております。議員の御質問にありました無農薬を基準といたします有機農業につきましては、栽培のリスクや作業の負担が大きいこともあり、実践農家が限られている状況であります。したがって、現状では学校給食に必要な数量の提供が見込めない状況となっております。

一方で、国が策定しましたみどりの食料システム戦略におきましては、化学農薬の使用量50%低減や化学肥料の30%の低減、有機農業の取組面積割合の拡大などが目標として示されております。名寄市農業・農村振興計画におきましても、土壌診断を活用した適切な肥培管理や堆肥施用などを推進するとしております。市としましては、現状で有機農業の拡大については厳しい状況というふうに考えておりますが、今後必要に応じ農業振興センターを中心として化学農薬や化学肥料の低減による栽培技術の情報提供や指導を行うなど生産者の支援に取り組んでまいります。今後も引き続き地場産の安全、安心な農畜産物が学校給食の食材として提供できるようクリーン農業を推進してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問等させていただきたいと思っております。

略称女性支援法なのですけれども、非常に今まで期待していた中身が女性を中心に置いた中身、部長の答弁にもあったように、人権尊重も含めて豊かな内容になっているなというふうに私は受け止めさせていただきました。これをぜひ名寄の中でも男女共同参画推進計画の中に生かしていただきたいと思いますということを強く思いまして、今回取り上げさせていただきました。この間コロナ禍の中で、特に女性たちには直撃されたかなという

ふうに思っています。失業だとか貧困だとかDVだとか自殺も女性が多いというふうに言われています。深刻な影響をもたらしたのだなというふうに改めて思っているところです。また、学校や家庭に居場所がなくなってしまった少女たち、性搾取や暴力被害に巻き込まれてしまった少女たちの増加も社会問題として取り上げられているところでありますし、また高齢女性の暴力被害も大きな問題になっているかなというふうに、かつてなく厳しさを増しているというふうに感じています。そういった中で、今回のこの略称女性支援法の成立は大きく意義があるなというふうに感じています。改めて、先ほども言ったように、失業も含めて貧困、DV、いろんな困難を抱える中でそれぞれの意思が尊重されながら抱えている問題をどのように解決していくのかということが大事ななというふうに思いますし、最適な支援を受けられるようにすることによって福祉が増進されるようにしていくことが、多様な支援が必要だというふうに言われています。このことについて改めてこの女性支援法と私たち、この4月からスタートする第3次名寄市男女共同参画推進計画との関わりの中でお考えをお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほど答弁もさせていただきましたが、この法律が成立しまして、より具体性のある内容になっているということも認識しております。昨年からの第3次男女共同参画推進計画を策定をして、今月で出来上がるようになっております。この計画を策定するに当たっては、法律で言うております女性の、特に困難な問題抱えている方の、女性に対する福祉の増進というところも含めてこの3次計画の中では反映しております。また策定の中でもこれを基本にしながらこの中に盛り込むといえますか、考え方、それから実効性のある取組も含めてこの法律も踏襲しながら計画の中で具体的な取組につなげていくとい

うことで目指しておりますので、議員おっしゃるような御意見もこの計画の中でも色濃く反映しておりますので、そこは今後もこれに基づいて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今回のこの法律の中では、国、地方公共団体の責務ということもうたわれています。困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務があるのだというふうに言われています。このところは、私非常に大きいかないというふうに捉えています。地方公共団体、今まで支援のところでは地域差と申しますか、があるかないというふうに思います。都会ではいろんな設備があったり、だけれども地方に行ったらないというようなこともあったのかなというふうに思うのですけれども、このことについての考えはどうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今回の法律については、今議員おっしゃられたように、地域差が従来あったということで、この法律の中ではやはりどこの地域に行っても同じ対応が受けられるようにというのが一つの趣旨にもなっておりますので、そこは市としても国が定めた基本計画ですとか、道も基本計画を定めるということになっておりますので、そこも踏襲しながら、また3次計画の中でもその趣旨については盛り込んでおりますので、名寄市としてもそれに対する施策というのはきちんと詰めていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今道のほうでも計画をというお話がありました。地方自治体にも来年、24年4月から施行されますから、今年度中に基本的な計画策定することが求められているのですけれども、名寄市としてはどのように対応してい

こうとされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 昨年この法律が成立したということで、これを踏まえて3次計画の策定しておりますので、考え方は、方向性は一緒ということでもありますので、この中で別に基本方針を定めるということではなくて、同じ趣旨に基づいてこの計画の中に反映をしながら、また取組を進めていくという方向性で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それでは、この第3次名寄市男女共同参画推進計画が4月からスタートします。これが重要に、基本に進められるということで押さえていきたいというふうに思います。ぜひとも困難を抱えている女性を真ん中に据えたといいますか、主人公にした取組というところら辺をやっぱり大事に進めていただきたいなというふうに思います。

それに関わって、小項目2の女性による女性のための相談体制の確立というところになるかなというふうに思います。先ほど今いろいろ相談を受けている中で、女性の相談員が相談を受けているのだというふうなお話がありました。以前に私災害のときの、災害避難所での職員の配置のところでも求めたことがあったのですけれども、女性の職員を避難所にぜひ配置してほしいということで、そのときにそのお話をしましたら、年配の女性だったのですが、年を取ってもやっぱり男性には話づらいことがあると。やっぱり女性がそこにいてくれるというだけで安心感が大きいのだよという、そんな声をいただいたことがありました。ですから、女性による女性のための相談体制、ここをしっかりと充実をさせていっていただきたいなというふうに思っています。

それで、1つ気になるのはやっぱり相談員の方

々なのですけれども、例えば会計年度任用になっているだとか、そういった部分での非正規対応になっているのかどうかというところを確認したいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいまDV等の御相談等々の関係だったというふうに思いますので、私ども健康福祉部のほうで母子・父子相談員について配置させていただいていますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

全国的には婦人相談所というのが各都道府県に設置をされておりまして、旧というか、現行では売春防止法をベースにして、徳島県のみ3か所置いているそうでございますけれども、各都道府県に婦人相談所というところが置かれて、北海道にも北海道立女性相談援助センターというところが配置されているようでございます。ただ、都道府県に置かれておりますので、市町村の部分については、名寄市については先ほども申し上げました健康福祉部のこども未来課の中に母子・父子相談員を配置させていただいております。ただ、中身については、経験年数は非常に長くて、相談の経験年数も相当長くて、たけている方なのですけれども、現在のところは会計年度任用職員を配置させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今詳しく御説明をいただきました。婦人相談員とずっと言われていて、新しい法律では女性相談支援員ということで改称されるということでありますけれども、この方々の処遇がやはり全体的にあまり確立されていないといったことが言われています。不安定雇用で相談相手になるというのは、やっぱりいかなものかというふうには私は感じているのです。こういった女性相談員、やっぱり専門的な知識も随分ある中でのスキルアップもしていかなければならないというような、そういう専門職としての位置づけ

が必要かなというふうに思っているのですが、こういった方々の処遇改善、それと増員も必要かというふうに思っているのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども一部御答弁させていただきましたが、現行では都道府県に設置するという承知をしております。今後、議員のおっしゃるとおり、身近な市町村でというようなことになってきますと、名寄市としても本格的に体制については検討していかなければならないのかもしれませんが、現在のところは母子・父子相談員の中で対応できるものというふうに考えておりますので、警察はじめ各連携機関と連携を深くしながら今後も対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あらゆる困難を抱えているということです。ですから、心も体も傷んでいる女性にやっぱり寄り添っていただくということが大切かなというふうに思っています。

そこで、3になりますけれども、避難先の確保についてであります。やっぱりDV被害者の多くは女性であります。経済的な困窮者も多い状況であります。被害を受けて避難するというときには、やっぱり公的な支援がなくてはならないというふうに思っているところですが、以前にもお尋ねしたときには場所が確定されるといろいろとということでしたので、それは十分理解をしながらも、いろんな避難場所があつていいのかなというふうに思いますし、それから先ほども部長の御答弁にもありましたように、推進計画の中でも安心、安全に過ごせる場所についての中身が、計画が示されています。この中でちょっと気になるところがあるのですが、安全で安心して暮らせる環境づくりの中で、がん検診の受診率の向上、この目標が掲げられています。健康でいるということはもち

ろん安全で安心して暮らせる大きなもとであります
が、過ごせる場所というところというと、避難場
所は先ほどお話をいただきましたので、あれなの
ですが、安心、安全に過ごせる場所がどういふ
うになっているかというのが気になります。あら
ゆる困難を抱えているということですから、DV
被害ばかりではなくて、困窮であったり、病気を
抱えていたりといろんな困難を抱えている方々が
安心できる場所ということが必要なといふ
うに思っています。被害回復の場であったり、生活
回復の場であったりという、そういう場が必要だ
ろうといふふうに考えるのです。困難を抱えてい
る女性自身が選択できるようにすることが必要だ
ろうといふふうに思いますが、例えばグループホ
ームであったり、低家賃住宅であったり、そうい
ったことをお考えいただくことはどうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま被害女
性等々、女性の悩み等々についてどのような福祉
的な配慮を持った対応ができるのかという御質
問だったといふふうに思いますので、私のほうか
ら御答弁させていただきたいといふふうに思いま
す。

名寄市の場合、市でございますので、私ども健
康福祉部、社会福祉法でいうところの福祉事務所
でございますので、生活保護はじめ母子生活支援
施設の入所だとか保育所の入所、子育て短期支援
事業等々、様々な福祉サービスの措置なり、あと
紹介なり、支援の体制を整えさせていただいて
いるところでございます。当然そういったときの、
議員のおっしゃるとおり、生活にのっとった、グ
ループホームがいいのか、何がいいのかちょっと
分かりませんが、例えば道内であれば母子
生活支援施設というのが母子福祉法の中に一部担
われているところでもございますけれども、現在
のところ市内の中でいふところは持ち合わせて
おりませんが、道内のそういう該当施設の中に御
本人や該当の方々と御相談しながら入所なり支援

なりというような形の中で対応させていただいて
おりますので、今後そういうようなことが出てく
れば検討していかねばならないかなといふ
うに思っておりますが、現在は近隣はじめ道内の
施設の中で対応させていただいておりますので、
今後も誠意を持って対応させていただきたいとい
うふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 御相談いただいたと
きに丁寧な御相談を受けて、支援をしていただき
たいなといふふうに思います。

それで、今回のこの法律の中で記載されている、
先ほどもお話ししましたように、人権尊重、困難
を抱えている方を真ん中に置いてということが強
調されています。それで、支援のときに自立を目
的としめない相談支援をといふふうなことも出され
ていました。というのは、とにかく自立するよう
にということが押しつけにならないようにしてほ
しいということです。相談に行くと、どうしても
これをこうやって、そしたら自立できますね、放
り出すと言うと言葉悪いのですけれども、そうい
うふうにならないようにしてほしいといふふうな
ことが言われていますので、ぜひともこのところ
を、こんなふうにも書いてありました。福祉制
度からの卒業を目指す支援が否定されたのも今回
のこの法律の特徴だといふふうに言われています
ので、ぜひとも寄り添っていただきたいといふこ
とを申し上げたいと思います。

それから、最後のあらゆる場への女性の進出の
ところなのですが、いろんな場でいろいろ取組を
していただいているなといふふうに思っているの
ですが、ここでちょっと御紹介をしたいなと思っ
ているのは、昨年4月に町内会長宛てに加藤市長
のお名前でお手紙が届きました。町内会の活動、
事業推進の際には男女が共に地域活動に参加する
ことが、活性化を目指せるように女性の登用に特
段の御配慮をお願いしたいなということで御依頼

の文書でした。私は、非常にうれしく受け止めさせていただきました。男女共同参画社会推進への意識を再確認をさせていただきましたし、啓蒙、啓発という部分ではこういった取組がやっぱり人を動かすのかなというふうに思いながら受け止めさせていただいたところです。こういったことがほかにもあれば御紹介をいただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） ただいま御紹介いただいた部分につきましては、町内会の役員の改選に合わせて御配慮いただきたいということでの文書は毎年出させていただいております。それ以外では、市内各種審議会だとか協議会への女性、男女含めて、女性の方も含めて広く委員として選出いただきたいということで、それぞれ団体ですとか、そういうところをお願いの文書も併せて出させていただいております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 昨日の高橋議員の一般質問の中で、女性防災マスターが名寄に1名いらっしゃるというお話がありました。とてもうれしく聞かせていただきました。引き続きいろんな場でやっぱり男女共同参画に取り組んでいく、このことが必要だと改めて確認をさせていただいたところであります。この推進計画が実のあるものになることを強く求めて、次に行かせていただきたいと思っております。

農業・農村振興計画に関わってであります。食料自給率の考え方のところでは、北海道でいえば200%を超えている状況ですから、なかなかというところはあるかというふうには思うのですが、やっぱりこれからお話しさせていただく、今回は特に酪農、畜産のところを取り上げさせていただきましたけれども、こういった方々を守っていくということも食料自給率をしっかりと高めていき、維持していくといったことが必要なの

かなというふうに思っています。国のほうでもいろいろ今見直しが行われているという先ほどの御報告がありましたけれども、しかしせば詰まっている状況には私はあるのではないかというふうに思っています。元名寄大学にいらした北大の清水池准教授がこんなふうに言っています。もはや自助努力でどうにかできる状況ではありません。こういった厳しい状況にあるために北海道でも例年より2倍も離農が増えているというふうにおっしゃっています。年間200戸以上の酪農の方々が離農、廃業されているということで、この40年間の中で最も厳しい状況だというふうに言われています。ここをやっぱり支えて、ストップさせていかなければならないのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今議員からもございましたが、確かに今酪農を含めて畜産全体、豚とかの畜産のほうは今一定価格が安定しているというか、高まっているというお話もあります。酪農が特に厳しいというふうな状況かというふうにも捉えております。ただ、市内の酪農家の皆さんの状況というところだけを見ていきますと、確かに離農もございますが、理由としては高齢化であったりとか、そういう体力的な部分も含めて一定程度限界といいたまいますか、そういったことを理由にされて離農されていくという方がほとんどというふうに認識しております。経営の状況でいいますと、先ほども説明、お答えさせていただきましたが、国、道、そして市のほうでも今様々な支援策という形でこれまで取組を進めさせていただいております。確かにそういった施策によって、例えば配合飼料の価格、何かといえますと、令和3年度と比較的同等の水準でということによって一定価格抑えられておりますが、やはり令和2年度ぐらいが、まだいわゆる価格高騰が起こる前、その水準から比べると依然として高い水準にあるというふうにも認識しております。先ほどお答えさせて

いただいた4月から乳価が引き上げられるということが、ここかなり大きいというふうに私ども捉えていまして、この値上げによって一定程度、これまでは何とか価格高騰分がなかなか吸収できないというふうな経営にあったところから少しそういったところを値上げによってある程度高騰分を吸収できるような経営環境というふうに少しは改善されるのではないかなというふうに期待をしております。また、今生産者のほうもいろいろと積極的に取組を進めていただいております、これ食料自給率とも関わりますけれども、やっぱり飼料の自給率といったことも今、これまで国外産に、外国産に大きく頼っていましたが、飼料の自給率もかなり低いということが課題でありましたが、市内においてもできるだけ粗飼料の生産にシフトしていこうということであったり、経営者の中においてはバンカーサイロといたしまして、そういった混合飼料を作るサイロ、そういったものを増設して、ここ私どものほうも道の交付金等を活用しながら支援してまいりましたが、そういった動きもありますので、できるだけ輸入資材に頼らないような、自賄いで一定程度経営が安定するような取組といったことも進められておりますので、そういった様々な取組を通じて市内の酪農家の経営がより安定するように私どもも支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 市内の酪農家の方のお話がありました。ある酪農家の方がおっしゃっていたのですが、これだけ大変になってきたのだけれども、離農された方がいたので、私たちは何とか生き延びているというような言い方をされた方がいました。だから、みんなで続けたいと思っている人たちがやっぱり酪農、畜産農業、続けられるということが私は必要であり、食料自給率を高めていく大事なことかなというふうに思っているところであります。今自前で飼料をとというような、今回のこの計画の中にも書かれていま

したので、そういうふうにして少しずつ進んでいくのだなというふうな捉え方をさせていただいたところでもあります。関係機関と連携して、さきの質問の中でも御答弁されていましたが、いろいろと国のほうにも求めていくというふうなお話がありましたので、引き続きその声を届けていただきたいなと思っているのですが、1つちょっと、3月から国では50億円かけて4万トンの牛を殺処分するという事業が始まると言われています。9月まで1頭15万円、10月からは1頭5万円が殺処分した酪農家に支払われると、そんなふうに聞いているのですが、どうやって理解したらいいのか私にはよく分かりません。御説明いただけますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今多分議員がおっしゃられているのは早期淘汰といたしまして、早い段階で牛の屠殺を行って、要は乳牛ですので、搾らないと病気になったりとかいろいろなことがございますので、今生乳自体は生産過剰というふうな環境にありますので、そこを早い段階でいわゆる搾乳頭数を少し減らしていこうというふうな考え方に立って、それを進めるに当たっての支援策といましようか、そういう制度というふうになっているかと思えます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 生産過剰というふうなお話がありましたけれども、酪農を進めている大きな全国的な組織の方に聞くと、生乳といいますが、それは自給率としてはそんなに高くはないのだというふうに言われていて、国産の生乳は余っていないのだと。牛を殺処分して、牛乳を捨てて、そしてバターやチーズを輸入する、これはいかがなものかというふうなお話が出されています。もうちょっと御紹介したい部分あるのですが、時間もありませんから、1つだけ言わせていただくと、お正月過ぎにNHKの番組でなかなか経営が成り立たなくなると、泣く泣く離農せざる

を得なくなった青年酪農家のことが取り上げられていました。やっと父親から事業を受け継いで、頑張ろうといった矢先にコロナ禍であったり、ウクライナの問題であったり、物価の高騰であったりということで酪農家をやめざるを得なくなったといったことが出されていて、本当に情けなく思いながら私はテレビを見させていただきました。先日もこの場で議論がありましたけれども、軍事費が非常に大きくなっています。トマホーク400発爆買いするよりも、こうした命となりわいを支える支援に回してほしいなということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それからあと、給食食材の関係ですけれども、自校式であれば少ない数でも何とかなるのかなというふうに思うのですけれども、名寄はセンター方式ですから、多くの数がそろわないと使えないというようなことがあります。しかし、その中でもいろいろな取組をしていただいて、安心、安全な、そして安定的に供給できるものを作りたいのだという部長の答弁もありました。また、いろんなところのを拝見していますと、1つの種類であったり、また年に1回からなどいろんな取り組み方があるのかなというふうに思っています。その点についてのお考えをお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 給食センターなので、私のほうからでもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育部長（木村 睦君） 今議員のほうもいただきましたけれども、センター方式で行っておりますし、安全、安心な食材はもちろんですけれども、安定した供給というのも給食にはとても必要なことかなというふうに考えています。こういった御質問あった有機農産物につきましては、確かに給食全体で2,000食ほど今提供させていただいていますので、なかなか食材としてそれだけの量を確保することが非常に難しいというところ

も御認識いただいているかなというふうに思いますし、さらには今コスト面のほうでも給食費の関係もありますので、そういった様々な面からもやっぱり考えていく必要があるかなというふうに思いまして、少しハードルは高いかと思うのですが、いろいろと検証はさせていただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひ検討を進めていただきたいなというふうに思っています。学校給食、この間無償化の要望も出させていただきながらいすけれども、安定した安心、安全な、そしておいしい給食をぜひとも作っていただくことを求めたいと思います。

では、マイナンバーカードに移らせていただきたいと思います。先ほどカードリーダーを設置した医療機関が96%あるというふうな御答弁であったかな、これは全国です。私ちょっと調べたところで、全国保険医団体連合会が行った会員アンケートの中でこんなアンケート結果が出ました。65%が現行保険証廃止に反対、82%がカードの利用に不慣れな患者の窓口対応の増加、これで困るということです。それから、74%がシステムの不都合時に診療継続が困難になるのではないかと、こんなようなことが会員アンケートで出されています。こういったところの把握はどうでしょうか。されていますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今議員おっしゃられたアンケート結果について、私もちょっと記事としては見させていただきました。失礼しました。確認はしております。見ております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひとも確認をして、いろんな医療機関も大変だということでもあります。それで、カードの未取得者には資格確認証が必要だということでもあります。やっぱり情報の漏えい

などの不安からカードを取得していない人に何かペナルティーを与えているような、私はそんな感じを受け取っています。任意というふうなことだったかなというふうに思っているのです、マイナンバーカードの所持。これを強制的にしていくというところではいかがなものかということと、それで紙のままの保険証では不都合があるのかどうか。どうでしょうか。病院のところ、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 保険証の廃止につきましては、もう既に国会のほうでも法案提出されておりまして、進めているということで、カードにつきましては任意といいながらも事実上の義務化の流れになっているということで、現状紙と、それからカードと両方並行して今医療機関のほうでも利用されておりますけれども、先ほどのアンケートの結果でも反対されているですとか、医療機関側での取扱いの不慣れさですとかいう部分の心配もあるということも言われております。国のほうではそういった部分をなくすために様々な形での対応は今されていると思いますけれども、実際に窓口でのいろんなやり取り、それからトラブルも含めて全くないということではないと思いますので、そこについてはきちんと対策といいますか、を取っていただくように国のほうにもそういった意見反映といいますか、丁寧な対応していただくように、そこはいろんな場で求めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ちょっと最後のほう聞き取れなかったのですが、やっぱり相談窓口がいよいよそういう意味では必要なのかなというふうに思います。例えば資格証を得るには本人が申請しなければなりませんし、有効期間は最長1年です。今国保の保険証は1年ごとに送っていただいて、自分で忘れていても届くというふう

なことでしたけれども、今回資格確認証になれば、更新手続きをしなければ保険料を払っていてもカードなり資格確認証は送ってこないというようなことも出てくるというようなことが言われています。それと、もう一つ非常に気になっているところがDV被害者などの方々が避難している中で、マイナンバーカードを使って病院や治療を受ける、薬局で薬を買う、そういったときに身元が分かってしまうのではないかとというような危険が出てくるのではないかとというふうに思います。DV被害者は家族の中で加害者、夫になるか、どっちになるか分かりませんが、加害者のほうでは支配的にやっぱりするわけですから、暗証番号なんか聞き出しているかもしれない。一緒につくっているかもしれないということになると、もしそれを持って逃げたとしても、病院にかかると場所が分かってしまうというようなことも出てくるのではないかとというようなことで、非常に私は不安を感じています。そういった部分でもやはり適切な対応が非常に求められていくのだというふうに思います。ちょっと時間がありませんので、このことについて御答弁いただかなくても結構です。

それで、もう一つ、これは御紹介をさせていただきたいというふうに思うのですが、昨日の私どもの発行しているしんぶん赤旗で報道されておりました。岡山県の備前市なのですけれども、保育料、給食費、学用品の無償化に世帯全員のマイナンバーカード取得を要件にすることを求めています。これに対して、岡山県の弁護士会が声明を発表いたしました。憲法14条の平等原則に反するのではないかとというようなことで発表しています。こういう差別を持ち込むやり方、そして事実上取得を強制する、こういったマイナンバーカード、やっぱり見直していただかなければなりませんし、命を守る健康保険証、そして介護保険証とも一緒にするというふうに言われています。これは見直しを強く求めていきたい、その声をやはり地方からも上げていただきたい、そのことを求

めて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の農業、農村の振興を目指して外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） それでは、通告順に従いまして、大項目で2点質問させていただきます。

最初に、大項目1、名寄市の農業、農村の振興を目指して、小項目1、名寄市農業・農村振興計画による前期実施計画の検証と後期実施計画の方向性についてお伺いいたします。名寄らしい地域の特性を生かした農業、農村づくりを目指して、第2次名寄市農業・農村振興計画が平成29年度から進められています。過去6年間の計画による取組の検証についてお伺いいたします。

また、名寄市総合計画（第2次）後期計画との整合性も考慮した上で、名寄市農業・農村振興計画後期実施計画の方向性についてお伺いいたします。

本計画については、2月16日から昨日3月15日を期間としてパブリックコメントが実施されています。寄せられたコメントの件数や主な内容についてお伺いいたします。

次に、小項目2、近年の課題に対する受け止めと対応策についてお伺いいたします。令和4年第4回定例会において可決された化学肥料・配合飼料購入支援金給付事業の給付状況と支援金給付が経営安定にもたらす効果についての見解をお伺いいたします。

また、燃料費や物価の高騰による影響は、営農

計画に大きな不安材料となつてのしかかっています。世界の情勢に注視し、国、道の施策を見極めつつも、時には市として早急な対応策が必要であると考えます。近年の課題に対する受け止めと市の対応策についてお伺いいたします。

次に、小項目3、持続可能な農業経営のためにお伺いいたします。農業分野の中でも酪農業が厳しい状況にあり、道内でも酪農家戸数が減少しています。現在の名寄市では、搾乳量の調整は行わなくても済んでいるようですが、今後も安定した酪農業を維持するためには行政の寄り添う姿勢が必要であると考えます。想定される支援策についてお伺いいたします。

次に、大項目2、名寄市の特徴を生かした教育の充実を目指して、小項目1、高校新設に向けた取組の成果と課題の検証についてお伺いいたします。令和5年4月1日に開校を迎える新設名寄高等学校は、名寄市内唯一の高等学校として大きな役割を担い、新たな歴史の幕を開けます。名寄市内高等学校の統合再編が具体化した後、様々な取組が進められてきました。魅力化推進委員会での取組成果など各種取組の成果と課題についてお伺いいたします。

また、今後も取組の継続が望まれる課題に対しては、その方策についてもお伺いいたします。

さらに、この間の取組を志願者数及び受験倍率を視점에検証した場合の名寄市教育委員会としての見解についてお伺いいたします。

次に、小項目2、幼小中高大の連携を強みとした教育実践についてお伺いいたします。学校間連携により実施された教育実践内容についてお伺いいたします。

また、人口約2万6,000人の規模にあって、幼稚園から大学までそろっている強みを生かした特徴ある取組は、名寄市全体として大きな教育効果を上げるものと期待します。今後想定される連携の在り方、計画についてお伺いいたします。

また、社会教育の分野で地域と大学及び大学生

のつながりによる活動事例とその成果についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 山崎議員からは大項目で2点について御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、名寄市の農業、農村の振興を目指して、小項目1、名寄市農業・農村振興計画による前期実施計画の検証と後期実施計画の方向性についてお答えいたします。第2次名寄市農業・農村振興計画につきましては、本市における農業、農村の現状や役割を踏まえ、情勢の変化や課題に対応し、持続的な発展に向け振興施策を計画的に進めるため策定しております。計画の概要は、将来の方向性や考え方を示す基本計画と基本計画に基づき具体的な事業などを示す実施計画で構成をし、基本計画は平成29年度から令和8年度までの10年間、実施計画は令和4年度までの6年間を前期、令和5年度からの4年間を後期とし、総合計画の計画期間と整合を図ってまいります。前期6年間の実施計画の検証としましては、まず収益性の高い農業経営の確立では国や道の補助事業を活用した圃場整備や畜産クラスター事業での生産基盤の強化が図られてきたほか、哺育・育成センターの設置により育成作業の分業化による農業者の負担軽減が図られてきております。多様で持続可能な農業経営の促進では、労働力不足が課題となる中で市立大学生による農作業従事やインターネットの活用など、多様な労働力確保に向けた取組を実施してまいりました。また、ICTを活用したスマート農業の導入が急速に進んでおり、農業者で組織しておりますICT研究会を中心として調査研究を進めております。法人化では、複数戸法人の設立支援による法人の設立により経営規模の拡大と経営基盤の強化に取り組まれてきております。農業の担い手育成と確保に向け

ては、地域おこし協力隊制度を活用し、就農希望者の確保に努めているほか、後継者の育成ではJAと協調して支援に取り組むとともに、新規参入者に対してはJA、農業改良普及センターと連携し、支援チームによる巡回指導に加え、新たに集落支援員を配置し、相談窓口としての役割を担っていただくことで支援体制の強化を図っております。人と自然に優しい農業の推進では、安全、安心な農畜産物の生産に取り組むとともに、みどりの食料システム戦略に基づく農業生産における環境負荷軽減の取組を実施してきました。また、有害鳥獣対策としては、JA、猟友会と連携し、エゾシカの捕獲に取り組むとともに、アライグマの防除従事者による捕獲に取り組んでまいりました。豊かさや活力ある農村の構築では、第3次食育推進計画に基づき各関係機関、団体や市民などとの協働による食育推進や産業まつりなどの各種イベントや情報発信などを通じて地産地消の拡大に取り組んでまいりました。また、農業、農村の多面的機能の維持、保全におきましては、地域組織による維持活動を支援してきております。

後期実施計画の方向性としましては、前期計画同様に名寄市総合計画の農業、農村の振興における5つの基本事業を基本の考え方とし、情勢の変化や課題に対応し、持続的に発展していけるよう計画を時点修正し、後期実施計画を策定しております。また、パブリックコメントによる意見募集を実施してまいりましたが、寄せられた意見はございませんでした。計画策定に当たり開催してきました検討委員会や各団体との協議に基づく本計画素案について御理解をいただいたものと考えてございます。

続きまして、小項目の2、近年の課題に対する受け止めと対応策について、小項目の3、持続可能な農業経営のためには関連がございますので、一括してお答えさせていただきたいと思っております。昨年12月の第4回定例会において可決をいただきました化学肥料・配合飼料購入支援給付

事業につきましては、本年2月3日までに交付が完了し、肥料高騰対策としましては申請378件、約2,231万6,000円、配合飼料には申請22件に約1,005万1,000円の合計で388件、重複を含めでございますが、388件の3,236万7,000円を交付し、資材の高騰の影響を受ける農業者への支援に取り組んできたところでございます。これまでの国、北海道の支援と併せ、農業者の負担軽減に一定程度の効果があつたと捉えております。燃料費や物価の高騰など肥料にかかわらず資材全体が高騰してきており、特に酪農業においては生産効率を高めるために欠かせない配合飼料の価格が大幅に値上げされたことに加えまして、個体販売価格の下落による影響も少なくない状況と認識しております。酪農業に対しては、国における配合飼料の価格高騰対策や配合飼料価格安定制度による補填金の交付をはじめ、道や本市における支援など様々な施策が展開されております。今後につきましては、4月から加工乳におきまして乳価の値上げが決定しており、また配合飼料の価格安定制度において見直しについて検討がされるなど、今後の経営状況にも注視をしながら持続可能な農業となるよう国、道、関係団体と連携を図り、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは大項目2、名寄市の特徴を生かした教育の充実を目指して、小項目1、高校新設に向けた取組の成果と課題の検証についてお答えいたします。

名寄市内高等学校魅力化推進委員会は、名寄高校と名寄産業高校の再編統合に当たり、地域魅力の検討及び情報発信を目的として令和2年8月に設置されました。令和3年度からは将来の新設校の学校運営協議会の前身となるよう組織を強化するために魅力化推進委員会の中に魅力化コーディネーターを配置し、高校との連携や情報共有を積

極的に行い、新設校の魅力向上を目指した取組を進めてまいりました。また、昨年度新しい高校づくりを進めていく上で学校と地域との連携、協働が必要であることから、高校の統合推進委員会が企画された両高校の生徒も参加する会議に魅力化推進委員会も参加して、合同拡大会議とし、多くの議論を重ね、その検討結果が新名寄高校の学校目標やスクールポリシーなどに反映されており、学校と地域が連携、協働した大きな成果であると考えております。今年度においても新設校マガジンの作成、配付や新設校の紹介動画をYouTubeで配信するなど中学生や保護者の方々にその時々で分かり得る情報を少しでも早く分かりやすくお知らせしてまいりました。こうした魅力化推進委員会の地域と高校とが連携した活動は、先般令和4年度コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学大臣表彰を受賞したところであり、これまでの取組に対し高い評価をいただいたものと考えているところです。

一方、先日発表された新名寄高校の最終出願状況については、普通科が0.7倍、情報技術科は0.4倍であり、情報技術科は特に厳しい倍率となりました。名寄高校においては、中学校への学校訪問や学校説明会などをこれまで以上に実施し、新設校の周知に努められ、魅力化推進委員会でも中学生や市民への情報提供に努めたところですが、情報技術科は新たに設置される学科でもあり、その具体的な学習内容などが中学生に伝わり切れず、進路決定までには至らなかったのではないかと考えているところです。

北海道教育委員会では、新名寄高校に新年度早々学校運営協議会を設置して、コミュニティ・スクールとし、高校の魅力化向上を目指す取組を進めていくと伺っております。コミュニティ・スクールは、学校と地域社会との関係を生かし、学校と地域の方々が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となるため、新名寄高校への地域全体での応援体制の構築につながるものと考えており

ます。本市においても今回の出願状況を高校と共にしっかりと受け止め、次年度に向け新名寄高校や学校運営協議会と連携し、市内唯一の高校が魅力ある高校として発展し続けることができるようできる限りの支援を行っていきたいと考えております。

次に、小項目2、幼小中高大の連携を強みとした教育実践についてお答えいたします。初めに、幼小中高大の連携についてであります。本市では特別支援教育を中心に連携した取組を推進しております。例えば名寄市特別支援連携協議会は、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、名寄市立大学、関係機関などで組織し、幼児期から障がいのある子供たちの自立や社会参加に向けて十分に情報を共有することで、その一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援ができるよう連携体制の充実を図っております。また、名寄市特別支援連携協議会では、本市の特別支援教育の現状と課題について共通理解を図るべく幼保小中高や関係機関などの教員や職員を対象に名寄市立大学の先生を講師として、子供一人一人への適切な支援の在り方や組織的な支援体制の在り方などに関する研修会も実施しております。さらに、名寄市特別支援連携協議会の専門委員会では、幼保小中高や関係機関などが子供たちの引継ぎの方法などについて研修や協議を行うなど、互いの取組や情報の共有化に努めるとともに、名寄版個別の支援計画「すくらむ」が効果的に活用されるようにするための取組などを推進しております。このように名寄市立大学が有している特別支援教育に関する高度な専門性を活用して、幼保小中高大、関係機関などが連携、協力し、本市の特別支援教育の充実を努めているところであり、今後においてもさらなる充実に向けて取組内容の工夫、改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育分野における地域と大学及び大学生のつながりによる活動事例とその効果についてであります。青少年のリーダー研修事業、わ

くわく！体験交流会では、毎年名寄市立大学の大学生に体験交流会のボランティアリーダーとして活躍いただいております。また、市立図書館では名寄市立大学の教職、保育実践演習、フィールドワークの一環として大学生が館内展示の作業や図書館だよりの編集、発行を行ったり、天文台では名寄市立大学の授業で活用する動画の提供や観望会、七夕の短冊飾りなどイベントの際には名寄市立大学内の天文サークルに協力してもらうなど、天文普及の一翼を担っていただいております。引き続き社会教育分野において名寄市立大学や大学生との連携、協力を強化するとともに、幼小中高大の学校種間の連携を工夫して、地域全体で名寄の教育をさらに充実させることができるよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。

確認も含めてということをお願いしたいと思っておりますが、先に大項目1の本市の農業、農村の振興を目指してというところではありますが、振り返ってみますと、今定例会で代表質問も含め一般質問でかなりの案件が議論されてきたと思っております。午前中の川村議員の一般質問の中にも取り上げられておりました。これは、取りも直さず基幹産業、農業である名寄市という枕言葉で名寄市の紹介がされることがあるのと同じように、名寄市の農業、大変地域の発展に大きな影響があるということの強い思いでの一般質問であります。そのことを先に述べさせていただいた上で再度質問させていただきたいと思っております。

先ほどパブリックコメントの件数がゼロ件であったという御報告をいただきました。16日の一般質問にさせていただいたのは、パブリックコメントの結果を知りたいと思って、この日を選ばせ

ていただいたのですが、部長は御理解いただいている結果という受け止めだということではありましたが、そのまま受け止めていいのかどうか、再度その見解について伺わせていただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今御質問ございましたパブリックコメントの結果ということでございます。意見がなかったということですので、ここはどういうふうに捉えていいのか私としても非常に難しいのですが、先ほど答弁させていただいたとおり、一定素案の内容について御理解をいただいたというふうに受け止めてございますが、違う見方でいいますと、もしかするとですが、なかなか今回の計画に対してどれだけの方がそれを見ていただいて、確認をしていただいたのかというところが、そこははかり切れないものがございますので、受け止めとしては先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、今言いましたとおり、どれだけ農業者の方にも今回の見直しが伝わっているのかというところも一方では不安になる部分もございますので、今後様々な場面を通じて、まだ成案となっておりますので、中身が固まりましたら、改めまして農業者の方にも中身を十分に御覧いただいて、確認をいただけるように今後も周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 期間が終わったからといってそこで終わりということではありませんので、先ほどの山田部長の御答弁にありましたように、今後もというところで広く定着していくことができるような取組はしていただけたらと思っております。なぜここにこだわるかということですが、名寄市の農業・農村振興計画ということですので、この計画は農業者の方だけが捉えるべき計画ではないというふうに認識しています。農業、農村というところで、農村の振興と

いうことについてはやはり市民全体での捉え方が非常に大きく農業を支援していくようなところにもつながっていただけるだろうと思っておりますので、その部分についてはぜひこの後も広く市民の方にもこの後期計画の5つの柱についての部分の提供をお願いしたいと思っております。

小項目2で確認させていただきました令和4年第4回定例会で可決されて、2月に具体的に実施されて、交付されている化学肥料、配合飼料の購入支援金給付事業でありますけれども、先ほどの金額を確認させていただきましたら、おおよそ予定どおりの交付額であったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 肥料、また飼料の取扱量につきましては、一定事前に調査を加えながら予算のほうを積算させていただきました。おおむね予算どおりの施行というふうになったというふうに捉えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） その執行額の中で、それぞれの酪農家の方に確認をするということ、また酪農家以外の農家の方に経営状況を聞き取るということはもちろんのことではないと思っておりますが、特に酪農家に限って言わせていただいたときに経営の中での安心材料としてどのような効果があるのか、その点について担当者としてどのような御見解をお持ちでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今回の飼料対策でございますが、先ほど言いましたとおり、約1,000万円ということで、市内の酪農家の皆さんに交付をさせていただきました。これ畜産も含めてということですので、酪農家以外の方にも当然交付をしてございますが、議員も御存じかと思いますが、酪農におきまして、これ畜産全般と言ってもいいと思えます。経営の経費の中において、やっぱり配合飼料の占める割合というのが非常に高

い状況ということでございます。この高騰の影響というものがかなり高額になっているだろうというふうには推測しておりますので、今回の市の支援だけではなかなか酪農家の皆さんを含め経営を十分に賄うということにはならないのかなというふうには受け止めておりますが、先ほど言いましたとおり、国や北海道も併せて支援をいただいておりますので、そうしたものと併せて一定程度の経営の支援になっているものというふうに捉えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 経済建設常任委員会でも出していただいております資料に詳しく国の支援状況、道の1トン当たりの配合飼料に対しての支援金の額、そして名寄市がどのような受け止めをしてこの給付事業に踏み切ったかということなどもいただいておりますので、その頂いている資料から判断するに及んで、やはり今の状況を今後安定した経営につないでいくことができるのかどうかという不安は持っております。先ほども川村議員から乳牛を扱っておられる酪農家の声が紹介されていましたが、私のところにも地域の酪農家の方から何件も声が寄せられています。それは、やはり特に来年度に向けて営農計画を立てる、立てようと思えば思うほど赤字が膨らむ、どのように赤字を補填して経営を続けていくかというところに大変苦慮している、そんな声であります。多くの方が御覧になっていると思いますが、2023年、今年の2月15日の北海道新聞に「やめる酪農家、道内増加」という記事が掲載されました。名寄市においては離農された酪農家の方たちに振り当てて、搾乳量を大きく変えない状況で今のところは経営していただいているという状況も伺ってはおりますけれども、今後この状況が進んでいく、続いていくという保証は何もなく、乳価も引き上げられるという話も聞いておりますけれども、大変苦慮されているのが現状であります。

その点に関して、具体的に酪農家の件数が市内で減ってきている状況について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 酪農家、酪農経営の状況ということでございます。先ほど川村議員の質問の際にもお答えさせていただきましたが、確かに市内の酪農家の戸数自体は減る傾向にあるというのは間違いのないというふうに捉えております。高齢化によるもの、また複数戸の法人を立ち上げたというようなことで戸数が減少するというようなことも、戸数だけを見るとそういったこともあるということに進んでいるというふうになってございます。酪農経営のところでございますが、先ほど川村議員のところでもお答えさせていただいておりますが、生産者の中でも先ほどお答えさせていただいた例えば自給飼料の使用量を増やすような、そういった取組ですとか、また経営者によってはですけれども、和牛の受精卵をホルスタインに種つけをして、和牛を産ませるといふか、そういう形で和牛の価格帯のほうが高いというふうなことがございますので、そういう形ですごく生産者の皆さん、いろいろと経営的にも工夫をされ、そして収入を増やす取組、また経費を下げる取組、それぞれいろいろと努力をされている。また、先般JAの酪農部会といった集まりがございまして、そういった取組を情報交換をされながら、お互いのそういった特徴ある取組について情報交換しながらできるだけ経営の改善に向けた努力、取組について研究をされているなというふうに受け止めております。私どもといたしましては、そういった取組、それぞれの取組に対して、これ技術的なことも十分ウエートを占めますので、農業改良普及センターの指導員の方にも協力をいただいたりとか、そういう様々な皆様の力を借りながら酪農家の支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 様々な取組をしていただいているということはよく分かりました。理解させていただきます。

先ほどの自給飼料のお話の中で、輸入の配合飼料が高騰しているから、自分たちでデントコーンですとか子実飼料に、自分たちで作れる牛の食べ物を作っていくということでの取組だということ御紹介いただいたのですが、実はこれもやはり一定程度時間がかかるものではないかと素人考えで思います。特に私が確認させていただいた中で、ひょっとして間違っているかもしれませんが、今名寄市内の牛を扱っておられる酪農家、15件というふう聞いております。もっと多いかな、20件以上あるのかなと思っていたところで、確認してみますと風連地区でも私の知っている牛屋さんが3件もう閉めておられました。そういう状況がある中で、やっぱり今々の現場が分かっている市でないとできない対応策というのが必要ではないかと思っています。改めて2月15日の、今年です、経済建設常任委員会の概要報告を見せていただきましたときに、委員会でもやり取りがなされておりました。配合飼料の助成についての案件の中での質問であります、配合飼料で1,000万円ほど補助したが、引き続き今後の計画の中で検討していきたいということの御答弁がなされていたようです。この今後検討していきたいということについては、やはり一定程度の給付金の支援なども考えていく必要があるのではないかと考えているのですが、この辺部長お答えにくいかもしれませんが、経営を維持していくために今々必要なものについての支援、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 具体的な支援というようなことも含めてというお問合せかと思いますが、まず先ほどもお答えさせていただいておりますけれども、一つは4月から乳価が上がるという好材料がございます。これによりまして一定程

度収入、売上げの部分がかなり増えることが想定されますので、まずそういったものによってどの程度経営が改善されるのかということが一つあるかと思えます。また、国におきましても補給金ですとか今の飼料高騰対策についても検討がされているというふうな情報もございますので、そういった様々な情報、また状況を捉えながら、ここ経営に関してはやはりJAさんが一定程度経営の指導ですとか、また相談というような窓口を担っていただいておりますので、そういった部門ともやり取りをさせていただきながら、情報を共有しながら必要な対策は、どういったものが必要になるのかといったことを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 乳価が上がる、そのことは消費者にとっては厳しいところがあるかもしれませんが、やはり全体的な取組の中では歓迎すべきものなのであるかと思って、受け止めさせていただいております。しかし、搾乳量は減ってくる見通しが示されているのではないのでしょうか。名寄市内で搾れる量が令和3年度、それから今の状況に比べて減らされる可能性というのはいま示されているのではないのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今JAさんのほう、ホクレンさんのほう、集荷業者という団体というような中で一定程度の生産調整といいたまいますか、先ほどありました、若干今供給過剰な状態というふうな、在庫が積み上がっているというふうな環境でございますので、ある程度そこを調整していきたいというふうな考え方の中からそれぞれのJAに一定程度の割当て、目標というふうなことで示されております。先ほど議員からありましたとおり、名寄市内におきましては確かに目標の数値としては前年実績よりも若干減らした数値が目標というふうな形で示されておりますが、離農等の影響もあって、市内全体としてはそれぞれの

現在営農されている酪農家の方につきましては従前どおりの搾乳量程度は搾れるというふうな、今までよりもどんと増やしてということはなかなか難しい環境にはあるようですけれども、少なくとも現状維持ぐらいの数値での搾乳量は維持できるというふうなお話伺っていますので、そこについては今回の価格の上昇分が素直に反映されていくものというふうに捉えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 担当者の方に確認させていただいた中での見通しについてお話を受け止めさせていただいて、質問させていただいたところであります。高齢化によってやむなく酪農を廃業される、それはその方の人生の中で当然起き得ることですし、地域としても受け止めなければいけないことだと思いますけれども、そのおかげで営農されている酪農家が安定してくるという考え方については少しもっと積極的な酪農家の方たちの経営安定に対する支援施策が必要になってくるのではないかとこのように個人的には思っています。ぜひともそれぞれの酪農家の方、規模も違いますし、家族構成、関わっている仕事をされている状況の方も違いますので、その部分を声をしっかり聞き取っていただいて、JA、もちろん担当の課もありますし、農家の方と一体となって進めていただいておりますので、その安定した関係の中に行政としての役割、支援をつぎ込んでいただいて、この後も安定した営農計画、酪農経営に向かって御支援をいただきたいというふうに思っています。

そこで、これはちょっと私個人的な提案なのですが、以前政務活動費を使わせていただいて、行政視察に伺わせていただいた山形県の米沢市は、おもしろいな乾杯条例というちょっと独特の条例を持っていました。何かというと、地酒でいろいろな交流会等の乾杯をまず1杯目は地元のお酒を浸透させる、応援させる、そのためにそのお酒で乾杯しましょうという条例でありました。

条例制定というと大きな話になりますけれども、牛乳を何とか名寄市の中で多く飲んでいただけるようなキャンペーン、名寄市もモチ米に対してはもっともち米プロジェクトという形で随分力を入れていただいておりますし、とてもいいことだなと思って、いろんなイベントの場面で見させていただいております。牛乳に対しても一時期であったとしてもキャンペーンですとか全体で盛り上げていくような取組を求めたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今そういったお話いただきまして、これ先ほどの川村議員の質問の中にも食料自給率の向上というふうなことで積極的な取組といたしましうか、名寄市としてもできる取組というふうなお話もございました。先ほど山崎議員からも農業に対する市民の理解への醸成というところでもお話をいただきました。まさに今牛乳、生乳に関しては乳製品含めて過剰というふうなことが国の段階では言われておりますので、まずそこを解消していかないと、酪農家の皆さんも思い切って搾れる環境になっていかないというふうな現状にございますので、そういった意味で牛乳ですとか乳製品の消費拡大に向けた市民に対してのPRといたしましうか、そういったことにつきまして、現在JAさんのほうでもいろいろとそういった取組も機会を見て取り組んでいただいているようです。また、そういったことも含めてJAともちょっと協議なんかもしながら、どういう形が効果的なのかということを研究させていただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ぜひ研究をして、それで終わらないで進めていただきたいと思っております。いろいろなアイデア、子供たちからも出していただくような形で進めていただきたいと思っております。

大項目2に移らせていただきます。先ほど御答弁いただきました魅力化推進委員会での成果と課

題についてというところではありますが、令和4年度予算で高等学校支援事業費、魅力化推進事業費、115万2,000円について予算化されていました。まだ年度途中でありますので、全部お答えいただけるとは思いませんけれども、この予算に対しての執行状況とこの予算を使っての成果、どのように捉えていらっしゃるか、お願いします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 執行状況のほうにつきましては、ちょっと手元に資料を持っていませんので、ごめんなさい、答えることできないのですけれども、やってきた内容につきましては、先ほどの答弁にもさせていただいたとおり、魅力化推進委員会の中で今年度についてはユーチューブの動画を発信してきたり、ポスターを作ったり、新設校マガジンというものを中学生、また保護者の方々にも配付させていただいたりして、その都度、その都度変わり得る情報について情報の発信をさせていただいたかなというふうに思っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それらのものは、今後も引き続き使っていただけるものと思っています。本年度の予算ではありますけれども、つくったものを次のところにも引き継いでいただけると期待しているところではありますが、先ほどの教育部長の御答弁の中にも少し中学生に伝わり切らなかったのではないかというお声があったと思います。この点について、やはり地域としては、初年度でありますので、数字だけを申し上げるのは申し訳ない気持ちもあるのですが、単位制普通科0.7、単位制情報技術科0.4という倍率は大変厳しいなという受け止めをしています。この点について、今後魅力化推進事業、高校の新しい魅力を伝えるための予算をどのように生かしていくおつもりなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどお話しさせて

もらったとおり、今議員のほうからも御紹介いただきましたけれども、北海道、新しい名寄高校の倍率、確かに厳しい倍率だったのかなというふうに思っています。高校側とも一度お話しさせてもらったのですけれども、やっぱりオープンキャンパス含めたり、中学生の学校訪問、高校側でも随分積極的に行っていただいたときの、そのときの感覚というのでしょうか、すごく高校側も手応えはあったということもあったのですが、残念ながらそういう倍率になってしまったのかなというふうに思っています。それにつきましては、先ほどお話しさせてもらったように、これからの学習内容とか我々やれることですかやれるべきことについては前向きにトライしてきたつもりでありましたし、今までにない新しい取組もさせていただいたかなというふうに思っていますが、やっぱり伝わり切らなかったところがあるのかなというところと、旭川だとか札幌の一部の学校は確かに1倍以上いっているところはあるのですけれども、残念ながら地方都市につきましては御存じのとおり定員割れをしているところが、ほとんど実は定員割れしているのです。このことというのは、少子高齢化もあるのですけれども、ほかに今私立高校の無償化の話も出ていますし、それとか様々なやっぱり中学生が行きたいところにそれぞれが、今保護者の方々もそちらの学校に通わせているというような現状なのかなというふうに把握しています。ただ、ここについては教育委員会のほうでしっかりと検証しているわけではないので、こういったことも、こういった結果を受けて、これからは高校ともしっかりと次年度の名寄高校の出席状況というか、受けてもらえる魅力ある高校となるようにこういったところは少し高校側とも一緒になって考えていかなければならないなというふうには思っています。

今予算の御質問だったかと思うのですけれども、新年度当初予算につきましてはこれまでのパソコンへの補助と資格取得補助金、ここについて当初

予算には持たせていただいています。それ以外につきましては、先ほどの御答弁もさせていただきましたけれども、北海道教育委員会において新年度早々名寄高校に学校運営協議会を設立していただけることになっています。ここの中ですぐに新しい学校にどのような支援が必要かというのはこの学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールの中で早急に議論していただいて、その中で市としても、先ほどもお話しさせてもらいましたけれども、支援できること、また応援できることがあれば積極的に支援させていただきたいというふうに考えているところがございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） いろいろ取組を進めていただいているということは、十分理解しています。市民だけではなく、近隣の関係者の方の英知も結集する形で今進めていただいているというふうに認識しています。魅力のある高校という言葉がよく出てくるのですが、木村教育部長は魅力のある高校というのは御自身はどんな高校だと捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 魅力ある高校というのは、私個人的には地域の人から信頼されて、愛されていて、さらにやっぱり通われている高校生が自分の多種多様な進路をいけるような学校が魅力ある高校ではないかというふうに考えているところです。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 私も同感です。特にそこに入学して勉強したいという子供たちの次なる自分の人生をつくっていくときに自分の力を高めることができる、自己実現していくことができる高校というのが何よりも子供たちにとって魅力のある学校だというふうに思っているのです。その中で子供たちに話を聞いてみますと、単位制ということの意味が分からなかった、それから情報

技術科といっても校舎も変わっていない、自分がそこに入ったからといって今まで中学校でパソコンルームで勉強してきたような中身と変わらないのではないかと思っ、自分が入ってから3年間が変わっていけるのかどうか分からなかったというような声が返ってきました。やはりもっともっと子供たちに分かる説明をしていただく必要があるなというふうに受け止めています、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 御指摘今受けましたので、やはり我々が思っていることと中学生、次受ける子供たちが思っていることというのはかなり差があるものだと私も思っています。したがって、当然市でやるだけではなくて、高校側とも積極的にここはお話しさせてもらって、周知の仕方、中学生に魅力ある、新しい高校がどのような高校だよというところをこれからどのように伝えていけば中学生に伝わっていけるかというところは、しっかりと議論させていただきたいというふうに思っています。新しい名寄高校になって、4月からは新しい制服が、制服を着た高校生が通学してくれることと思っています。これからの中学生は新しい制服を見て新名寄高校のことも考えていただけるものかというふうにも思っていますので、今議員からもお話しいただきましたことも高校としっかりと話しさせてもらって、次の受験といましようか、進路の一つに新名寄高校が入ってくるように市としても高校と協力しながら支援をしてまいりたいというふうに思っておりますので、皆さん方の御協力もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 大人の考える感覚と中学生、小学生が捉える感覚とに多少なりとも差異があるということについて認識をしていただいたということでもありますので、この後様々な場面でその観点からも議論を進めていただけると思

ております。もちろんその議論の中に入れていただきたいと思いますので、ぜひとも大事に新設名寄高校を育てていただけるようにしていきたいなというふうに思っています。

新しい制服を着た高校生が降りてくる、学校に入っていくという、その想像をするだけでもわくわくするのですが、名寄高校駅も整備していただきました。計画から含めておよそ6,000万円で、別な機会の御答弁で利用されている生徒数30人と伺ったような気がするのですが、インターネットで名寄高校駅を調べますと、一応市の想定は50人から60人を想定しているということでしたが、名寄市外の中学生に対してのアピール度はどのような手応えを持たれているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほどお話しさせてもらった新設校マガジンにつきましては、市内の中学生のみならず、かなり広範囲の中学生、中学校に配付させていただいていまして……分かりますか。

（「はい、分かります」と呼ぶ者あり）

○教育部長（木村 睦君） 配付させていただいておりまして、そういった面で新しい名寄高校がこういうふうな高校になるのだよということは今回周知はさせていただいたというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私が答弁で発言させていただいた30名という数なのですがけれども、これはJR側の乗降調査の結果で、実は雪が降る前ということで、我々が想定した60というのは冬期間、近距離で使っていただける方も当然

増えるだろうという事前のアンケートでニーズ量が冬期間になると大体60ぐらいに増えるという想定でその数字をセットさせていただいたということですので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 丁寧に御説明いただきましたので、理解できました。先ほど木村部長から御答弁いただきましたマガジンなども全部周知しているということでありましたが、結局そういうものを提供したら終わりという感覚では、生徒は理解し切れない。それをしっかり見ようという子はもともと名寄高校に行こうという気持ちのある子だと思うのです。その点についてもっと踏み込んだ対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 言葉が足りなかったかもしれませんが、当然配付しただけではなくて、高校側も管内の中学校側にも学校訪問行って、新しい名寄高校の説明を行わさせていただいているかなというふうに思っています。今回このようないろいろな御提案いただきましたので、改めて名寄高校側ともお話しさせてもらって、道立高校ですので、どうしても我々ができる範囲とできない範囲というのは御理解いただいているかと思っておりますので、こういった御提案いただいたことにつきまして名寄高校側にもお話しさせていただきましますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） もちろん道立高校でありますので、部長おっしゃるとおりです。そこで、道立高校を含めながら名寄市の、幼稚園もあります。大学まであります。いろいろな学校、種類が名寄市、このまちにあるという強みを生かして、これは教育長の初日の教育行政執行方針の中でも結びのところで述べられておりますので、これは教育長の強い意志だと思って受け止めます。

この部分で受験に対して名寄高校のPRをではなく、連携の中でそれぞれの中学生が名寄高校のよさを知り得て、また大学のよさを知り得てというその連携の在り方について教育長の御見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 学校種間の連携についてということだと思いますが、私代表質問の中でも社会に開かれた教育課程ということで、今の子供たちが社会とつながりながらしっかりと生きる力を身につけていくことの大事さということを申し述べさせていただきました。当然社会と結びついていくというときには、それぞれの学校種間が持っている目的というのがございますから、まずそれぞれの校種が持っている目的をきちんと踏まえながら、子供たちを育てていく上で必要な教育活動というのを考えていかなければなりませんので、その中で校種間で異年齢の交流ということで、例えば小学生と大学生の交流がいいのか、中学生と高校生の交流がいいのかとか、いろいろあるかというふうに思いますので、きちんと現状を踏まえ、子供たちの育てたい資質、能力に向かって効果的な連携ができるようにしていきたいというふうに思いますし、何よりも教育都市宣言の中で大学を抱えて、幼稚園から大学まで連携しているまちであるということが名寄市の魅力であるというふうに思っておりますので、これを前提にしながらさらなる学校間の連携が活発化し、かつそれぞれの校種の子供たち、若者が育つように頑張っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 期待して、もちろん私も取り組ませていただきます。

終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月17日から3月23日までの7日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月17日から3月23日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 山 田 典 幸

令和5年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 令和5年3月24日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第23号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第24号 令和5年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第25号 令和5年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第26号 令和5年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第27号 令和5年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第28号 名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第5 議案第30号 名寄市副市長の選任に

ついて

- 日程第6 議案第31号 名寄市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第8 議案第32号 名寄市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第33号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第11 意見書案第1号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書
意見書案第2号 不登校の公的対応を求める意見書
- 日程第12 報告第2号 例月出納検査報告、定期監査報告等について
- 日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第14 委員会所管事務調査報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第20号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第22号 令和5年度名寄市食肉

- センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第23号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第24号 令和5年度名寄市立大学特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第25号 令和5年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第26号 令和5年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第27号 令和5年度名寄市下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第3 議案第28号 名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第4 議案第29号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第5 議案第30号 名寄市副市長の選任について
- 日程第6 議案第31号 名寄市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第8 議案第32号 名寄市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第33号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第34号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第11 意見書案第1号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書
- 意見書案第2号 不登校の公的対応を求める意見書

- 日程第12 報告第2号 例月出納検査報告、定期監査報告等について
- 日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第14 委員会所管事務調査報告

1. 出席議員（17名）

議長	18番	東	千春	議員
副議長	11番	佐藤	靖	議員
	1番	富岡	達彦	議員
	2番	倉澤	宏	議員
	3番	山崎	真由美	議員
	4番	佐久間	誠	議員
	5番	三浦	勝秀	議員
	6番	今村	芳彦	議員
	7番	五十嵐	千絵	議員
	8番	遠藤	隆男	議員
	9番	清水	一夫	議員
	10番	川村	幸栄	議員
	12番	高野	美枝子	議員
	14番	塩田	昌彦	議員
	15番	東川	孝義	議員
	16番	山田	典幸	議員
	17番	黒井	徹	議員

1. 欠席議員（1名）

13番	高橋	伸典	議員
-----	----	----	----

1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	慈生
書記	開発	恵美
書記	石橋	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛士君
副市長	橋本	正道君
教育長	岸	小夜子君

総務部長	渡	辺	博	史	君
総合政策部長	石	橋		毅	君
市民部長	廣	嶋	淳	一	君
健康福祉部長	馬	場	義	人	君
経済部長	山	田	裕	治	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教育部長	木	村		睦	君
市立総合病院 事務部長	岡	村	弘	重	君
市立大学 事務局長	水	間		剛	君
こども・高齢者 支援室長	松	田	慎	司	君
産業振興室長	田	畑	次	郎	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会計室長	鈴	木	康	寛	君
監査委員	岡	川		進	君

○議長（東 千春議員） 本日の会議に13番、高橋伸典議員から欠席の届出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

16番 山 田 典 幸 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算、議案第20号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第22号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和5年度名寄市立大学特別会計予算、議案第25号 令和5年度名寄市病院事業会計予算、議案第26号 令和5年度名寄市水道事業会計予算、議案第27号 令和5年度名寄市下水道事業会計予算、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、倉澤宏委員長。

○予算審査特別委員長（倉澤 宏議員） 議長より指名をいただきましたので、今定例会で予算審査特別委員会に付託されました議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算、議案第20号から議案第24号までの各特別会計予算、議案第25号から議案第27号までの各事業会計予算につきまして、予算審査特別委員会の審査経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、2月27日に開会し、直ちに

正副委員長の互選が行われ、委員長には私倉澤宏、副委員長には清水一夫委員が選任されるとともに、審査日程を3月20日、22日、23日、24日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などを行った上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会は全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細な報告は省略させていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了承願います。

本委員会に付託されました全会計予算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の4特別会計及び各事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました清水副委員長、丁寧な答弁をいただきました理事者、説明員の皆様並びに連日かつ熱心に審査を尽くしていただきました各委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおりに終わることができましたことに感謝を申し上げ、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第19号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会にて審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第19号 令和5年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 令和5年度

名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 令和5年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第27号 令和5年度名寄市下水道事業会計予算までの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 議案第28号 名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴って同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 1つ確認をさせていただきたいというふうに思います。

今回の法律施行条例の中で名寄市個人情報保護条例の廃止がうたわれています。この中でもともとあります、名寄市個人情報保護条例の中にあります8条、個人情報収集の制限、また9条の利用及び提供の制限などがありました。本人の同意があるときというふうにありました。これについては、今回改められる条例の中でどのように取り扱われるのかお知らせをいただきたいと思います。

個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置という部分も今回書かれてあります。この部分との関連性についてもお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今回の個人情報保護法の施行条例につきましては、御案内のとおりこれまで国ですとか独立行政法人ですとか民間事業者、地方公共団体、それぞれ所管官庁、法令、対象ばらばらだったものを今回新個人情報保護法、改正の保護法に統一して、個人情報の保護を図ろうというものでございます。そういう部分で、今回の条例の制定につきましては、基本的に改正法を施行するための条例の制定ということで施行条例の制定という形になっておりまして、基本的には全部法律でやるのですけれども、例えば手数料をどうするかとか、そういう部分の市町村に委ねられる部分を今回条例を制定したというところでございます。基本的な理念については、形についてはほとんど変わっておらず、収集ですとか、そういう部分とか目的外使用ですか、そういう部分も、目的外使用でしたら改正法の69条第1項で法令に基づく場合を除き目的外使用は制限されるだとか、収集についても基本的には目的内で収集するだとか、そういう部分については変わりがないという形で御理解いただければと思います。

あと何でしたっけ。

○議長（東 千春議員） 経過措置……

○総務部長（渡辺博史君） 経過措置につきましては、今現状で4月1日が施行という形になりますので、それまでは現行の条例で適用するという

ことであります。不利益処分含めまして経過措置があるという形で御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 制定の説明にもありましたように、デジタル社会の形成を図るためということで、マイナンバーカードの取得が随分進められている中で、やはり市民の皆さんの中には個人情報の取扱いについての不安が非常に大きくある中です。今回、これが今までの個人情報保護条例が廃止になって、施行条例ということなのですけれども、これはどういうことでこうなるのかという、不安は募るというふうに思っています。それで、個人情報保護条例の中にあつた、不服申立てというのも22条の中にあります。そういう部分は、どのように取り扱われていくのか御説明をいただきたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 不服申立てですとか利用の休止ですとか開示請求があつて、その決定に対して不服の場合は審査請求できるだとか、そういう部分につきましては個人情報の保護に関する法律の中で明確に法で決まっております、それぞれ請求する様式なんかも、要件なんかも、様式というか、こういうものを記載して請求しなさいよと。そういうのを踏まえて、利用停止請求でしたら条例の中で規則で定めますよという形でありまして、うちの規則でこの条例が議決されましたら4月1日施行に向けて様式を整備すると。規則も基本的には市の意思を明確にするようなものではなくて、基本的には個人情報保護に関する法律を踏まえた様式だとか、そういうのをつくる形になりますので、この法律にのつとつた形の手続を踏んで審査請求ですとか不服、利用停止ですとか、訂正もあるでしょうし、開示請求もあるでしょうし、その手続はやっていくという形になろうかと思ひます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今御説明をいただきましたけれども、すんなりきちんと整理ができたかなという、私はちょっと不安になっているところです。やっぱり市民の方々もそういった部分では不安も増すかなというふうに思ひますので、丁寧な対応していただくことが必要かというふうに思ひますので、そのことを申し上げて、終わりたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よつて、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第29号 令和4年度名寄市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第29号 令和4年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、認定こども園、幼稚園等を対象とする施設型給付費の算定の基礎となる公定価格が改定されたことに伴う補正をしようとするものでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,429万1,000円を追加し、予算総額を247億3,

369万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款民生費、10款教育費におきまして子ども・子育て支援運営事業費の追加は、各認定こども園、幼稚園等への施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金の算定について令和4年4月に遡って公定価格を改定することとなったことから、不足する負担金を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。施設型給付費負担金の追加に伴う国庫負担金、道負担金を追加をするほか、財政調整基金繰入金442万7,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第30号 名寄市副市長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 名寄市副

市長の選任について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日をもって橋本正道副市長が任期満了になることに伴い、引き続き橋本正道氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第31号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

名寄市教育委員であります高橋雅樹氏が本年5月15日をもって任期満了となりますが、本件は同委員を引き続き教育委員に任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和5年1月10日午後6時35分頃、名寄庁舎配置の共通公用車が道道538号旭名寄線を東風連方面から名寄市街地へ移動中、第1風連旭名寄線踏切直前の左カーブに差しかけたところ、凍結路面により減速が間に合わず、右前方の踏切遮断機に激突したものでございます。過失割合は本市が100%であり、北海道旅客鉄道株式会社への損害賠償として11万6,708円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第32号 名寄市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議案第32号 名寄市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の理由を説明申し上げます。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いなどに関する共通ルールが設定されました。本市を含む地方公共団体の個人情報保護制度は本年4月1日から同法の適用を直接受けることになりましたが、議会は同法の適用対象外となっています。本件は、本市議会が保有する個人情報の取扱いを適切に行い、その取扱いで執行機関との差異が生じないように新たに議会独自の条例を制定しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第33号 名寄市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議案第33号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

現在の委員会の傍聴については、本会議と同様の運用としていますが、委員会においてもその運用を明文化することが望ましいことから、本件は本条例の一部を改正し、委員会の傍聴に係る規定について議長が定めることができるようにしようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第34号 名寄市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 議案第34号 名寄市議会会議規則の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市議会では、情報技術の活用として公用のタ

ブレット端末を導入し、令和4年第2回定例会から今定例会までを試行期間として議会審議などに使用してきました。本件は、本年第2回定例会からのタブレット端末による議会運営の本格実施に当たり、タブレット端末の使用や紙媒体の資料などの配付に代わる措置に係る規定の追加などをするため、本規則の一部を改正しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 意見書案第1号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書、意見書案第2号 不登校の公的対応を求める意見書、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外1件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外1件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外1件は原案のとおり

可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 報告第2号 例月出納検査報告、定期監査報告等についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 委員会所管事務調査報告を行います。

経済建設常任委員会の調査研究項目である産業振興による地域経済活性化とまちづくりについて委員会の報告を求めます。

経済建設常任委員会、山田典幸委員長。

○経済建設常任委員長（山田典幸議員） 当委員会では、今任期の活動のメインテーマを産業振興による地域経済活性化とまちづくりについてと設定し、サブテーマを官民協働による中心市街地活性化に向けてとして調査研究を行うことといたしました。

少子高齢化などの要因による人口減少が進行する中において、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには産業の振興による地域経済の活性化が必要不可欠であり、本市においては基幹産業である農業の振興、地元商工業をはじめとする中小企業の育成や商店街の活性化に向けて様々な施策の展開が図られておりますが、いまだ多くの課題が山積しているのが現状です。昨

今多くの地方都市において中心市街地の空洞化問題が深刻化しており、その課題解消に向けて地域の特色や有意性を生かした取組はもとより、民間との協働による事業の推進など多様な取組が各地で行われております。本市においても中心市街地の活性化は喫緊の課題であることから、当委員会としても中心市街地活性化の取組を含めたまちづくり施策について理解を深め、本市の立地適正化計画などの推進状況を検証しながら、本市に必要とされる取組などについて調査研究を行ってまいりました。取り組む中で新型コロナウイルス感染症の影響により当初の計画どおりに活動を進められない状況もありましたが、各委員の協力の下、本テーマの調査研究を終え、報告書としてまとめました。報告書は初めに、名寄市における現状と課題、関連施策の推進状況、調査研究活動の経過、所管部署及び関係団体との意見交換の概要、視察先の概要、先進地視察のまとめ、調査研究活動のまとめと意見、終わりにで構成されております。

まず、名寄市における現状と課題ですが、郊外型大型店舗の進出や消費者ニーズの多様化、後継者不足などの要因による中心市街地の事業所数の減少、経済活動の縮小による活力の低下、空き店舗の増加による空洞化の進行などであり、関連施策の推進状況では名寄市中小企業振興条例、名寄市立地適正化計画及び名寄市公共施設等再配置計画のそれぞれの推進状況を記載しております。

所管部署及び関係団体との意見交換の概要ですが、令和2年1月20日に名寄商工会議所との意見交換会を行い、市内商工業の状況について説明をいただき、今後のまちづくりに必要な施策などについて意見交換を行いました。令和3年2月25日には、経済部との意見交換として経済部の担当職員と委員全員で所管事項についての意見交換を行い、中心市街地の現状について理解を深め、共通認識を図りました。令和5年2月6日に2回目の名寄商工会議所との意見交換会を行い、市内の経済状況や立地適正化計画などのまちづくりに

関わる施策の推進状況などについて意見を交換し、理解を深めました。

視察先の概要については、中心市街地活性化の取組を視察した滋賀県守山市、三重県伊賀市、室蘭市、富良野市の視察内容を記載しております。詳細については、令和4年第3回定例会において委員の派遣報告として報告済みでありますので、割愛させていただきます。

先進地視察のまとめについては、視察報告書などにおける各委員の意見や感想をまとめ、調査研究活動のまとめと意見に反映をいたしました。

最後に、調査研究活動のまとめと意見について申し上げます。中心市街地活性化を含めたまちづくりを進めていく上では、地域の特色や有意性を生かした明確なコンセプトに基づくまちづくりのグランドデザインをしっかりと描くことが何よりも重要であります。名寄市立地適正化計画においては、まちの魅力向上や商業エリアの活性化、公共施設の再編による拠点施設の整備などを掲げ、コンパクトなまちづくりを目指すこととしており、町中のにぎわいと活性化の実現に向けてグランドデザインや全体構想に基づき人が集まり、滞在し、回遊するという人の流れを形成する仕掛けづくりが必要と考えます。

公共施設の整備、集約については、官民連携、協働による事業推進の体制を構築することが行政施設の効率的な運営とにぎわいづくりに資する民間のノウハウを効果的に発揮させるために有効な手段であると先進事例などを調査研究する中で改めて認識をいたしました。また、施設の整備だけにとどまらず、総合的な事業のプロデュースにおいても民間活力などを行政がサポートする体制が有効であり、行政、関係団体のみならず、商店街事業者はもちろん、地域住民なども巻き込んだ連携、協働での取組が望まれます。

中心市街地に人が集う仕組みづくりとして、公共施設の再配置を求める声が多くある一方、まとまった市有地がないことから、空き店舗や駐車場

などの集約化や民地を含めた土地利用転換などの具体的手法の検討が必要です。地権者や商店街事業者との話し合いや協力により複合的なにぎわいづくりを考えて前へ進めていくことが求められます。

大きな事業を完成させた自治体には、それぞれ熱い思いを持った人材の存在がありました。人が事業を推し進め、人が事業を完成させる。先進地視察では、そうした感想を強く抱きました。今後の本市の取組においても強いリーダーシップを持って中心市街地活性化に向けて人々を牽引するキーパーソンの存在を期待いたします。

終わりに、現在名寄市公共施設等再配置計画における令和8年度までを計画期間とするフェーズワンの対象施設である図書館、児童センター、学生寮、生活支援ハウス、ワーケーション施設の5施設について図書館を軸に再配置パターンの絞り込みや必要な機能、規模などについて市民ワークショップなどの開催を重ねながら議論が進められており、コンパクトなまちづくりによる中心市街地のにぎわいが駅前を中心とする商店街の活性化につながることを大いに期待するものであります。

今後中心市街地をどのように魅力あふれる場所としてつくり上げていくかは、行政をはじめ各種関係団体、各事業者などの連携、協働はもちろん、そこに関わる市民一人一人のまちづくりへの思いと強い意志にかかっております。今後私たちもそれぞれの立場において未来に夢と希望の持てるまちづくりへの協力を惜しまないことをお約束申し上げて、所管事務調査報告といたします。

○議長（東 千春議員） 以上で委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 山 田 典 幸

質 問 文 書 表 (代表質問)

令和 5 年 第 1 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 田 典 幸 (P 50)	1. 令和 5 年度の市政執行について (1) 新年度の重点施策について (2) 名寄市総合計画 (第 2 次) 後期基本計画の具現化に向けた取り組みについて (3) アフターコロナ社会を見据えた施策展開について 2. 名寄市における各種課題への対応について (1) 進行する人口減少への対応について (2) 王子マテリア株式会社名寄工場敷地の利活用について (3) 老朽化する市内公共施設への対応について (4) 名寄市立地適正化計画の具現化に向けた取り組みについて 3. 農業・農村振興施策について (1) 第 2 次名寄市農業・農村振興計画 (後期実施計画) の具現化に向けた取り組みについて (2) 新年度における主要農業施策について (3) 労働力確保対策について (4) 燃料、資材等高騰への対応、対策について (5) 将来の地域農業のあるべき姿について 4. 地域経済の活性化について (1) コロナ禍の影響に対する今後の対策について (2) 公共事業における燃料、資機材高騰の影響について (3) 市内中小企業の人材確保について (4) アフターコロナにおける観光振興施策について (5) ピヤシリスキー場の今後の施設整備について 5. 名寄市立大学の運営について (1) 学生確保対策について (2) 大学と地域の連携・協働の取り組みについて (3) 新年度における大学院設置に向けた検討について (4) 独立行政法人化の検討準備等の状況について 6. 教育行政について

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 新年度の教育行政重点施策について (2) 社会に開かれた教育課程について (3) 学校施設の整備について (4) 新名寄高校の魅力化の取り組みについて
2	佐久間 誠 (P 71)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度市政執行方針から <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度の主な事業について 2. 平和行政の推進について <ul style="list-style-type: none"> (1) 平和教育・平和学習の取り組みについて (2) 非核平和都市宣言に関する取り組みについて (3) 国の防衛予算増大に対する考え方について 3. 空き家、空き地の適正管理について <ul style="list-style-type: none"> (1) 苦情対応件数の現状と手だてについて (2) 空き家発生 of 未然防止対策について (3) 団塊の世代が75歳に突入する2025年問題と住宅のあり方の相談体制について 4. 老朽化する施設についての長寿命化計画及び対策について <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合福祉センターについて (2) しらかばハイツについて (3) 図書館や児童センターの対応について (4) 学校関係施設の老朽化について 5. 名寄市のこれからの課題について <ul style="list-style-type: none"> (1) 王子マテリア撤退後の企業誘致構想の現在までの進捗状況について (2) 除雪対策について (3) 東病院の移転構想について (4) 名寄市立大学について 6. 行政職員に期待を寄せて <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度の職員研修の主な内容について

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和5年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 94)	1. ポストコロナに向けての施策展開について (1) コロナ禍における事業中止による影響について (2) コロナ禍での働き方の変化について (3) ポストコロナにおける具体的な事業運営と課題について 2. 魅力ある市立大学の運営に向けて (1) 令和5年度入学志願者、学科別の状況について (2) 過去5年間の卒業生の就職・進学状況について (3) 将来構想(ビジョン2026)後期実施計画の推進に向けて
2	富 岡 達 彦 (P104)	1. 物価高騰による市内経済・市民生活にかかわって (1) 中小企業、個人事業者への支援について (2) 生活困窮者への自立支援について (3) 中高年シングルへの支援について 2. 人権尊重と男女共同参画にかかわって (1) 差別のないまちづくりについて (2) 同性婚の法制化、選択制夫婦別姓に対する本市の考え方について (3) LGBT理解増進法案に対する本市の考え方について (4) 第3次男女共同参画推進計画でのジェンダー平等の考え方について 3. 宗谷本線活性化推進協議会の取り組みにかかわって (1) 宗谷本線名寄以北の並行バスの実証実験について
3	今 村 芳 彦 (P116)	1. 風連地域の課題について (1) 地域的な人口減少の分析と対策について (2) 地域公共交通の課題と検証について (3) アフターコロナを見据えた地域コミュニティ活性化に向けて (4) 塵芥収集にかかる課題について

<p>4</p>	<p>清 水 一 夫 (P 1 2 8)</p>	<p>1. 本市の農業の更なる発展について (1) 土づくり対策について (2) 特色ある農産物の推進及びブランド化について 2. 本市の自然・施設環境を活かした冬季スポーツの持続的な発展について (1) 夏の期間に施設整備の実施について (2) バックカントリーについて</p>
<p>5</p>	<p>高 橋 伸 典 (P 1 3 6)</p>	<p>1. 支え合う助け合う地域社会の構築について (1) 日常の買い物などへの支援について (2) 認知症の人も家族も安心な地域について (3) 心のサポーター養成制度の充実について (4) ヤングケアラー等への支援について (5) 地域防災力の向上への取り組みについて 2. 障がい者の自立に対する支援について (1) オムツ購入補助とごみ袋の支給について (2) 児童デイサービスの運営について (3) 相談員・相談窓口の設置について (4) 点字ディスプレイの補助について (5) ヘルプカード普及への取り組みの強化について 3. 安心して安全な除排雪体制について (1) 業者の道路への雪投げに対する罰則について (2) 市民雪堆積場に入入りする規定外車両への罰則について (3) 働き方改革に伴う今後の除排雪体制について 4. 奨学金の代理返還への支援について (1) 代理返還を行う企業への支援について</p>
<p>6</p>	<p>塩 田 昌 彦 (P 1 4 7)</p>	<p>1. 地域経済の活性化に向けて (1) 厳しさを増す地域経済の現状把握とその対応について (2) 経済の好循環に向けた消費喚起について 2. 行財政改革と財政運営について (1) 行財政改革の推進について (2) 健全で持続可能な財政運営について</p>
<p>7</p>	<p>三 浦 勝 秀 (P 1 5 8)</p>	<p>1. 市内飲食店について (1) 長引くコロナが市内飲食店に与えている影響について</p>

		<p>(2) 飲食店が地域に及ぼす役割とあり方について</p> <p>(3) 今後の市内飲食店に対する支援について</p> <p>2. ふるさと納税について</p> <p>(1) 今年度の寄附件数や返礼品などの状況について</p> <p>(2) 寄附金額と納税額について</p> <p>(3) 今後のふるさと納税について</p>
8	倉澤 宏 (P168)	<p>1. 空き家等の対策について</p> <p>(1) 空き家等の実態把握について</p> <p>(2) 名寄市空き家等対策計画について</p> <p>(3) 適切に管理されない物件への対応について</p> <p>2. 温浴施設の整備について</p> <p>(1) 温浴施設の必要性と効果について</p> <p>(2) 官民連携での整備について</p> <p>3. 地域医療対策について</p> <p>(1) 市内開業医の現状について</p> <p>(2) 名寄市開業医誘致条例について</p>
9	川村 幸栄 (P186)	<p>1. 第3次名寄市男女共同参画推進計画にかかわって</p> <p>(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けて</p> <p>(2) 女性による女性のための相談体制の確立を</p> <p>(3) 避難先の確保について</p> <p>(4) あらゆる分野における、男女共同参画社会の推進について</p> <p>2. 第2次名寄市農業・農村振興計画にかかわって</p> <p>(1) 食料自給率向上の考え方について</p> <p>(2) 地元酪農・畜産業を守るための支援について</p> <p>(3) 学校給食での有機農産物の利活用について</p> <p>3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化について</p> <p>(1) 紙の保険証の廃止について</p> <p>(2) 相談窓口の設置について</p>
10	山崎 真由美 (P198)	<p>1. 名寄市の農業・農村の振興をめざして</p> <p>(1) 名寄市農業・農村振興計画による前期実施計画の検証と後期実施計画の方向性について</p> <p>(2) 近年の課題に対する受け止めと対応策について</p> <p>(3) 持続可能な農業経営のために</p>

		<p>2. 名寄市の特徴を活かした教育の充実をめざして</p> <p>(1) 高校新設に向けた取り組みの成果と課題の検証について</p> <p>(2) 幼・小・中・高・大の連携を強みとした教育実践について</p>
--	--	--

令和5年第1回名寄市議会定例会議決結果表

令和5年2月27日～令和5年3月24日 26日間
 本会議時間数 18時間29分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
令和4年第4回 定例会 付託議案第1号	名寄市名風聖苑設置及び管理条例の一部改正 について	4.11.28 市民福祉常任	5.2.3 修正すべき	5.2.27 修正可決
令和4年第4回 定例会 付託議案第2号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正につ いて	4.12.16 市民福祉常任	5.1.23 可決すべき	5.2.27 原案可決
第 1 号	名寄市営球場条例の一部改正について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 2 号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 3 号	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 4 号	名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 5 号	名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改正につ いて	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 6 号	名寄市新規就農者等に関する条例の一部改正 について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 7 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 8 号	新市建設計画の変更について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 9 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 1 0 号	財産の取得について	— —	— —	5.2.27 原案可決
第 1 1 号	令和4年度名寄市一般会計補正予算（第11 号）	— —	— —	5.2.27 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 2 号	令和4年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 3 号	令和4年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第5号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 4 号	令和4年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 5 号	令和4年度名寄市立大学特別会計補正予算(第3号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 6 号	令和4年度名寄市病院事業会計補正予算(第2号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 7 号	令和4年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 8 号	令和4年度名寄市下水道事業会計補正予算(第3号)	—	—	5. 2. 27 原案可決
第 1 9 号	令和5年度名寄市一般会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 0 号	令和5年度名寄市国民健康保険特別会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 1 号	令和5年度名寄市介護保険特別会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 2 号	令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 3 号	令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 4 号	令和5年度名寄市立大学特別会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 5 号	令和5年度名寄市病院事業会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 24 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 6 号	令和5年度名寄市水道事業会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 7 号	令和5年度名寄市下水道事業会計予算	5. 2. 27 予算審査特別	5. 3. 23 可決すべき	5. 3. 24 原案可決
第 2 8 号	名寄市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	—	—	5. 3. 24 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 2 9 号	令和4年度名寄市一般会計補正予算(第12号)	—	—	5. 3. 24 原案可決
第 3 0 号	名寄市副市長の選任について	—	—	5. 3. 24 同 意
第 3 1 号	名寄市教育委員会委員の任命について	—	—	5. 3. 24 同 意
第 3 2 号	名寄市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	—	—	5. 3. 24 原案可決
第 3 3 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	—	—	5. 3. 24 原案可決
第 3 4 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	—	—	5. 3. 24 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	5. 3. 24 報 告 済
報 告 第 2 号	例月出納検査報告、定期監査報告等について	—	—	5. 3. 24 報 告 済
意 見 書 案 第 1 号	LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書	—	—	5. 3. 24 原案可決
意 見 書 案 第 2 号	不登校の公的対応を求める意見書	—	—	5. 3. 24 原案可決
	閉会中継続審査(調査)の申し出について	—	—	5. 3. 24 決 定
	委員会所管事務調査報告	—	—	5. 3. 24 報 告 済